

Sustainability Data Book 2018

パナソニック株式会社

サステナビリティ データブック 2018



Panasonic

サステナビリティ データブック 2018について

当社のサステナビリティに関する報告は、当社Webサイト「CSR・環境サイト」と本誌「サステナビリティデータブック」で行っています。

報告テーマは、ステークホルダーの関心事と当社にとっての重要度に基づくマテリアリティ(重要テーマ)分析により選定しています。環境活動は、パナソニック環境ビジョン2050の内容や、環境行動計画 グリーンプラン2018に規定した項目を基に報告を行っています。

「サステナビリティ データブック」では、「CSR・環境サイト」の報告内容のうち、方針や考え方、パフォーマンスデータなどの主要情報を抜粋して報告しています。割愛しているテーマや取り組みの具体例などは、「CSR・環境サイト」をご覧ください。

▶CSR・環境サイト

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability.html>

報告範囲

特に注記がない場合は、下記に基づき実績を算出

期間：2017年度(2017年4月1日～2018年3月31日)

組織：パナソニック株式会社と連結子会社、ただし、2016年4月に連結子会社となったHussmann Parent社、2017年4月に連結子会社となったフィコサ・インターナショナルS.A.社、およびこれら2社の連結子会社は含まない

データ：

- 製造事業場に関するデータはパナソニックグループの環境マネジメントシステムを構築している全製造事業場(244)を対象
- 年度や地域が明記されていないデータは、グローバルの2017年度実績

保証

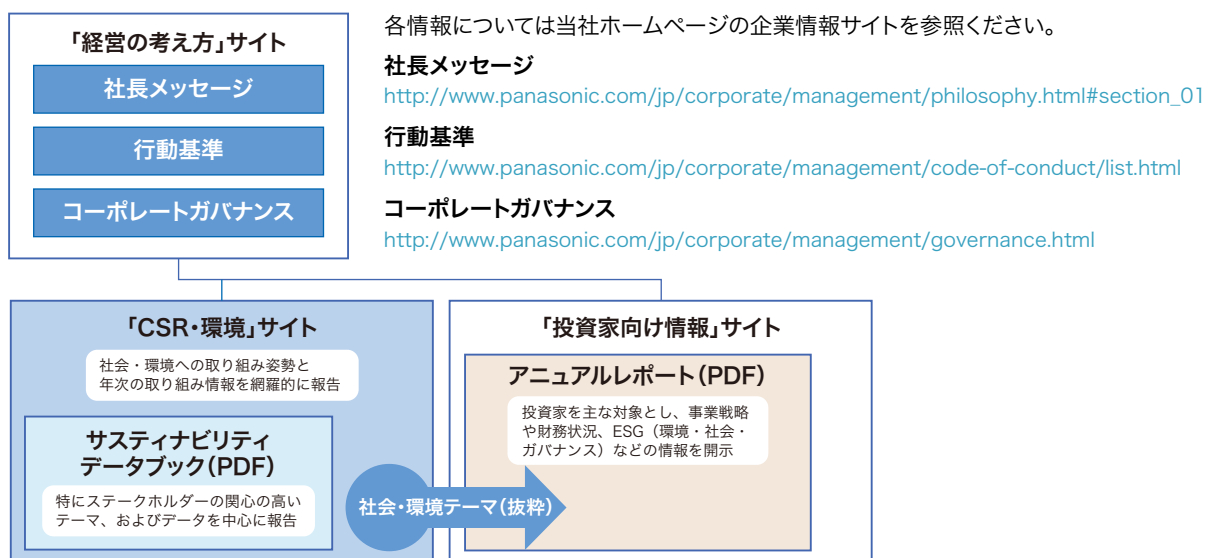
環境に関する主なデータは、KPMGあずさサステナビリティ株式会社による保証を受けています。保証対象指標の詳細はP129の独立保証報告書をご覧ください。

参考にしたガイドライン

GRIスタンダードの開示要求項目

環境省「環境報告ガイドライン2012年版」

社会・環境への取り組みに関する報告の体系図



サステナビリティ データブック 2018 目次

サステナビリティ データブック 2018 について	1
会社概要	4
経営理念とサステナビリティ	5
CSR活動の推進体制	6
リスクマネジメント	8
社会課題への取り組み事例 (SDGsとの関連)	10

環境

パナソニック環境ビジョン2050	12
方針	14
環境ガバナンス	18
環境マネジメントシステム	19
環境リスクマネジメント	20
環境情報システム	22
環境負荷の全体像と環境会計	23
環境配慮商品・工場	26
CO ₂ 削減	31
省・創・蓄エネ商品によるCO ₂ 削減	33
地球温暖化の緩和・適応	35
工場の地球温暖化防止	36
グリーンロジスティクス	40
資源循環	42
投入資源の削減と再生資源の活用	44
工場廃棄物管理 ゼロエミッション化	46
製品のリサイクル	48
水資源保全	51
化学物質管理	53
生物多様性保全	60
サプライチェーン連携	64
人材育成	66
環境コミュニケーション	67
環境活動のあゆみ	69

人権の尊重

マネジメントシステム	71
方針	71
教育	71
責任者・体制	71
人権に関する相談窓口	71
評価	73
基本的人権への取り組み状況	74
グローバルな基準・法令等への取り組み状況	77

人材育成と多様な人材の活用

従業員の内訳	81
方針	81
責任者・体制	81
ダイバーシティ&インクルージョンを担当する組織	81
評価	82
人材登用	82
業績連動型の報酬体系	82
人材育成	83
多様性	85

労働安全衛生

マネジメントシステム	89
方針	89
教育	90
責任者・体制	91
労働安全衛生に関する相談窓口	92
主な取り組み	92
評価	94

責任ある調達活動

サプライチェーンの概要	95
マネジメントシステム	95
方針	95
教育	96
責任者・体制	96
購入先様へのCSRの徹底	97
責任ある鉱物調達	98

公正な事業活動

マネジメントシステム	100
方針	100
コンプライアンス教育	101
責任者・体制	102
内部通報制度	102
評価(重大な違反と是正の取り組み)	103
公正取引(カルテル防止/腐敗防止)	104
模倣品対策の取り組み	106

お客様対応

マネジメントシステム	107
方針	107
責任者・体制	108
管理指標	110
B2B向けシステム・ソリューション事業における お客様満足度向上活動	110

品質向上と製品安全の確保

マネジメントシステム	111
方針	111
教育	112
責任者・体制	112
委員会・組織	113
国際安全規格の認証取得事例	113
重大事故と対策(製品事故への対応)	114
受賞履歴	115

製品セキュリティ

製品セキュリティ	116
----------	-----

情報セキュリティ・個人情報保護

方針	117
情報セキュリティマネジメントシステム	117

CSR実績データ一覧	118
------------	-----

社外からの評価	123
---------	-----

RBA行動規範対照表	125
------------	-----

KPMGあずさサステナビリティ株式会社 による独立保証報告書	129
-----------------------------------	-----

当社の事業活動に関するご報告	130
----------------	-----

会社概要

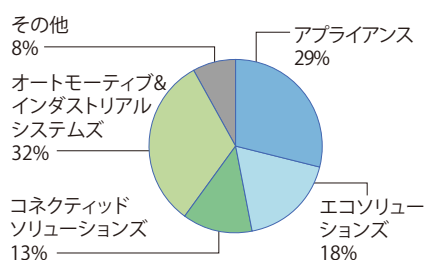
2018年3月31日現在

社名 パナソニック株式会社	創業 1918年(大正7年)3月7日
本社 〒571-8501 大阪府門真市大字門真1006番地 TEL (06) 6908-1121 (大代表)	代表者 代表取締役社長 津賀一宏
設立 1935年(昭和10年)12月15日	資本金 2,587億円

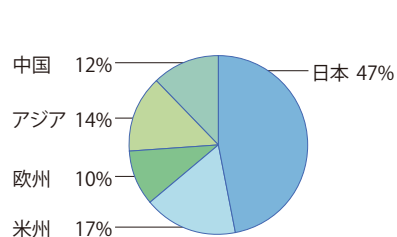
2017年度決算概要

売上高 79,822億円	営業利益 3,805億円	税引前利益 3,786億円
親会社の所有者に帰属する当期純利益 2,360億円	従業員総数 274,143人	

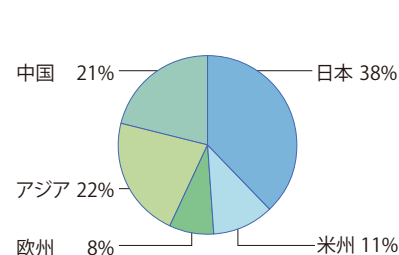
セグメント別売上高比率(2017年度)



地域別売上高比率(2017年度)



地域別従業員比率(2017年度末)



主要商品・サービス

当社グループにおけるセグメント別の主要な商品・サービスは次のとおりです。

アプライアンス

ルームエアコン、大型空調、テレビ、デジタルカメラ、ビデオ機器、オーディオ機器、固定電話、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、電子レンジ、炊飯器、美・理容器具、コンプレッサー、燃料電池、ショーケース

エコソリューションズ

照明器具、ランプ、配線器具、太陽光発電システム、水まわり設備、内装建材、外装建材、換気・送風・空調機器、空気清浄機、自転車、介護関連

コネクティッドソリューションズ

航空機内エンターテインメントシステム・通信サービス、電子部品実装システム、溶接機、プロジェクター、業務用カメラシステム、パソコン・タブレット、監視・防犯カメラ

オートモーティブ&インダストリアルシステムズ

車載インフォテインメントシステム、電装品、自動車用ミラー、車載電池、リチウムイオン電池、乾電池、制御機器、モーター、半導体、電子部品、電子材料、液晶パネル

その他

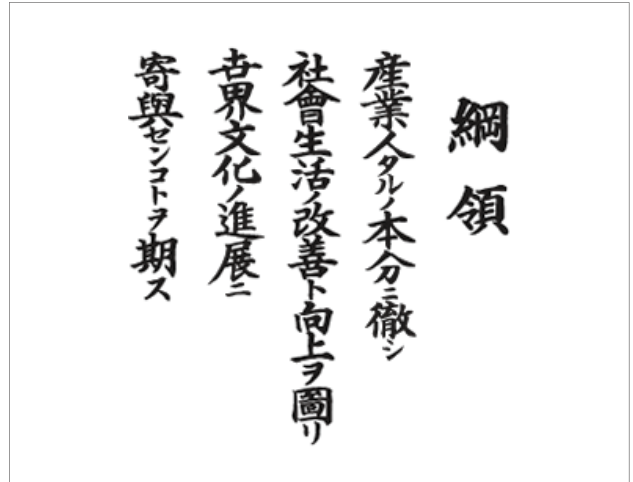
パナホーム(株)
戸建住宅、集合住宅、分譲用土地・建物、リフォーム、原材料

経営理念とサステナビリティ

私たちパナソニックの使命は、生産・販売活動を通じて社会生活の改善と向上を図り、世界文化の進展に寄与すること——。当社「綱領（右図）」には、事業を通じて世界の人々の生活をより豊かでより幸福なものにするという、パナソニックグループの事業の目的とその存在の理由が簡潔に示されています。

当社は、これを経営理念としてすべての事業活動の基本としてきました。そこには「企業は社会の公器である」という基本的な考え方があります。企業にとっての人材、資金、物資など、あらゆる経営資源は、すべて社会が生み出したものです。企業は、こうした資源を社会から預かり事業活動を行っている以上、社会と共に発展し、その活動は透明で公明正大なものでなければならないと考えます。

私たちパナソニックグループは、あらゆる面で、「社会の公器」にふさわしい経営や行動を心がけ、これからも本業であるモノづくりを通して「経営理念」の実践に努めてまいります。そして、これこそが私たちパナソニックグループのサステナビリティそのものです。社会、経済、地球環境など、あらゆる面で大きな転換期にある今日、パナソニックグループはこれからも世界中でサステナビリティ経営を徹底し、明日のライフスタイルを提案し続けながら地球の未来と社会の発展に貢献していきます。



松下幸之助著「実践経営哲学」、1978年6月発行より

「“企業の社会的責任”ということが言われるが、その内容はその時々社会情勢に応じて多岐にわたるとしても、基本の社会的責任というのは、どういう時代にあっても、この本来の事業を通じて生活の向上に貢献するということだといえよう。こうした使命観というものを根底に、一切の事業活動が営まれることがきわめて大切なのである。」

創業者 松下幸之助

「経営理念」を実践するための具体的な指針として、「パナソニック行動基準」を1992年に制定しました。
(改定・更新を経て2016年に現基準)

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/list.html>

CSR活動の推進体制

サステナビリティに関わる課題や進捗を継続的、組織的にマネジメント

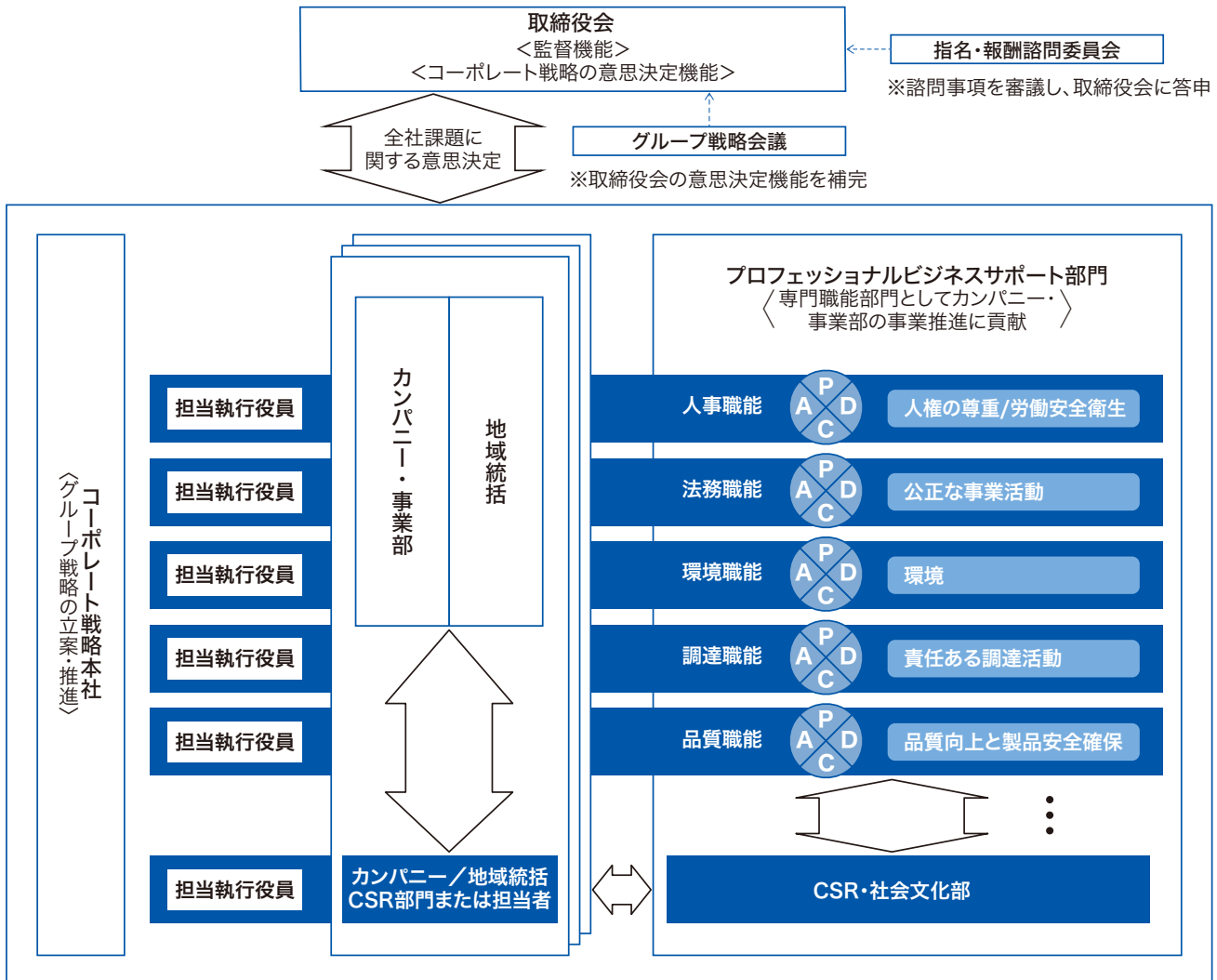
人権、公正な事業活動、環境などのCSR活動の取り組み分野ごとに担当執行役員と責任職能を配置して、カンパニー・事業部・地域・職能が様々な会議体やステークホルダーエンゲージメントの場を設けて日々の活動に落とし込み、PDCAサイクルを活用して進捗を確認しながら自立的に推進しています。

気候変動の緩和・適応や、水問題への貢献など、社会からの要請が高い全社課題については、取締役会やグループ戦略会議で意思決定を行っています。

マテリアリティについても、活動分野ごとに日々の活動のなかで分析と特定を行い、運営方針に織り込んでいます。活動分野ごとのマテリアリティとその選定の背景については、各分野の「マネジメントシステム」(環境については「方針」)の項をご覧ください。

また、国内外のガイドラインやステークホルダーの声を尊重することを基本的な考え方として、CSR活動を推進しています。

CSR活動の推進体制



グローバルな規格・規範・ガイドライン・イニシアティブを尊重

パナソニックは、グローバルスタンダードの規格や規範、ガイドライン、各種イニシアティブを踏まえて、事業を展開しています。また、これらの考え方は、事業活動の指針となる「パナソニック行動基準」や「サステナビリティポリシー」にも反映しています。

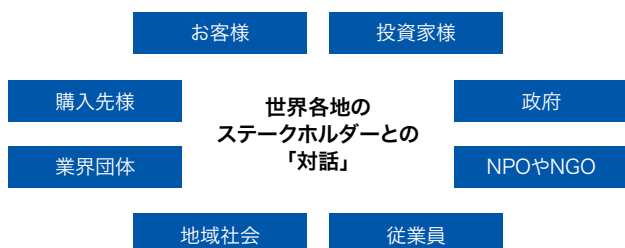
グローバルな規格・規範・ガイドライン・イニシアティブ

世界人権宣言	ILO中核的労働基準
OECD多国籍企業行動指針	国連ビジネスと人権に関する指導原則
経団連企業行動憲章	RBA(レスポンシブルビジネス・アライアンス)など業界行動規範
ISO26000	グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)スタンダード

ステークホルダーとの対話をもとに取り組みを推進

当社は、お客様、投資家様、購入先様、政府、業界団体、NPOやNGO、地域社会、従業員など世界中の幅広いステークホルダーと様々な場面で対話を実施しています。いただいたご意見は事業活動や商品づくりに取り入れています。

主なステークホルダー



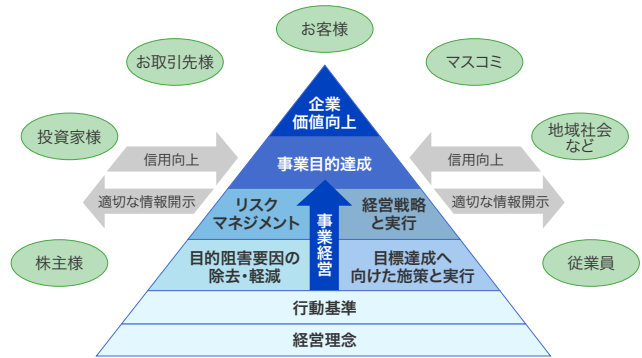
リスクマネジメント

基本的な考え方

当社では、創業者 松下幸之助の「先憂後楽の発想」「失敗の原因は我にあり」「すべての事には萌しがある」「小さい事が大事に至る。萌しを敏感にとらえて憂慮しなければならない」などの考え方を基軸とし、「失敗の原因」すなわち事業目的の達成を阻害する要因を事前になくしていく活動として、全社リスクマネジメント活動をグローバルに展開しています。

また、リスクマネジメント活動は、経営戦略の策定・実行とともに事業経営を推進するための「車の両輪」であり、これら両者が機能することで事業目的の達成をより確実にし、企業価値の向上につながるものと考えています。さらに、リスク情報を適切に社会に開示し、事業経営の透明度を高めるとともに、リスクに対して事前に対策を打ちリスクを低減することによって、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様や地域・社会にご安心いただくことができるものと考えています。

事業経営におけるリスクマネジメントの役割

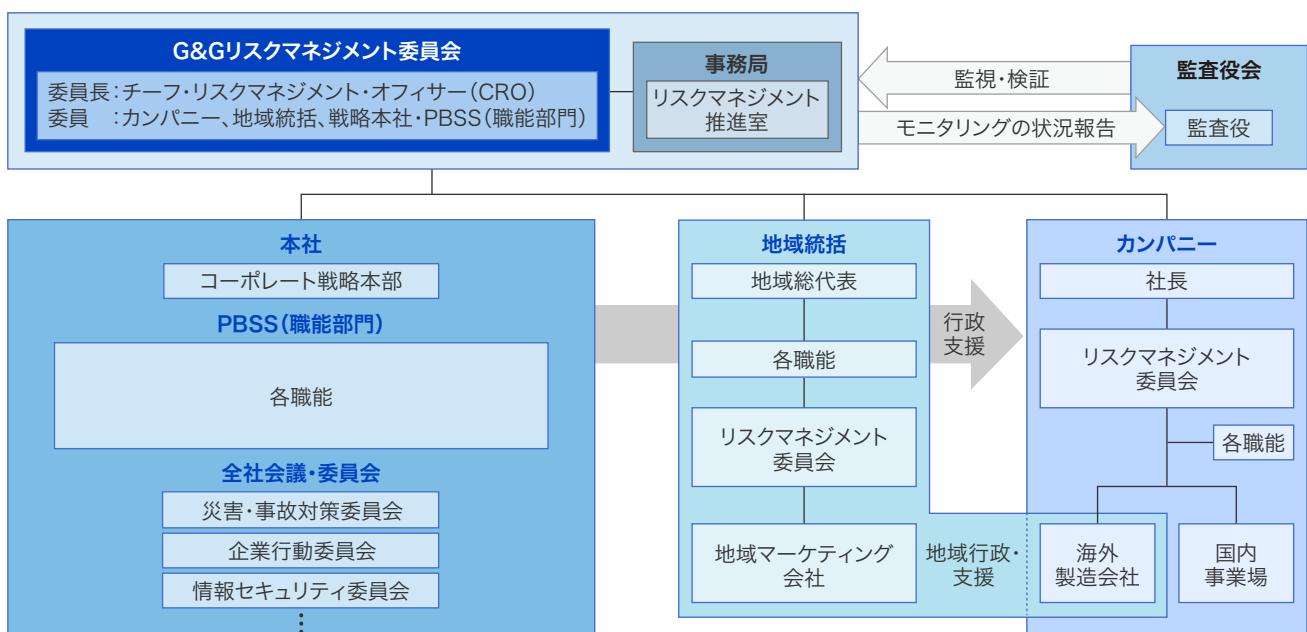


推進体制

当社では2005年4月から、パナソニックグループ全体のリスクマネジメントを推進する「グローバル&グループ リスクマネジメント委員会」(以下「G&Gリスクマネジメント委員会」)を設置しています。グループの経営幹部の中から任命されるチーフ・リスクマネジメント・オフィサー (CRO)を委員長とし、メンバーはカンパニーCRO(Chief Risk Officer)、地域統括会社、戦略本社・職能の責任者から構成され、事務局はリスクマネジメント推進室が担当しています。

G&Gリスクマネジメント委員会は、カンパニー・関係会社・本部および地域統括が実施したリスクアセスメントの結果をもとに全社重要リスクを決定します。これは、コーポレートとしての法的要請への対応の一環です。また、カンパニー・関係会社・本部および地域統括が策定した重要リスクの対策計画をもとに、対策進捗のモニタリングを実施し、必要に応じ職能・各種委員会への指示やカンパニー・関係会社・本部および地域統括への支援を行い、継続的改善を推進します。G&Gリスクマネジメント委員会の活動は定期的に取り締役会で報告され、またモニタリングの状況については監査役がその監視と検証を行っています。

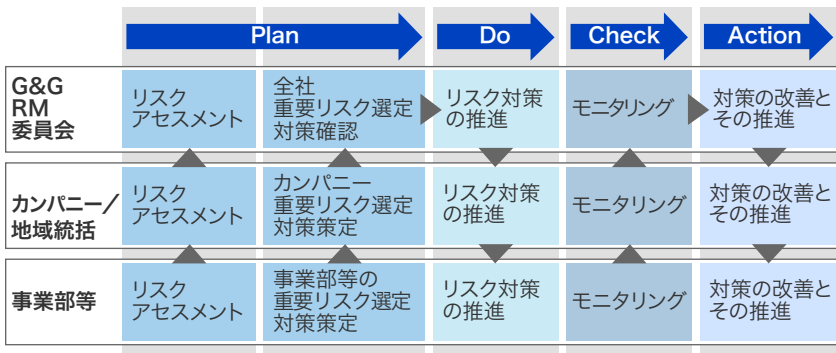
パナソニックグループ グローバル&グループ リスクマネジメント推進体制



基本的枠組み

当社では、G&Gリスクマネジメント委員会、カンパニーおよび事業部の3つのレベルでリスクマネジメントを推進しています。毎年、カンパニーおよび傘下の事業部等にて事業経営に影響を与えるリスクについてグローバル共通の基準（経営への影響度と発生可能性他）でリスクアセスメントを行い、カンパニー重要リスクを選定し対策を実施します。さらに、このカンパニー重要リスクを踏まえ、全社的な見地から全社重要リスクとして取り上げるべきリスクをG&Gリスクマネジメント委員会で検討、選定し、対策進捗のモニタリング、改善を行い、全社的なリスク対策の強化を図っています。

リスクマネジメントの基本的枠組み



2017年度 全社重要リスク

- 自然災害(地震、津波、気象災害など)
- 品質問題
- カルテル
- サイバー攻撃
- 労働災害

2018年度 全社重要リスク

- 自然災害(地震、津波、気象災害など)
- 品質問題
- 重大不正(カルテル、公務員贈賄、不適正会計)
- サイバー攻撃

リスク感性の向上

G&Gリスクマネジメント委員会では、リスクマネジメントの基本的な考え方を周知徹底し実践するため、パナソニックグループの従業員を対象として、リスクマネジメントに関する教育・啓発活動を計画的に推進しています。全従業員に社内広報を通じてG&Gリスクマネジメント委員会の内容(選定された全社重要リスクやその対策進捗)を周知するとともに、リスクマネジメント推進担当者に対しては毎年リスクアセスメントの説明会を実施。当社のリスクマネジメントの基本的な考え方である「リスクマネジメント実施要綱」を解説することで、リスクアセスメントの効果的な推進を行うためのスキルアップを図っています。

また、リスク発現時の対応不全によるリスク拡大を防止することを目的に、事業場長を対象とした「リスク発現時の対応指針」を発行し、徹底しています。新任の海外会社社長、海外赴任前の従業員に対しては、リスクマネジメントの基礎、リスク発現時の対応等についての研修を実施し、海外における現場でのリスク対応力を向上させています。

従業員が潜在的なリスクを報告できる仕組みとしては、コンプライアンス違反や各種ハラスメント、調達活動などに関するホットラインを整備しています。従業員およびお取引先様は、問題と感じた事象をいつでも自主的に通報することができます。また、毎年実施される全従業員対象のコンプライアンス意識実態調査でも職場に潜在的にあるコンプライアンス関連リスクを自主的に報告できる仕組みを設けています。収集されたリスクは各職場にフィードバックされ、リスク対応を行っています。

BCM(事業継続マネジメント)の取り組み

当社は社会の公器として生産・販売活動を通じて社会生活の改善と向上を図り、世界文化の進展に寄与することを経営理念としています。2005年より企業の社会的責務としての事業継続活動の必要性を強く認識し、有事にも商品の供給・サービスの提供を中断しないため、また万が一中断した場合においても早期に再開するためのBCM(事業継続マネジメント)活動を推進しています。特に、災害・事故などが当社のサプライチェーンにおいて発生した場合は、当社グループの生産・販売に影響が及び、これがBtoBビジネスにおいては、さらに納入先の生産・販売に影響することから、サプライチェーンも含めたBCMが重要であると考えています。

そのために、世界各地の自然災害リスク(地震、洪水、熱帯性低気圧、津波、自然火災、地滑り、竜巻、火山噴火)についてハザード調査を実施し、各カンパニーと結果を共有し、自社およびサプライチェーンで優先順位をつけた対策を実施しています。また、リアルタイムの災害・事故情報も入手し、従業員の安否確認や顧客企業への供給継続のための迅速な対応に努めています。

特に日本国内では、今後30年以内の発生可能性が高いと言われる首都直下地震、南海トラフ地震に備えるため、カンパニー横断タスクフォースを立ち上げ、政府の新たな被害想定に基づいた耐震対策や防災対策の推進、BCMの見直しを行っています。また、年1回、全社防災訓練を実施し、全社、カンパニー、事業部の各階層における緊急対策本部の立ち上げ、従業員の安否確認、各緊急対策本部間の被害状況の報告連絡といった初動対応能力の維持・向上を図っています。

調達活動においては、調達部材の重要度や代替可能性を評価の上、代替調達先の確保、緊急時の在庫の積み上げなどの管理を行っています。なお、火災事故に対しては、火災リスクアセスメント、防火自主点検、防火監査を定期的実施するとともに、火災事故対策事例の共有により事故再発防止を推進しています。

社会課題への取り組み事例 (SDGsとの関連)

取り組み事例	主な活動
<p>クリーンなエネルギー社会づくりへの貢献</p> <p>使うエネルギーを削減すると同時に、クリーンなエネルギーの創出・活用を進め、クリーンなエネルギーでより良く快適にらせる社会の実現を目指しています。2050年に向けて「創るエネルギー」が、「使うエネルギー」を超えることに挑戦しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「使うエネルギー」の削減：省エネ性能の高い製品やエネルギーマネジメントシステムの提供、当社の工場やオフィスにおける省エネの推進 ・「創るエネルギー」の拡大（クリーンなエネルギーの活用機会の増大）：環境対応車向け電池や、太陽光発電システム、燃料電池の提供
<p>まち全体でより良い暮らしを提供</p> <p>社会課題の解決と、地域全体の価値向上に向けて、パートナー企業、自治体、大学、住民の皆様との共創による、進化し続けるまちづくりを進めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の藤沢市、横浜市（綱島）において、「サステナブル・スマートタウン(SST)」を構築し、「エネルギー」「セキュリティ」「モビリティ」「ウェルネス」「コミュニティ」などに貢献するソリューションを提供 ・SSTで培ったノウハウを欧米(米国デンバー市など)や中国、インド、東南アジアなどグローバルに展開
<p>安全な交通社会づくりへの貢献</p> <p>高度なセンシング技術や画像認識技術、通信技術などを組み合わせ、ユーザーにわかりやすく情報を伝え、安全で安心な運転を支援するソリューションを開発・提供しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カメラ・センシング技術や画像処理技術を用いた、先進運転支援システム(ADAS)の提供 ・車とネットワークがつながる「コネクティビティ化」を見据えた通信技術の開発による、さらなる安全性の向上 ・安全を支えるITSソリューションの提供
<p>お客様企業の生産性向上</p> <p>製造業で培ったノウハウや、ロボティクス技術をテコに、消費者ニーズの多様化や高度化、労働力不足などの課題に直面するお客様のモノをつくる・運ぶ・売るプロセスを革新し、現場業務の生産性向上と継続的な価値創出を目指しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製造：製造現場の稼働状況などのデータをリアルタイムで可視化し、スピーディーな改善につなげることによる生産性の向上 ・物流：荷物取り扱いが急増する物流業界の倉庫・運送・配達現場の効率化・省人化 ・流通：先進プロダクツとICTによるシステムソリューションを軸に、流通業界の新たなビジネスモデルやサービスを共創
<p>循環型社会づくりへの貢献</p> <p>多くの資源を使用するメーカーの責務として、持続可能な資源利用への貢献を目指して、投入資源の削減、製品リサイクル、商品への再生資源の使用量拡大などを推進しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投入資源を最小化するために製品の小型化・軽量化を推進 ・使用済み家電のリサイクルをグローバルで推進 ・「商品から商品へ」をコンセプトとして、使用済み商品から取り出した資源(樹脂、鉄など)を用いた商品を提供 ・工場での廃棄物発生量の削減、リサイクル率の向上
<p>人権が尊重される社会づくりへの貢献</p> <p>グローバルに事業を展開する企業グループとして、サプライチェーン全体を視野に入れ、人権尊重とディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の確保を目指した取り組みを推進しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・強制労働、児童労働防止の取り組み ・外国人移民労働者を含む労働者の権利保護 ・労働安全衛生管理
<p>多様な人材が活躍する社会づくりへの貢献</p> <p>人材のダイバーシティを尊重し、インクルージョン(包摂)するための各種制度・取り組みを通じて、多彩な個性と能力をもつ人材が集まり、活躍できる企業グループを目指しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の経営参画促進(女性社員向け勉強会、女性リーダー向けキャリアアップセミナー開催など) ・性的指向・性自認に関わらず働きやすい職場づくり ・障がいのある社員が活躍できる職場づくり
<p>企業市民活動を通じたお役立ち</p> <p>自社商品の無償提供や、社会課題解決に取り組む団体への経営ノウハウ支援などによって、新興国・途上国の貧困解消や教育機会増大などを目指し、一人ひとりが自立したサステナブルな社会づくりに貢献しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーラーランタン10万台プロジェクト / 無電化ソリューションプロジェクト / みんなで“AKARI”アクション(太陽光発電による途上国の社会課題解決支援) ・Panasonic NPO/NGOサポートファンド for SDGs(貧困解消を目指す団体への組織基盤強化支援) ・サステナブル・シーフード(認証取得した海産物の利用による水産資源保護)

貢献するSDGs	詳細情報
	<p>サステナビリティデータブック2018 P12 パナソニック環境ビジョン2050 P31 CO₂削減</p> <p>WEBサイト パナソニック環境ビジョン2050 CO₂削減</p>
	<p>WEBサイト Fujisawa SST Tsunashima SST CityNOW プロジェクト(英語のみ)</p>
	<p>WEBサイト ヒトにやさしい安全なクルマ社会へ</p>
	<p>WEBサイト ビジネスソリューション</p>
	<p>サステナビリティデータブック2018 P42 資源循環</p> <p>WEBサイト 資源循環</p>
	<p>サステナビリティデータブック2018 P71 人権の尊重 P95 責任ある調達活動</p> <p>WEBサイト 人権の尊重</p>
	<p>サステナビリティデータブック2018 P81 人材育成と多様な人材の活用</p> <p>WEBサイト 人材育成と多様な人材の活用 Inclusion & Diversity</p>
	<p>WEBサイト ソーラーランタン10万台プロジェクト 無電化ソリューション AKARIアクション Panasonic NPO/NGOサポートファンド for SDGs サステナブル・シーフード</p>

環境：パナソニック環境ビジョン2050

eco ideas

パナソニック環境ビジョン2050

環境・エネルギーを中心とした社会課題に対する関心がグローバルで高まる中、世界の国が一致して温暖化対策に取り組むことを定めたパリ協定や、国連が掲げるSDGs(持続可能な開発目標)に対する高い注目は、環境・エネルギー問題がグローバルで深刻化していることを示唆するものでもあります。

2018年1月、政治や経済のグローバルリーダーたちが集まる世界経済フォーラムでも、最も影響の大きいリスクとして掲げられた項目として、異常気象、自然災害、地球温暖化など、環境・エネルギーに関わる問題が中心に挙がり、世界の指導者たちもこれらの問題に対して、抜本的な対策につながる行動を始めています。

これらのグローバルな社会課題の解決に向けて、企業の果たす役割への期待が高まりつつある中、パナソニックは、2017年に「パナソニック環境ビジョン2050」を策定し、ステークホルダーからの期待、要請に応じていくため、パナソニックが目指す姿を定めました。

環境ビジョン2050は、「より良い暮らし」と「持続可能な地球環境」の両立に向けて、クリーンなエネルギーでより良く快適にらせる社会を目指し、使うエネルギーを削減すると同時に、それを超えるクリーンなエネルギーの創出・活用を進めるものです。

現状、当社では「使うエネルギー」(生産など当社の事業活動で使うエネルギー、当社の製品がお客様のもとで使うエネルギー)の総量に対して、「創るエネルギー」(太陽光発電・蓄電池・エネルギーソリューションなど、当社の製品やサービスが創出・活用可能にするクリーンなエネルギー)の総量は1/10以下にとどまっています。今後は、製品の省エネ性能向上のための技術開発や、モノづくりプロセスの革新で「使うエネルギー」を可能な限り抑制していきます。あわせて、創・蓄エネルギー事業の拡大や、水素社会など新しい社会システムへの貢献を通じてクリーンなエネルギーの活用機会を増大することで、「創るエネルギー」を伸ばしていきます。

こうした取り組みを通じ、2050年に向けて「創るエネルギー」が、「使うエネルギー」を超えることに挑戦していきます。

パナソニック環境ビジョン2050

「より良い暮らし」と「持続可能な地球環境」の両立に向け、
クリーンなエネルギーでより良く快適にらせる社会を目指し、
パナソニックは使うエネルギーの削減と、
それを超えるエネルギーの創出・活用を進めます。

使うエネルギー < 創るエネルギー

環境ビジョン2050実現に向けた活動方向

環境ビジョン2050の実現に向けて、大きく2つの活動に取り組んでいます。

一つ目の活動は、クリーンなエネルギーで安心してらせる社会をつくることです。具体的には、エコでスマートな生活空間の提供と、エコでスマートな移動・輸送への貢献というお役立ちに取り組んでいます。また、二つ目の活動は、持続可能な社会を目指した事業推進をすることです。資源の有効活用の促進とCO₂ゼロの工場づくりに取り組んでいます。

1. クリーンなエネルギーで安心してらせる社会をつくります

当社が取り組むエコでスマートな生活空間の提供とは、クリーンなエネルギーから電気や水素をつくり、それを貯蔵したり運べるようにすること、また、省エネ性に優れた機器と断熱性に富んだ建物、適切なエネルギーマネジメントにより、クリーンなエネルギーで安心してらせるようにすることです。なお生活空間とは、家庭だけでなく、仕事や学び、余暇の場など、人々の生活に関わるあらゆる空間を指します。こうした生活空間の提供に向け、創エネルギー・蓄エネルギー・省エネルギー・エネルギーマネジメントの4つの視点から環境技術開発を進めていきます。

中でも創エネルギーについては、次世代太陽電池技術のほか、クリーンなエネルギー由来の水素をエネルギー源として電気をつくり出す燃料電池技術の開発を進めます。蓄エネルギーについては、水素の貯蔵や供給に関わる技術や、蓄電池技術の開発を進めます。これらを通じて、社会のあらゆる場面でクリーンなエネルギーを活用できる可能性を広げていきます。

エコでスマートな移動・輸送への貢献に向けても、環境技術開発を進めます。電気自動車をはじめとするエコカー向けの蓄電池システムのさらなる技術開発で、化石燃料からクリーンなエネルギーへの転換推進に貢献します。さらに、安全なモビリティ社会のために、自動運転をサポートする技術の開発を進めるとともに、IoTなどを活かした次世代物流・輸送システムなどのソリューションも開発していきます。

当社は2018年6月より、甲府市米倉山の「ゆめソーラー館やまなし」において、太陽電池が発電したクリーンな電気で水を電気分解することで水素をつくり出し、それをエネルギー源とする純水素燃料電池(5kW級)を3台導入し、電力需要に合わせた効率的な運転制御や信頼性の検証などを行う実証試験を開始しました。この実証試験を通して、純水素燃料電池のさらなる機能向上を目指すとともに、クリーンなエネルギーで安心してらせる社会づくりに貢献していきます。



純水素燃料電池

2. 持続可能な社会を目指した事業推進をします

資源の有効活用の促進に向けた取り組みとして、部品・材料の再利用や製品再生を通じた、資源の持続可能な利用を目指します。

CO₂ゼロの工場づくりに向けた取り組みについては、2018年度までにすべての事業場にLED照明を導入^{※1}していきます。加えて、FEMS^{※2}などの先進的省エネ技術や、スマート・マニュファクチャリングの活用を進めます。また、「創るエネルギー」を伸ばす取り組みとして、2020年度までにすべての事業場に太陽光発電システムを導入^{※1}していきます。

CO₂ゼロの工場づくりに向けた当社の取り組みの先行事例として、パナソニック ブラジル(有) (PANABRAS)では、100%再生可能エネルギー由来の電力の使用を開始しています。

具体的にはPANABRASのエストレマ、サンジョゼ、マナウスの全3工場の使用電力について、2016年に100%再生可能エネルギー由来の電力を供給可能な電力事業者に切り替えました。それにより、当社の工場として初めて、100%再生可能エネルギー由来の電力からなるモノづくりを実現しています。当社はこのPANABRASの取り組みを、環境ビジョンのCO₂ゼロ工場の実現に向けた先行事例として、今後も再生可能エネルギーの使用を順次拡大していきます。



PANABRASのエストレマ工場

※1 導入可能な事業場が対象

※2 Factory Energy Management System

環境：方針



当社は創業以来、健全な社会発展に貢献することを経営理念とし、1970年代より公害対策に取り組んできました。そして、1991年6月5日には環境宣言を発信し、社会の公器として地球環境問題に取り組む姿勢を社会に示すとともに、地球温暖化防止や資源循環など、持続可能で安心・安全な社会を目指した取り組みを進めてきました。

2001年に策定した環境行動計画 グリーンプラン2010の完遂を受け、2010年にはグリーンプラン2018を策定、2018年度の当社が達成すべき目標と、全従業員のためのアクションプランを明確にしました。グリーンプラン2018は、CO₂削減、資源循環を中心に、水、化学物質、生物多様性という5つの環境課題への取り組みを推進するものです。

2013年、当社グループはお客様一人ひとりにとってのより良い暮らしの実現を目指す新ブランドスローガン「A Better Life, A Better World」を制定。それを実現する重要な要素の一つとして環境の取り組みを推進することとなりました。これを受け同年、環境行動指針を新たに定め、グリーンプラン2018の改定を行いました。さらに、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)を背景にCO₂削減に対する社会要請が高まってきたことや、車載・B2B事業の拡大など当社の事業形態の変化を反映することを目的に、2016年に再度グリーンプラン2018の改定を実施しました。

さらに当社は、「より良い暮らし」と「持続可能な地球環境」の両立に向け、クリーンなエネルギーでより良く快適にらせる社会を目指す「パナソニック環境ビジョン2050」を、2017年に策定しました。環境ビジョン2050では、創・蓄・省・エネルギーマネジメントに関する商品、技術、ソリューションの開発を通じて、当社グループが使うエネルギーの削減と、それを超えるクリーンなエネルギーの創出・活用を進めていきます。

環境基本方針

環境宣言

私たち人間には宇宙万物と共存し、調和ある繁栄を実現する崇高な使命が与えられている。我が社はこの人間に与えられた使命を自覚し、企業としての社会的責任を遂行するとともに、この地球がバランスのとれた健康体であり続けるために環境の維持向上に万全の配慮と不断の努力を行う。

環境行動指針

私たちは、持続可能な社会の実現を目指し、環境価値の創出を通じた事業発展に取り組めます。そのために、事業活動を通じて環境課題の改善を進めるとともに、社会の人々から共感を得て、環境取り組みを拡大します。

(1) 環境課題への取り組み

- ・生産活動と商品・サービスを通じて、CO₂削減に取り組めます。
- ・循環型モノづくりの追求を通じて、資源の有効活用に取り組めます。
- ・効率的な水の利用と汚染防止により、水資源の保全に努めます。
- ・化学物質による人や環境への影響を減らします。
- ・生物多様性への配慮とその保全に努めます。

(2) 社会との共感を通じた取り組み

- ・技術を強みに、お客様の環境価値を創出する商品・サービスを提供します。
- ・パートナー様とともに環境貢献活動を拡大します。
- ・地域社会とのコミュニケーションを深め、協力して環境課題へ取り組みます。

環境行動計画

当社の従業員一人ひとりがこの環境基本方針に則し、環境課題へ取り組んでいくとともに、技術を強みに環境価値を創出することで当社自身もまた生成発展する姿を目指しています。そのためには、パートナー様をはじめ、社会の皆様のご理解・ご賛同が不可欠です。皆様から共感をいただけるよう、今後も環境経営に真摯に取り組んでいきます。

環境行動計画「グリーンプラン2018」

グリーンプラン2018は、社会全体におけるCO₂排出総量ピークアウトの早期実現へ貢献すべく、自社のCO₂削減努力を示す指標である、製品・サービスを通じたCO₂削減貢献量(P31～32参照)の最大化と、工場から排出するCO₂の継続的かつ着実な削減に注力しています。当社は、製品・サービスのCO₂排出量の削減を加速するため、当社独自の指標であるCO₂削減貢献量を導入しています。当社は主要民生製品の省エネ設計によって使用時の消費電力量を低減することで、直接的なCO₂排出削減に貢献した量を、CO₂削減貢献量として2010年度から開示してきました。一方で現在では、住宅や車載、B2B事業の拡大に取り組んでいます。このため、当社の製品が最終的に他社の完成品やサービスに組み込まれ、その省エネ性能を支える機会も多くなっています。これらの事業分野におけるCO₂削減効果を間接的な削減貢献量と位置づけ、2014年度実績から開示しています。また、改定後のグリーンプラン2018は、これらの分野での貢献度合いを明確にするため、幅広い製品群によるCO₂削減貢献量の目標を明記しました。

そして当社は、さらなるCO₂排出量削減への貢献を目指し、省エネ性能の向上など、持続可能な社会への転換を加速する商品・サービスを戦略GP(グリーンプロダクツ)、その中でも業界トップレベルの環境性能を持つ商品をスーパーGPと定義、積極的に事業展開し、普及促進を図っています。

生産活動では、徹底した省エネ施策をグローバル全工場で実施し、CO₂排出量の削減を進めています。また、資源循環においては、再生樹脂利用量の拡大・工場廃棄物リサイクル率の向上を推進し、資源循環商品のさらなる創出に取り組むなど、循環型モノづくりの具現化を進めています。

合わせて、改定後のグリーンプラン2018は、当社工場における水リスクアセスメント100%完了という目標を新たに設定。工場における環境汚染防止と製品に関する法令順守(法令違反ゼロ)についても明文化しました。

さらに、環境配慮商品・事業については、従来の生活家電分野での強みを継承しながら、活動範囲をB2B事業の製品・サービス・ソリューションまで拡大。グリーンプラン2018の改定と合わせて具体的な数値目標も設定し、お客様の環境価値の創出を目指していきます。そして、社会へのよりよい影響を広げていくために、パナソニック社だけでなく、サプライチェーン全体にわたって様々なパートナー様と連携を深め、環境取り組みを加速していきます。

2018年度の目標達成に向け、この環境行動計画を着実に実践していきます。

環境行動計画「グリーンプラン2018」

重点課題	2018年度目標
(1)環境課題への取り組み	
CO ₂ 削減	●製品・サービスによるCO ₂ 削減貢献量 ^{※1} を最大化 (製品・サービスによるCO ₂ 削減貢献量5,500万トン)
	●工場のCO ₂ 原単位を削減 (CO ₂ 原単位 5%以上削減(2013年度比))
	●再生可能エネルギーの活用を拡大 (再生可能エネルギー自社導入量1万MWh以上)
	●物流のCO ₂ 原単位を削減 (重量原単位 ^{※2} 5%以上削減(2013年度比)[日本国内])
	●工場まるごとの省エネ支援サービス事業を拡大
資源循環	●投入資源を減らし循環資源の活用を拡大 (再生樹脂利用量 4.5万トン以上(2014～2018年度累計))
	●グローバルで工場廃棄物をゼロエミッション化 (工場廃棄物リサイクル率 ^{※3} 99%以上)
	●資源循環商品の創出拡大

水	<ul style="list-style-type: none"> ● 節水商品・水循環に貢献する商品を拡大 ● 生産活動で水使用量削減と循環利用拡大 ● 当社工場における水リスクアセスメント100%完了 																		
化学物質	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境負荷物質に対する代替技術を開発 ● 商品で代替可能な環境負荷物質を使用廃止 ● 生産活動での環境負荷物質の排出を最小化 																		
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性保全に貢献する商品を拡大 ● 生物多様性に貢献する事業場緑地を活用 ● 森林資源の持続可能な利用に向けた木材調達を推進 																		
コンプライアンス	● 法令順守(工場・製品)：法令違反ゼロ																		
(2) 社会との共感を通じた取り組み																			
顧客	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活環境の改善や環境負荷の低減、さらに持続可能な社会への転換に寄与する製品・サービス・ソリューションを提供 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>主要民生機器^{※4}の省エネ改善</td> <td>省エネ性能改善 35%(2005年度比)</td> </tr> <tr> <td>家庭用燃料電池の普及</td> <td>累計発電量 44万MWh(2010～2018年度)</td> </tr> <tr> <td>LED照明の普及 (一般住宅、非住宅用)</td> <td>LED照明販売比率 75%</td> </tr> <tr> <td>太陽電池の普及</td> <td>累計発電量 500万MWh(2012～2018年度)</td> </tr> <tr> <td>生活環境の空質改善 (空気浄化)</td> <td>空質改善された空気量1,400万部屋相当分 (2015～2018年度)</td> </tr> <tr> <td>ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及</td> <td>全戸建住宅のZEH^{※5}比率 22%</td> </tr> <tr> <td>スマートシティの街づくり</td> <td>着工・販売 3拠点(870区画)(2015～2018年度)</td> </tr> <tr> <td>車載電池の供給量増大</td> <td>対象相当の電池供給量 200%(2014年度比)</td> </tr> <tr> <td>環境配慮B2B機器^{※6}の普及</td> <td>戦略GP販売拡大 120%(2015年度比)</td> </tr> </tbody> </table>	主要民生機器 ^{※4} の省エネ改善	省エネ性能改善 35%(2005年度比)	家庭用燃料電池の普及	累計発電量 44万MWh(2010～2018年度)	LED照明の普及 (一般住宅、非住宅用)	LED照明販売比率 75%	太陽電池の普及	累計発電量 500万MWh(2012～2018年度)	生活環境の空質改善 (空気浄化)	空質改善された空気量1,400万部屋相当分 (2015～2018年度)	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及	全戸建住宅のZEH ^{※5} 比率 22%	スマートシティの街づくり	着工・販売 3拠点(870区画)(2015～2018年度)	車載電池の供給量増大	対象相当の電池供給量 200%(2014年度比)	環境配慮B2B機器 ^{※6} の普及	戦略GP販売拡大 120%(2015年度比)
	主要民生機器 ^{※4} の省エネ改善	省エネ性能改善 35%(2005年度比)																	
	家庭用燃料電池の普及	累計発電量 44万MWh(2010～2018年度)																	
	LED照明の普及 (一般住宅、非住宅用)	LED照明販売比率 75%																	
	太陽電池の普及	累計発電量 500万MWh(2012～2018年度)																	
	生活環境の空質改善 (空気浄化)	空質改善された空気量1,400万部屋相当分 (2015～2018年度)																	
	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及	全戸建住宅のZEH ^{※5} 比率 22%																	
	スマートシティの街づくり	着工・販売 3拠点(870区画)(2015～2018年度)																	
	車載電池の供給量増大	対象相当の電池供給量 200%(2014年度比)																	
	環境配慮B2B機器 ^{※6} の普及	戦略GP販売拡大 120%(2015年度比)																	
顧客	● 地域に密着したエコマーケティングを展開																		
サプライチェーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 購入先様と環境貢献を拡大するグリーン調達を推進 (環境マネジメントシステム構築と5つの環境課題への取り組み) ● 環境貢献とコスト合理化の同時実現を目指す 「ECO・VC(Value Creation)活動」を推進 																		
地域社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な社会づくりを目指した環境政策の提言活動に参画 ● 地域社会貢献および次世代育成の取り組みを展開 (「パナソニック エコリレー・フォー・サステナブル・アース」を推進) (2018年度までに、環境教育をグローバルで300万人以上の子どもたちに展開) 																		

※1 2005年度から商品の省エネ性能がないと仮定した場合の想定排出量から実際の排出量を差し引いた量に、創エネ商品の発電によるCO₂削減見合いを加えたもの。主要民生商品による直接的な削減貢献量、および主要な住宅・車載・B2B事業による間接的な削減貢献量の合計(P31～32参照)

※2 物流のCO₂排出量重量原単位=物流CO₂排出量÷物流重量

※3 工場廃棄物リサイクル率=再資源化量÷(再資源化量+最終処分量)

※4 エアコン・冷蔵庫・テレビ・洗濯機など

※5 国が2020年までに標準的な新築住宅として実現を目指すもので、住宅の躯体・設備の省エネ性能向上、再生可能エネルギーの活用などにより、年間での一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ、または概ねゼロとなる住宅。年間での一次エネルギー消費量の75%以上100%未満を削減する住宅(Nearly ZEH)を含む

※6 映像ソリューション、およびモビリティソリューション機器(例：ノートパソコン)など

「グリーンプラン2018」の数値目標に対する2017年度実績は下記の通りです。

グリーンプラン2018の数値目標と実績

重点課題	数値目標	2017年度実績	進捗掲載ページ
(1) 環境課題への取り組み			
CO ₂ 削減	製品・サービスによるCO ₂ 削減貢献量 5,500万トン	6,097万トン	P32
	工場のCO ₂ 原単位 5%以上削減(2013年度比)	14%	P36
	再生可能エネルギー自社導入量 1万MWh以上	2.1万MWh	P38
	物流の重量原単位 5%以上削減(2013年度比)[日本国内]	4.6%	P40
資源循環	再生樹脂利用量 4.5万トン以上(2014～2018年度累計)	6.49万トン	P43
	工場廃棄物リサイクル率 99%以上	99.1%	P46
水	当社工場における水リスクアセスメント100%完了	100%	P51
コンプライアンス	法令順守(工場・製品):法令違反ゼロ	5件	P20
(2) 社会との共感を通じた取り組み			
顧客	主要民生機器の省エネ性能改善 35%(2005年度比)	44%	P33
	家庭用燃料電池 累計発電量 44万MWh(2010～2018年度)	38.2万MWh	P34
	LED照明販売比率 75%	77%	P33
	太陽電池 累計発電量 500万MWh(2012～2018年度)	451万MWh	P34
	空質改善された空気量1,400万部屋相当分(2015～2018年度)	1,090万部屋	P28
	全戸建住宅のZEH比率 22%	28%	P35
	スマートシティの着工・販売 3拠点(870区画)(2015～2018年度) ^{※7}	3拠点(531区画)	P35
	車載電池 対象相当の電池供給量 200%(2014年度比)	178%	P34
	環境配慮B2B機器 戦略GP販売拡大 120%(2015年度比)	120%	P27
地域社会	環境教育をグローバルで300万人以上の子どもたちに展開	288万5,000人 ^{※8}	Web ^{※9}

※7 パナソニックホームズが開発・販売に携わるスマートシティが対象

※8 2009年から2017年度の累計。2017年度単年度の実績は8万5,500人

※9 地域社会貢献・次世代育成

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/community.html>

環境：環境ガバナンス



PDCAを軸とする全社環境経営の推進

当社は、持続可能な社会の実現を目指して、環境に配慮した事業活動によって企業の社会的責任を果たすとともに、製品やサービスを通じ、気候変動・資源・水などの環境課題の解決に、環境担当役員(2018年8月現在、専務執行役員 宮部義幸)の責任のもと取り組んでいます。パナソニックグループでは、グループの経営方針やパナソニック環境ビジョン2050、環境行動指針、環境行動計画グリーンプラン2018を踏まえ、毎年度の運営方針を策定しています。運営方針は、社長から権限を委譲された環境担当役員が主宰する「運営方針発表会」を通じて、全社に共有されます。カンパニー・事業部は、本方針に基づいて、自部門や地域の環境方針・環境目標を設定して、それぞれの取り組みを計画・推進しています。

グリーンプラン2018で社会に約束した環境目標の主要項目に対する進捗と実績や、パナソニック環境ビジョン2050は、社長と4カンパニー社長などの経営幹部が出席するグループ戦略会議で確認し、方向性や課題、特に重要な施策について意思決定しています。

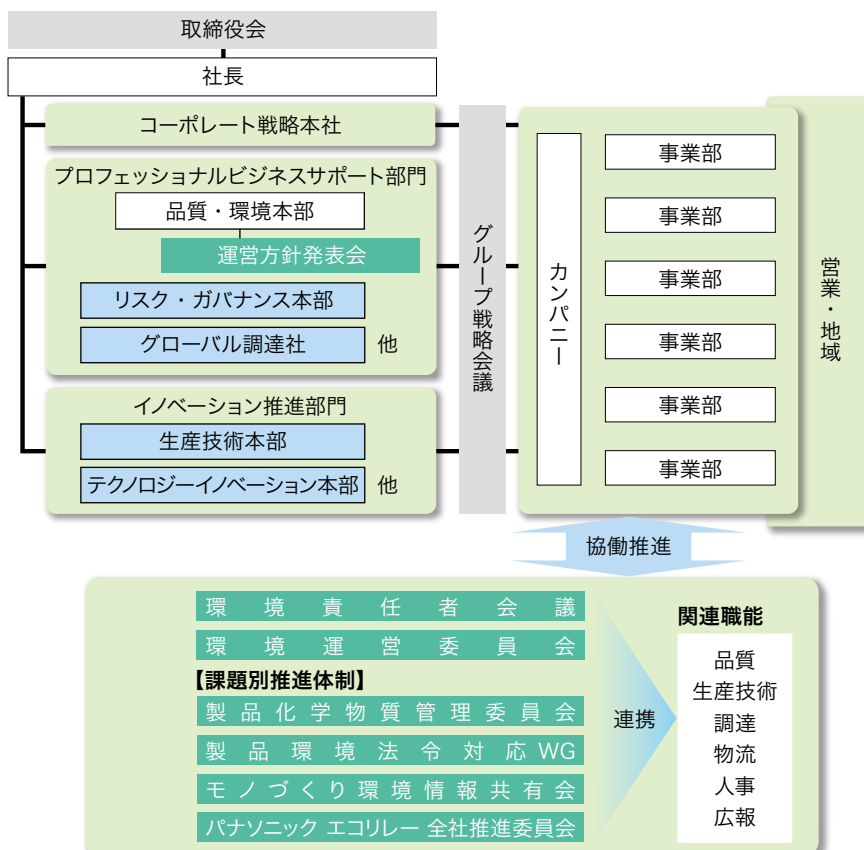
2016年度からは、環境担当役員と4カンパニー環境責任者による環境責任者会議(年2回開催)を新たに設置し、全社環境経営に関する意思決定を迅速に行っています。さらに従来同様、カンパニーや地域が実践した成功事例や推進上の課題、中長期目標の考え方については、カンパニーや地域統括会社の環境責任者/環境実務責任者で構成する環境運営委員会(年2回開催)で共有・討議して、PDCAのマネジメントサイクルを回し、全社環境経営のレベルアップを図っています。

環境目標に関する活動実績は、環境パフォーマンスデータとして、原則月度単位で収集して把握し、必要に応じて追加施策を実施します。年間の実績データは、第三者によるデータ精査と現地往査を経て、独立保証を受けた上で社内へフィードバックし、社外へ開示しています。さらに、ステークホルダーからいただくご批評を次の施策に活かしながら、継続的な改善を図っています。

環境経営推進体制

全社の重点施策の実施にあたっては、テーマ別に委員会やワーキンググループ(WG)を設置して、カンパニー、関連職能、海外の地域統括会社などが連携して推進できる体制を構築しています。具体的には、化学物質の管理指針を審議・徹底する製品化学物質管理委員会や、製品関連法令の情報共有と対応を検討する製品環境法令対応WGなどがあります。

2018年度環境経営推進体制



環境：環境マネジメントシステム



環境マネジメントシステム(EMS)を基盤とした環境経営の実践

当社は環境経営の基本として、1998年度にグローバル全製造事業場でEMSを構築し、以降、ISO14001の認証取得を継続してきました。そしてグローバルでの環境経営をさらに強化するため、非製造事業場も対象とした全拠点でEMSを構築し、原則としてISO14001認証を取得しています。2011年10月に、グローバルで環境基本規定に基づくEMSの構築を目指し、製造系、販売・サービス系、本社系など業務形態ごとのEMSの考え方をまとめた「EMS構築ガイドライン」を発行し、これに基づきグループ全体でグリーンプラン2018の達成を目指した環境経営を進めています。

2015年にISO14001が改訂され、環境活動と事業活動の一体化や、より幅広い視点での取り組みが求められるようになりました。改訂に対応するため、カンパニーや事業場ごとに移行勉強会や内部審査員向け講習、先行事業場との情報共有や、経営層に向けた専用の啓発資料などで理解を深める取り組みも行っています。2018年9月までの移行期間内に新規格への対応が完了する見込みです。



内部審査員養成セミナー

ISO14001 認証取得状況(2018年3月31日時点)

地域	認証取得数※1		合計
	製造	非製造	
日本	14	14	28
北米・中南米	16	0	16
欧州・CIS	12	2	14
東南アジア・大洋州	41	9	50
中国・北東アジア	52	0	52
インド・南アジア・中東阿	6	3	9
合計	141	28	169

※1 統合認証を含む。事業や拠点の統廃合、統合認証に推進したため、取得数は毎年変動

▶ ISO認証取得組織一覧

http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/pdf/eco_isolist2017.pdf

環境：環境リスクマネジメント



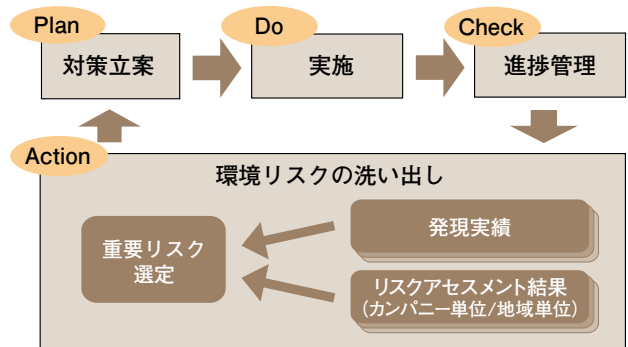
環境リスクの全社管理体制

当社は環境リスクを継続的に低減させていくためのマネジメント体制として、カンパニーごとの環境リスク管理体制を組織し、全社のリスクマネジメントの基本的な考え方（P8参照）に則り、(1) 毎年度、環境リスクの洗い出しと全社リスクマネジメント推進、(2) 環境リスク発現時の迅速な対応、を進めています。

環境リスクの洗い出しとマネジメント推進を図るために、カンパニー単位および海外地域単位で対象とする環境リスクを毎年度選定し、そこからさらに全社レベルの環境リスクを選定しています。その中でもとくに発生頻度が高いもしくは経営への影響が大きいリスクを重要リスクとして特定し、重点的にリスク低減対策を立案・実践しています。重要リスク単位でリスク低減取り組みを進めますが、その進捗は四半期ごとに確認・フォローしながらPDCAサイクルを回します。

環境リスク発現時には、当該カンパニーと関連機能部門、地域統括会社が協働し、緊急対策やリスクレベルに応じた再発防止対策を速やかに実施します。また、リスク発現時のマネジメントフローなどを標準化し、混乱による二次リスクが生じないようにしています。

環境リスクの選定と対策の推進



工場における環境汚染防止に向けた法律の順守

当社は、環境マネジメントシステムの中で順法を大前提に管理を行っています。定期的に排気ガス・排水・騒音・悪臭などを測定管理し、重大な違反につながる事例については全製造事業場と情報を共有し、再発の防止を進めています。さらに汚染防止に向けて、カンパニー・事業部、環境機能部門、地域統括会社ともに製造拠点がある各国の工場管理に関わる法規制の情報共有と順法を徹底するための基幹人材を育成しています。具体的には、日本、欧州、中国、東南アジアの地域単位もしくは国単位での情報交流活動や化学物質管理、廃棄物管理、排水・排気ガス管理などの工場管理担当者への専門研修の実施です。また、環境コンプライアンスの確実な実践を確認するため、グローバルでチェックリストを用いた法規制の実態調査を行い、各種施策の効果検証を実施しました。

しかしながら、2017年度は、グローバルで5件の環境に関する法・条例の違反がありました。これらについて速やかに行政に報告を行うとともに発生原因への対策を実施し、基準をクリアしています。今後とも順法管理の徹底と再発防止に努めます。

2017年度 法・条例の違反の件数(罰則となった基準値超過など)

地域	環境汚染					その他	合計
	大気	水質	騒音	悪臭	廃棄物	許認可	
グローバル	2	1	0	0	1	1	5
(うち日本)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)

製品における環境法規制の順守

製品における順法管理は、品質マネジメントシステムによって行っています。お客様からの環境性能に関する要請や省エネラベリング制度、あるいは第三者認証ラベルの取得といった環境性能目標以外に、化学物質管理、省エネルギー、3Rやリサイクルの法規制に関する評価・確認を盛り込んだ製品環境アセスメントの仕組みを設け、1) 商品企画決定段階での達成目標の概要策定、2) 設計構想段階での具体的目標や設計段階での順法確認、3) 設計完了段階での中間評価、4) 量産決定段階での最終評価を実施し、当該製品の順法を確実にしています。また、6有害物質の含有を規制するRoHS規制に対しては、調達部品に対する定期的な受入検査も行っています（P53参照）。

2017年度は、化学物質管理に関する法規違反はありませんでした。今後も順法管理の徹底に努めます。

土壌・地下水汚染への対応

当社では1980年代後半に一部の事業場で塩素系有機溶剤による土壌・地下水汚染が発見され、それ以降、全社で対策に取り組んできました。1991年には「土壌・地下水汚染防止マニュアル」を作成して調査・対策を進め、1995年には塩素系有機溶剤の使用を全廃し、1999年には環境汚染予防管理の手引きを作成して環境汚染の再発防止に努めてきました。さらに日本では2003年の土壌汚染対策法の施行など法規制が進む中、当社は2002年度に調査・対策の再徹底に着手し、2003年度にはグローバル全拠点を「管理下に置く」取り組みをスタートしました。

具体的には、揮発性有機化合物(VOC)および重金属などの使用状況調査に加え、現地確認・ヒアリングによる履歴調査と土壌表層調査を実施し、基準を超える汚染が発見された事業場については、さらに詳細なボーリング調査で汚染範囲を特定し、対策を行います。

これらの取り組みを着実に推進してきた結果、2008年時点のグローバル全拠点で「管理下に置く」ことを達成しました。さらに、2010年度からは「管理下に置く」を目的別に整理・強化した新「管理下に置く」指針を制定し、「敷地外への汚染拡散防止」を最優先に、グローバル全拠点で汚染対策と防止を進め、レベルアップを図っています。また、2016年度には日本の土壌汚染対策法の改正に対応し、新「管理下に置く」指針の内容の見直しを実施しました。

土壌・地下水リスクマネジメント指針

「管理下に置く」条件	取り組み手順
敷地外への汚染拡散防止	<ol style="list-style-type: none"> 履歴調査の実施 敷地境界への監視井戸の検討と設置 敷地境界の地下水分析調査の実施 もらい汚染の可能性の確認 管理部門への報告 敷地外への拡散防止工法の検討 敷地外への拡散防止対策工事の実施 評価井戸の設置 評価(モニタリング)の実施
汚染源対策の徹底	<ol style="list-style-type: none"> 概況調査の実施 11-1.水平方向詳細調査 11-2.深度方向詳細調査 汚染範囲の推定 浄化範囲・浄化工法の検討 汚染浄化・拡散防止対策工事の実施 浄化後、汚染源モニタリングの実施(地下水) 管理部門へ浄化完了報告

2017年度 土壌・地下水汚染対策状況

地域	汚染対策完了	対策中
グローバル	0	39
(うち日本)	(0)	(33)

PCB問題への対応

下記のWebサイトに掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/risk.html>

環境：環境情報システム



全社環境情報の一元管理

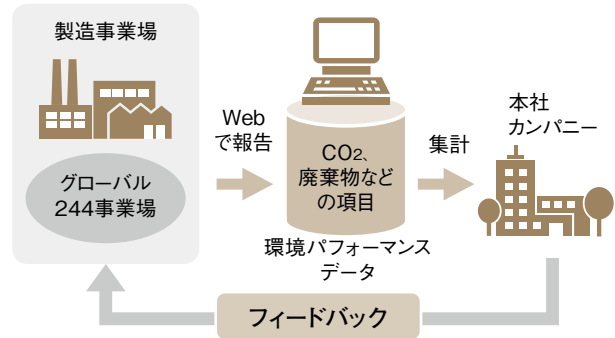
環境経営のPDCAを回す上では、各事業場でのエネルギー使用量や廃棄物・有価物発生量、化学物質排出・移動量、水使用量などに関する膨大なデータを、迅速かつ正確に把握することが不可欠です。

当社は、グローバル全事業場の環境関連データを収集・管理する環境パフォーマンスシステムであるエコシステム(工場)を構築・導入しており、このシステムを活用して月度での管理を実施しています。とくにCO₂排出量の管理では、取り組みの進捗確認や課題抽出を行い、それらの情報を共有し対策実施を徹底することで、CO₂排出量削減に向け重要な役割を果たしています。エコシステム(工場)は、グローバル全事業場からの順法状況などの共有の仕組みとしても機能しています。近隣住民からの苦情を受けた場合や、条例の規制値を上回った場合に事業場の担当者が状況を入力することで、カンパニー、本社の担当者に即時にメール配信され、迅速な情報共有と、適切な対応ができるようになっていきます。

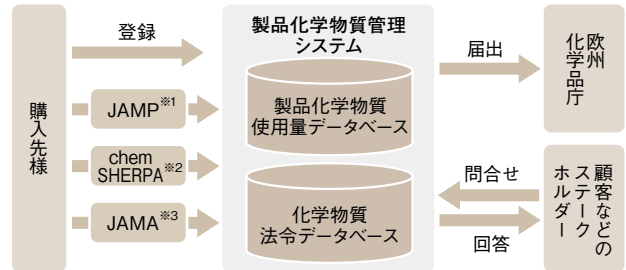
製品については、含有化学物質の法規制が強化され、REACH規則ではサプライチェーンでの情報伝達や開示が義務化されています。当社は、業界標準の情報伝達方式を採用した製品化学物質管理システムを構築し、様々な規制や要請に対応しております。また、2017年1月には製品化学物質管理システムを刷新し、経済産業省主導の新しい製品化学物質情報伝達フォーマットであるchemSHERPAを採用するとともに、当社事業の拡大に伴い車載ビジネスの標準フォーマットであるJAMA/IMDSも採用し、多様な領域で複雑化する製品法規制への対応を可能としました。

また、当社では製品の省エネ性能を向上させることにより、製品使用時におけるCO₂排出の抑制を目指しています。そこで、製品分野ごとの年間消費電力量などの製品性能情報と、地域ごとの販売台数、CO₂排出係数のデータを連携させ、CO₂削減貢献量(P32参照)をグローバルに把握するシステムであるエコシステム(製品)を運用しています。

エコシステム(工場)の仕組み



製品化学物質管理システムの仕組み

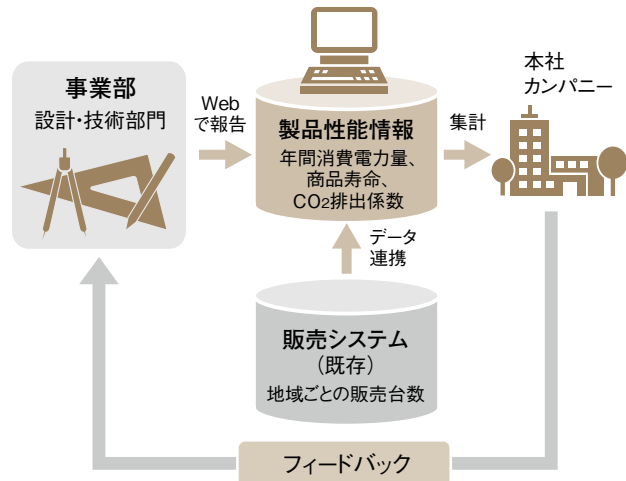


※1 アーティクルマネジメント推進協議会が推奨する情報伝達フォーマット

※2 経済産業省主導の新情報伝達フォーマット

※3 自動車業界標準の調査フォーマット

エコシステム(製品)の仕組み



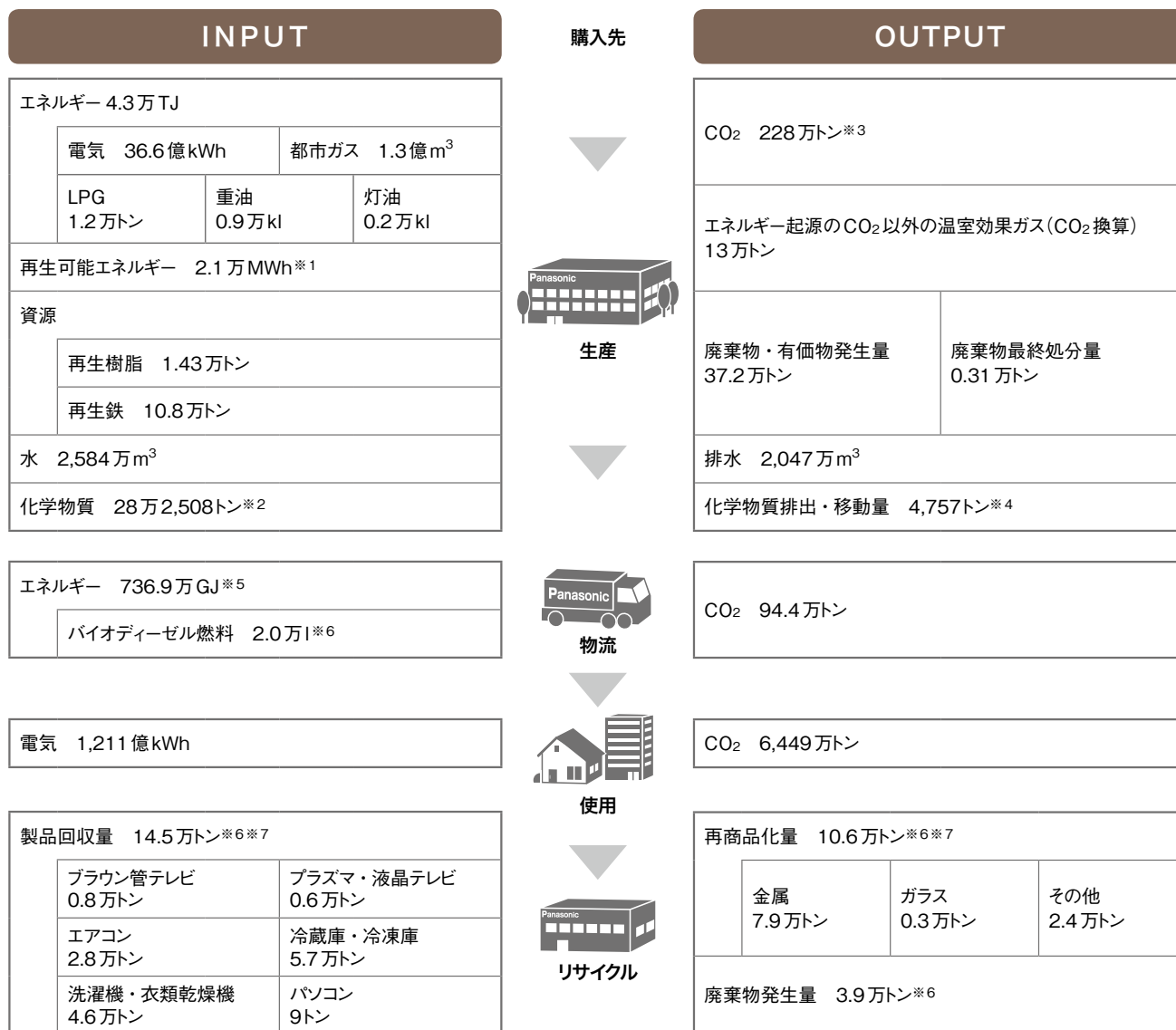
環境：環境負荷の全体像と環境会計

eco ideas

事業活動における環境負荷の全体像

当社は電気電子機器などを製造販売するため、石油や電気などのエネルギーとともに、部品や材料として多くの資源を使用し、結果としてCO₂や廃棄物などを排出しています。下記の図は、調達からリサイクルまで、当社が与えている環境負荷の全体像を示しています。また、サプライチェーン全体における温室効果ガスについては、国際的な算定基準であるGHGプロトコルに従ってスコープ1、2、3に分けて把握しています。

事業活動における環境負荷の全体像



生産：244製造事業場

物流：物流パートナー、または当社が輸送する調達・生産・販売・廃棄物の物流工程

使用：エネルギー使用量の大きい主要商品*8の生涯消費電力量(a)とそれによる生涯CO₂排出量(b)

$$a = \text{販売商品の年間消費電力量}^{*9} \times \text{販売台数} \times \text{商品寿命}^{*10}$$

$$b = \text{販売商品の年間消費電力量}^{*9} \times \text{販売台数} \times \text{商品寿命}^{*10} \times \text{CO}_2\text{排出係数}^{*11}$$

リサイクル：再商品化とは、分離した製品の部品または原材料を、自ら利用すること、あるいは、有償または無償で譲渡できる状態にすること

*1 太陽光、風力、バイオマスなどが対象。ヒートポンプ含まず

*2 対象物質は化学物質管理ランク指針(工場版)対象物質をすべて含む

*3 燃料関係は環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.3.1)」の係数に基づく。日本の購入電力の係数(kg-CO₂/kWh)は、0.410を使用。

PPS(特定規模電気事業者)からの購入電力についても上記係数を使用。日本以外の購入電力の係数は、GHGプロトコルの各国の係数を使用

※4 排出量：大気、公共用水域、土壌への排出を含む。移動量：廃棄物としての移動と下水道への排水移動を含む。なお、廃棄物処理法上廃棄物に該当する無償および当社が処理費用などを支払う（逆有償）リサイクルはリサイクル量に含む（日本のPRTR法で届け出た移動量とは異なる）

※5 日本以外の地域内含まず

※6 日本での実績

※7 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機およびパソコンが対象

※8 家庭用エアコン、業務用エアコン、蛍光灯、LED照明、家庭用冷蔵庫、業務用冷蔵庫、液晶テレビ、洗濯乾燥機、全自動洗濯機、衣類乾燥機、食器洗い乾燥機、IHクッキングヒーター、エコキュート、バス換気乾燥機、加湿器、除湿機、空気清浄機、換気扇、自動販売機、ジャー炊飯器、電子レンジ、温水洗浄便座、アイロン、ドライヤー、電気カーペット、掃除機、ジャーボット、レンジフード、電話機、セキュリティカメラ、プロジェクター、実装機 など

※9 商品カテゴリの各地域で最多販売台数の機種を選定

※10 当社が定める補修用部品の保有年数

※11 地域別のCO₂排出係数(kg-CO₂/kWh)は、0.410(日本)、0.487(欧州)、0.579(北米)、0.740(中国・北東アジア)、0.927(インド・南アジア)、0.527(東南アジア・大洋州)、0.332(中南米)、0.599(中東阿)を使用

サプライチェーン全体における温室効果ガス排出量(スコープ別)

カテゴリ		排出量(万トン)	
		2016年度	2017年度
スコープ1 ^{※12}		44	46
スコープ2 ^{※13}		197	195
スコープ3 ^{※14}	1. 購入した製品・サービス	1,291	1,294
	2. 資本財	89	112
	3. スコープ1、2に含まれない燃料およびエネルギー関連活動	13	13
	4. 輸送、配送(上流)	81.7	94.4
	5. 事業から出る廃棄物	1.8	1.8
	6. 出張	2.3 ^{※15}	2.6 ^{※15}
	7. 雇用者の通勤	3.6 ^{※15}	3.6 ^{※15}
	8. リース資産(上流)	1.0 ^{※15}	0.8 ^{※15}
	9. 輸送、配送(下流)	2.2 ^{※15}	2.1 ^{※15}
	10. 販売した製品の加工	-	-
	11. 販売した製品の使用	6,350	6,449
	12. 販売した製品の廃棄	122	127
	13. リース資産(下流)	-	-
	14. フランチャイズ	-	-
	15. 投資	-	-

※12 自社で所有・支配する施設からの直接排出量(例：都市ガスや重油の使用にともなう排出量)

※13 自社が所有・支配する施設で消費するエネルギーの製造時からの排出量

※14 スコープ1・スコープ2を除く、その他の間接的な排出量

※15 日本での実績

環境経営を支える環境会計

当社は、環境保全と経済効果を環境負荷量(抑制量)と関連づけてグローバルに集計しており、環境経営の基盤情報として内部活用を進めています。

2017年度 環境会計

工場環境保全	
投資額 ^{※16}	3,990百万円
費用額 ^{※16※17}	112百万円
経済効果	2,084百万円

※16 環境保全に関する投資はすべて含む。ただし差額集計あるいは按分集計を行っていない

※17 費用額には設備投資の初年度分の減価償却費を含む。例えば、最新の省エネ設備を導入した場合、当該設備の初年度の減価償却費は含むが、2年目以降の減価償却費は含めていない

2017年度環境保全効果(物量)

分類	排出抑制量	参考指標：環境負荷量	
		2016年度	2017年度
生産活動におけるCO ₂ 排出量	2万トン	230万トン	228万トン
ヒト・環境影響度	4千カウント	526千カウント	522千カウント
廃棄物最終処分量	0.00万トン	0.31万トン	0.31万トン
水使用量	148万m ³	2,732万m ³	2,584万m ³

2017年度の当社の省エネ商品による削減電力量および電気代削減効果の実績は下表のとおりです。

2017年度 顧客経済効果

商品使用時の電気代削減	
削減電力量 ^{※18}	848億kWh
電気代削減額 ^{※19}	1兆7,270億円

※18 省エネ商品によるCO₂削減貢献量(P31参照)と同じ条件で算出

※19 電力料金はIEA統計をもとに地域別に設定

また当社は、環境価値の創出につながる研究・開発にも取り組んでいます。2017年度、環境に関わる研究開発費は約95億円でした。

環境：環境配慮商品・工場

eco ideas

環境配慮商品(グリーンプロダクツ)の取り組み

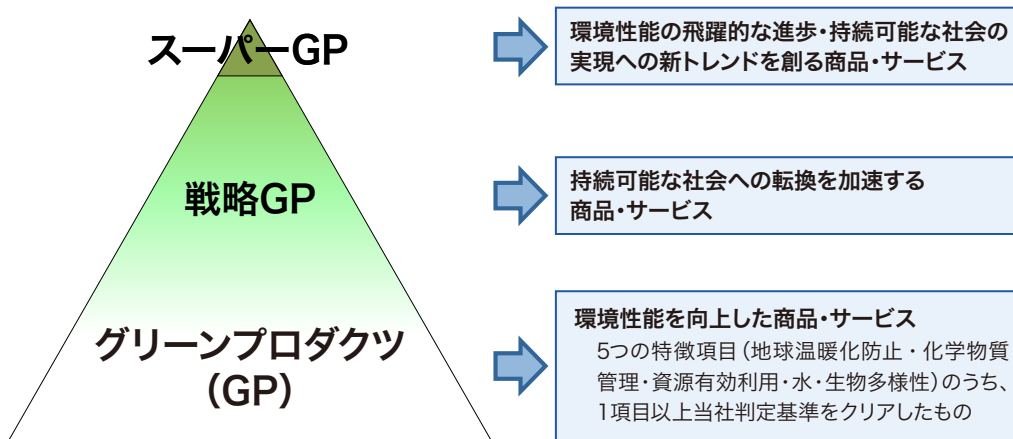
当社では、商品が環境に与える影響を企画・設計段階から事前評価する製品環境アセスメントをもとに、環境性能を向上させた商品・サービスをグリーンプロダクツ(GP)と認定しています。

GPの判定基準では、自社比較のみならず他社比較も実施しながら、地球温暖化防止や資源有効利用の環境性能を評価すると同時に、環境への影響が懸念される化学物質の管理にも取り組んできました。2011年度からは、これらの項目に加えて生物多様性および水に関する判定基準も追加・充実し、より広い側面からGPの創出を図っています。

また、2013年度からは従来のダントツGP^{※1}を発展させ、持続可能な社会への転換を加速する商品・サービスを戦略GPとして新たに定義しました。その中でも、とくに新しいトレンドを創る商品をスーパーGPとして認定しています。

※1 業界同一カテゴリの中で環境性能が優れた商品・サービス

グリーンプロダクツの体系



戦略GPの定義

持続可能な社会への転換を加速する商品・サービス：

(1) 業界トップクラスの環境性能で地球環境への負荷を抑制する商品・サービス

(例：省エネ・省資源・節水商品、など)

(2) 普及促進そのものが地球環境への負荷を抑制する商品・サービス

(例：再生可能・新エネルギーを創出する商品、蓄エネ商品、エネルギーマネジメントシステム、スマートハウス・スマートシティ、スマートメーター、次世代の自動車や店舗の環境性能を支援する商品・サービス、LED照明、など)

(3) ある地域の環境負荷を低減、または環境負荷への対処を支援する商品・サービス

(例：空気清浄機、浄水器、環境エンジニアリングサービス、など)

製品環境アセスメントの概要



製品環境アセスメント		
評価項目	評価基準	
①製品本体	地球温暖化防止	CO ₂ 排出量・省エネルギー
	資源有効利用	省資源、軽量化・減容化、リユース部品点数、長期使用性、再生資源使用量、電池の取り外し容易化構造、回収・再資源化に必要な表示 など
	水、生物多様性	節水、生物多様性保全への配慮
	他社比較	
②生産工程 (該当製品での評価)	地球温暖化防止	CO ₂ 排出量・省エネルギー
	資源有効利用	省資源、排出物となる包装材料の質量、資源使用量、工場廃棄物量 など
③包装	資源有効利用	省資源、軽量化・減容化、発泡プラスチックの使用量、再生資源使用量 など
④取扱説明書	資源有効利用	省資源、軽量化・減容化、再生資源使用量
①②③④	化学物質管理	当社化学物質管理ランク指針(製品・工場)
LCA評価※2	地球温暖化	
情報管理	グリーン調達、サプライチェーンでの情報提供 など	

法規制、当社基準・指針、環境行動計画

※2 製品がライフサイクルの各段階において環境に与える影響を定量的に評価する手法

戦略GPの拡大

当社は2012年度まで環境配慮No.1商品(ダントツGP)の創出に注力してきました。2013年度からは、B2B事業の拡大など事業構造の改革が進む中で、民生商品の環境性能を追求するだけでなく、環境負荷の低減につながる様々な商品・サービスのさらなる拡大にも注力するため、ダントツGPを発展させ、新たに戦略GPを定義し、その創出を進めています。トップクラスの環境性能で地球環境への負荷を抑制するものに加え、普及促進により負荷抑制が期待できるもの、特定地域での環境負荷を直接低減するものも含め、多様な事業を介して持続可能な社会への転換加速を目指します。2017年度の戦略GP売上比率は約21%でした。

また、グリーンプラン2018では「環境配慮B2B機器の普及：戦略GP販売拡大120%(2015年度比)」を、2018年度目標として設定しています。2017年度の実績は、2015年度比120%となりました。

当社は今後、さらなる戦略GP売上比率の拡大に取り組んでいきます。

また、FAサーボ「MINAS A6」ファミリー、データアーカイバー「freeze-ray」、PM2.5対応の浄化機能を搭載した新風機商品群を、2017年度のスーパーGPとして認定しました。

FAサーボ「MINAS A6」ファミリー：

磁気回路の最適化、放熱性を高める独自のモータ構造の採用で、従来比で本体長を30%、質量を20%低減し、業界最高クラスの小型・軽量化を実現しました。また、独自の制御ソフトウェアアルゴリズム技術と高性能CPUの採用によりサーボモータの応答性を飛躍的に向上させ、高速位置決めを必要とする機械・装置の生産性向上に貢献するとともに、業界初のサーボアンブ無線化で遠隔調整にも対応します。



FAサーボモータと無線ドングル付
サーボアンブ

データアーカイバー「freeze-ray」：

IoTやAI活用の進展に伴う大容量データの長期保存ニーズに対応するため、本製品は、新たに開発した従来比3倍の容量を持つ光ディスクや高性能ロポティクス技術により、最大で1.9PBの大容量かつ高信頼性を実現したデータアーカイブシステムです。データ保存時の空冷空調が不要なために消費電力量が少なく、光ディスクには環境ストレスに強い長寿命材料を使用しているために定期的なマイグレーションを大幅に削減でき、省資源にも貢献します。

<https://panasonic.biz/cns/archiver/>



データアーカイバー「freeze-ray」

PM2.5対応の浄化機能を搭載した新風機商品群：

本製品群は、室内の空気を入れ替える際に、外気を高集塵フィルターで浄化することで室内空気質を改善します。中国で深刻化する大気汚染に対応するため、PM2.5除去率98%という業界トップクラスの浄化性能を実現しています。中国の環境政策を背景に空気質に対する関心が高まる中、排気・給気・循環の状態をPM2.5センサーでセンシングし、液晶モニターに表示することで、お客様が室内外の空気環境を一目で把握することを可能にしています。また、低騒音設計で生活環境にも配慮しています。

<http://pesesgd.panasonic.cn/products/>（中国語）



壁付ERV(Energy Recovery Ventilator)

生活環境の空質改善

PM2.5などがもたらす大気汚染は、日本など先進国だけでなく、昨今では中国やインドといった新興国でも、社会問題となっています。こうした中、当社はグリーンプラン2018で「生活環境の改善や環境負荷の低減、持続可能な社会への転換に寄与する商品・サービス・ソリューションの提供」を、2018年度目標に設定。具体内容の一つとして、生活環境の空質改善(空気浄化)を挙げ、「2015～2018年度で空質改善された空気量：1,400万部屋相当分」を数値目標としています。2015～2017年度の累計実績は、1,090万部屋相当分となっています。

下記のWebサイトに、空気清浄機の実例を掲載しています。

http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/gp_gf.html

<http://panasonic.jp/airrich/>

環境配慮工場(グリーンファクトリー)の取り組み

当社は、製品づくりによる環境負荷の低減を目指したグリーンファクトリー(GF)活動にグローバル全工場で行っています。具体的には、各工場が法規制の順守を前提に、CO₂排出量、廃棄物・有価物発生量、水使用量、化学物質排出・移動量などの生産活動におけるあらゆる環境負荷の削減計画を策定するとともに、排出量などの総量削減や原単位管理で進捗管理を実践・改善し、環境負荷低減と事業活動の両立を図っています。

2010年度からはGFアセスメント制度をスタートし、工場での取り組み水準を見える化することで、GF活動のさらなる向上を目指しています。GFアセスメント制度では、基本となる総量削減、体質強化、削減取組、リスク削減、人づくり、マネジメントの6側面からなる環境活動19項目について、5段階で自己評価し、目標への進捗状況を他拠点などと比較しつつ相対的に評価することで、課題抽出および改善策の自主的な検討・推進に役立てます。2013年度からは19項目以外にも、各カンパニー独自の視点に基づく側面でもアセスメント項目が追加できる制度へと改善しました。一例として、環境法規制の順守状況や管理方法についての項目を追加し運用しているカンパニーでは、大気・水質などの対象施設・空調設備などについて、法令以上に厳しい自主基準値の設定に関する設問を設け、傘下の工場でのリスク管理の強化に活用しています。

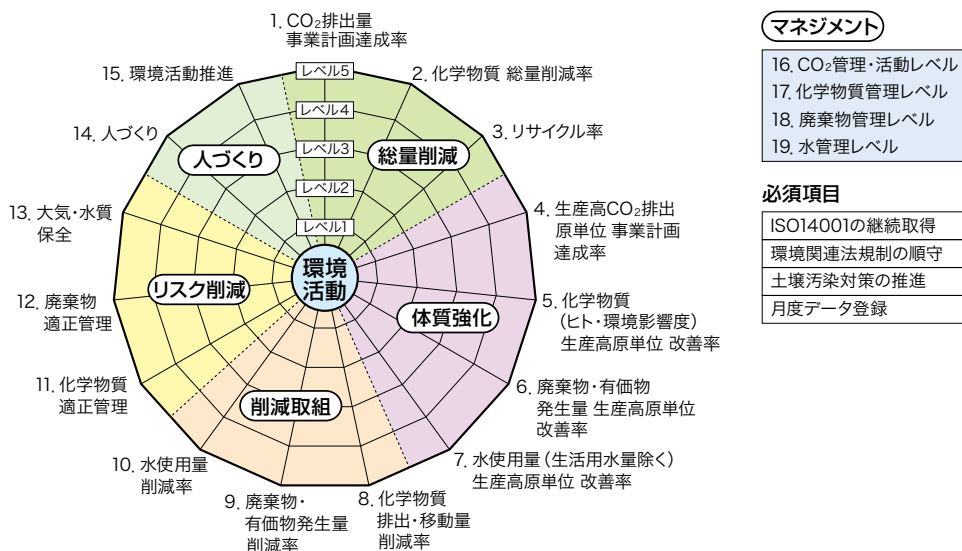
また、当社はモノづくり環境情報共有会を通じ、グローバルの環境負荷低減活動や法規制・社会動向の共有に取り組んでいます。当社工場が立地している欧州、東南アジア、中国、中南米では、地域別の情報交流や環境負荷低減の取り組み事例コンペ(優秀事例の表彰/横展開活動)を適宜実施し、それぞれの地域課題に応じたGF推進活動を実践しながら、取り組みの拡大・加速を進めています。

このほか、各工場で実践したCO₂、廃棄物、化学物質、水などに対する取り組みの優秀事例を、グローバルで閲覧できるBA(Before/After)チャート検索システムに登録・共有し、他工場でも活用できるようにしています。2017年度はさらに、既存の省エネ支援ツール・マニュアルの棚卸しと再整備を目的として、省エネ体質の見える化評価と有効施策の抽出をツール化した省エネポテンシャル診断シートを作成。拠点への展開を図るなど、省エネ体質改善を目指した基盤強化に取り組んでいます。また、拠点数の多い中国、東南アジアでは、より確実に環境法規制に対応するための新たな活動として、同一地域の工場同士がカンパニーの枠を超えて相互に環境監査を行う、クロスカンパニー相互監査を開始しました。今後も、全社に蓄積されたノウハウを活用することによって取り組みのレベルアップを図ってまいります。



クロスカンパニー環境相互監査

「GFアセスメント制度」の評価指標



また当社は、大気汚染の主な原因となるSO_x(硫酸化合物)・NO_x(窒素化合物)、水質汚濁の指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)・COD(化学的酸素要求量)の適正な管理に取り組んでいます。

SOx・NOxの管理事例：パナソニック エコソリューションズ内装建材株式会社 群馬工場

	年度	施設名	実績平均値	実績最大値
	SOx(Nm ³ /h)	2015	1号ボイラー	0.091
3号ボイラー			0.067	0.067
5号ボイラー			0.062	0.062
2016		1号ボイラー	0.047	0.073
		3号ボイラー	0.042	0.042
		5号ボイラー	0.023	0.023
2017		1号ボイラー	0.038	0.054
		3号ボイラー	0.029	0.029
		5号ボイラー	0.032	0.032

1号ボイラー 法令規制値：23.44、自主規制値：4.00、計測頻度：2回/年

3号ボイラー 法令規制値：1.12、自主規制値：0.50、計測頻度：1回/年

5号ボイラー 法令規制値：0.61、自主規制値：0.50、計測頻度：1回/年

当該年度において計測値が高かったボイラー 3基の実績を掲載

	年度	施設名	実績平均値	実績最大値
	NOx(ppm)	2015	1号ボイラー	295
3号ボイラー			100	100
5号ボイラー			100	100
2016		1号ボイラー	270	310
		3号ボイラー	100	100
		5号ボイラー	79	79
2017		1号ボイラー	210	240
		3号ボイラー	94	94
		5号ボイラー	83	83

1号ボイラー 法令規制値：350、自主規制値：320、計測頻度：2回/年

他のボイラー 法令規制値：250、自主規制値：180、計測頻度：1回/年

当該年度において計測値が高かったボイラー 3基の実績を掲載

BOD・CODの管理事例：パナソニック エコシステムズ株式会社 本社工場

	年度	施設名	実績平均値	実績最大値
	BOD(mg/l)	2015	排水処理施設/総合排水口	2.2
2016		排水処理施設/総合排水口	1.7	4.5
2017		排水処理施設/総合排水口	2.1	3.0

法令規制値：25.0、自主規制値：16.0、計測頻度：1回/月

	年度	施設名	実績平均値	実績最大値
	COD(mg/l)	2015	排水処理施設/総合排水口	3.8
2016		排水処理施設/総合排水口	3.5	8.0
2017		排水処理施設/総合排水口	4.0	6.7

法令規制値：25.0、自主規制値：16.0、計測頻度：1回/月

環境：CO₂削減



CO₂削減の考え方

2016年11月に発効したパリ協定は、世界の気温上昇を産業革命前から2度未満とする目標、1.5度未満とする努力目標を設定し、今世紀後半にCO₂などの温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すことを掲げています。これを実現するためには、CO₂排出量を可能な限り減少させる必要があり、企業はこれまで以上にCO₂削減に貢献していくことが求められます。

当社は、エネルギーを機軸とした環境ビジョン2050(P12)の公表に加え、「当社事業活動におけるCO₂排出量を2030年までに30%削減(2013年度比)、2050年までに排出ゼロ。当社製品使用に伴うCO₂排出量を2030年までに30%削減(2013年度比)」というパリ協定の目標と整合するCO₂削減目標を設定、2017年10月にSBT^{※1}として認定を受けました。この目標達成に向け、当社の事業活動および製品使用におけるCO₂排出の削減に取り組んでいます。

※1 Science Based Targetsの略で、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べ2度未満に抑えるという目標に向け、科学的知見と整合した削減目標

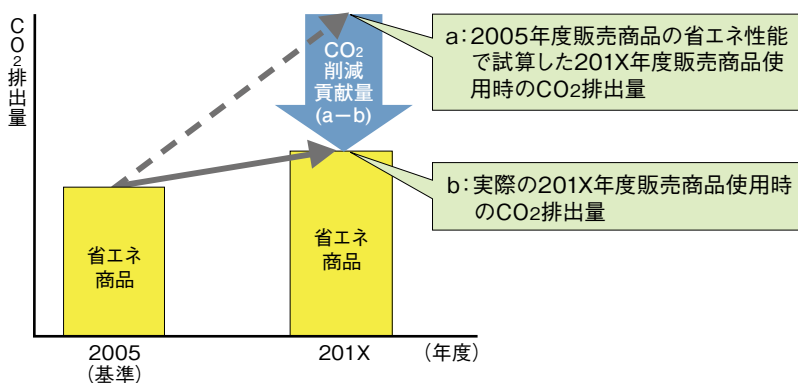
製品・サービスによるCO₂削減貢献量

当社は、独自の指標CO₂削減貢献量を導入し、商品(省エネ、創エネ)でのCO₂削減取り組みを継続実施しています。CO₂削減貢献量とは、2005年度から商品の省エネ性能改善がないと仮定した場合の想定排出量から実際の排出量を差し引いた量に、創エネ商品の発電による排出抑制量を加えたものと定義しています。この指標はCO₂削減の継続的努力を反映でき、当社は引き続きCO₂削減貢献量の最大化を推進していきます。

省エネ商品による直接的なCO₂削減貢献量

商品の省エネ性能を高め、使用時の消費電力量を下げることで、CO₂削減に貢献します。そして、省エネ商品をより普及させることによって、CO₂削減貢献量は一層大きくなります。

省エネ商品による直接的なCO₂削減貢献量



a: 2005年度販売商品の年間消費電力量^{※1}×201X年度販売台数×CO₂排出係数^{※2}×商品寿命^{※3}

b: 201X年度販売商品の年間消費電力量^{※1}×201X年度販売台数×CO₂排出係数^{※2}×商品寿命^{※3}

※1 商品カテゴリーの各地域で最多販売台数の機種を選定

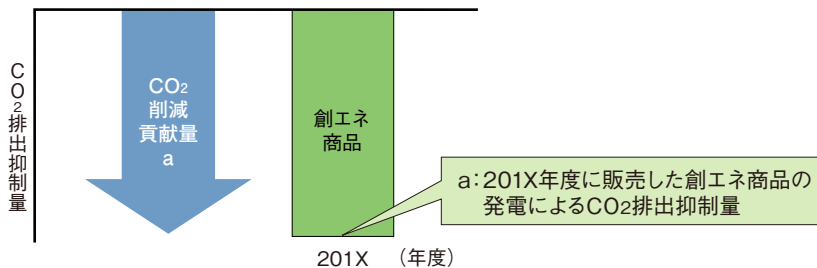
※2 地域別のCO₂排出係数(kg-CO₂/kWh)は、0.410(日本)、0.487(欧州)、0.579(北米)、0.740(中国・北東アジア)、0.927(インド・南アジア)、0.527(東南アジア・大洋州)、0.332(中南米)、0.599(中東阿)を使用

※3 当社が定める補修用部品の保有年数

創エネ商品による直接的なCO₂削減貢献量

太陽光発電や燃料電池からの電気を使うことで、一般の火力発電所などから発生するCO₂排出量を抑制することができます。当社は創エネ事業を発展させることで、創エネによるCO₂削減貢献量を増やしていきます。

創エネ商品によるCO₂削減貢献量



a: 201X年度に販売した創エネ商品の年間発電容量×発電量係数^{※4}×CO₂排出抑制係数^{※5}×商品寿命^{※6}

※4 太陽光発電の場合、1,204kWh/kW(2014年度以降)、1,193kWh/kW(2013年度以前)。日照条件やシステムの損失など、発電効率変動の要素を考慮済み

※5 太陽光発電の場合、0.360kg-CO₂/kWh(太陽光発電協会の「表示に関する自主ルール(平成22年度)」より)

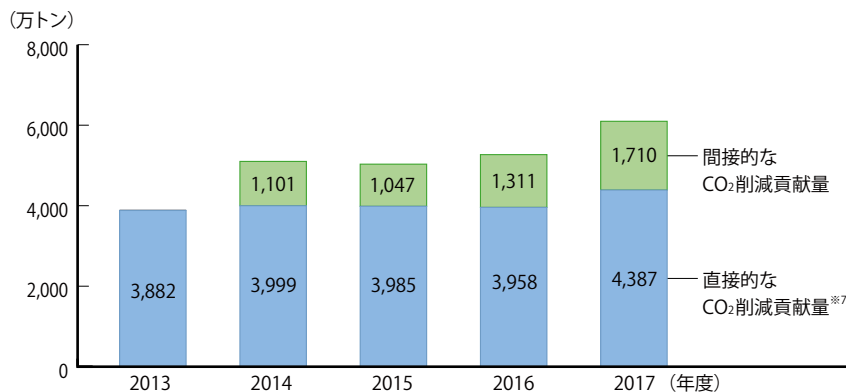
※6 太陽光発電の場合、20年間

間接的なCO₂削減貢献量

当社が強化している住宅や車載、B2B領域でのCO₂削減効果は、パナソニックブランドの商品における直接的な削減貢献量と区分するため、間接的なCO₂削減貢献量として開示しています。間接的なCO₂削減貢献量は、当社商品が支えている他社商品のCO₂削減効果を示しています。具体的には、当社住宅の断熱性能向上による空調負荷の削減効果、当社の省エネ型コンプレッサやモータを搭載する他社製品による省エネ効果、当社製車載電池を搭載する電気自動車などによる燃費改善効果、当社製真空断熱材が用いられた他社製品による省エネ効果などです。2016年度実績からはHD遠隔会議システムによる人の移動削減などの省エネによるCO₂削減効果、2017年度実績からは当社HEMS・BEMSによる省エネ効果なども算定・開示しています。

2017年度、製品・サービスによるCO₂削減貢献量は、6,097万トンでした。うち、直接的な削減貢献量は4,387万トン、間接的な削減貢献量は1,710万トンとなりました。

製品・サービスによるCO₂削減貢献量



※7 省エネ・創エネ商品によるCO₂削減貢献量の合計

環境：省・創・蓄エネ商品によるCO₂削減



省エネ商品

2017年度の当社省エネ商品による、直接的なCO₂削減貢献量は、中国でのエアコンをはじめ、海外での家電販売が好調であったため、3,865万トンでした。グローバル商品別のCO₂削減貢献量では、84%がエアコン、照明、液晶テレビ、冷蔵庫によるもので、地域別では、日本、東南アジア・大洋州、中国・北東アジアで79%を占めました。2017年度の主要商品使用時のCO₂排出量^{※1}は約6,449万トンと算定しています。今後、省エネ商品のさらなる普及により、主要商品使用時のCO₂排出量を抑制していきます。

また、グリーンプラン2018では「主要民生機器の省エネ改善：35%（2005年度比）」を、2018年度の数値目標としています。2017年度実績は、省エネ性能が高い機種の販売増により、44%となりました。グリーンプラン2018では、2018年度数値目標として、「LED照明販売比率（一般住宅、非住宅用）：75%」も設定しており、2017年度実績は77%となりました。

※1 エネルギー使用量の大きい主要商品^{※2}の生涯CO₂排出量。生涯CO₂排出量=販売商品の年間消費電力量^{※3}×販売台数×商品寿命^{※4}×CO₂排出係数^{※5}

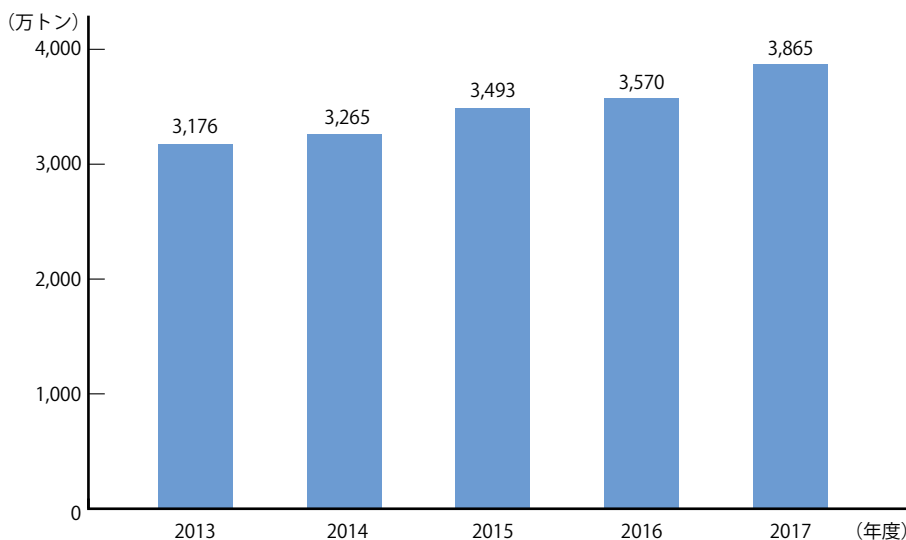
※2 家庭用エアコン、業務用エアコン、蛍光灯、LED照明、家庭用冷蔵庫、業務用冷蔵庫、液晶テレビ、洗濯乾燥機、全自動洗濯機、衣類乾燥機、食器洗い乾燥機、IHクッキングヒーター、エコキュート、バス換気乾燥機、加湿器、除湿機、空気清浄機、換気扇、自動販売機、ジャー炊飯器、電子レンジ、温水洗浄便座、アイロン、ドライヤー、電気カーペット、掃除機、ジャーポット、レンジフード、電話機、セキュリティカメラ、プロジェクター、実装機 など

※3 商品カテゴリの各地域で最多販売の機種を選定

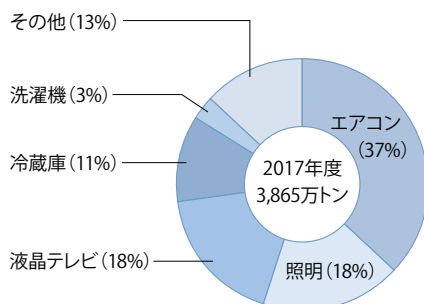
※4 当社が定める補修用部品の保有年数

※5 地域別のCO₂排出係数(kg-CO₂/kWh)は、0.410（日本）、0.487（欧州）、0.579（北米）、0.740（中国・北東アジア）、0.927（インド・南アジア）、0.527（東南アジア・大洋州）、0.332（中南米）、0.599（中東阿）を使用

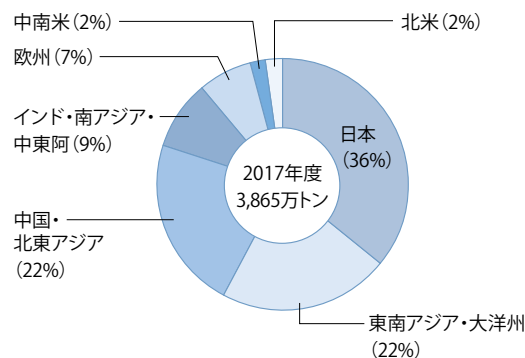
省エネ商品によるCO₂削減貢献量



省エネ商品によるCO₂削減貢献量 (商品別)



省エネ商品によるCO₂削減貢献量 (地域別)



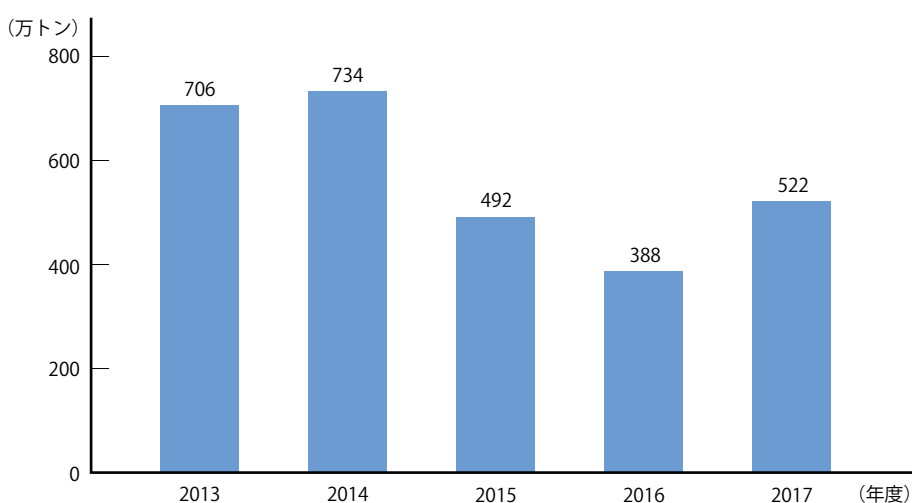
創エネ商品

当社は、CO₂削減貢献量の最大化に向けて、創エネルギー事業を積極的に進めています。必要な電気をCO₂排出量の少ない方式で発電する太陽光発電システムと家庭用燃料電池コージェネレーションシステムを社会に提供することで、CO₂排出量を削減します。

2017年度の創エネ商品によるCO₂削減貢献量は、太陽光発電パネルの海外での需要拡大などにより、522万トンと増加しました。地域別では、日本が45%を占めています。

また、グリーンプラン2018では「家庭用燃料電池の普及：累計発電量 44万MWh(2010～2018年度)」、「太陽電池の普及：累計発電量 500万MWh(2012～2018年度)」を、2018年度の数値目標としています。2017年度までの家庭用燃料電池の累計発電量は38.2万MWh、太陽電池は451万MWhでした。

創エネ商品によるCO₂削減貢献量



蓄エネ商品

リチウムイオン電池などの蓄エネ関連商品は、電気を貯めて様々な場面に活用することができ、オフィスや住宅などに導入することでCO₂削減に貢献します。また、車載用リチウムイオン電池は、キーデバイスとして環境対応車の普及を支えています。当社は蓄エネ商品の開発に積極的に取り組んでいます。

グリーンプラン2018では「車載電池の供給量拡大 対象相当の電池供給量 200%(2014年度比)」を、2018年度の数値目標としています。2017年度の実績は178%でした。

下記のWebサイトには、省・創・蓄エネルギー商品の具体事例も掲載しています。

<https://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/product.html>

環境：地球温暖化の緩和・適応

地球温暖化の緩和

人々が豊かにならぬの実現を求め一方、人々の生活や企業活動を通じて排出される温室効果ガスの増加にともなう、地球温暖化の進行が懸念されています。当社は、生産活動と製品・サービスを通じて排出される温室効果ガスを減らすことで、気候変動の進行を抑制しその影響を小さくする緩和策を推進しています。

製品・サービスを通じた緩和策として、省・創・蓄エネルギー商品に加え、それらをつなぎコントロールするエネルギー管理(エネマネ)商品・ソリューションを提供しています。その事例であるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及については、グリーンプラン2018で「全戸建住宅のZEH比率22%」の数値目標を設定しています。2017年度の実績は28%でした。

さらに当社グループは、住宅分野でのエネルギー管理ソリューションに加え、スマートシティのプロジェクトも推進しています。グリーンプラン2018では、2015年度から2018年度までに、3拠点(870区画)の販売・着工を目標としています。2017年度までの実績は、3拠点(531区画)でした。

このほか、工場でのCO₂削減はP36～39、輸送におけるCO₂削減はP40～41で、詳しく紹介しています。

下記のWebサイトには、地球温暖化の緩和ソリューションの具体事例を掲載しています。

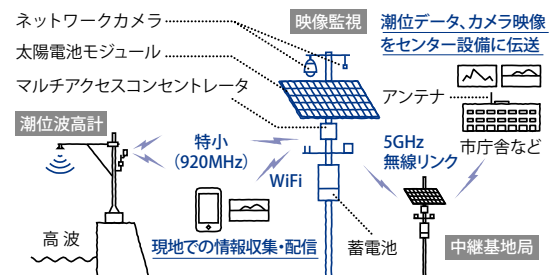
<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/solution.html>

地球温暖化への適応

あわせて当社は、緩和策を実施しても回避できない地球環境への影響に対処する適応策も推進しています。適応策としては、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)などが指摘している、気候変動が生態系、社会・経済などの各分野に与える影響への対処が基本と考えています。気候変動の影響は地域によって異なるため、地域性を加味した対策が重要と認識しています。



宮城県東松島市の沿岸津波監視システム



沿岸津波監視システムの概要

適応策としては、以下の2つの側面から取り組みを進めています。

①当社製品・サービス・ソリューションによる気候変動の影響を低減する取り組み

②当社の企業活動への影響を低減する取り組み

①の具体例としては、沿岸監視システム、グリーンエアコンなどがあります。沿岸監視システムは、遠隔地から沿岸の状況の確認を可能とするもので、太陽光で発電し蓄えた電力でネットワークカメラを常時稼働し、無線通信も可能な完全独立電源型のシステムです。気候変動により影響増大が予測される高潮の対策に貢献すると考えています。

またグリーンエアコンは、東京オリンピック・パラリンピックなどに向け、2018年度末の商品

化を目指して他社と共同で開発を進めています。水と空気を混合して微細にし、濡れを感じにくくしたドライ型ミストや、日よけの下にドーム状の冷却空間をつくるエアカーテンなどによって、オープンスペースの夏の暑さを和らげるものです。熱中症など温暖化が生活にもたらす悪影響を低減することが期待できます。

▶宮城県東松島市 沿岸津波監視システム(沿岸監視システムの事例)

<http://www2.panasonic.biz/es/solution/works/higashimatsushima.html>

▶[プレスリリース]バス停のクールスポット化を目指し、「グリーンエアコン」の実証実験を実施

<https://news.panasonic.com/jp/press/data/2017/07/jn170721-1/jn170721-1.html>

②については、当社への気候変動の影響を評価し、対処すべき課題を見極めることが先決と考えています。当社にとっての事例の一つが、水不足による生産活動への影響です。現在、水リスク評価に取り組んでおり、今後、評価結果をもとに必要な対策を検討していきます。詳細は、水資源保全(P51～52)を参照ください。



東京・新橋駅前で行ったグリーンエアコン

環境：工場の地球温暖化防止

生産活動におけるCO₂削減

当社は、気候変動対策への貢献と、工場の生産性向上やエネルギーコスト削減などといった環境経営の体質強化を目的に、工場のCO₂削減に取り組んでいます。

2010年度からは当社独自の指標であるCO₂削減貢献量を設け、省エネ体質の強化およびCO₂原単位の低減を進め、生産活動におけるCO₂削減貢献量の最大化に取り組んできました。2016年の環境行動計画グリーンプラン2018改定では、生産活動におけるCO₂削減の指標を「CO₂原単位」に変更し、2018年度の目標を2013年度比5%以上削減(年平均1%以上削減)と設定しています。

省エネ・CO₂削減施策としては、各工場単位の個別の取り組みに加えて、全社として優秀事例の横展開や専門人材の育成、CO₂イタコナ活動^{※1}を推進しています。また2018年度目標である「再生可能エネルギー自社導入量1万MWh以上」の達成に向け、太陽光発電などの導入を推進しています。2017年度のこれらCO₂削減取り組みへの投資額は35億円^{※2}でした。その結果、2017年度のCO₂原単位は、2013年度比で14%の削減を達成しました。また、原単位だけでなくエネルギー消費量自体も着実に減少しています。

加えて、工場、オフィス、ショールームなどにおいてLED照明への切り替えを推進しています。2018年度中にグローバルの導入完了^{※3}を目指しています。

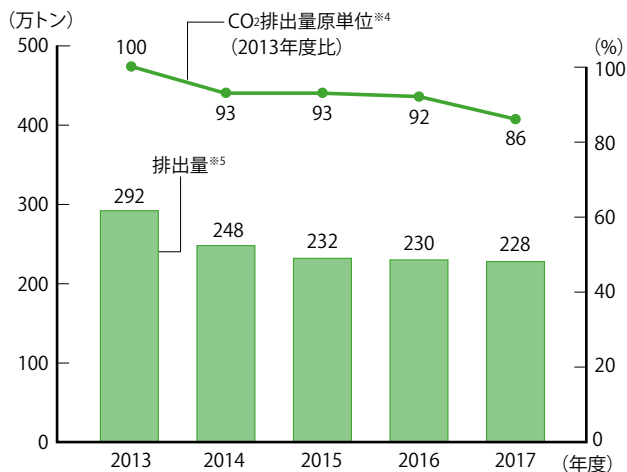
その他、当社は2030年を目指した電機電子業界を挙げての温暖化防止の自主行動計画である経団連低炭素社会実行計画に参画しています。具体的には、業界が掲げる目標「2030年に向けて、工場と大規模オフィスのエネルギー原単位改善率 年平均1%」の達成を目指して、工場などにおける省エネを着実に進めています。

※1 当社の造語で、商品開発段階で商品設計上のムダを探す際に、商品の構成要素を板(イタ)や粉(コナ)にまで細かく原価分解してムダを発見する手法の考え方を、CO₂削減に適用させたもの。単位生産量当たりのエネルギー使用量(エネルギー原単位)を連続的に見える化し、原単位の変動要因、最小の原単位で生産するための方策を分析・検討することによって、省エネの新たな切り口、施策を発見する活動

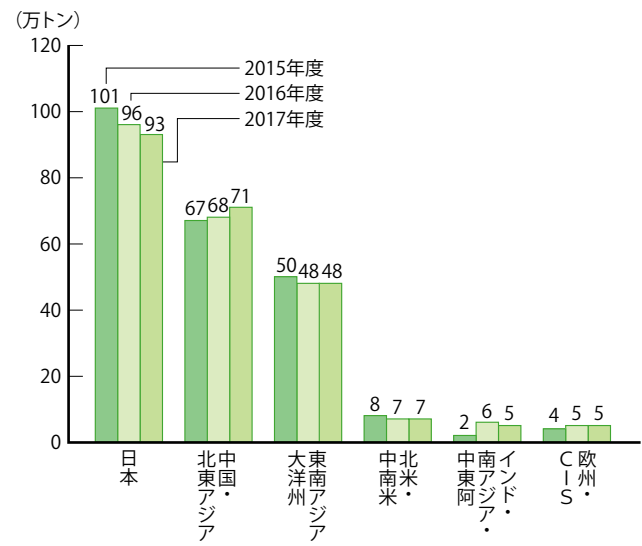
※2 CO₂削減に関する投資はすべて含む。ただし差額集計あるいは按分集計を行っていない

※3 導入可能な事業場が対象

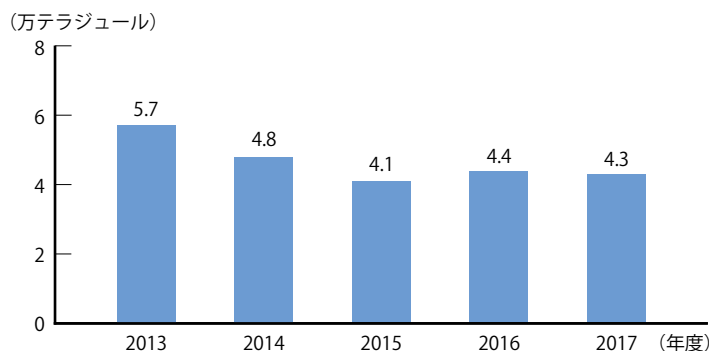
生産活動におけるCO₂排出量と原単位



生産活動におけるCO₂排出量(地域別)



生産活動におけるエネルギー消費量



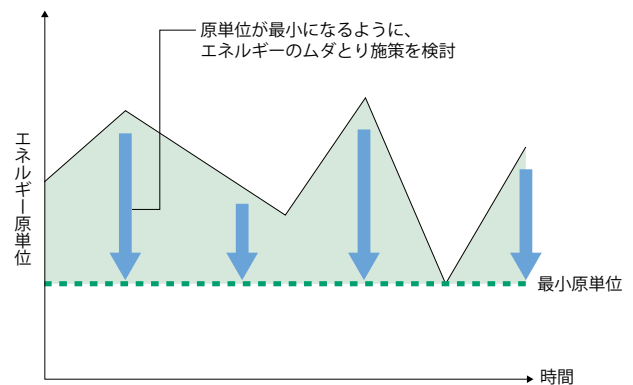
- ※4 CO₂排出量を、各工場の生産高、生産台数など、CO₂排出と密接に関連する活動量で除して算出した「CO₂原単位」の2013年度対比の改善率を加重平均して算出。加重係数は、改善がなかったと仮定した場合の各工場のCO₂排出量を使用
- ※5 燃料関係は環境省温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.3.1)の係数に基づく。日本の各年度購入電力の係数(kg-CO₂/kWh)は、CO₂削減取り組みの努力を正確に反映するため0.410を固定して使用。各年度の電力係数である0.570(2013年度)、0.554(2014年度)、0.587(2015年度)、0.512(2016年度、2017年度)を使用した場合のCO₂排出量は、319万トン(2013年度)、277万トン(2014年度)、268万トン(2015年度)、250万トン(2016年度)、247万トン(2017年度)。PPS(特定規模電気事業者)からの購入電力についても上記係数を使用。日本以外の購入電力の係数は、GHGプロトコルの各国の係数を使用

工場CO₂削減WGの推進

CO₂削減を確実に実行するためには、工場の各施設のエネルギー使用状況や対策による削減効果を見える化することが重要です。これまでグローバル全製造拠点において4万点以上の計測装置やファクトリーエネルギーマネジメントシステム(FEMS)を導入し、エネルギー使用状況の見える化や分析を行うメタゲジ^{※6}を推進することでCO₂削減に取り組んできました。

2010年度からはこの仕組みを活かして、CO₂イタコナ活動を展開しています。この活動により、単位生産量当たりのエネルギー使用量(エネルギー原単位)を連続的に見える化し、原単位の変動要因や最小の原単位で生産するための方策を分析・検討することで、省エネの新たな切り口、施策を発見することができます。

CO₂イタコナ活動の概念図



CO₂イタコナ活動を加速するため、エネルギーと生産情報を同時に見える化し単位生産量当たりのエネルギー使用量を分析するソフトであるSE-Naviをこれまで開発してきました。本ソフトの省エネナビ機能により、CO₂イタコナ分析によるエネルギーロスの自動分析結果に基づいて、装置別エネルギーロスと要因別エネルギーロスを定量的に抽出することができます。これにより、エネルギーロスが大きい箇所から優先順位を付けた省エネ取り組みが容易になりました。

従来は、エネルギー使用量などのデータを手動で分析し専門家による検討を経て、省エネ施策を抽出していましたが、データを自動で分析し、省エネ施策データベースに基づいて、省エネ対策を検討することが可能となり、時間短縮だけでなく、専門家なしで省エネ提案が可能になりました。

下記のWebサイトには、工場省エネ支援サービスの具体事例を掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/service.html>

※6 当社の造語で、メータやゲージなどの計測器を導入してエネルギー使用量を見える化し、測定可能な削減対策を実行すること

継続的にCO₂を削減する仕組みを検討・構築するため、2016年度から全社活動として「工場CO₂削減WG」を立ち上げ、2017年度も継続して活動を行いました。WG活動の一つとして、過去に導入してきた計測器やFEMSを徹底的に活用することで、さらなるCO₂削減に取り組んでいます。またCO₂削減施策の積み上げを行うため、WGでは先進的な新技術や施策を先行実証モデルとして取り上げ積極的に支援しています。本取り組みの一つとして、主要工程の温湿度、差圧などの物理データを追加で計測し、多角的なデータ解析を行うことで、さらなる省エネ施策の掘り起こしを製造拠点において実施しました。京都府にあるオートモーティブ&インダストリアルシステムズ社 宇治工場では、2016年度に工程内外の温湿度、差圧を既存のFEMSに取り込んでデータ解析を実施し、外気の取り入れ停止・内気循環への変更などによって、年間80トンのCO₂を削減しました。2017年度はこの施策の進化と効果拡大を狙い、品質確保のためにより精緻な温湿度管理が必要とされる工程に着目。露点や電力を追加した新アルゴリズムを構築することで、品質を確保しながらCO₂を削減できる見込みを得ることができました。2018年度以降、この省エネ施策の効果検証と適応場面のさらなる拡大へ取り組んでいきます。



工場CO₂削減WG

再生可能エネルギー活用の取り組み

当社はCO₂削減に向けた取り組みとして、太陽光発電など地域ごとの特性に応じた再生可能エネルギーの導入もグローバルで積極的に推進しています。2017年度の大規模導入事例としては、中国地域での太陽光発電システムの導入があります。2017年2月に中国のパナソニック杭州工業園にあるパナソニック APチャイナ(有) (PAPCN)が、当社における一つの製造会社としては最大規模となる約3.5MWの太陽光発電システムを導入しました。二棟の工場建屋の屋上および駐輪場屋根に太陽電池モジュールを設置し、これによりPAPCNの年間電力総需要の約20%を再生可能エネルギー由来の電力でまかなうことができるとともに、杭州工業園内の他の製造会社へも太陽光で発電した電力を供給しています。

また、2017年7月には、パナソニック マニュファクチャリング北京(有) (PMFBJ)が約0.6MWの太陽光発電システムを導入しました。これは、当社の中国におけるソリューション事業を手掛けるパナソニック ソリューション サービス社(中国)が実施する、パナソニック製太陽電池モジュールHIT[®]を用いたソリューション事業を通じて導入したものです。当社は太陽電池モジュールの製造に加え、このようなソリューション事業も展開することにより、再生可能エネルギーの活用を推進しています。

このような取り組みの結果、2017年度の再生可能エネルギー自社導入量は、当社全体^{※7}で2.1万MWh^{※8}になり、2016年の環境行動計画グリーンプラン2018改定時に設定した、2018年度に再生可能エネルギー自社導入量1万MWhという目標を上回る進捗となっています。

上記以外のグローバルの各拠点においても引き続き太陽光発電システムの導入を推進しており、導入可能と判断された拠点においては2020年度中の完了を目指し、さらなるCO₂排出削減に取り組んでいきます。

下記のWebサイトには、再生可能エネルギー活用の具体事例を掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/site.html>

※7 非製造拠点に導入された再生可能エネルギー自社導入量を含む

※8 太陽光、風力、バイオマスなどが対象。ヒートポンプ含まず



PAPCNの太陽光発電システム



PMFBJの太陽光発電システム

中国CO₂排出量取引制度への対応

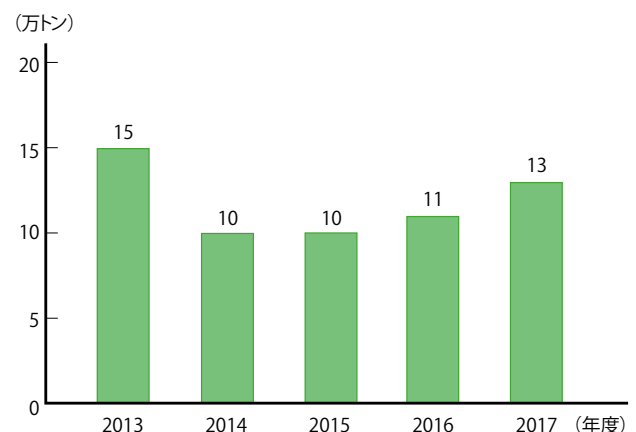
中国では、2017年12月から電力業界の1,700社以上を対象とした排出量取引制度がスタートしています。2018年4月時点では当社は対象となっていませんが、中国国内に多くの事業場を有する当社としては、従来より進めてきた生産活動におけるCO₂削減の強みを活かしながら、同制度の当社事業への影響や今後当社が対象となる可能性に対して、リスクと機会の観点から対応を進めていきます。

エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス削減

当社が排出するエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスは、エアコン工場で製品の冷媒として使用しているHFC(ハイドロフルオロカーボン)、液晶工場でのクリーニングガスとして使用しているNF₃(三ふっ化窒素)などです。これらの削減に向けて、それぞれ冷媒の漏洩防止や廃冷媒の回収と外部での破壊処理、除外装置の設置などの対策を実施しています。

2017年度のエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量(CO₂換算、以下同じ)は13万トンとなり、前年度から2万トン増加しました。

生産活動におけるエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量(CO₂換算)

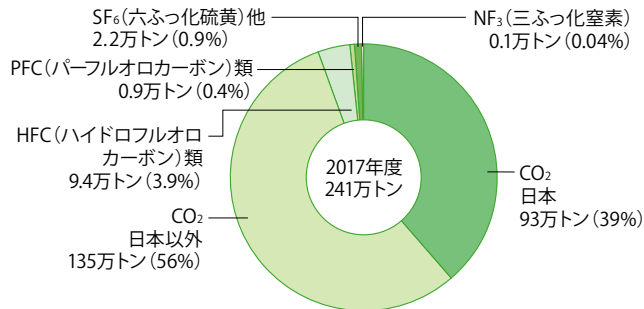


温室効果ガス排出量の内訳(ガス別、スコープ別)

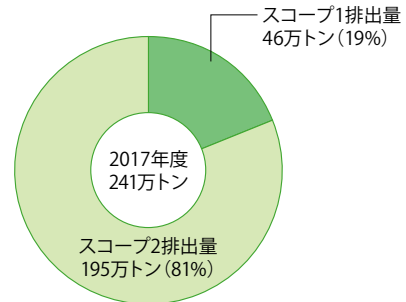
エネルギー起源、非エネルギー起源を含めた当社の温室効果ガス排出量は、2017年度は241万トンになりました。内訳としては、スコープ1排出量^{※9}が19%、スコープ2排出量^{※9}は81%となっています(スコープ3排出量はP24参照)。

※9 国際的なGHG排出量の算定基準であるGHGプロトコルで定義される温室効果ガス排出量。自社で所有・支配する施設からの直接排出量をスコープ1排出量(例：都市ガスや重油の使用に伴う排出量)、自社が所有・支配する施設で消費するエネルギーの製造時からの排出量をスコープ2排出量(例：購入電力の発電時の排出量)と呼ぶ

生産活動における温室効果ガス排出量(CO₂換算)の内訳(種類別)



生産活動における温室効果ガス排出量(CO₂換算)の内訳(スコープ別)





環境：グリーンロジスティクス

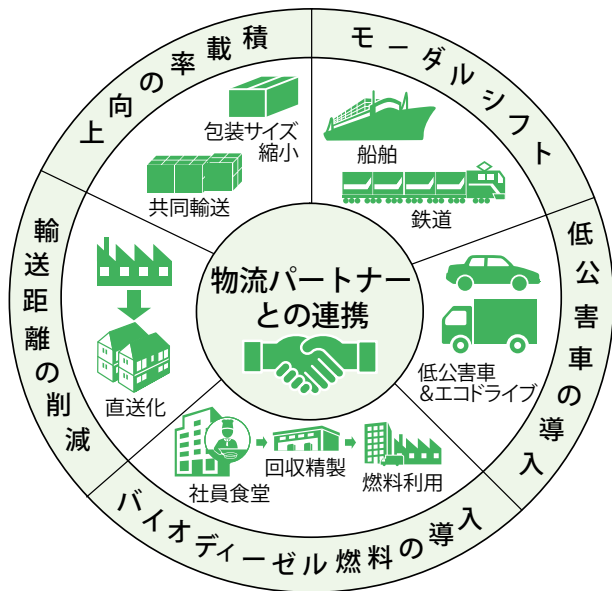
輸送におけるCO₂排出量の削減

当社は、地球温暖化防止に貢献するとともに、輸送効率の向上、輸送コストの削減を目的に、輸送におけるCO₂排出量削減に取り組んでいます。2016年の環境行動計画グリーンプラン2018改定では、数値目標として、国内輸送のCO₂排出量原単位^{※1}を毎年前年度比で1%以上削減し、2018年度までに2013年度比で5%以上削減することを掲げ、モーダルシフトや低公害車の導入、バイオディーゼル燃料の導入、輸送距離の削減、積載率の向上に重点的に取り組んでいます。

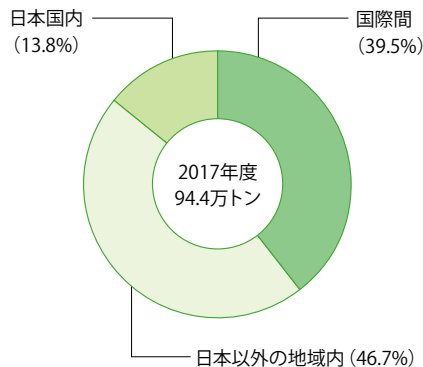
2017年度の輸送におけるCO₂排出量は、グローバルで94万4,000トン、そのうち国際間の輸送が37万3,000トン、日本国内の輸送が13万1,000トンでした。国内輸送のCO₂原単位は、2013年度比で4.6%削減しています。

※1 CO₂排出量÷物流重量

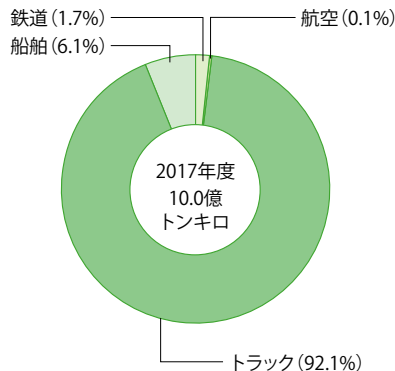
グリーンロジスティクスの重点取り組み



輸送におけるCO₂排出量



輸送手段別輸送量(日本)



物流パートナー様と連携したモーダルシフト^{※2}の取り組み

当社は、トラック輸送を鉄道や船舶輸送に切り替えてCO₂排出量を削減するモーダルシフトの取り組みを進めています。

2017年から、鈴与(株)様、鈴与カーゴネット(株)様、日通・パナソニック ロジスティクス(株)様と連携した取り組みを推進しています。当社は静岡県袋井市から佐賀県鳥栖市までの洗濯機の輸送を、従来はトラックで行っていましたが、出荷量の変動を少なくするなどといった輸送平準化の努力により、週に2便、内航船の活用が可能になりました。この取り組みによるCO₂削減効果は年間81トン相当になります。

※2 トラックや航空機による輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶輸送に転換すること



内航船積輸送

バイオディーゼル燃料の使用

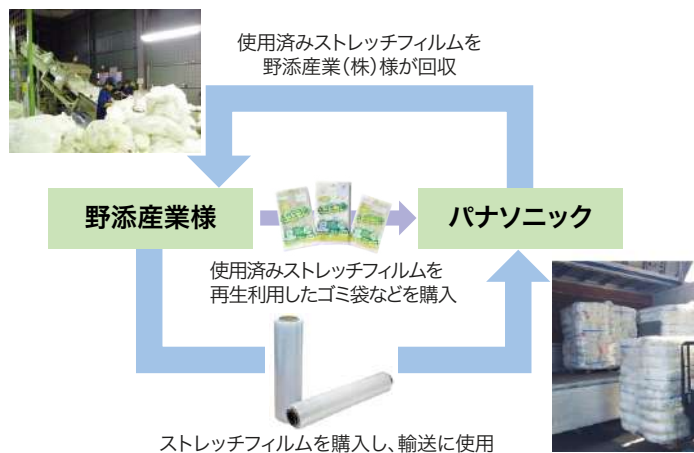
当社は、社内の事業場等から回収した使用済みてんぷら油(廃食油)をバイオディーゼル燃料に転換し、生産・調達・販売で使用する車両へ活用する取り組みを進めています。2009年度からは、(株)朝日新聞社様と実施する東海・甲信越・首都圏地域での共同輸送に、100%バイオディーゼル燃料を使用し、バイオディーゼル燃料のさらなる使用拡大に取り組んできています。2017年度のバイオ燃料使用量は19,664リットルでした。今後、フォークリフトなどの公道を走らない車両についても、活用機会を拡大していきます。

輸送に使用したストレッチフィルムの再生利用

物流における廃棄物削減の取り組みとして、2014年度より使用済みのストレッチフィルムを再生利用する取り組みを、野添産業(株)様と開始し、2017年度も継続しています。従来、輸送に使用したストレッチフィルムは廃棄していましたが、野添産業様がプラスチック製ゴミ袋などの原材料として活用し、製造されたゴミ袋を当社が購入しています。

2017年度は中国が廃プラスチックの輸入を2017年末に禁止したことを受け、これまで野添産業様と取引がなかった当社拠点も取り組みを開始しました。また、野添産業様の埼玉県のリサイクル工場の本稼働も受け、関東地区での取り組みが拡大したことなどで、合計360トン(前年度比198%)のストレッチフィルムを再生利用することができました。2018年度は野添産業様の再生製品の購入拡大も計画しています。今後も使用済みストレッチフィルムの有効活用と、物流における廃棄物削減の取り組みを進めていきます。

野添産業(株)様とのストレッチフィルムの再利用スキーム



販売地域に近い港での陸揚げ

当社では、製品輸送の効率化を目指し、海外で生産した製品を輸入する場合、販売地域に近い港で陸揚げする取り組みを拡大しています。従来は兵庫県尼崎市にある西日本グローバル物流センター(GLC)に近い港で集中して陸揚げし、西日本GLCで一旦保管した後、需要に応じて各地域に輸送していましたが、販売地域に近い港で陸揚げする比率を高め、日本国内の陸送距離を減らすことにより、CO₂削減につながることはもちろん、拠点間配送による入庫・出庫・配送料の削減にも貢献できます。2017年度は、この取り組みにより年間926トンのCO₂を削減することができました。

今後も各地域での需要予測の精度を高め、在庫の偏りを減らすことにより販売地域に近い港での陸揚げを拡大していきます。

環境：資源循環

循環型モノづくり

グローバルで急速な経済成長が進むにつれ、資源に対する社会的な課題・関心が高まっています。新規資源の採掘は環境に大きな負荷を与えるだけでなく、鉱物資源の枯渇や資源価格の高騰が、問題になってきました。

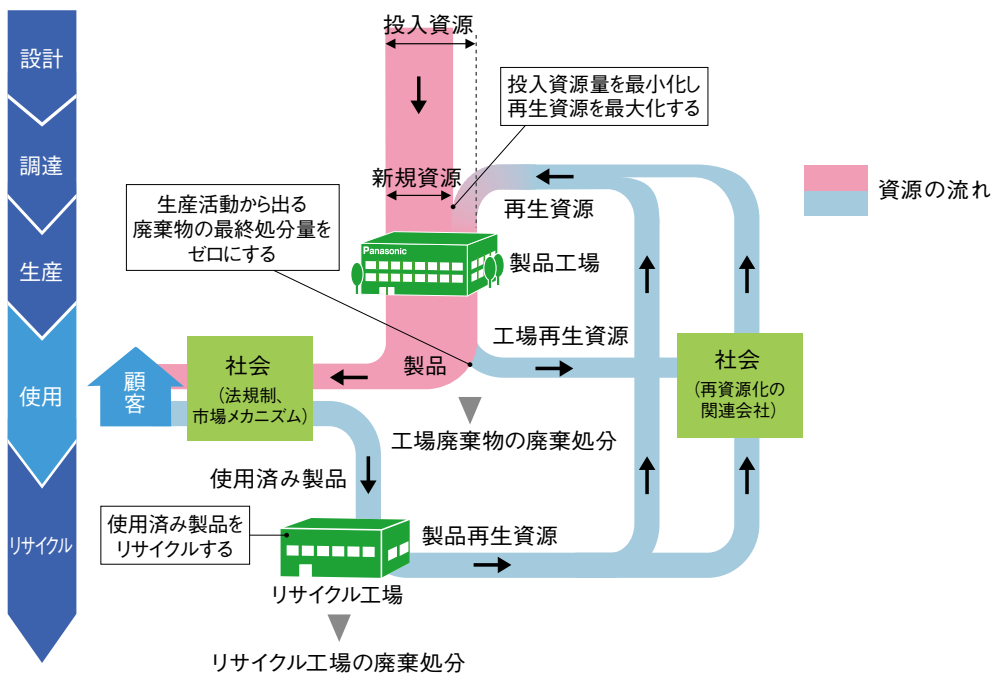
そのような中、当社は多量の資源を使用するメーカーの責務として、CO₂削減に並ぶ重要課題として、2010年より資源循環を掲げて、循環型モノづくりを進めています。2016年に実施したグリーンプラン2018の改定では、引き続き再生樹脂利用量・工場廃棄物リサイクル率の向上を推進し、資源循環商品の創出拡大に取り組むなど、循環型モノづくりの具現化をさらに進めています。特に再生樹脂については使用量の拡大を着実に図るため、目標値を定めて推進しています。

循環型モノづくりには、投入資源を最小化し再生資源を最大化する、生産活動から出る廃棄物の最終処分量をゼロにする、使用済み製品をリサイクルするという三つの取り組み側面があります。

投入資源の最小化については、製品の軽量化・小型化への取り組みに加え、再生資源活用拡大に向け、資源の回収量を増やす新しいリサイクル技術や仕組みの導入などにも取り組んでいます。

また工場廃棄物の発生量を減らすと同時に、排出物の再資源化を徹底して行うことによって、埋立処分量を限りなくゼロに近づけています。このように、生産プロセスの上流から下流にわたりムダになっていた資源を活用するだけでなく、さらに使用済み製品から資源を回収・リサイクルして再び商品をつくり、お客様に使っていただくというプロセスまでを確立することで、製品ライフサイクルにわたる持続可能な事業活動を実現していきます。

循環型モノづくりの目指す姿



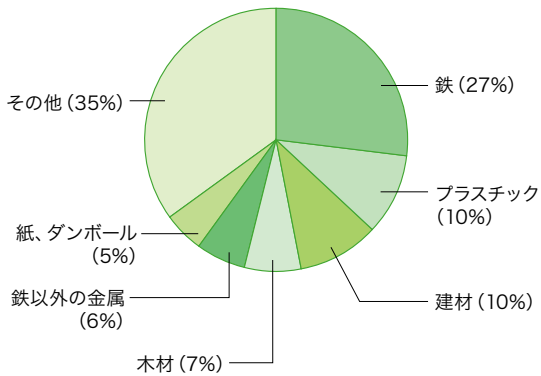
当社の事業は、家電製品や半導体・電池などの部品から住宅に至るまで、幅広い分野におよぶため、鉄(投入資源全体の27%)、プラスチック(10%)など、多種の資源を活用しています。循環型モノづくりにおいては、投入資源の削減をこれまで以上に進めるとともに、再生資源の活用拡大についても、資源の種類ごとに、その特性にあわせた循環の仕組みづくりに取り組んでいます。

さらに当社は、グループ全体の資源別投入量を把握することで、再生資源活用への課題を明確化しています。例えば再生樹脂の場合、活用する部材に求められる特性への対応、供給量の安定的確保、製造側での使いこなす工夫、リサイクル技術開発などの課題に取り組むことで、2017年度は約1万4,300トンの再生樹脂を製品に活用、2014年度からの再生樹脂使用実績の累計は約6万4,900トンになりました。グリーンプラン2018の目標は達成しましたが、引き続き投入資源の最小化と再生資源の最大化に取り組んでいきます。

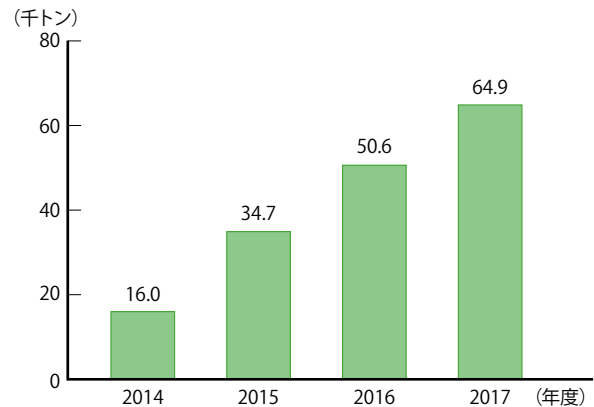
また、工場廃棄物リサイクル率^{※1}においては、従来から日本や諸外国では、それぞれリサイクル基盤の差に応じた目標設定をしてきましたが、ゼロエミッション活動が重要であるとの認識に立ち、2010年度以降の目標設定をグローバルで統一し、全グループにおける廃棄物リサイクルの高位平準化を図っています。工場廃棄物リサイクル率は、2018年度99%以上の目標に対して、2017年度実績は99.1%となりました(P46参照)。

※1 工場廃棄物リサイクル率=再資源化量÷(再資源化量+最終処分量)

2017年度投入資源の内訳(種類別)



再生樹脂利用量の推移(2014年度からの累計)



環境：投入資源の削減と再生資源の活用

eco ideas

投入資源の削減

投入資源を最小化するためには、製品質量を削減することが大切です。当社は製品環境アセスメント(P27参照)を通じて、軽量化・減容化、部品点数の削減など、商品の企画設計段階から省資源化を進めてきました。また製品ライフサイクルで投入資源の削減を進めるという視点から、部品リユース、長期使用性向上、電池の取り外し容易化、回収・再資源化時に必要な表示などの取り組みも同時に行っています。

下記のWebサイトには、軽量化・リサイクルしやすい設計の具体事例も掲載しています。

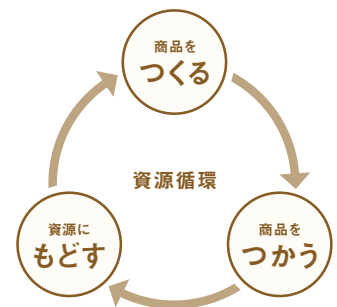
<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/reduce.html>

再生資源を活用した商品

当社では「商品から商品へ」をコンセプトに、使い終わった商品から取り出した資源を活用する取り組みの拡大を進めています。樹脂では、使用済み家電製品(冷蔵庫・エアコン・洗濯機・テレビ)から取り出した樹脂の自社製品への再利用を進めています。また鉄でも、使用済み家電製品から取り出した鉄スクラップの自社製品への再利用を2013年より始めています。

▶パナソニックが考える資源循環

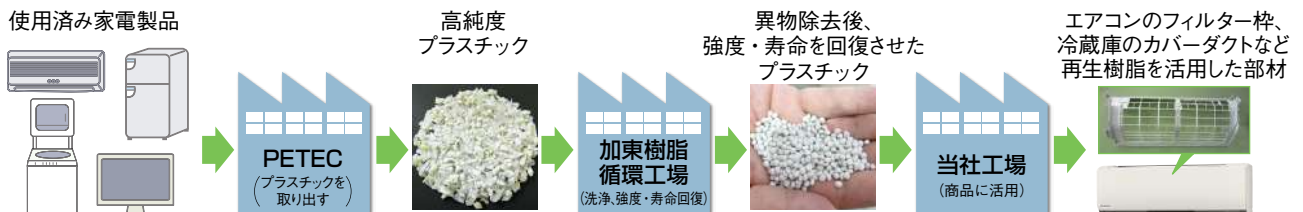
http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource_sp.html



家電製品における再生樹脂の使用拡大

当社では、回収された廃家電から、鉄や銅、アルミなどの金属だけでなく樹脂も有効に活用すべく、当社の家電リサイクル工場であるパナソニックエコテクノロジーセンター(株)(PETEC)とアプライアンス社加東樹脂循環工場が連携して、樹脂循環の取り組みを推進しています。

樹脂循環取り組みの流れ



PETECでは、廃家電のシュレッダーダストから、用途や物性の異なる主要3種類の樹脂、ポリプロピレン(PP)、アクリロニトリルブタジエンスチレン(ABS)、ポリスチレン(PS)を、当社独自の近赤外線識別技術などを用いて純度99%以上の高精度で選別します。

PETECで選別・回収された単一の再生樹脂は、近隣に立地しているアプライアンス社加東樹脂循環工場へ持ち込まれ、再生樹脂としてさらなる高純度化と物性回復が行われます。加東樹脂循環工場は、家電などを生産・販売するアプライアンス社における再生樹脂の活用促進のための製造・開発実証拠点であり、再生樹脂としての純度を高める技術の確立など、再生樹脂の利用拡大に貢献しています。一般的に再生樹脂は新しい樹脂材料に比べ強度や寿命が劣化するため、様々な製品の部位・部材へ適用させるためには、新しい材料と同程度に物性を回復させる必要があります。お客様から要求される物性は樹脂により異なりますので、当社は酸化防止剤の添加や、再生樹脂と新しい樹脂材料の調合など、PP・ABS・PSそれぞれの樹脂に最適な物性を見極めた使いこなし技術を確立しています。2017年度は高機能材の開発に注力し、テレビバックカバー由来の難燃PSの再生や不織布から難燃PPへの再生、さらに従来は家電部品へ再利用されていなかったドラム式洗濯機由来のPPGF(ガラス短繊維入りPP)から、高剛性を特長とするタルク入りPPへの再生手法を確立しました。

加東樹脂循環工場にて品質保証された再生樹脂は、樹脂の種類によって当社の製品工場で使用され、エアコン、IHクッキングヒーター、冷蔵庫の内部部品などに生まれ変わっています。

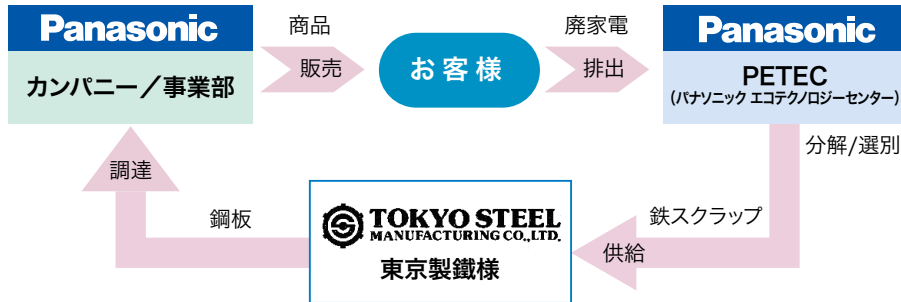


3種の樹脂を同時に選別できる近赤外線樹脂選別機

再生鉄の循環スキーム構築

当社は東京製鐵(株)様と共同で、使用済み家電製品から発生する鉄スクラップをリサイクルし、再び当社グループの製品材料の鋼板として使用する再生鉄の資源循環取引スキームを、2013年7月から開始しました。使用済み鉄スクラップを支給し鋼板として買い戻すスキームは、国内電機業界初の取り組みとなります。

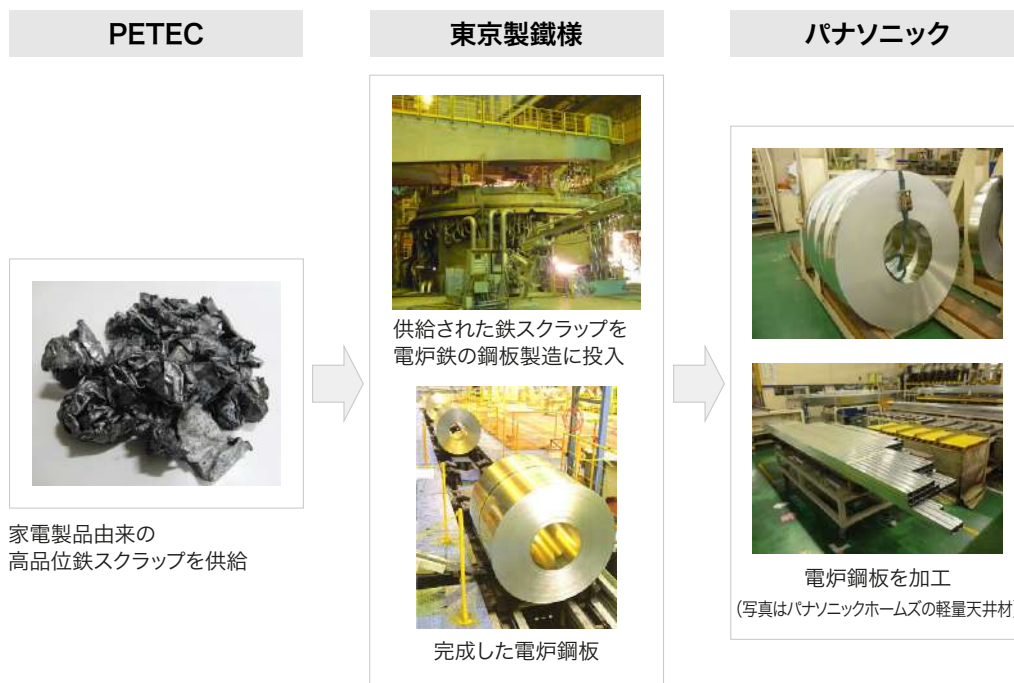
電炉鋼板の自己循環スキームイメージ



具体的には、PETECで回収された家電製品由来の鉄スクラップを、東京製鐵様の岡山工場に納入し、同工場で電炉鋼板^{※1}に加工後、再び当社がそれを調達し製品に活用します。2010年から東京製鐵様と検討を始め、再生鉄の品質を製品に使用できるレベルまで上げたり、加工性を向上させたりするための技術開発を行い、電炉鋼板特性に合った使い方を抽出し、さらに用途ごとに要求される特性(形状や強度、溶接性など)をチューニングして、2011年より電炉鋼板の薄板を製品へ導入してきました。そのような実績を経て2013年、当社資本の家電リサイクル会社から納品された鉄スクラップを電炉鋼板に使用するスキームが実現しました。

当初、当社からの鉄スクラップの提供は月50トン程度でしたが、2017年度は1年間で2,600トン以上を東京製鐵様に納品し、住宅用天井材や洗濯機など当社製品に利用しています。

自己循環スキームのフロー



電炉鋼板の使用拡大は、日本の貴重な資源の一つである鉄スクラップの活用拡大につながります。さらに鉄スクラップを原料として鋼板をつくる場合、最初から鋼板を製造する方法に比べてCO₂排出量が大幅に少なくなります。またこのスキームでは、当社の家電リサイクル会社から出荷する鉄スクラップ価格および東京製鐵様から調達する電炉鋼材の購入価格は、両方で協議した支給スクラップの変動ルールに基づいて取り決めることから、調達価格の安定化も実現します。さらなる資源の有効活用、CO₂削減と調達価格の安定化を目指し、今後も本スキームの拡大を図っていきます。

※1 鉄スクラップを電気炉で溶解・精錬してつくられる鋼板のこと

環境：工場廃棄物管理 ゼロエミッション化



工場廃棄物リサイクル率の向上

工場から発生する廃棄物・有価物は、たとえ有価で売却できたとしても資源の有効活用の観点から発生そのものを削減すべきという考えのもと、発生量(廃棄物と有価売却できるものの両方を含んだ量)を把握し、(1)再資源化量(有価売却、無償譲渡、逆有償譲渡に関係なく再資源化できた量)、(2)減量化量(焼却や脱水により減量化した量)、(3)最終処分量(埋め立て処分せざるを得ないものの量)に分類しています。当社は生産工程において、材料歩留まりを向上して廃棄物・有価物の発生量を抑えるとともに、再資源化量を増やすことで最終処分量を限りなくゼロに近づける工場廃棄物ゼロエミッション^{※1}の実現をグローバルで目指してきました。

とくに工場を多く抱える中国や他のアジア地域においてこのような取り組みを強化してきました。2018年度目標の工場廃棄物リサイクル率99%に向けて、今後も取り組みを推進していきます。

また廃棄物の発生量を削減する取り組みとして、商品面では開発設計の見直しによる省資源化を推進しています。生産面では、当社独自のマテリアルフロー分析手法を用いた資源ロス削減活動を展開しています。商品にならない材料や、必要以上に使用される消耗品などをロスと考えて、工程別にモノの流れ・ロス金額を見える化し、設計や製造など関連部門全体と密接に連携して課題の解決に取り組んでいます。今後は当社で開発した、資源ロスを見える化してロス削減のヒントを自動で提示する機能である資源ロスナビも活用して、さらなる資源ロス削減を進めていきます。

廃棄物・有価物の最終処分量を削減する取り組みとして、熱硬化性樹脂など、とくにリサイクルしにくい材料の廃棄量を抑えるとともに、工程ごとの廃棄物分別を徹底することで再資源化の拡大などを実施しています。

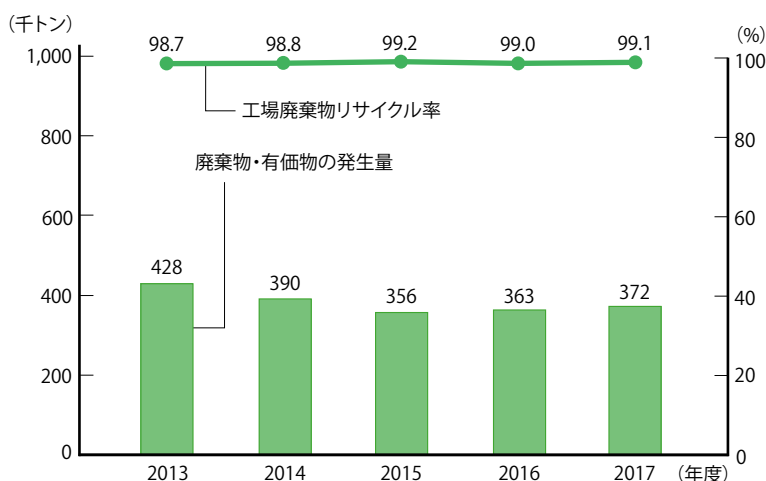
さらに工場廃棄物リサイクル率は日本より海外が低いため、海外地域内あるいは地域間の情報共有により取り組みの高位平準化を図ってきました。具体的には、現地工場と日本のグループ会社間で廃棄物リサイクル課題の共有を加速するとともに、長年取り組んできたCO₂削減活動のアプローチを踏襲し、BAチャート^{※2}を各地域で作成するなど、グループの優秀事例共有によるノウハウの横展開を推進しています。

※1 当社定義：工場廃棄物リサイクル率99%以上

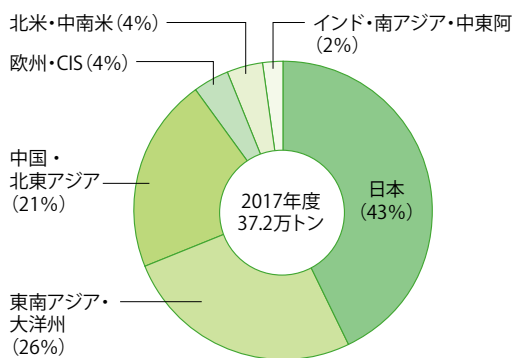
リサイクル率=再資源化量÷(再資源化量+最終処分量)

※2 廃棄物削減やリサイクル率向上事例についての実施前(Before)と実施後(After)の比較をチャート形式の資料にまとめたもの

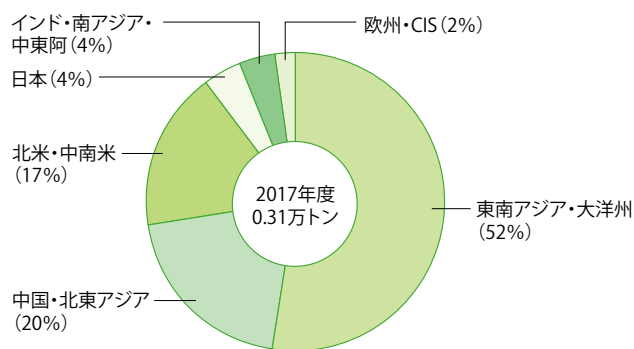
廃棄物・有価物の発生量と工場廃棄物リサイクル率



廃棄物・有価物発生量の内訳(地域別)



廃棄物最終処分量の内訳(地域別)



2017年度廃棄物・有価物発生量の内訳(種類別)

(単位:千トン)

種類	発生量	再資源化量	最終処分量
金属くず	154	153	0.4
紙くず	39	39	0.09
廃プラスチック類	44	41	0.5
廃酸	32	21	0.1
汚泥	15	10	0.8
木くず	27	26	0.004
ガラス・陶磁器くず	6	6	0.05
廃油	19	18	0.08
廃アルカリ	19	16	0.005
その他※3	17	15	1.0
合計	372	345	3.1

※3 燃えがら、繊維くず、動物性残さ、ゴムくず、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの、鉋さい、感染性廃棄物、PCB、廃石綿

下記のWebサイトには、工場の廃棄物削減の具体事例も掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/zero.html>

環境：製品のリサイクル



使用済み製品リサイクルのグローバルでの取り組み

資源有効利用や環境汚染防止などを目的に、世界各国でリサイクルの法制度、仕組みの整備が行われています。日本では特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)や資源有効利用促進法、EUではWEEE指令が、米国の多くの州でもリサイクル法が制定・施行され、中国でも法律が施行されました。当社は非OECD国への有害廃棄物の移動を規制するバーゼル条約の規定や各国の関連法規順守はもとより、サードパーティーの活用も含めて国ごとのリサイクルインフラの実情に即した最も効率的な仕組みづくりに貢献しています。

2017年度の製品リサイクル実績は以下の通りです。近年はブラウン管テレビの回収・リサイクル量が減少して薄型テレビが増加するなど、製品が小型・軽量化していることや、各国における事業領域の変革に伴う回収・リサイクル量の減少により、実績重量も横ばいまたは減少傾向にあります。

2017年度実績

日本	使用済み家電4品目を約14万5,260トン再商品化等処理
欧州	使用済み電気電子機器を約2万8,000トン回収
米国	使用済み電気電子機器を約583トン回収

日本における製品リサイクルの取り組み

当社は、2001年に4品目を対象とした家電リサイクル法の施行にともない、既存インフラを活用した地域分散型処理システムを運営管理する(株)エコロジーネットを、(株)東芝様と設立しました。このリサイクル管理会社は、Aグループ(当社をはじめとする19社)に所属するメーカーの委託を受けて関連業務を一括代行し、指定引取場所340カ所(A・Bグループ共有)と再商品化拠点28カ所を管理運営しています。当社のリサイクル工場であるパナソニック エコテクノロジーセンター(株)(PETEC)、パナソニック エコテクノロジー関東(株)(PETECK)、中部エコテクノロジー(株)(CETEC)^{※1}は使用済み家電4品目^{※2}のリサイクルをより効率的に、かつ多くの資源の回収・供給ができるよう独自の研究を行い、工程改善に努めています。2017年度、当社は使用済み家電4品目を約14万5,260トン再商品化等処理しました。2014年にリサイクル料金の透明化・低減とリサイクル率^{※3}の向上に向けて家電リサイクル法の改正が検討され、2015年4月に法定リサイクル率^{※4}が改正されました。パナソニックの各リサイクル工場は、製品の特性や使用原材料に応じたリサイクルの取り組みを通じ、生産性とリサイクル率向上に努め、資源循環のさらなる拡大を図っています。

PETECKでは、エアコン熱交換器の効率的な単一素材への分類を目指し、省スペースで低コストなコン

パクト破碎選別システムの開発・実用化を行いました。コンパクト破碎選別システムは、エアコンの室内機・室外機の熱交換器をそのままの姿で同時に破碎することができ、破碎機の高速回転ブレードの遠心力により油分を除去します。比重選別と風力選別を用い、アルミ・銅・鉄を選別。銅は99%の高純度選別回収を実現しています。

また、PETECでは、エアコンラインで切断・回収された配管銅、および冷蔵庫を破碎選別して鉄・プラスチックを取り除いたミックスメタル(銅とアルミの混合物)を再破碎・選別することで銅とアルミの資源価値を向上させる、「配管銅およびミックスメタルの破碎選別ライン」の導入を行いました。

※1 PETECKとCETECは三菱マテリアル(株)様と当社の合併会社

※2 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目

※3 リサイクル率=有価資源重量÷使用済み家電総重量

※4 改正後の法定リサイクル率は、エアコン80%以上、ブラウン管式テレビ55%以上、液晶・プラズマ式テレビ74%以上、冷蔵庫・冷凍庫70%以上、洗濯機・衣類乾燥機82%以上

▶特定家庭用機器廃棄物の再商品化等実施状況(家電リサイクル実績)

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/recovery/recycling.html>

▶パナソニック エコテクノロジーセンター(株) <http://panasonic.co.jp/eco/petec/>

▶パナソニック エコテクノロジー関東(株) <http://panasonic.co.jp/petec/>

▶家電リサイクルについて <http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/recovery/flow.html>

▶パソコンリサイクル <http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/recovery/pc.html>



PETECKの「エアコン熱交換器コンパクト破碎選別システム」

欧州・CIS地域におけるリサイクルの取り組み

2017年、当社は欧州全域において、廃電気電子機器(WEEE)指令対象製品を約2万8,000トン^{※5}回収しました。

WEEE指令(2012/19/EU)第15条は、市場に出たあらゆるタイプの電気電子機器(EEE)を再使用するための準備および処理に関する情報を無償で提供することを、EEE生産者に義務付けています。リサイクル業者に具体的なリサイクル関連情報を従来よりもさらに効率的かつ効果的な方法で提供し、WEEE指令第15条の要求を満たすため、当社を含む生産者および生産者責任団体が協力して独自のオンラインプラットフォーム「Information for Recyclers-I4R」を構築しました。I4Rには、WEEE指令への対応方法に関する幅広い情報が集約・掲載されており、リサイクル業者は分別処理が必要な材料や部品の有無や箇所などの情報を得ることができます。I4R構築にあたり、当社は積極的に情報提供を行いました。

ロシアの廃棄物法令はこれまで何度か改正されており、直近では2017年12月に改正、施行されました。改正後の法令では、2018年から2020年までのWEEE、包装材、電池の回収目標および環境対策料金(エコ料金)が設定されています。本法令では、生産者および輸入者は、個別もしくは共同機構を通じて製品および包装材からの廃棄物を管理する、またはエコ料金を支払わなければならないと規定されています。当社を含む14社が、共同機構「EPR E-WASTE RECYCLING」に加盟しています。当社は、業界団体であるRATEKを通じて、適切な法規制のさらなる進展に向け取り組んでいます。

※5 回収システムごとの回収重量×当該システムにおける当社重量ベース市場投入シェアにより算出

北米におけるリサイクル活動の推進

当社は、北米における廃電池や使用済み製品に対するリサイクルシステムの構築・運営を主導し、積極的な取り組みを継続しています。米国では、2007年7月にミネソタ州で施行されたリサイクル法を契機に、同年9月に当社が主体となり、(株)東芝様およびシャープ(株)様とともにアメリカリサイクルマネジメントLLC(MRM)を設立し、テレビ、パソコン、その他の電子機器製品のリサイクルを開始しました。リサイクル業者数社と提携し、MRMは43企業から委託を受け、20州およびコロンビア特別区において回収プログラムを運営しています。2007年の開始以来、約395,144トン回収してきました。2016年には、米国における当社の事業戦略の変更にともない当社の回収義務はごくわずかとなっていますが、MRMはメーカーを代表し、今後も回収プログラムの運営を続けていきます。

廃電池については、1994年に他の電池メーカーと協働してCall2Recycleというプログラムを立ち上げ、全米およびカナダで二次電池のリサイクルプログラムを提供しています。Call2Recycleは300社以上の企業に回収プログラムと小売店回収ネットワークを提供しており、2017年は全米とカナダの10,000以上の公共回収拠点と13,000以上の民間回収拠点で約6,300トンの一次電池と二次電池を回収しました。

カナダにおける使用済み製品のリサイクルは、アルバータ州政府拡大生産者責任(EPR)法の下、2004年に開始されました。それ以来、10州と2準州でWEEEの法制化が完了しており、それぞれに独自の特徴と要求事項が盛り込まれています。パナソニック カナダは、これらのプログラムの調和を図るために、非営利組織である電子製品リサイクル協会(EPRA)の管理にて積極的な役割を担っています。同協会は、政府がプログラムを直接管轄するアルバータ州ならびに2準州を除く、すべての州のEPRプログラムの管理責任を負い、リサイクル運営の標準化を義務付けた上で、3,200カ所の回収拠点を通じて全国規模でのスケールメリットを追求しています。これらの州のEPRプログラムの下、2016年にはカナダ国内で合計132,417トン(国民一人当たり3.58kg)の使用済み製品が回収されました。重量のかさむブラウン管テレビの廃棄が進んで回収台数が減少傾向にあり、また軽量化している当社製品もあることから、将来的に回収重量の減少も見込まれます。2017年にはニューブランズウィック州でも使用済み製品のリサイクルプログラムが開始され、残すところは、プログラム実施が遅れているユーコン準州と法制化に向けて動いているヌナブト準州です。

中国における取り組み

中国では、中国外商投資企業協会(ECFIC)などを通じて、2012年5月に公布・同年7月に実施された廃棄電気電子製品回収処理管理条例の第2期目録(2015年2月公布)の対象製品定義の明確化や、基金単価の設定に関する情報収集・意見提出を進め、政府部門である環境保護部や財政部などからの早期開示に向けた活動を展開しています。

また2017年1月に政府より公布された「生産者責任延長制度推進方案」の動向把握と対応検討を進めています。

東南アジア・大洋州における各国政府との連携

ベトナムでは、2016年7月にリサイクル法が導入されて以降、生産者や輸入者はベトナム国内で販売した製品に対する回収スキームの構築が義務付けられています。パナソニック セールス ベトナムは、ハノイ、ホーチミン、ハイフォン、タインホア、ゲアン、ダナン、カントーの7カ所に回収拠点を開設しました。2017年には、4トンの使用済み製品を回収し、適切に処理されるよう認可を受けたリサイクル業者に引き渡しました。

オーストラリアでは、2011年にテレビ、パソコンの国家リサイクルスキームが策定されました。

パナソニック オーストラリアはこの国家スキームの下、政府公認の共同規制協定であるMRI PSOに加入し、法的責任を全うしています。2012年から2018年までのテレビ、パソコンの回収実績は下記の通りです。

期間	回収量
2013年7月～2014年6月	1,052トン
2014年7月～2015年6月	1,166トン
2015年7月～2016年6月	1,108トン
2016年7月～2017年6月	1,027トン
2017年7月～2018年6月	1,221トン

当社は、電池業界の作業部会(BIWG)にも加入しており、2017年にはBIWG、クイーンズランド州政府およびその他のステークホルダーと、小型電池の試験的な回収・リサイクルプログラム2件を成功させました。

マレーシアやタイ、シンガポールでも、グローバルでの使用済み製品リサイクルの法的責任の規定化の流れに沿って、当社は法策定に関連する部門や業界団体を通じて協議を進めています。マレーシアの環境局と日本の独立行政法人国際協力機構(JICA)が行ったE-waste管理メカニズム開発プロジェクトへの参画や、タイでの現地業界団体を通じての協議活動は、その一例です。

こうした政府や業界団体との連携を踏まえながら、当社は各国において持続可能な使用済み家電の管理政策の確立に向けて貢献していきます。

インドにおけるリサイクルの取り組み

インドでは、2017年10月1日から環境森林気候変動省(MoEFCC)により、新たなE-wasteリサイクル法が施行されており、E-waste(管理)ルール2016で定義された製品寿命(EoL)に基づく拡大生産者責任(EPR)目標が規定されています。本法令に対応するため、当社ではパナソニック インドがすでに構築している「Recycle」プログラムを通じて、使用済み製品の回収・リサイクルを実施していきます。

また、当社は、インドのリサイクル活動の現状分析や課題解決に向けた中長期案を推進する、電機電子業界団体(CEAMA)に参画しています。

当社はCEAMAとともに、リサイクル管理のためのEPR目標およびEoL定義に関する様々な対話をインド政府と重ねています。

また、より効率的で安定的なリサイクルシステム構築に向け、インド商工会議所連合会(FICCI)やインド工業連盟(CII)とも積極的に連携し、よりよい管理システムとなるよう業界の見解をインド政府へ提言しています。

中南米におけるリサイクルの取り組み

中南米各国においても環境法令の強化が進む中、リサイクル法制化の検討・導入が進められています。

ブラジルではリサイクルシステム構築に向け、当社は業界団体、小売業界などと共同で政府と協議を進めており、各主要都市における回収キャンペーンにも積極的に参画しています。

ペルーでは2016年に施行されたリサイクル法の下、非営利組織である廃棄物管理協会(ASPAGER- Asociación Peruana de Actores para la Gestión de Residuos)の主要メンバーとして参画し、政府と協議を進めながら使用済み製品の回収プログラムを実施しています。

コスタリカでは電子廃棄物の総合管理のための順守組織(ASEGIRE-Unidad de Cumplimiento para la Gestión Integral de Residuos Electrónicos)を通じ使用済み製品の回収プログラムを開始しており、またメキシコでも政府に承認されたリサイクル管理計画に基づき回収プログラムを展開しています。コロンビアでは政府・関係団体と連携し当社を含む主要生産者がリサイクル管理機構を形成し、オゾン層破壊問題の解決に向け、2014年から冷蔵庫の回収を行っているのに加え2016年からは洗濯機、電子レンジ、他の家電製品の回収も実施しています。

チリでも法制定が加速しており、政府とも協議を重ね回収プログラム構築準備を進めています。

アルゼンチンでは、ALPIBA(汎中南米電池業界)に加盟し、実効性のある乾電池の法案策定に向けて政府との連続した協議を続けています。

環境：水資源保全



水資源保全に対する考え方

地球上で利用可能な淡水は水資源全体の0.01%程度に過ぎません。また、ダボス会議を運営する世界経済フォーラムは、毎年発表するグローバルリスク報告書において、今後の経済発展や人口増加による水使用量の増加を見据え、世界で最も影響力が大きいグローバルリスクのひとつとして水危機を継続的にあげています。

社会問題として水不足の深刻さが増す中、当社は、企業の社会的責任の遂行と経営リスク低減のため、商品・生産活動の両面から水資源保全に取り組んでおり、環境基本方針(P14参照)において、効率的な水の利用と汚染防止により、水資源の保全に努めることを定めています。2018年度に向けた環境行動計画グリーンプラン2018では、商品の取り組みとして、節水商品・水循環に貢献する商品の拡大を目指しています。一方、生産活動では、事業活動全体を通じた水資源の保全のため、水使用量削減と循環利用拡大を図っています。またリスク管理の観点から、2018年度までに当社のすべての製造拠点における水リスクアセスメントを完了させることを目指しています。

水に関する事業活動への影響を把握・軽減していくため、グローバルで製造拠点が位置するすべての地域において水リスクの大きさを評価しました。評価にあたっては、水量不足などの物理的なリスクだけでなく水に関する規制や地域の評判リスクなど、多様な側面からリスクを評価できる世界資源研究所(WRI)のAqueductや、世界自然保護基金(WWF)のWater Risk Filterといった評価ツールや各国政府などの公的データベースを活用しています。さらに、水リスクが高い可能性がある地域においては、現地の具体的な公的情報や、関連機関へのヒアリングなどを通じた情報収集を進めています。そのような現地情報や水使用量などの拠点情報を詳細に分析し、事業活動への影響を、より具体的に特定していきます。このような2018年度に向けた水リスクアセスメントのプロセスを着実に進め、1年前倒しで当社のすべての製造拠点における水リスクアセスメントを完了しました。現時点では当社の事業活動へ影響を与えるような水リスクは顕在化していませんが、今後、水リスク影響が大きいと判断した地域においては継続して動向をモニタリングし、経営リスクの低減を図るとともに水資源保全に取り組んでいきます。

このような活動を推進するにあたり、当社では環境担当役員(2018年8月現在、専務執行役員 宮部義幸)の責任のもと、水管理を含む環境経営の推進体制(P18参照)を構築し、PDCAのマネジメントサイクルを回して、環境経営のレベルアップを図っています。またリスクを継続的に低減させていくための環境リスク管理体制を組織し、(1)毎年度、環境リスクの洗い出しと全社リスクマネジメント推進、(2)環境リスク発現時の迅速な対応を進めています(P20参照)。今後もこのような活動を通して、継続的に環境リスクの管理を行っていきます。

さらに、2014年に日本の環境省主導で発足した官民連携啓発プロジェクトであるウォータープロジェクトに当社は参画しています。このプロジェクトは健全な水循環の維持または回復の推進などを目的としており、企業の水の取り組みの紹介、水の重要性や情報の発信を行っています。当社は日本政府や他社とも協働して、水資源保全に取り組んでいきます。

商品による水資源保全への取り組み

当社は、商品における水の使い方を徹底的に分析し、水流制御、循環利用などの機能を向上させ、水を最大限に活用することで、気遣いなくとも節水を可能にします。2011年度からグリーンプロダクツ(P26参照)の判定基準に水の項目を充実し、節水商品の開発を加速していきます。

下記のWebサイトには、節水商品の具体事例も掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/water.html>

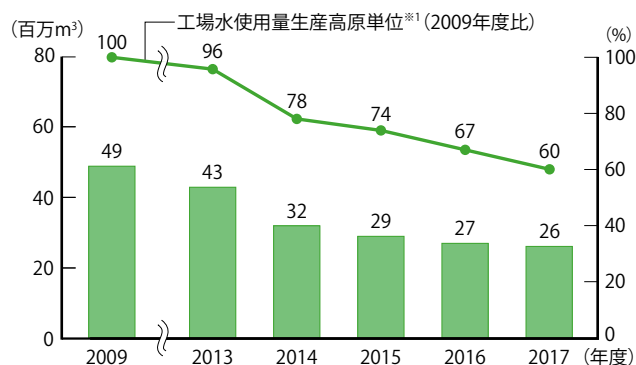
生産活動における水資源保全への取り組み

当社は生産工程排水、空調系統排水などを回収し、水を再利用することで、新規補給水および排水放流量を削減し、生産活動の取水・排水による水資源への負荷を削減しています。世界には水不足に脅かされる地域が数多く存在しており、当社は重点取り組み地域を絞り、活動を進めています。2017年度の工場水使用量は、2,584万 m^3 となり、前年度比で5.4%削減しました。また、工場水使用量生産高原単位^{※1}は、構造改革の影響や再利用の推進などにより、前年度比で原単位が良化しました。2017年度の水の循環利用量^{※2}は577万 m^3 であり、水使用量に対する循環水量の割合は22.3%となりました。2015年度・2016年度・2017年度の排水量は、それぞれ2,246万 m^3 ・2,184万 m^3 ・2,047万 m^3 です。

※1 工場水使用量生産高原単位=工場水使用量÷生産高

※2 同じ目的のために単に循環させている水(クーリングタワーの冷却水など)は除外して算定

生産活動における水使用量と原単位



注：2009年度は当時の三洋電機・パナソニック液晶ディスプレイを含まず

2017年度 水使用の内訳(地域別)

(単位：万 m^3)

地域	使用量	使用量			排水量	排水量	
		上水道・工業用水	地下水	河川・湖水		下水	公共用水域
日本	1,578	499	1,080	0	1,354	195	1,159
中国・北東アジア	495	492	3	0	328	241	87
東南アジア・大洋州	426	374	48	4	317	174	143
北米・中南米	34	23	11	0	19	19	0
欧州・CIS	22	11	11	0	18	8	10
インド・南アジア・中東阿	29	4	25	0	11	11	1
合計	2,584	1,401	1,179	4	2,047	648	1,399

社内カンパニーであるオートモーティブ&インダストリアルシステムズ社では、2017年度の水使用量の目標1,538万 m^3 に対し、実績は1,505万 m^3 となりました。

水不足が懸念される中国の青島にあるパナソニックデバイス青島有限公司では、静電式タッチパネルの製造時に発生する塩化水素ガスの処理のために水が使用されます。生産拡大に伴う水使用量の増加に対応するため、他の工程で発生するアルカリ性排水を活用するシステムを導入しました。これにより酸性の処理水を効率的に中性化することが可能となり、工場全体の水使用量の7.4%を削減することができました。

当社は今後も水資源保全の取り組みを進めていきます。



パナソニックデバイス青島有限公司

環境：化学物質管理

eco ideas

化学物質による環境影響の低減の考え方

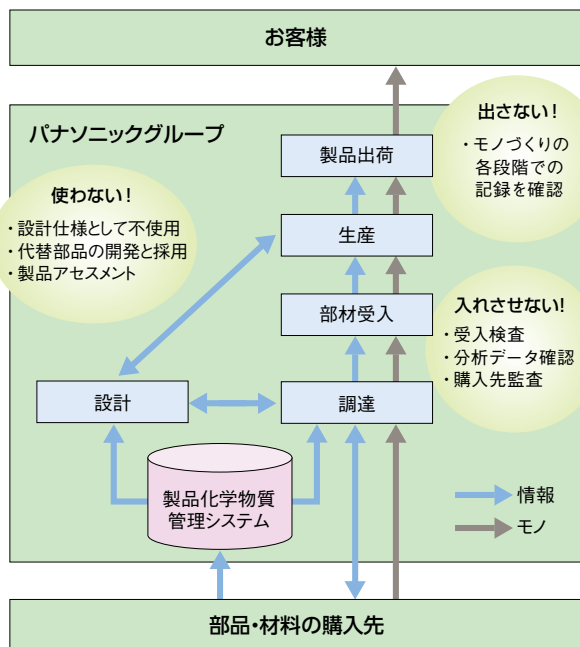
2002年に公布・2011年に改正されたEU RoHS指令^{※1}などで、製品への含有が禁止されている化学物質の当社製品への混入を防止するためには、製品設計段階での配慮ばかりでなく、購入する部品に特定の化学物質が含まれないようにすることが重要です。そこで当社は、製品設計から出荷検査に至る生産活動の各過程で、特定の化学物質を「入れさせない!使わない!出さない!」取り組みを、2005年10月以降全世界の事業場で展開しています。具体的には、特定の化学物質が混入していないかを現場で分析・確認できるよう、分析装置を導入して検査する仕組みを構築しています。さらに、特定の化学物質の混合リスクの高い購入先様に対して定期的に環境監査を実施し、これらの購入先様の管理体制構築を支援しています。

一方、世界ではEUのREACH規則^{※2}に代表されるように、2002年に開催された持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)で合意した、2020年までにすべての化学物質をヒトの健康や環境への影響を最小化する方法で生産・利用するという目標に向けて取り組みが進んでいます。当社は、その背景である1992年のリオ宣言で提唱された予防的アプローチを支持するとともに、ヒトと環境への影響が懸念される化学物質の使用を製品のライフサイクル全体で削減するという基本方針に基づいた製品づくりを目指しています。具体的な取り組みとして、EU RoHS指令などの法令順守はもちろん、(1)含有される有害性物質の把握に努め、(2)環境影響を評価し、(3)化学物質による環境リスクが懸念される場合には自主的に使用・排出を削減、廃止することによって、当社の製品に起源する環境への影響を低減できるよう取り組んでいます。

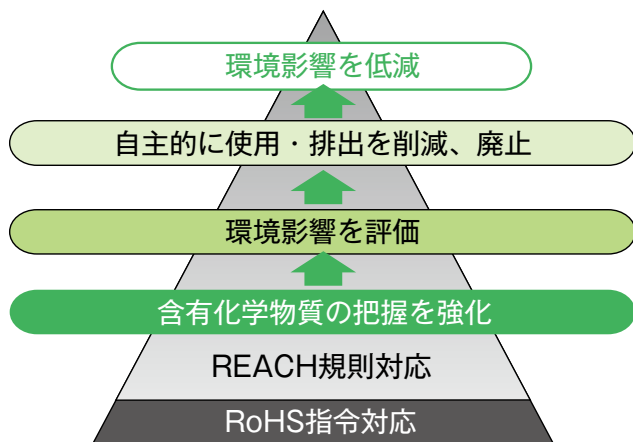
※1 電気電子機器に含まれる特定の有害物質を使用制限する指令

※2 化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則

特定化学物質の管理体制



化学物質環境影響削減の取り組みプロセス



このような取り組みを確実に推進するため、製品と工場での取り組みについてそれぞれ禁止物質と管理物質を規定した化学物質管理ランク指針を発行し、当社グループ内はもちろん、購入先様にも対応を求めています。2012年度には化学物質管理ランク指針(製品版)の禁止物質に新たにレベル3を設定し、法規制などで禁止されている物質や禁止が予定されている物質の不使用だけでなく、ヒトや環境への影響が懸念されている物質の将来の禁止も検討しています。

禁止・管理物質を明記した化学物質管理ランク指針(製品版)と関連文書は、下記のサイト「グリーン調達サイトについて」から、PDFでダウンロードいただけます。

▶グリーン調達について(化学物質管理ランク指針(製品版)PDFダウンロード)

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/green.html>

化学物質管理ランク指針(製品版)の体系

ランク	定義
禁止	レベル1 現在法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められている物質 本指針が改定されて1年以内に法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められる予定の物質
	レベル2 禁止物質レベル1に定める物質以外で条約・法規制により期限を定めて製品含有が禁止される物質 当社として条約・法規制で定められた期限を前倒して製品含有の禁止を推進する物質 当社の自主的な取り組みで使用を制限する物質
	レベル3 禁止物質レベル1およびレベル2に定める物質以外で、法規制等で禁止が検討されており、今後の法規制動向を踏まえ代替に向けた課題を明確にすると共に当社として禁止時期を検討する物質
管理	使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処理等に考慮すべき物質 意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無および含有濃度についてデータを把握すべき物質

注：対象とする法規制および物質は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質、労働安全衛生法の第五十五条で製造等が禁止される有害物、EU RoHS指令、EU REACH規則 Annex XVII、など。詳細は化学物質管理ランク指針(製品版)の第6章「規定管理物質」を参照

化学物質管理ランク指針(工場版)の体系

ランク	定義
禁止	万一使用している場合には、即時に使用中止しなければならない下記に該当する物質： ヒトに対して発ガン性がある物質 オゾン層破壊物質 当社として使用を禁止している物質 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第一種特定化学物質 労働安全衛生法製造禁止物質 国際条約において製造、使用などが禁止されている物質
削減	使用量、排出・移動量を把握し排出・移動量を削減すべき物質 禁止ランク以外でヒト・環境に対して有害性があるとされる物質

注：対象とする法規制は、PRTR法(化学物質)、環境基本法における環境基準、労働安全衛生法、ストックホルム条約など。詳細は「化学物質管理ランク指針(工場版)」の「化学物質管理ランク指針(工場版)制定の主旨」を参照

当社化学物質負荷削減のあゆみ

	1989	1992	1996	2002	2006	2007	2010		2015
社会の動き	モントリオール 議定書発効	リオ宣言 アジェンダ 21	特定フロン 先進国全廃	ヨハネスブルグ サミット	RoHS指令 発効	REACH規則 発効			
パナソニック	1990	1995	2000	2005	2010	2015			
全製品		1992 塩ビ樹脂 包装材の廃止		2003/3 鉛はんだ グローバル 廃止 ^{※3}	2005/10 RoHS6物質 グローバル 廃止 ^{※3}	2009/3 塩ビ内部配線 日本新製品で 廃止 ^{※3}	2011/3 塩ビ内部配線 グローバル 新製品で廃止 ^{※3}	2018/7 (計画) RoHS指令禁止 フタレート4種 グローバル廃止	
個別製品	1991 水銀ゼロ マンガン 乾電池発売	1992 水銀ゼロ アルカリ 乾電池発売	1995 冷蔵庫の CFC冷媒 グローバル廃止	2002 エアコンの HCFC冷媒 廃止(日本)	2004 冷蔵庫 ノンフロン化 完了(日本)	2006 PDP(プラズマ ディスプレイパネル) 鉛フリー	2010 CO ₂ 冷媒ノン フロン冷凍機・ ショーケース 発売	2013 低GWP冷媒 R32使用 エアコン発売 (日本)	
工場使用		1996 塩素系有機 溶剤を全廃	1997 PRTR 把握開始	1999 33/50削減活動 ^{※4} 活動開始	2004 (国内) 自主行動計画達成 使用量75%削減 排出・移動量62%削減 (1998年度比)	2010 (グローバル) 自主行動計画達成 重点削減物質 排出・移動量46%削減 (2005年度比)			

※3 安全性など品質が保てない用途、法規制などで材料が指定されている用途を除く

※4 化学物質の使用量、排出量および移動量について、3年間で33%、6年間で50%の削減(1998年度比)を実践する活動

製品の環境影響低減の取り組み

製品における化学物質の環境影響を低減するため、使用する部品や原材料の含有化学物質情報の把握に努めるとともに、EUのRoHS指令などの法規制によって主要な先進国で製品への含有が禁止されている物質については、代替が困難で使用することが不可避な一部の用途を除いて、グローバルで不使用・不含有がなされるように禁止物質に指定して管理しています。また、製品の管理物質については用途や使用量に基づく環境影響評価を進め、ヒトや環境への影響が無視できない物質については使用の削減や禁止を計画しています。

化学物質含有情報の把握

当社が生産・販売する電気・電子製品は、原材料を生産する素材メーカーに始まり、多数の部品・部品メーカーに至る長いサプライチェーンによって成り立っています。WSSDで合意された目標を達成するには、このサプライチェーンにおいて、製品に含まれている化学物質情報を円滑に開示・伝達することが重要であり、そのための仕組みをつくり、普及させていく産業界全体での取り組みが不可欠です。当社は、化学メーカーや部品メーカーから機器メーカーにおよぶ有力企業約440社の会員とともにアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)に参加しています。化学物質管理基準や情報伝達の仕組みを構築して活用するとともに、より広い事業者への普及活動に積極的に取り組んでいます。

また、2004年度から製品化学物質管理システムを運用し、当社へ部品・部品を納入いただく購入先様から、化学物質の含有量データを提供いただき、2009年7月からは共通のJAMP情報伝達フォーマットで当社への化学物質の含有情報提供を購入先様にお願いして、約1万社の購入先様に使用していただけてきました。

一方、日本国内だけでも、独自の調査様式による含有物質調査がサプライチェーンの中で多数行われ、各企業の負荷が増大していました。こうした経済産業省による課題認識に基づき、製品含有化学物質の情報を伝達する新スキームchemSHERPAが提案されました。chemSHERPAで利用されるフォーマットはJAMPフォーマットに後続する標準的な情報伝達フォーマットであるため、利用に賛同し当社システムでの情報収集フォーマットとして採用しました。また、サプライチェーンがグローバルに拡大している現在、特に海外の購入先様に理解をより深めていただくことが重要です。中国、アジアを中心に9カ国以上で、100事業場以上の担当者および購入先様に対する講習会を実施し、JAMPフォーマットの維持管理が終了する2018年6月までにchemSHERPAへの切り替えを完了しました。

▶JAMPホームページ <http://www.jamp-info.com/>

▶経済産業省 製品含有化学物質の情報伝達 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/other/cip_index.html

▶chemSHERPAホームページ <https://chemsherpa.net/>

電子部品を調達する企業は、調達部品の選定や使用において、EUのRoHS指令やREACH規則に順法するために、これらで規制されている物質に関する含有情報を把握することがあります。とくにREACH規則における高懸念物質（SVHC）の含有情報は、半年ごとに新たな物質が追加されるため、最新の含有情報について調達先から迅速に情報提供されることを期待しています。

当社では電子部品を調達する企業様が迅速かつ効率的に化学物質含有情報を把握できるように、2012年11月より主要な汎用電子部品について、RoHS指令への適合情報やREACH規則のSVHCの含有情報を当社WebサイトのRoHS/REACH確認報告書で公開しています。

▶汎用電子部品のRoHS指令適合情報・REACH確認報告書

<https://industrial.panasonic.com/jp/downloads/rohs-reach>

なお、当社グループでは、資源有効利用促進法で対象となる製品において、除外項目以外の部位において基準値を超えた特定の化学物質を含有する製品を製造または輸入販売などをしていません。詳細は下記「対象製品含有表示情報」をご覧ください。

▶特定化学物質の含有表示

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/chemical/jmoss.html>

また、水銀に関する水俣条約の対策を日本国内で実施するため、2015年6月に水銀汚染防止法が制定され、水銀使用製品の事業者の責務として、使用済み製品の廃棄時に適正分別・排出されるよう、表示などの情報提供を行うことが定められました。当社では2017年5月に、製品中の水銀使用に関する情報をお客様にわかりやすくお伝えできるよう、Webサイトに「水銀汚染防止法にもとづく情報提供」ページを開設しました。

▶水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)

<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law.html>

▶「水銀汚染防止法にもとづく情報提供」

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/chemical/jmoss.html#mercury>

化学物質の影響評価

環境負荷の低い製品開発に向けて、製品に含まれる化学物質が、人や環境にどのような影響を与えるかを科学的に把握することが重要です。当社は、製品の使用時において使用者であるお客様が高懸念物質に暴露する可能性やそのときの安全性などを評価する取り組みを進めています。

これまでは、業務用電子レンジの一部の機種で用いられていたセラミックファイバーの影響について評価を行い、EUのREACH規則で製品が所定量の高懸念物質を含有する場合に求められる、安全に使用するための情報を作成する一環として、安全性評価書を作成・公表しています。使用者への暴露はほとんどなく、健康影響の懸念は小さいと判断しています。なお、当社製品への使用は2010年12月に終了しております。

▶Product Safety Assessment Report(英語)

http://www.panasonic.com/global/corporate/sustainability/pdf/RCF_Professional_microwave_oven.pdf

化学物質の使用・排出の削減

冷凍や空調の冷媒、断熱材などに使用されてきたフロンガス(フッ素化炭化水素)は、オゾン層破壊や地球温暖化を引き起こす性質を持っています。当社では、これらの影響が極めて小さいCO₂を冷媒として使用する技術開発を進め、2001年よりCO₂冷媒を使った家庭用給湯器を提供してきましたが、このCO₂冷媒は加温には適しても冷凍・冷蔵用途に使うことが難しく、とくに大型の業務用設備には装置の大型化や効率面で不向きでした。当社は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の支援を受けて、CO₂冷媒を使用したノンフロン冷凍機システムの開発に取り組み、2010年よりノンフロン冷凍機とショーケースを日本国内のスーパーマーケットやコンビニエンスストアへ納入開始しています。



CO₂冷媒を使用したノンフロン冷凍機
OCU-CR2001MVF



CO₂冷媒対応ショーケース
FPW-EV085

また、日本市場で培った経験を活かし、Fガス規制など環境対応において先行する欧州市場向けに、新たに小型店舗やプレハブ冷凍・冷蔵庫に対応したCO₂冷媒採用のノンフロン冷凍機を投入し、2017年5月より販売を開始しました。まずノルウェー、デンマーク、スウェーデン、ベルギーの4カ国で販売を開始し、今後はドイツ・オランダなど各国への展開も視野に入れていきます。アジア市場においても、中国、台湾、マレーシア、インドネシアなどへの展開を目指して実証導入を開始しております。

フロンによるオゾン層破壊の対策として、ルームエアコンではR410Aと呼ばれるオゾン層を破壊しない冷媒が使用されていましたが、地球温暖化係数(GWP)が非常に高いという課題がありました。そこで当社は、2013年からGWPがより小さい新冷媒R32を採用した機種を開発、販売を開始しました。さらに、インドネシアでルームエアコン工場を有するパナソニック マニュファクチャリング インドネシアは、2014年度にオゾン層破壊につながるHCFC冷媒 R22を用いた生産設備を、R32を使用する設備に一新、R32新冷媒エアコンの供給を開始することで、インドネシア政府が進めるHCFCの使用廃止に貢献しました。

またプロジェクターの光源に関しては、現在高輝度化が容易に実現できる水銀ランプが主流です。しかし水銀ランプは、取り扱いによっては水銀が人の健康や環境へ悪影響をもたらす可能性があるほか、寿命が短いため資源の使用量・環境負荷が大きくなることから、当社はレーザー光源を採用した商品の開発を進めています。業務用プロジェクターPT-RZ31Kシリーズは、高出力半導体レーザー光源モジュールや高耐熱性の蛍光体ホイールを搭載することで、高輝度化を実現。あわせてキャビネットにはハロゲン系難燃材を使用しておらず、有害化学物質の削減に配慮した商品です。



業務用プロジェクター
PT-RZ31Kシリーズ

塩化ビニル樹脂の使用制限

塩化ビニル樹脂(PVC)は、廃棄時の不適切な処理による有害物質の生成や、PVCを軟らかくするための一部の添加剤(フタル酸エステル)の有害性が懸念される材料です。このPVC製の機器内部配線は、使用済み製品での分別処理が難しく、不適切に処理される可能性が高いため、当社は品質・調達上の課題がある場合を除いて、2011年4月以降の新製品において非PVC製電線で代替しています。

▶塩ビ樹脂フリー製品の一覧

http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/pdf/eco_pvclist2016.pdf

フタル酸エステルの使用制限

PVC材料において含有されることが多いフタル酸エステル類については、EU RoHS2で2019年7月22日から4種類^{※5}が規制されます。当社はこれらを、2018年7月に発行した化学物質管理ランク指針Ver.11(製品版)において、禁止物質レベル1と設定、2018年7月22日以降納入禁止としました。それ以外のフタル酸エステルについては禁止物質レベル3として設定し、代替化を推進しています。

フタル酸エステル4種に対しては、分析・評価体制の構築を進めると共に、確実に代替を完了できるよう取り組んでいます。

またフタル酸エステルには、移行性(接触により他の成形品から物質が移動する性質)があります。このため、禁止物質レベル2に設定した4種を含有した生産設備や工程内備品などからの移行によって部材が汚染される場合があることから、接触による汚染防止管理の検討も行っていきます。

購入部品の受入検査体制を構築するため、受入検査基準を改定し、フタル酸エステルの混入リスクが高いPVC、エラストマー、接着剤等の部材の受入検査の実施を決定し、フタル酸エステル分析機器の選定・評価を行って、事業場への導入を進めております。なお、当社が欧州に輸出する製品に含まれるフタル酸エステルは従来10tありましたが、2018年3月現在1t未満に削減しており、2018年7月までの代替完了に目処を付けています。

※5 DEHP：フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、BBP：フタル酸ブチルベンジル、DBP：フタル酸ジブチル、DIBP：フタル酸ジイソブチル

工場の環境影響低減の取り組み

当社は使用する有害性物質を把握し、使用による影響を評価することで、自主的に使用廃止や排出抑制により環境影響の最小化に努めています。1999年より3年間で33%、6年間で50%削減を実践する33/50削減活動を進めてきました。日本では1999年度から工場の化学物質の使用量および排出・移動量の削減を推進し、自主行動計画目標50%削減に対し、2004年度には1998年度比で使用量75%および排出・移動量の62%削減を達成しました。以降、さらに排出・移動量の多い物質に特化して削減に取り組み、グローバル全工場2010年度は対象の重点化学物質の排出・移動量を2005年度比で自主行動目標30%に対して46%削減を達成しました。

また国際的な化学物質管理の動向を踏まえ、2010年度からはより有害な物質が優先的に削減されるように削減取り組みを実施しています。化学物質管理ランク指針(工場版)は、上記活動を支える管理指針として1999年に制定しました。Ver1では発がん性を有する物質リストを主体とした管理対象物質を整備し、2000年にはVer2へ改定を行い、日本：PRTR法を追加しています。2004年からのVer3で

はこれらに加え、日本の化学物質管理に関係する法規制を網羅する物質リストを作成しています。2009年に改定のVer4以降の管理対象となる化学物質は、日本、米国、欧州、および国際条約を主体とした、ヒトの健康および環境に影響する法規制等を参照しています。

化学物質管理ランク指針(工場版)は、化学物質に関する主要な法規制からヒトの健康および環境に有害性を有する化学物質を選定し、パナソニックグループの管理対象の化学物質としています。加えて、当社独自の指標としてヒト・環境影響度^{※6}を策定し、グローバル全工場でこの指標を使用しています。従来、化学物質の管理には、使用量・排出量などの量が指標として使われてきました。しかし量を指標とした場合、有害性が高いにも関わらず使用量が少ない場合などに、削減・管理の対象から外れ、使用によるヒトの健康および環境への有害性に対する影響評価からまれてしまうなどの問題がありました。また、物質の種類や地域の法規制ごとに有害性の基準が様々であり、グループとして統一した管理が難しいという課題もありました。そこで、社内外の専門家と協働し、有害性情報を総合評価した区分を行い、区分ごとに有害性の重み付けを表す有害性係数を付与しています。具体的には、国際機関発行の発がん性評価や一般公開されている有害情報、そして公になっているオゾン層破壊物質リストなどを活用し、物質ごとに有害性区分を選定しています。有害性情報が複数ある物質については、有害性が最も高いものを採用した有害性区分としています。これら社内独自指標を活用し、発がん性やオゾン層破壊物質など、有害性が高く影響が大きい物質が、リスクの大きさに応じて優先的に削減されるように、ヒト・環境影響度指標として、高有害性物質を徹底して減らす取り組みを推進しています。また、購入先様からも有害物質を含まない資材などのご提案の協力がいただけるよう、化学物質管理ランク指針を、当社グリーン調達活動のWebサイトにも掲載しています。

▶グリーン調達について

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/green.html>

※6 ヒト・環境影響度=有害性係数×排出・移動量

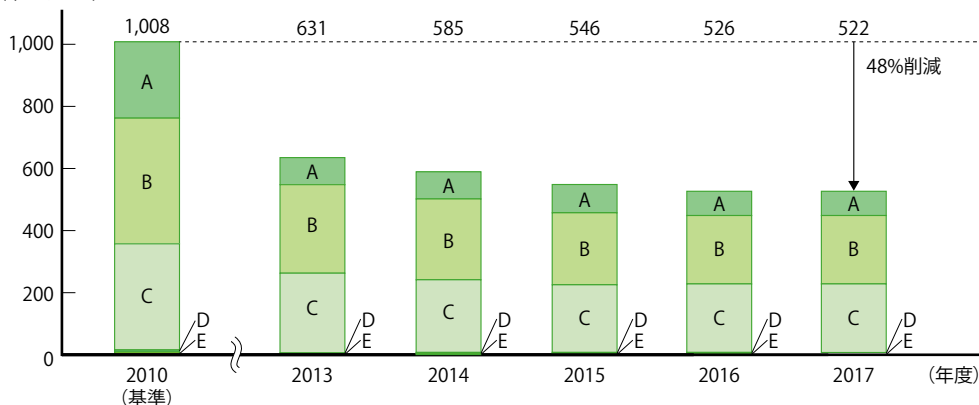
有害性区分

有害性区分	有害性 ^{※7}	有害性係数
A	発がん性・オゾン層破壊物質	10,000倍
B	影響大もしくは直接的な影響	1,000倍
C	影響中	100倍
D	影響小もしくは間接的な影響	10倍
E	影響極小もしくは評価されていない	1倍

※7 ヒトの健康に影響する有害性は発がん性の他に突然変異、生殖毒性、急性毒性を対象としている。環境に影響する有害性/物質は、オゾン層破壊物質の他に生態毒性、温暖化に影響する物質、光化学オキシダント発生の原因となる物質を対象としている

ヒト・環境影響度

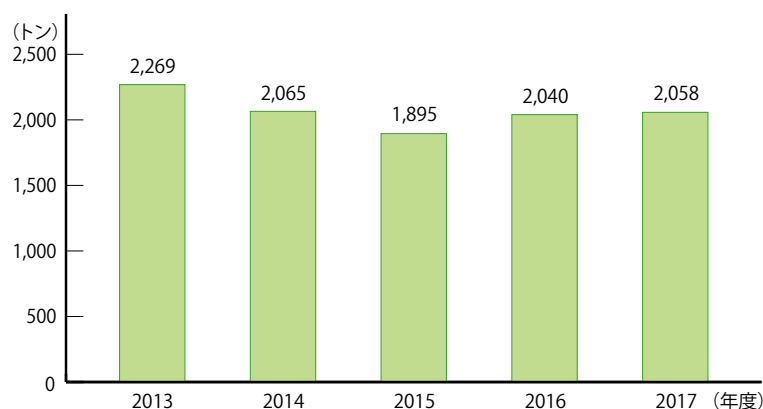
(千カウント)



注：2010年度は旧三洋電機の海外事業場を含まず

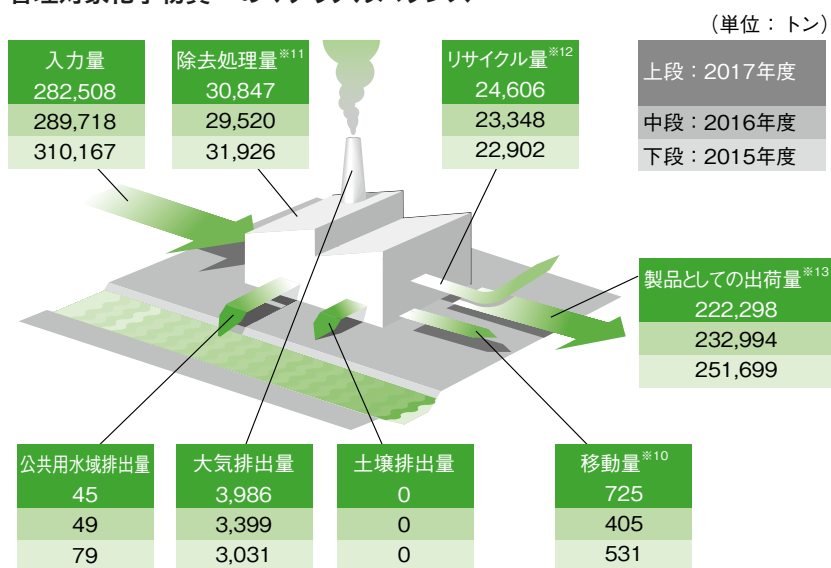
2017年度は、塗料中に含まれる高有害物質の代替化、歩留まり向上、リサイクル推進、低溶剤・低有害性部材の導入、塗布量や洗浄回数見直し、除外・脱臭装置の効率化などの工法改善による使用量削減により、2010年度比で48%削減することができました。生産活動にともなう環境負荷物質の排出量を最小化する活動を継続して実践していきます。

VOC※8排出量



※8 揮発性有機化合物 (VOC) の使用にともなう大気への排出実績。集計は大気汚染防止法に記載されている当社選定の主なVOC100物質を対象とする

管理対象化学物質※9のマテリアルバランス



※9 化学物質管理ランク指針(工場版)によるもので、PRTR対象物質すべてを含む

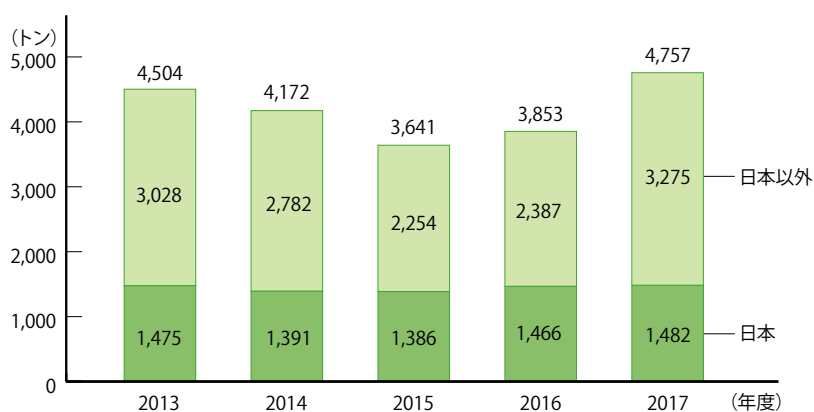
※10 廃棄物としての移動と下水道への排水移動を含む。なお廃棄物処理法上、廃棄物に該当する無償およびパナソニックグループが処理費用などを支払う(逆有償)リサイクルはリサイクル量に含む(PRTR法で届け出た移動量とは異なる)

※11 対象物質が中和、分解、反応処理などにより他物質に変化した量

※12 パナソニックグループが対価を受け取る(有償)リサイクル量、ならびに無償および逆有償のリサイクル量

※13 対象物質が反応により他物質に変化した、製品に含有もしくは付随して場外に持ち出される量

管理対象の化学物質 排出・移動量



環境：生物多様性保全

生物多様性に関する考え方

私たちの社会における企業経営や人間生活は、土壌、大気、水、動植物から成る自然資本によって提供される様々な自然の恵み(生態系サービス)によって成り立っています。自然資本の恩恵を将来にわたって継続的に享受するためには生物多様性保全が重要ですが、その一方で、生物多様性は史上かつてない速さで大規模に損なわれています。

当社は事業活動が生物多様性に与える影響を適切に把握し、その保全に貢献するという目標を掲げ、自治体や環境NGO、専門機関と連携して取り組みを推進しています。具体的には、生物多様性保全を事業へ落とし込んだ取り組みとして推進するため、土地利用・調達・商品の3つを重点分野と位置づけています。重点分野の推進にあたっては適宜、生物多様性条約 第6条の基本的な考え方である生物多様性行動計画(BAP)を策定しています。

国連生物多様性条約COP10で採択された愛知目標および国連の持続可能な開発目標(SDGs)への貢献は、民間企業にも求められています。当社は生物多様性保全活動を外部組織と協働することで拡大しています。

土地利用分野の取り組み

事業所の緑地は、地域の生物多様性保全に貢献できる大きな可能性を持っています。とくに都市部では野生生物が生息・生育できる自然環境がほとんど残されていないため、たとえ小さくても、その地域本来の植生や水辺などを備えていれば、様々な生きものにとって大切な場所となります。

行政や専門家などと連携、生きものの生息空間を守る

事業所緑地と近隣に点在する緑地や公園とのつながりによるエコロジカルネットワーク形成で、鳥やチョウ、トンボなどの生きものが周辺に点在する緑地や水辺の間を移動できるようになり、生息できる空間が広がることになります。また地域の希少な動植物は、環境省や自治体から絶滅危惧種に指定され、行政との連携、専門家の指導や協力を得ながら保全活動を行っています。大阪府、大阪府立大学、大阪府立環境農林水産総合研究所とおおさか生物多様性パートナー協定を締結した門真市エコソリューションズ社のビオトープ、大阪府みどりの風の道形成事業に参画して大阪府・豊中市・大阪府立大学・大阪府立環境農林水産総合研究所とおおさか生物多様性パートナー協定を締結した、パナソニックホームズ本社の「つながりのひろば」などがあります。

下記のWebサイトには、取り組みの具体事例を紹介しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/biodiversity.html>

定量評価手法に基づく外部認証の取得

アプライアンス社草津拠点は、生物多様性に配慮した事業場として2018年3月に一般社団法人 いきもの共生事業推進協議会の「いきもの共生事業所認証(ABINC認証)」を取得しました。ABINC認証は、企業と生物多様性イニシアチブ(JBIB)が開発した土地利用通信簿(環境アセスメントとしての生物多様性定量評価ツール)の実



水辺エリアの全景

施といきもの共生事業所ガイドラインに基づき、事業場緑地の整備、管理を第三者の評価により認証する制度です。審査の中では、自然環境を適切に保全し多様な生きものに応じた緑地づくりを進めていること、特定外来種についても適宜管理が行われ、モニタリング調査で状況把握されていること、また、自治体や小学生など外部関連主体・地域の人とのコミュニケーションに緑地が積極的に活用されていること、などが評価されました。2011年から継続しているモニタリング調査で838種の動植物が確認され、都市化が進む地域において重要なビオトープであり、地域のエコロジカルネットワークの形成にも貢献していることがわかりました。



工場敷地内で育った希少種ササゴイの雛たち

オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社 松本工場は、2015年9月JHEP認証^{※1}のAランクを取得しました。これにより、毎年認証確認手続きが行われ、事業場緑地の生物多様性の保全活動は継続推進しています。

※1 環境アセスメントで用いられる「ハビタット評価手法(HEP)」をもとに、(公財)日本生態系協会が開発した生物多様性定量評価手法

調達分野の取り組み

生物多様性の保全と持続可能な利用を目指した木材グリーン調達ガイドラインを、WWF(世界自然保護基金)ジャパンと協議し策定しました。

伐採時の合法性が確認できない木材・木質材料(区分3)の排除

2017年度調査の結果、木材・木質材料の総調達量は約35万m³でした。区分ごとの内訳は、優先調達に努める区分1が77.3%(前年度差-0.3ポイント)、調達適合とする区分2が22.7%(前年度差+0.3ポイント)、調達排除に努める区分3が0%(前年度差±0ポイント)でした。調達ガイドラインの策定以来、区分3の調達ゼロ化を目指して取り組みを進めており、2014年度から連続でゼロを継続しています。今後取り組みを継続推進し、区分3の調達ゼロを維持していきます。

毎年度末には達成状況の確認をするとともに、次年度に向けた対策の検討を行っています。

木材資源保全の観点から、天然素材の使用量削減にも取り組んでいます。フローリング(木質床材)のフィットフロー(耐熱・非耐熱)は、リサイクルされた木質材料を100%(接着剤は除く)使用する、当社独自の新素材フィットボードを採用しています。

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称「クリーンウッド法」)」が、2017年5月20日に施行されました。以下のURLにて当社の木材製品がクリーンウッド法に基づく合法性に関する情報提供を行っております。

▶クリーンウッド法への対応について

<http://www2.panasonic.biz/es/sumai/law/cleanwood/>

商品分野の取り組み

生物多様性保全に貢献する商品の情報をお客様に提供できるよう、国際環境NGOバードライフ・インターナショナルと第三者評価手法を構築しました。この手法を用いて生物多様性に関わりの深い商品の評価を行っています。そして、グリーンプロダクツ(P26参照)の判定基準により、生物多様性の保全に配慮した素材を主要な部位に活用した商品、生物多様性の保全に寄与する機能を有する商品などを生物多様性貢献商品と定義しています。

2013年度、パナソニック環境エンジニアリング(株)は船舶移動による周辺海域の海洋生態系破壊を抑制するバラスト水処理システム(BWMS)ATPS-BLUEsysを開発しました。バラスト水は、貨物船舶が船体バランスを保つために船舶空荷時に積載する海水です。航行による海域の移動で、バラストタンクに積み込んだバラスト水の採水国と排出国が異なることから、海水に含まれる外来性有害水生生物(プランクトン、バクテリアなど)による生態系、環境、資源への影響が問題となっています。ATPS-BLUEsysは、国内初のインライン電気分解方式により、フィルターを使用せずにバラスト水中の微生物を国際海事機関(IMO)に定められた排水基準以下に処理することができ、IMOによる基本承認(G9BA)を取得しました。2017年3月に国土交通省の相当指定を取得したことにより、2017年度から本格的な販売を開始しています。

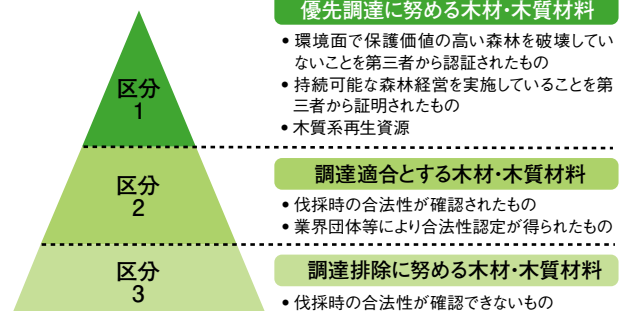
▶バラスト水処理システム(BWMS)ATPS-BLUEsys

<http://www2.panasonic.biz/es/air/eng/water/atps-blue/>

▶[プレスリリース]バラスト水処理設備が国土交通省より相当指定を取得

<http://news.panasonic.com/jp/press/data/2017/05/jn170522-1/jn170522-1.html>

WWFジャパンと協議・策定した木材グリーン調達の考え方



フィットフロー(耐熱・非耐熱)断面図

また当社では、神奈川県藤沢市、横浜市にサステナブル・スマートタウン(SST)を開発しました。現在は大阪府吹田市でもSSTの開発を予定しています。SSTでは、まちづくりのガイドラインに、温室効果ガス排出の削減などのほかに、まちの緑地に関して生物多様性の考え方を取り入れ、在来種を基本とした植栽、地域と共生する生態系ネットワークを形成することで、持続可能な街づくりに役立てています。

NGO・NPOとの協働や支援による生物多様性保全

当社は産業界と連携した生物多様性の取り組みと、NGO・NPOを通じたグローバルでの生物多様性保全活動の推進を目的に、経団連自然保護協議会に参加しています。経団連自然保護協議会は、当社を含む企業や個人からの募金による経団連自然保護基金を通じ、国内・海外のNGO活動などに対し、2017年度までの累計で、1,345件、約39億円の支援を実施しています。当社は、同協議会が推進するプロジェクトへの基金提供・参画だけでなく、現場視察などを通じ推進状況の見届け責任を果たしています。

2017年度はインドネシアのスマトラ島のブキ・バリサン・スラタン国立公園のWWFジャパン(公益財団法人世界自然保護基金ジャパン)の活動拠点と、ジャワ島のグヌン・ハリムン・サラック国立公園で日本環境教育フォーラムが運営する事業の進捗状況を視察し、国立公園の地域住民による保全活動と彼らの生活について直接対話し、将来に渡る自然保護活動と自立した生活の両立が重要であると確認しました。



インドネシア ブキ・バリサン・スラタン国立公園での植樹活動

また、当社は約20年にわたりWWFジャパンとの協業を通じて「海の豊かさを守る活動」^{※2}を行っています。2018年3月から本社を含む2拠点の社員食堂に、MSC及びASC認証^{※3}を取得した持続可能な水産物(サステナブル・シーフード^{※4})を、WWFジャパンやサプライヤー企業の協力を得て導入しました。企業が社員食堂で継続的に提供するのには日本国内では初めて^{※5}となります。今後、順次、頻度や導入拠点を増やし、2020年に国内の全ての社員食堂での導入を目指します。このサステナブル・シーフードやMSCとASC認証の認知拡大により、消費者である社員の消費行動の変革を促進し、SDGs「14:海の豊かさを守ろう」への貢献と生物多様性の主流化を推進します。



サステナブルシーフードメニュー



MSC認証ロゴマーク



ASC認証ロゴマーク

※2 有明海干潟保全支援(2001-2006年)、黄海エコリージョン支援(2007-2015年)等

※3 MSC認証は海洋管理協議会が持続可能で適切に管理された漁業を認証するもので、ASC認証は水産養殖管理協議会が環境と社会への負荷を最小限にする責任ある養殖業を認証するもの。いずれも第三者の認証機関が厳格な基準に基づいて審査しています

※4 持続可能な生産(漁獲・養殖)に加え、加工・流通・販売過程における管理やトレーサビリティの確保について認証を取得しているシーフード

※5 MSC/ASCの認証ラベル付きで提供されるものとして

企業と生物多様性イニシアチブ等への参画

当社は、企業と生物多様性イニシアチブ(JBIB)への参画により、世界の生物多様性の潮流やリスクを把握し、事業へのフィードバックを行っています。

また、電機電子4団体^{※6}生物多様性ワーキンググループへの参画で、2017年度は、当社事例も含めた各社の生物多様性保全活動と愛知目標の関連付けの事例データベースを愛知目標達成プロジェクト^{※7}のじゅうまる宣言との連携を行い、生物多様性活動の普及と発信に貢献しました。

※6 (一社)日本電機工業会(JEMA)、(一社)電子情報技術産業協会(JEITA)、(一社)情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)、(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会(JBMIA)の4団体

※7 愛知目標達成のために国際自然保護連合日本委員会が立ち上げた「じゅうまるプロジェクト」

市民ネットワークとの連携で里山の再生を支援

当社では国内の会社・労働組合と定年退職者会が、パナソニックエコリレー ジャパン (PERJ)として一体となり、さまざまな環境保全活動を行っています。

PERJが活動を展開している「ユニットピアささやま里山再生活動」は、パナソニックグループ労働組合連合会が所有する休暇村施設「ユニットピアささやま」の約8万坪のフィールド内で、かつての里山を忠実に再現しながら「里山の循環的利用」を目指す取り組みです。企業の保養地を生物多様性保全の実践や環境教育の場として活かすユニークな取り組みや、自治体、企業、大学、NPO、地元農家など、様々なステークホルダーを巻き込みながら保全活動や教育普及活動を展開していることが評価され、「国連生物多様性の10年日本委員会」の推奨する連携事業に認定されました。

▶パナソニックエコリレージャパン

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/citizenship/environment/perj.html>

▶ユニットピアささやま里山再生計画

<http://unitopia-sasayama.pgu.or.jp/ecorelay/>



認定書の授与式

環境：サプライチェーン連携



購入先様・物流パートナー様との協働

多くの取引先様によって支えられている当社は、自社単独ではなくサプライチェーン全体で環境負荷を考慮する必要があります。CO₂削減、資源循環、水循環、化学物質管理、生物多様性保全など、様々な分野で当社の事業活動と密接な関係を持つ購入先様・物流パートナー様との連携を通じて、環境負荷の低減を図っています。

グリーン調達取り組み

当社は1999年にグリーン調達基準書を発行して以来、その改定を行いながら、環境に配慮した製品づくりを購入先様とともに推進しています。グリーン調達基準書ではグリーンプラン2018に盛り込んだ購入先様との協働目標を達成するために、グリーン調達方針として、当社の環境基本方針に賛同し商品・物品を提供いただく購入先様群を構築することを掲げ、「購入先様の事業活動領域での環境負荷低減」「当社とのコラボレーションによる成果の共有」に加えて、環境負荷低減の取り組みをサプライチェーン全体に広めるための「購入先様による上流取引先への働きかけ」を要請しています。

また当社は、グリーン調達基準書に基づき、購入先様における当社要請内容の実践状況を把握し、購入先様とともに環境負荷低減活動をより効率的に推進するためにグリーン調達サーベイを実施しています。2012年度は試行的に、当社グループの主要購入先様415社を対象に、環境マネジメントシステムの構築、化学物質管理の徹底、温室効果ガス排出量の削減、資源循環の推進、生物多様性保全などの項目において購入先様の取り組みレベルを確認させていただきました。2013年度からは、当社グループ全体でのサーベイは実施せず、当社の各事業場が主体となり、購入先様とのコミュニケーション手段の一つとして実施しています。

中国では、2016年9月に、当社の購入先様約400社を対象に、広州・大連・上海で、CSR調達方針と中国環境法規の説明会を実施しました。サプライチェーンでのCSRの徹底、ならびにCSR自主アセスメントシートの実施を要請するとともに、中国の最新環境法規を共有することで、サプライチェーンでのリスク把握と環境負荷削減に努めています。また、2017年度より、CSR自主アセスメントシートの実施範囲を中国のみならずアジア各国まで展開し、環境負荷の把握に着手しました。

欧州RoHS指令に代表される製品含有化学物質に対する規制の強化、拡大に対応して、サプライチェーン全体での管理レベルを向上させるために、当社は2005年より継続的に購入先様への環境品質保証体制監査を実施しています。2017年度は、約1,400社の購入先様への監査を実施し、製品含有化学物質管理レベルの向上を支援しました。

▶グリーン調達について(グリーン調達基準書)

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/green.html>

購入先様の事業活動領域での環境負荷推計

当社は、国際的なGHG排出量の算定基準であるGHGプロトコルに準拠した、当社独自の算定プロセスによるサプライチェーン温室効果ガス排出量(スコープ3^{*1})の把握に向けて、2011年度より原材料、電気電子部品、加工部品の購入先様185社のご協力のもと、4回にわたって試行調査を実施しました。

また、2011年度より当社が購入する部材の量に日本政府公開の産業連関表に基づく部材別の温室効果ガス排出原単位を乗じて、当社の上流領域全体の温室効果ガス排出量を試算しています。2016年度の購入データによる試算結果は、1,294万トンとなり、当社の生産活動における温室効果ガス排出量の約5倍と推計しています。

^{*1} スコープ1(自社で所有・支配する施設からの直接排出量)とスコープ2(自社で所有・支配する施設で消費するエネルギーの製造時からの排出量)を除く、自社サプライチェーンでの排出量(例:購入先様での排出量)

当社とのコラボレーションによる成果の共有

当社は、2009年度より購入先様とともにECO・VC^{**2}活動に取り組んでいます。この活動は、当社と購入先様が協働して当社商品や購入先様の環境負荷削減と商品力強化・合理化成果獲得の両立を目指す活動です。2009年度は環境負荷削減の対象として省エネルギー(CO₂削減)に限定していましたが、2010年度より省資源・リサイクル材使用といった循環型モノづくりにまで拡大しました。また、活動地域についても、当初は日本中心でしたが、2012年度より中国や他のアジア地域での活動を本格化させ、2014年度には、グローバルでの活動に拡大しています。

これらのECO・VC活動の事例はデータベースに蓄積し、社内でも有効活用ができるようにしています。また、優秀事例については、「ECO・VC活動 表彰・交流会」で表彰するとともに、会場に事例を展示して購入先様と共有し、今後の活動の参考にさせていただくようにしています。

2017年度の事例提案件数は、354件と件数的にはやや低調でしたが、例年同様、優れた事例提案が多数寄せられました。最優秀事例として選出されたローム(株)様の事例では、独自のアナログ技術に基づく電源回路の開発と小型コイルの採用により洗濯機の電源システムにおける消費電力量を67%削減しつつ、待機時消費電力の49%低減と電気部品実装面積の70%削減を可能にしました。

2017年6月に発信した「環境ビジョン2050」を踏まえ(P12)、将来的には、VE(Value Engineering)に「エネルギー」という新たな価値を加え、当社と購入先様とのパートナーシップ強化を図っていきます。

※2 VC: Value Creation

応募による環境側面の成果

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
提案件数	1,445件	933件	622件	354件
提案によるCO ₂ 削減量	51万2,675トン	48万4,532トン	25万3,265トン	5万8,448トン
提案による再生資源活用量	2万1,323トン	1万9,153トン	1万8,421トン	2,671トン
提案による投入資源削減量	2万4,311トン	2万1,243トン	2万0,224トン	1,090トン

環境NGOとの連携

当社は、中国に50を超える製造事業場を有しています。国の発展にともなって環境課題が深刻化しつつある中国において、当社は環境NGOとの連携や継続したコミュニケーションを通じて、環境課題の改善に取り組んでいます。

2017年度は、中国環境NGOの公衆環境研究センター(IPE)を訪問し、当社の環境リスクに対する取り組みについての意見交換を行いました。会議の席上では、2017年6月に広州、大連、上海の3カ所で開催した当社事業場向け環境監査勉強会を通して、環境監査の意義や中国国内の環境法令の理解を深めることができたことの報告や、当社工場に対する内部環境監査についての意見交換を行いました。また、在華製造会社と一部の間接材料購入先様の環境情報リストをホームページに掲載していることを報告しました。

今後、中国ではよりいっそうの環境規制厳格化が予測されます。当社は、ブランド価値のさらなる向上を目指し、グリーンサプライチェーンの取り組みの強化に努めていきます。

▶ 在華製造会社と一部の間接材料購入先様の環境情報リスト

http://panasonic.cn/csr/green_innovation/annual_infomation

環境：人材育成



すべての従業員が環境活動の実践者に

当社は、環境経営活動の推進において、その基盤となる人材の育成が重要であると考え、従業員の専門性や階層に応じた教育カリキュラムを設定しています。環境知識や当社の環境方針・活動について学ぶ全従業員向けの一般教育と、より専門的な環境スキル向上のための専門教育を実施しています。

一般教育は毎年、各事業場において共通の知識として、エネルギー問題、グローバルな社会動向や当社の環境取り組みなどについて幅広く習得できるよう実施しています。加えて、それぞれの事業の特性に応じ、業務に直結する独自の内容を組み込んだ研修を行っています。また、新入社員や技術系社員別の経験やスキルにあわせた環境教育も実施し、自らの業務で実践できるよう専用テキストを作成するなど、工夫した取り組みを継続しています。

専門教育は、ISO14001内部環境監査員養成コース、環境法規制、化学物質管理や工場省エネ診断ほか、計12講座を開催し、2017年度は計121人が受講しました。

また、これらの対象者は環境職能に限定せず関連部門にも範囲を広げ、環境活動の実践者の拡大を図っています。

グローバルに競技大会や現地研修を実施し、環境意識・スキルを醸成

高いスキルを持ち当社のモノづくりを支えるトップランナーを育成するため、グローバル全従業員を対象に毎年開催している、パナソニックグループモノづくり競技大会の環境競技として、エコマインド競技と省エネ診断競技を実施しています。社員の環境意識向上と継続的な取り組みを事業の中に根付かせ、広範囲な環境課題や事業リスクへの対応と改善に向けた、積極的な提案へとつなげたいと考えています。エコマインド競技では、地球環境問題はもろろのこと、出題には、当社の経営方針や取り組みなど、その年の環境に関する話題を出題し、当社の環境経営など幅広い環境知識力と、身近な環境負荷低減を改善提案・実践できる環境改善力を競います。各事業場では、有望な競技者の入賞を目指し、エコマインド競技用テキストの活用、事前勉強会や模擬試験を開催するほか、競技者の知識の習得・向上を支援するため、自主的な取り組みも活発に行われています。2017年度は917人が競技に臨みました。また、当社の戦略地域の一つである中国において、2011年度より杭州の製造技術学院(当社のモノづくり教育の企業内学校)で中国エコマインド競技を継続実施し、2015年度は北京でも開催しました。作業現場で実践すべき環境負荷低減や省エネ改善活動、中国の環境動向や法律概要など、地域独自の内容を盛り込み、従業員の環境意識のさらなる向上を図っています。



エコマインド競技



省エネ診断競技

省エネ診断競技は、実技を含めた競技で、空調、炉・熱などテーマ別に実施し、2017年度は59人が参加しました。この競技は設備稼働状況やエネルギー利用状況の分析を通じ、省エネ課題の抽出とその対策案を時間内に記述することが求められます。高い環境技術の専門知識や経験に基づいた課題解決力が必要となる競技です。

競技大会では成績優秀者を表彰し、より実践的に活躍できる人材の育成を進め、全社のレベルアップに取り組んでいます。

環境教育と社内認定制度で人材育成をレベルアップ

パナソニックホームズ^{*}は2017年5月、優良な環境人材育成の取り組みを行う企業を表彰する「環境人づくり企業大賞2016」(主催：環境省ほか)の優良賞を受賞しました。

同社は2007年度から、全社員を対象に、eラーニングによる環境教育を実施。2013年度からは、継続して優秀な成績を収めた社員を「エコメン・エコジョ(EcoMen・EcoJo)」(エコな男子、エコな女子の意味：商標登録済)として認定する社内認定制度も導入し、環境人材育成を推進しています。人事制度の中で、「eco検定(環境社会検定試験)」が、公的資格取得奨励祝金制度(対象：組合員)や、職務基準書による全社員共通の上位昇格要件(資格ポイントの対象)となっていることから、検定問題を意識した出題としています。

今後も継続的にeラーニングを活用した人材育成・社員教育を行っていきます。



eラーニングによる環境教育

^{*}受賞時点の社名はパナホーム

環境：環境コミュニケーション



環境コミュニケーションの推進

当社は従来よりステークホルダーとのコミュニケーションに注力してきました。お客様、ビジネスパートナー、地域社会、政府、投資家、従業員、NGO、有識者などを対象に、商品・サービス、工場、環境活動での連携、広告・展示会・Webサイトなど様々な側面から環境情報の発信を積極的に行うとともに、ステークホルダーの方々からいただいたご意見を環境経営のさらなる改善に活かしています。

環境政策への提言活動

当社は、日本経済団体連合会や業界団体を通じた渉外活動だけでなく、個社としても様々な機会を通じて、日本はもちろん各国政府に対して環境政策の提言を行っています。現在の社会が抱える環境課題に関する政策議論をはじめ、持続可能な社会の実現に向けた国家、産業界、国民生活の将来構想や国際活動に関する情報共有と意見交換を重ねる中で、政府方針のより深い理解に立脚し、製造販売、技術開発の立場から積極的に提言を実施するなど、事業リスクの回避とビジネス機会の創出を意識した環境経営の推進を行っています。

評価機関や投資家とのコミュニケーション

当社は国内外の評価機関や投資家とのコミュニケーションを継続的に実施し、当社の環境貢献活動への理解促進に取り組んでいます。その中では、当社製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷、スマートモビリティ社会の実現に向けた取り組み、当社の中長期環境目標などに高い関心が寄せられています。

今後も同様のコミュニケーションを継続していきます。

第三者との意見交換

当社は日本国内外の様々な有識者と積極的にダイアログを行い、いただいたご意見を環境戦略策定などに活かしています。

国際NGOナチュラール・ステップとは、2001年からパートナーシップを構築してきました。意見交換の場を設定し、先進の欧州環境情報を共有していただくとともに、当社の環境戦略や活動について提言をいただき、施策への反映を行っています。

環境情報開示

当社は1997年から環境情報の開示を行っています。2013年度からは環境活動を紹介するWebサイトとCSR活動を紹介するWebサイトを統合し、サステナビリティという観点から総合的かつ網羅的な情報を発信しています。2015年度からは、Webサイトで開示している情報のうち、方針や考え方、パフォーマンスデータなど、特にステークホルダーの関心の高い項目を、サステナビリティデータブックに抜粋しています。

▶サステナビリティ データブック 2018

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/downloads.html>

また、世界中の一般のお客様に、環境行動計画 グリーンプラン2018の主要5分野（CO₂削減・資源循環・水・化学物質・生物多様性）への認識を深めていただけるよう、世界59の国・地域（35言語）のWebサイトで、取り組みの概要を紹介しています。例えば化学物質は、一部の化学物質が人々の健康や環境に有害な影響を及ぼすことを踏まえ、サプライチェーン全体でそれらを管理する当社の取り組みについて、分かりやすく紹介しています。

▶一般のお客様向け Webの事例（オーストラリア）

<http://www.panasonic.com/au/corporate/sustainability/eco.html>



化学物質管理 取り組み紹介の例

なお、資源有効利用促進法で対象となる製品の、特定化学物質の含有情報は、下記「対象製品含有表示情報」をご覧ください。除外項目以外の部位において、基準値を超えた特定の化学物質を含有する製品を、製造または輸入販売などしていません。

▶特定化学物質の含有表示

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/chemical/jmoss.html>

加えて、製品中の水銀使用に関する情報をお客様に分かりやすくお伝えできるよう、2017年5月には、Webサイトに「水銀汚染防止法にもとづく情報提供」ページを開設しました。

▶「水銀汚染防止法にもとづく情報提供」ページ

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/chemical/jmoss.html#mercury>

下記のWebサイトには、その他の環境コミュニケーション事例を掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/communication.html>

環境：環境活動のあゆみ



年代	年	パナソニックグループの取り組み	世界の動き	日本の動き	
～1970年代	1967			・公害対策基本法制定	
	1968			・大気汚染防止法制定	
	1970	・公害調査委員会設置		・水質汚濁防止法制定 ・廃棄物処理法制定	
	1971			・環境庁設置	
	1972	・環境管理室設置	・国連人間環境会議(ストックホルム開催) 人間環境宣言採択		
	1973		・第1次オイルショック		
	1975	・環境管理規程制定			
1980年代	1979		・第2次オイルショック	・省エネ法制定	
	1985		・オゾン層保護条約(ウィーン条約)採択		
	1987		・オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書採択 ・環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会) 持続可能な開発理念提唱		
	1988	・フロン対策委員会設置		・オゾン層保護法制定	
	1989	・環境保護推進室設置			
1990年代	1991	・松下環境憲章(環境宣言・行動指針)制定 ・松下製品アセスメント策定、実施		・経団連 地球環境憲章発表 ・再生資源利用促進法制定	
	1992	・環境政策委員会設置	・環境と開発に関する国連会議 地球サミット開催、リオ宣言・アジェンダ21採択 ・気候変動枠組条約採択		
	1993	・環境ボランティアプラン(2000年目標)策定 ・グローバルな松下グループ環境内部監査を開始		・環境基本法制定	
	1995	・AV門真地区がISO14001認証を取得(松下グループ初)	・気候変動枠組条約第1回締約国会議(COP1)(ベルリン会議)開催	・容器包装リサイクル法制定	
	1996		・環境マネジメントシステム国際規格ISO14001発行		
	1997	・環境本部設置 ・環境会議設置(年2回開催)	・COP3(京都会議)開催、京都議定書採択	・経団連 環境自主行動計画発表	
	1998	・地球を愛する市民活動(LE)開始 ・リサイクル事業推進室設置 ・初の環境報告書(1997年度版)発行		・家電リサイクル法制定-2001年施行 ・地球温暖化対策推進法制定 ・省エネ法改正-トップランナー方式導入	
	1999	・グリーン調達開始 ・化学物質管理ランク指針制定 ・グローバルに全製造事業場でISO14001認証取得完了		・PRTR法制定	
	2000年代	2000	・鉛フリーはんだプロジェクト発足 ・初の社外向け環境展示会(大阪)開催	・GRI 持続可能性報告のガイドライン発表	・循環型社会形成推進基本法制定 ・資源有効利用促進法制定
		2001	・環境ビジョン・グリーンプラン2010策定 ・環境フォーラム(東京、フライブルグ)開催 ・パナソニック エコテクノロジーセンター(PETEC)稼働開始	・COP7(マラケシュ会議)で京都議定書の運用ルールについて最終合意	・環境省に組織改編 ・PCB特別措置法制定
2002		・パナソニックセンター東京開設	・ヨハネスブルグサミット(リオ+10)開催	・京都議定書を批准 ・自動車リサイクル法制定 ・土壌汚染対策法制定	
2003		・2大事業ビジョンの一つに地球環境との共存を掲げる ・新たなくらし価値創造の指標としてファクターXを提唱 ・グローバルで鉛フリーはんだ導入完了 ・スーパーGP認定制度導入 ・日本国内製造事業場における廃棄物ゼロエミッション達成 ・環境フォーラム(東京)開催	・EU廃電気電子機器指令(WEEE指令)制定		
2004		・環境ビジョン・グリーンプラン2010改定 ・PCB対策推進室設置 ・ダントツGP認定制度導入		・アスベスト含有製品の製造、使用などを原則禁止	
2005		・愛・地球博にオフィシャルパートナーとして参画 ・グリーンプラン2010改定 ・ライトダウン活動を継続実施 ・3REコプロジェクト発足 ・製品含有特定化学物質(6物質)不使用完遂 ・松下グループ グリーンロジスティクス方針策定 ・CF認定制度導入 ・パナソニックセンター大阪開設 ・Eco&Ud HOUSE(イユウハウス)新設 ・家庭用燃料電池の商用第1号を首相官邸に導入 ・日本経済新聞社 環境経営度ランキング 製造業1位	・京都議定書発効	・日本国際博覧会 愛・地球博開催 ・地球温暖化防止の国民運動 チーム・マイナス6%立ち上げ ・電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示JIS規格(J-Moss)制定	
2006		・環境職能を設立 ・日本国内全製造事業場でETマニフェスト導入完了 ・CF認定制度をグローバルに拡大 ・プラズマディスプレイパネルの無鉛化を実施し市場導入 ・物流分野でバイオエタノール燃料を本格導入	・EU電気電子機器有害物質使用規制指令(RoHS指令)施行	・石棉被害救済法制定 ・省エネ法改正-荷主責任、対象機器の拡大、トップランナー基準の改定	
2007		・マレーシアの工場省エネルギー活動をグリーン開発メカニズム(CDM)として国連が初めて承認 ・新環境マークとしてエコアイデアマークを制定 ・パナソニックセンター北京開設 ・環境フォーラム(北京)開催 ・中国環境貢献企業宣言を発信 ・エコアイデア戦略を発信	・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書公表 ・EU化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則(REACH規則)施行 ・ハイリンゲンダムサミット(G8)CO ₂ 削減について大枠で合意 ・COP13(バリ会議)でポスト京都議定書に向けた行程表バリ・ロードマップ合意 ・電子情報製品汚染防止管理弁法(中国版RoHS)施行	・安倍内閣総理大臣 クールアース50を提唱 ・21世紀環境立国戦略策定 ・第三次生物多様性国家戦略策定 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令公布 ・国内排出量取引制度検討会の設置 ・第2次循環型社会形成推進基本計画策定	

	<p>2008</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全社CO₂削減推進委員会を発足 ・全国環境展示会エコアイデアワールド開催 ・エコアイデア工場びわこを発信 ・10月 社名をパナソニック(株)に変更 ・エコアイデア宣言 を発信(欧州) ・ES(Environmental Strategy)リサーチセンター発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・G20(地球温暖化問題の主要国閣僚会合)開催 ・北海道洞爺湖サミット開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・福田首相がクールアース推進構想を発表 ・古紙パルプ配合率の偽装事件が発覚 ・エネルギー長期需給見通し発表 ・国内排出量取引試行開始
	<p>2009</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家まるごとCO₂±0(ゼロ)の暮らしを提案するエコアイデアハウス開設 ・エコアイデア宣言を発信(アジア大洋州) ・エコアイデア工場を発信(ビルゼン、マレーシア、タイ、シンガポール) ・三洋電機(株)がパナソニックグループに加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国版WEEE公布 ・COP15 (コペンハーゲン会議)で2013年以降の地球温暖化対策の新たな枠組み(ポスト京都議定書)についての政治合意(コペンハーゲン合意)を採択 ・リーマンショックからの脱却を求め、世界各国でグリーン・ニューディールへの取り組み加速 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法改正-工場単位から法人単位の規制に変更 ・家電リサイクル法の対象に薄型テレビと衣類乾燥機が追加 ・エコポイント(家電・住宅)制度開始
2010年代	<p>2010</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業100周年ビジョンを発信 ・新中期計画「Green Transformation 2012 (GT12)」発信 ・エコアイデア宣言を発信(中南米、アジア大洋州、ロシア) ・工場まるごとの省エネ支援サービス事業開始 ・エコアイデアフォーラム 2010 (東京・有明)開催 ・グリーンプラン2018を発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約締約国会議開催-名古屋合意採択 ・横浜でAPEC首脳会議開催 ・米国中間選挙で与党敗北-温暖化の流れに変化 ・COP16 (カンクン会議)でカンクン合意採択。ポスト京都議論は実質先送り 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止対策基本法案提出されるも継続審議へ ・東京都排出量取引制度削減義務開始 ・廃棄物処理法改正-自ら処理の規制強化 ・化学物質審査規制法、化学物質排出把握管理促進法改正
	<p>2011</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコアイデア宣言を発信(北米、台湾) ・家電リサイクル会社 杭州パナソニック大地同和頂峰資源循環有限公司設立を発表 ・Fujisawaサステイナブル・スマートタウン構想を発表 ・改正大防法、水濁法施行 ・職能部門横断組織 節電本部設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・レアアース価格高騰 ・EU 改正RoHS指令施行 ・COP17(ダーバン会議)で、2020年以降の枠組みに関する道筋に合意、京都議定書第2約束期間を設定(日本は不参加を表明) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家電エコポイント制度終了 ・東日本大震災 ・改正大防法、水濁法施行 ・再生可能エネルギー特措法成立(全量買取制度2012年7月開始)
	<p>2012</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パナソニック電工、三洋電機の完全子会社化による事業再編 ・資源循環商品シリーズ発売開始 ・一般家庭用白熱電球生産終了 ・モノづくり本部 環境・品質センター 環境経営推進グループ設置 ・エコアイデア宣言を発信(ベトナム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国連持続可能な開発会議(リオ+20)開催 ・COP18 (ドoha会議)でドーハ・気候・ゲートウェイを採択、2020年以降のすべての国が参加する法的な将来枠組みを構築 ・欧州 改正WEEE 公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省主催の国民運動 活かそう資源プロジェクトスタート ・2012年度税制改正関連法成立(環境税2012年10月開始) ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始
	<p>2013</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新中期計画 Cross-Value Innovation 2015発信 ・新ブランドスローガン A Better Life, A Better World を発信 ・PETECの廃家電リサイクル処理台数が累計1,000万台に到達 ・エコアイデア工場を発信(フィリピン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書第1約束期間終了。日本の目標は、森林吸収と京都メカニズムの活用と合わせ達成の見込み ・GRIがCSR報告書の次期ガイドライン G4発行 ・水銀の輸出入などを国際的に規制する水俣条約が国連の会議で採択 ・IPCC第5次評価報告書(第1作業部会)公表 ・COP19 (ワルシャワ会議)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電リサイクル法施行 ・第三次循環型社会形成推進基本計画スタート ・経団連 低炭素社会実行計画スタート(～2020年度) ・改正省エネ法、改正温対法が成立。改正フロン法が公布 ・電機電子業界の自主行動計画が終了 ・11月、日本の2020年度削減目標を2005年度比3.8%削減と発表
	<p>2014</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杭州パナソニック大地同和頂峰資源循環有限公司稼働開始 ・Fujisawaサステイナブル・スマートタウン街びらき ・エコ宣言を発信(東南アジア、大洋州地域) ・マレーシア国際グリーンテック&エコプロダクツ展(IGEM)で住宅と街を発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州で製品環境規制のターゲットが省エネ側面から資源効率、環境影響側面に移行開始 ・欧州議会改選が実施され、ユンケル氏が欧州委員長に就任。循環経済の法案パッケージの見直しが決定的 ・IPCC第5次統合報告書公表 ・生物多様性条約COP12 (ピョンチャン会議)開催 ・COP20 (ペルー会議)、2020年以降すべての国が参加する新たな法的枠組み発効に向け、共通ルールによる削減目標策定方針で合意 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正省エネ法施行、従来の量的削減に加え、ピーク時節電への対応を織り込み ・日本経団連が推進する温暖化対策の自主取り組み、政府要請を受け目標年を2030年とする低炭素社会実行計画フェーズIIを新たに策定 ・トヨタ自動車から燃料電池車MIRAI一般販売開始
	<p>2015</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ザイド・フューチャー・エネルギー賞2015を受賞 ・Wonder Japan Solutions(東京)を初開催 ・CO₂削減貢献量に住宅・車載・B2Bソリューション分野での貢献を反映した間接貢献を導入することを発表 ・Tsunashima サステイナブル・スマートタウン開発構想を横浜・野村不動産とともに発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・COP21 (パリ)にて2020年以降の地球温暖化の法的枠組みを国際的にまとめたパリ協定が採択 ・国連サミットにて持続可能な開発目標(SDGs)を中核とする、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年の温室効果ガス削減目標を13年度比26%削減とする約束草案が日本政府より発表 ・温室効果ガス削減に向けた新国民運動COOL CHOICEがスタート
	<p>2016</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質・環境本部 環境経営推進部を設置 ・「技術10年ビジョン」発信 ・グリーンプラン2018を改定 ・スマートシティ「Future Living Berlin」への参画を発表 ・テスラモーターズと太陽電池分野における協業を発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・富山市でG7環境大臣会合を開催。G7とEUの代表が「資源効率性・3R」「生物多様性」「気候変動及び関連施策」など7議題について政策対話を実施 ・英国がEUからの離脱(Brexit)を国民投票で決定 ・GRIがCSR報告書の新たなガイドライン「GRISTANDARD」を発表 ・COP22 (モロッコ・マラケシュ会議)開催。パリ協定に実効性を持たせる詳細ルールを2018年までに決めることなどで合意 ・生物多様性条約第13回締約国会議(COP13)がメキシコ・カンクンで開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震発生 ・地球温暖化対策計画を閣議決定。COP21約束草案達成に向けた各主体の対策や国の施策を明確化。2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を長期目標化 ・地球温暖化対策推進法改正。COOL CHOICE強化、国際協力強化、地域温暖化対策の促進が柱
	<p>2017</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「パナソニック環境ビジョン2050」発信 ・Tsunashima サステイナブル・スマートタウンが街びらき 	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス、イギリス、中国が将来的にガソリン車を禁止しEVへシフトする姿勢を表明 	<ul style="list-style-type: none"> ・経団連 Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成を柱として、企業行動憲章を改定

人権の尊重

マネジメントシステム

当社は「行動基準」に、「人権を尊重し、各国・各地域において法令を順守するとともに、文化・宗教・価値観などを正しく理解・認識することに努め、それらに対し敬意をもって接し、誠実に行動」することを明記しています。当社は、世界人権宣言、労働の基本原則および権利に関する国際労働機関(ILO)宣言、OECD多国籍企業行動指針の基本原則を支持し、その主要内容を「パナソニック行動基準」に採り入れています。

また、2011年6月に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」を参照するなど、グローバルな人権の考え方を、経営に反映していくために積極的なアプローチを行っています。

2015年度には「行動基準」を補完し、人権尊重に関する方針をより具体的に定めた「グローバル人権・労働方針」を制定するとともに、方針を順守するためのマネジメントシステムを構築いたしました。マネジメントシステムは、人権に関するリスクや影響を正しく評価し、リスク特定のための自主精査チェックリスト、特定されたリスクを是正し、継続的改善を行なうための手順を定めたマニュアル等で構成されています。

今後も従業員はもちろん、世界各地の購入先様とも協力し、各国の法律・労働慣行を正しく理解し、人権尊重の取り組みを進めてまいります。

方針

グローバルに事業を展開している当社は、従業員のみならず、あらゆるステークホルダーの人権について、最大限の配慮と尊重をもって接することを事業活動の原則としています。当社の人権についての方針は、「行動基準」および「グローバル人権・労働方針」に明記しています。これらの方針には、労働時間、賃金、人道的処遇、差別禁止、プライバシーの保護、外国人労働者・実習生・若年労働者の人権への配慮、結社の自由と労使対話、等に関する項目が含まれています。

▶パナソニック行動基準 第3章 会社と従業員とのかかわり

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-3.html>

教育

当社は、人権の尊重を定めている行動基準の研修を、入社時・昇格時など定期的実施しています。

日本から海外会社に赴任する出向者に対しては、「海外勤務者・赴任前研修」を実施し、海外で特に留意すべき人権問題として、公正な処遇、雇用差別の禁止、組合活動の尊重等についての教育を実施しています。

責任者・体制

当社のチーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー(CHRO)は、専務執行役員の佐藤 基嗣です。(2018年8月末現在)

担当部門としては、本社部門に人事労政部、4つの社内カンパニー(アプライアンス社、エコソリューションズ社、コネクティッドソリューションズ社、オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社)、および、傘下の事業部、グループ会社に、それぞれ人事部門を設置しています。

人権に関する相談窓口

当社は、本社に「イコールパートナーシップ相談室」を設置し、専任の相談担当者を設置するとともに、各カンパニー・事業部にもそれぞれ相談窓口を設置し、従業員および派遣社員等から、セクシュアルハラスメント(性的マイノリティ(LGBT[※])に関するものを含む)や妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントなど人権に関するあらゆるハラスメントの相談を受け付ける体制を整えています。

また、2017年1月の男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正に伴い、ハラスメントに対する会社方針や各ハラスメントの定義・対象となる事例、社内規程、社内の相談体制などを紹介するリーフレットを改訂し、全従業員へ周知を行いました。イコールパートナーシップ相談室では、職場の課題解決や働きやすい職場づくりにつなげるための活動も行っています。例えば、人権に関する研修については、各事業場の研修担当者から「全員に受講させるべき内容」「社員の気づきや職場の環境改善を行うために毎年開催したい」との意見があがっており、各事業場で周知啓発の必要性を強く認識し、主体的な取り組みを推進しております。

海外会社においても、同様の相談室や意見箱の設置など、相談者や通報者のプライバシーに留意した対応を行っています。

※ LGBT: レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字

国際連携／業界連携への参加

日本経済団体連合会をはじめとする経済団体や電子情報技術産業協会など各産業の業界団体等が2017年9月に共同で発出した「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」の策定に当社は参画しました。

▶「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」

http://www.keidanren.or.jp/policy/2017/071_sengen.pdf

人権：評価

世界各国で事業を行う当社は、国際基準、各国・地域の法令、および、当社行動基準の順守を前提として、人権尊重に取り組んでいます。そのうえで、2007年からは、海外における人材マネジメントと労務管理における課題の特定・理解や解決のため「海外人事・労務アセスメント」を実施しています。調査に活用するチェックリストは約300項目から成り、労務管理の適切な実施、現地の労働法や雇用制度・慣行への合致、また事業への悪影響や問題を引き起こす潜在的な労務リスクの抽出などの内容が含まれています。

現地会社がチェックリストをもとに自主精査した後、日本のカンパニー・事業部に所属する「アセッサー（評価担当者）」が監査をします。アセスメントを通じて明らかになった課題は、アセッサーリーダー（主に人事責任者）が中心となり課題解決に取り組み、労務マネジメントレベルの向上をめざしています。

アセスメントは、2017年度はアフリカ1社、中南米2社の合計3社で実施しました。今後も、日本と海外諸国間での緊密な連携を通じて労務管理水準の更なる向上と、人権を尊重する風土・環境づくりを推進していきます。

さらに、2014年度からは、同年に策定した人権・労働に関する「自主精査チェックリスト」によるリスク評価と改善の取り組みを導入いたしました。2017年度は国内・海外合わせて91拠点において自主精査と是正・改善の取り組みを実施いたしました。

自主精査の結果、一部の会社において労働時間管理に課題が見られたため、人員体制や勤務管理方法の見直し、設備自動化等の改善計画を立案し、是正に向けた取り組みを推進しています。

また、当社はサプライヤーとしてお客様のCSR監査を受審しております。2017年度は20件を超える監査を受審し、人権や労働に関する指摘を受けた場合は、就業規則や管理方法の見直しなどは正・改善に取り組んでいます。

重要な課題と対策

社会的な傾向として、パワーハラスメント（いじめや嫌がらせ）の相談の割合が増加していますが、パナソニックにおいても相談窓口寄せられる相談で最も多いのはパワーハラスメントとなっています。今後は、ハラスメントのない職場づくりをめざし、組織責任者を対象として、基礎知識の習得、更には行動変容に向けた意識醸成などマネジメント力向上にむけた研修や啓発活動を実施していきます。

人権：基本的人権への取り組み状況

強制労働、児童労働の禁止、若年労働者への配慮

従業員の採用にあたっては、基本的人権を擁護する観点より、各国の法令に基づき、コンプライアンスを順守した採用活動を行っています。また、強制・意思に反しての就労や児童の就労をさせません。児童労働を防止するため、「自主精査チェックリスト」に入社時の年齢確認等をチェックする項目を盛り込んでいます。特に、中国・アジアでは児童労働のリスクが高いと考え、年齢確認を徹底しています。18歳未満の従業員には残業や重労働をさせず、教育の機会を得られるよう配慮、支援しています。

若年への就業機会の提供

当社は産学協同のProfessional Internship Program (PIP)を年に2回実施しています。PIPの目的は以下の3つです。

- 産学協同の人材育成
- 就業体験を通じた気付きの場の提供
- 就業適性の確認を通じた就職のミスマッチ解消

外国人労働者の雇用

地方からの出稼ぎ労働者や外国人労働者については、人権・労働リスクが高くなる傾向にあるため、人材派遣会社による手数料の徴収や、会社によるパスポート・身分証明書の保管がないか、雇用条件を含む雇用契約書を労働者の母国語で渡しているか、等をチェックする項目を策定し、意思に反しての就労が行われたり労働条件が不当に不利にならないよう、各国の法令に基づいて採用・派遣受け入れを行っています。

差別の禁止

当社では、各国の法令を踏まえ、人種・性別・年齢・国籍・信条・宗教・社会的身分・障がい・性的指向・性自認などに関わらず多様な人材が重要なパートナーとして尊重し合い、いきいきと活躍できる働きやすい職場づくりを進めています。

採用選考に当たっては、応募者の適性・能力・意欲に基づき採用選考することを採用規程に定めています。その徹底のため、例えば国内では、国が設置する公共職業安定所(ハローワーク)が策定する、公正な採用選考のための手引書「採用と人権」をもとに、面接者教育を実施しています。

社員規律としては、人権の尊重や不法行為の禁止、職場におけるセクシュアルハラスメントの禁止などを規定するとともに、違反が発生した場合の懲戒措置を社員就業規則に明記しています。

さらに、セクシュアルハラスメントなどの性差別やパワーハラスメント防止、障害者差別解消法の順守のため、以下のことに取り組み、公正で明るい職場づくりに努めています。

- セクシュアルハラスメントに対する方針の策定と周知徹底
- セクシュアルハラスメントに関するリーフレット・マニュアルの配布
- 職場風土の活性化・セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントに関するセミナー・研修会の開催
- LGBT研修の開催
- 障がいのある人の理解をするための教育コンテンツの配布

労働時間の管理

各国の労働基準法や労働協約に基づき、適切な労働時間および休憩時間、時間外労働、休日・休暇などに関する規則を社員就業規則で定めています。

また、これらの規則を順守するため、労働時間管理システムを運営するとともに、従業員の健康管理にも総合的に取り組んでいます。

また、勤務管理システムで、一定の超勤時間に達した時点で警告を出すなどの工夫、超勤が特定の従業員に偏らないための最適な人材配

置、および、万一長時間労働となってしまった従業員への追加的健康診断の実施など、従業員の健康に配慮した取り組みを実施しています。さらに、日本では、2017年度より管理職を含む全従業員を対象として「月80時間を超える残業の撲滅」「毎日20時完全退社」に取り組んでいます。

賃金の管理

グループとしての報酬制度設計ガイドラインを定め、市場競争力のある魅力的な報酬水準の実現を目指すとともに、各国の労働基準法や労働協約に基づき、適切な賃金、通勤等の諸手当、賞与、その他臨時に支払われる給与、退職金などを社員給与規程で定めています。

当社は「現在担う仕事・役割」に基づき報酬を決める「仕事・役割等級制度」を導入しており、報酬体系上、性別による格差はありません。従業員への給与が正しく支給されているかについては、日本では、労働組合が年に一度、組合員の賃金実態調査を行い、労使間で決定した賃金交渉結果が、正しく組合員へ支給されているかどうかをチェックしています。

海外においては、国ごとに、最低賃金、法定給付、超過勤務等に関するすべての賃金関連法令を順守した規則を定め、これに基づいて運用し、決められた支払い期間と時期で、給与明細および電子データにより従業員への通知を行い、直接支給しています。

国・地域において金銭的懲罰が法令で認められている場合には、当社としては懲罰の一選択肢として認め、禁止はしていません。ただし、懲戒手続や懲罰金額が法令の範囲内かつ生活への影響を配慮した範囲内で設定され、社内規程に明文化されていること、従業員にも周知徹底されていることを前提としています。なお、日本の法律は金銭的懲罰を禁止していませんが、当社の国内の懲罰規程には金銭的懲罰は含まれていません。

結社の自由、団体交渉権の尊重

当社は、「結社の自由」「団体交渉権」を、企業として尊重すべき基本的人権の1つと考えています。

労働組合の結成を認めている国や地域においては、例えば日本では、当社とパナソニックグループ労働組合連合会とで締結している労働協約において、組合が団結権、団体交渉権、争議権を保有することを認めると定めています。

また、法令や労働慣行により労働組合の結成が認められていない国や地域においても、「結社の自由」「団体交渉権」の目的である労使間対話を通じた課題解決を実質的に推進することを行動基準に定めるとともに、購入先様に対しても取引条件の一つとして取引基本契約書に明記し要請しています。

「パナソニック行動基準」(一部抜粋)

第3章 会社と従業員とのかかわり

(略)

(2) 人権の尊重

5. 会社は、各国の法令や労働慣行を踏まえ、常に従業員との積極的かつ誠実な対話を通じて、健全な関係の構築と課題解決に努めます。

▶パナソニックの行動基準 会社と従業員とのかかわり

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-3.html>

「取引基本契約書」(一部抜粋)

(人権尊重についての購入先様への要請)

常に自社の従業員との積極かつ誠実な対話を通じて、健全な関係の構築と課題解決に努めるものとする。

日本

当社は正社員に登用された時点で自動的に労働組合員となるユニオンショップ制を採用し、パナソニックグループ労働組合連合会との間で労働協約、基本協定を締結しています。当社の管理職以外の正社員は、経営に関する業務に携わる一部の社員を除き、全て労働組合に加入しています(組合員/管理職を除く全社員=96.7%)。また、非正規社員に対しても労働組合に加入できる権利について尊重しています。当社では経営上の重要事項について、労働組合に事前に説明し意見を求める場として「経営委員会」、特に重要な意思決定事項について、労働組合に説明し、承認・提言を得るための場として「労使協議会」を設置しています。

「経営委員会」「労使協議会」とも、それぞれ全社レベル、カンパニーレベル、事業部レベルで定期的に開催しています。全社レベルの「経営委員会」は、社長、人事担当執行役員、労連中央執行委員長などが出席して毎月1回実施します。全社レベルの「労使協議会」は、会社側からは社長ならびに会社において出席が必要と認められた役員が、また、組合側からはパナソニックグループ労働組合連合会(労連)中央執行委員長ならびに労連中央執行委員長が必要と認められた者が出席して毎年2回開催しています。

構造改革など重要な協議事項が発生する場合、その最低通知期間は労使協定では定めていませんが、内規で1ヵ月+1週間前の通知を基本としています。そして、会社からの申し入れ後、全社、カンパニー、事業部の各レベルで、必要であれば毎日でも協議を行い、労使双方が合意に至るまで議論を尽くすことを徹底しています。

欧州

欧州では1994年に採択されたEU指令[※]を受け、健全な労使間の協議の場として労使にて自主協定を締結し、パナソニック欧州従業員会議(PEEC)を設置しています。

2017年度は32人の従業員代表と14人の会社側代表がスペイン(マヨルカ)に集まり、経営戦略や事業課題などに関する情報交換や活発な協議を行いました。

※ EU指令：欧州連合域内の2ヵ国以上にわたって1,000人以上を雇用するすべての企業に汎欧労使協議会の設置を義務づける指令

中国

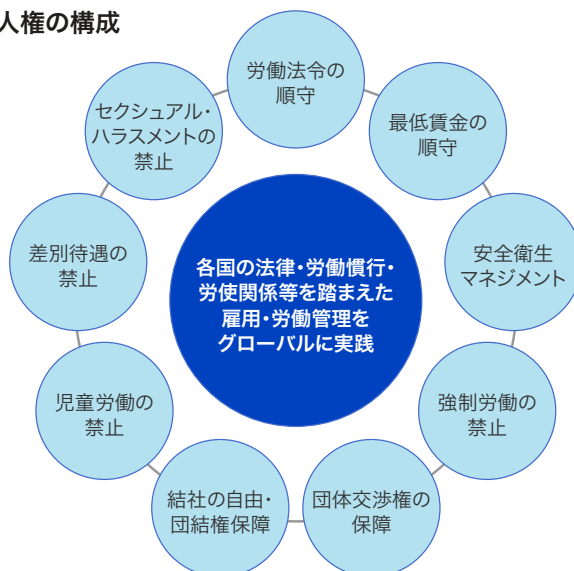
中国における民間企業の組合組織率は会社によって異なりますが、当社では、ほとんどのグループ会社で組合(工会)が組織され、活発な取り組みを行なっています。

具体的には、定期的な労使対話、積極的な労使合同レクリエーションの開催、重要な経営判断についての組合への事前説明などを行ない、事業発展の基盤となる良好な労使関係づくりに力を注いでいます。

尊重する基本的人権の構成

当社が尊重する基本的人権の主な構成を示すと下図のようになります。

尊重する基本的人権の構成



人権：グローバルな基準・法令等への取り組み状況

ILO中核的労働基準への取り組み状況

当社は、国連の世界人権宣言、労働の基本原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言、OECD多国籍企業行動指針の基本原則を支持し、主な内容を「パナソニック行動基準」に採り入れています。人権・労働に関する重要な法的要請の変更等については、本社および地域統括会社が情報を収集して各拠点に徹底し、コンプライアンス強化に努めています。

結社の自由および団体交渉権

87号（結社の自由および団結権の保護に関する条約）

98号（団結権および団体交渉権についての原則の適用に関する条約）

▶「結社の自由・団体交渉権の尊重」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach.html#freedom

強制労働の禁止

29号（強制労働に関する条約）

105号（強制労働の廃止に関する条約）

▶「強制労働、児童労働の禁止、若年労働者への配慮」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach.html#labor

児童労働の実効的な廃止

138号（就業の最低年齢に関する条約）

182号（最悪の形態の児童労働の禁止および廃絶のための即時行動に関する条約）

▶「強制労働、児童労働の禁止、若年労働者への配慮」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach.html#labor

雇用および職業における差別の排除

100号（同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約）

111号（雇用および職業についての差別待遇に関する条約）

▶「差別の禁止」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach.html#discrimination

奴隷労働、人身取引防止の取り組み

現代の奴隷労働には、隷属、強制、義務的労働、人身取引などの様々な形態が考えられ、その全てにおいて、他者による個人（成人、児童を問わず）の自由の剥奪を伴います（以下、「現代の奴隷労働」）。以下においては、当社の事業あるいはサプライチェーン上における現代の奴隷労働の発生を阻止するために導入した手段を説明しています。

パナソニックは、当社が事業を行う各国の法律と規制に従い、現代の奴隷労働のない労働環境の確立に向け、徹底して取り組んでいます。当社は、現代の奴隷労働を絶対に容認せず、全ての商取引ならびに取引関係において倫理的かつ誠実に行動します。また、当社の事業またはサプライチェーンで現代の奴隷労働が行われていないことを確実にするための効果的な制度や管理を実施、強化すべく、徹底的に取り組んでまいります。私たちは、当社が使用する製品、サービスの供給のいずれにおいても、現代の奴隷労働を故意に利用しません。また、現代の奴隷労働を利用していると考えられるサプライヤーからの物品、製品、サービスの提供を受けません。

当社の事業と主な高リスク領域

当社の事業

パナソニックの事業は以下の4つのセグメントから成り立っています。

- アプライアンス
- エコソリューションズ
- コネクティッドソリューションズ
- オートモーティブ&インダストリアルシステムズ

当社のサプライチェーン

当社のサプライチェーン管理には、電気製品の提供や製造に関連する原材料や鉱物の調達原則を含んでいます。より詳細な情報については、「責任ある鉱物調達」(http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/supply_chain/minerals.html)をご参照ください。

当社の主なリスク地域

現代の奴隷労働が発生するリスクは、特定の地域で特に高いと考えられます。外国人移民労働者が広く雇用されている地域では、人権や労働に関する問題のリスクがより大きくなるものと認識しています。パナソニックはこれらの地域において、現地の法律を順守すべく、徹底的な確認を実施してまいります。

現代の奴隷労働および人身取引防止対策のためのデュー・デリジェンス(適正評価)プロセス

当社のサプライチェーン上で現代の奴隷労働が決して行われぬよう、リスクを特定、緩和するための当社のイニシアティブの一環として、以下のような取り組みを行っています。

「パナソニック行動基準」(一部抜粋)

この内容には、人権尊重のための要件や、パナソニックが人々をその意思に反して雇用しないことなどが含まれています。

第3章 会社と従業員とのかかわり
(略)
(2) 人権の尊重
2. 会社は、強制・意思に反しての就労や児童の就労をさせません。従業員の雇用については、事業活動を行う各国・各地域の法令に常に準拠します。
▶パナソニック行動基準 第3章「会社と従業員とのかかわり」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-3.html

採用

従業員を採用する際、パナソニックは、基本的人権保護の視点を取り、事業活動をしている国の法令を順守する採用活動を行っています。また、パナソニックは児童労働を含む強制労働を禁止しており、児童労働を防止するために、入社の際に使われる「自主精査チェックリスト」の中に年齢の確認を含めています。児童労働のリスクは中国およびアジアの他の国々で特に高いと考えられ、パナソニックはこれらの地域で年齢の確認を実施しています。当社は18歳未満の従業員が時間外労働および重労働に従事することを認めず、これら従業員が教育を受ける機会を得ることができるように配慮し支援を提供しています。

研修

当社では、全新入社員に対し、経営理念と行動基準に関する研修を実施しています。研修の内容には、現地の法令順守、本人の意思や現地の雇用法に反した雇用を行わないことに重点を置いた基本的人権の尊重が含まれます。

匿名による内部通報

当社は、従業員向けに匿名の内部通報窓口を提供し、通報者を保護しています。従業員には、定期的に内部通報窓口の存在を通知し、違法性のある行動や慣習が疑われる場合に通報窓口の利用を奨励しています。

3ステップの調達方針

人権の尊重と労働の安全を確実にするためのものです。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/policy.html>

購入先様へのお願い

購入先様に、人権および労働安全衛生を含む、当社のCSR(企業の社会的責任)要件を満たすようお願いしています。

「パナソニック サプライチェーンCSR推進ガイドライン」(一部抜粋)

1-1 強制的な労働の禁止

すべての労働者を自由意思において雇用し、強制的な労働を行わせない

<具体的取り組み事項>

- あらゆる形態の強制、非自主的囚人労働、奴隷、拘束、年季契約労働、または人身取引を行わない。
- 寮や職場の出入りに不合理な制約を課さない。
- 正式契約の前に(外国人労働者は母国を発つ前に)、母国語の文書で労働条件について労働者に通知し、契約書を取り交わす。
- 労働者の離職の自由を認める。
- 購入先、派遣会社および人材斡旋業者は、政府発行の身分証明書、パスポート、労働許可書(労働許可書の保持が法律で義務付けられている場合を除く)、移民申請書などを保持しない。
- 購入先、派遣会社や人材斡旋業者、労働者から採用手数料の徴収を行わない。
- 労働者に給与からの控除項目を全て伝える。
- 派遣会社や人材斡旋業者へ上記の項目に対応することを要請し、確認する。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/for-suppliers.html>

「取引基本契約書」(一部抜粋)

(人権尊重についての購入先様への要請)

強制労働、児童労働、外国人労働者の不法就労その他の違法ないし不当な雇用を行わないとともに、賃金・労働時間を含む従業員の雇用条件については、事業活動を行う各国・各地域の法令に準拠するものとする。

購入先様向けCSR自主アセスメント

当社は、購入先様にCSR自主アセスメントをお願いしています。この自主アセスメントの調査票には、児童労働を防止するために年齢を確認しているか、人材派遣会社に手数料を徴収させたり労働者のパスポートや身分証明書を保持させたりしていないか、労働者に母国語で雇用条件も記されている雇用契約書を渡しているか、といった質問項目が含まれており、現代奴隷労働に関するあらゆる問題が取り上げられています。2017年度には、日本の購入先様を中心に約2,000社に自主アセスメントをお願いしました。回答の中で懸念が生じた場合は、購入先様とさらに接触を持ち、一部の場合は現地に訪問して調査を実施します。そこで特定されたリスクについては購入先様と協議し、必要な場合は是正計画策定をパナソニックが支援します。2017年度には、タイで4社、中国で3社の購入先様を訪問し、現場状況の調査を行い、安全衛生面等の問題を特定し、その是正を要請しました。

今後に向けた継続的な改善活動

当社は、サプライチェーンの一部、特に高リスク地域において、人権や労働に関する深刻なリスクが存在することを認識しており、自らのサプライチェーンについての理解を深め、サプライチェーン上で働く労働者への責任の遂行と透明性の向上に尽力することを表明してきました。サプライチェーンの複雑さを踏まえれば、購入先様から現代奴隷労働を確実になくすためには時間と努力が必要です。それゆえに、当社は現代奴隷労働の問題について継続的に取り組むよう努めます。

当社は2017年度に、購入先様が雇用する労働者のためのホットラインの導入と、購入先様をモニターするための外部情報サービスの導入を検討、推進しましたものの、諸般の事情により、いずれについても導入は実現しませんでした。今後も、引き続きCSR自主アセスメントの実施とそのフォローアップを通じて、購入先様と協力しながら、当社CSR方針および関連法規の順守を推進してまいります。

SA8000要請事項への取り組み状況

SA8000 は、米国のNGO(Social Accountability International) が公表する労働・人権に関する国際規格です。職場における労働者の権利、労働環境およびマネジメントシステムなど雇用者が満たすべき自主的な要求基準が示されています。SA8000 が要求する8 つの要求事項ならびに各マネジメントシステムへの当社の対応状況については、以下のWeb サイトで公表しています。

1. 児童労働

▶「強制労働、児童労働の禁止、若年労働者への配慮」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach.html#labor

2. 強制労働

▶「強制労働、児童労働の禁止、若年労働者への配慮」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach.html#labor

3. 健康と安全

▶「労働安全衛生」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html

4. 結社の自由と団体交渉権

▶「結社の自由・団体交渉権の尊重」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach.html#freedom

5. 差別

▶「差別の禁止」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach.html#discrimination

6. 懲罰

▶「差別の禁止」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach.html#discrimination

7. 労働時間

▶「労働時間の管理」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach.html#hours

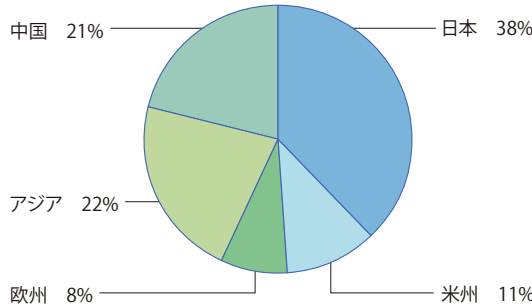
8. 報酬

▶「賃金の管理」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach.html#wages

人材育成と多様な人材の活用

従業員数の内訳

グローバル連結総従業員数
27万4,143人
(2018年3月末現在)



方針

世界中のお客様や社会に貢献する商品・サービスをお届けし、事業を発展させるためには、グローバルビジネスの中で活躍し成長する人材育成に取り組み続けるとともに、性別や年齢、国籍等にかかわらず社員一人ひとりがそれぞれの強みを存分に発揮できる組織風土づくりが不可欠です。

そのため、ダイバーシティを重要な経営施策の一つとして位置づけ、意欲と能力を持つ多様な人材に幅広く活躍の機会を提供するとともに、働きがいのある環境づくりに積極的に取り組んでいます。

2010年度には、このような考え方を「Global Diversity Policy」としてまとめ、グローバルに活動を推進しています。

Global Diversity Policy

パナソニックグループは、くらしに関連したエレクトロニクス事業の領域で、幅広く商品を展開する世界有数の企業グループとなりました。「モノづくりで社会の発展・豊かなくらしに貢献する」ことを目指し、社員一人ひとりがそれぞれの仕事の主役となって、このパナソニックの事業活動を進めています。

パナソニックは、様々な地域・文化・歴史等の背景を持ち、性別、年齢、人種、信条、宗教、国籍、性的指向、性自認等、多様な個性と能力のある人の集まりです。そこにはさまざまな異なるアイデアが存在し、そのアイデアを国や事業分野を越えて存分にぶつけ合うことで、革新的な価値を生み出すことができます。このように、衆知を集め、全員でイノベーションを起こしていく集団であり続けたいと思います。多様な考え方・見方を持つ私たちは、世界中のお客様に、比類のない商品・サービスをお届けできると大きな期待を持っています。

そのために必要なことは、国籍・性別やそのほかの様々な属性にかかわらず、全ての国・地域で意欲ある人々に活躍の機会が与えられることに他なりません。社員一人ひとりの個性を活かし、能力を発揮して活躍できることを推し進める多様性の取り組みをグローバル&グループに展開します。それぞれの国・地域において、多様性推進の取り組みがNo.1となることを目指してまいります。

責任者・体制

当社のチーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー(CHRO)は専務執行役員佐藤 基嗣です。(2018年8月現在)

担当部門としては、本社部門に人事労政部、4つの社内カンパニー(アプライアンス社、エコソリューションズ社、コネクティッドソリューションズ社、オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社)、および、傘下の事業部、グループ会社に、それぞれ人事部門を設置しています。

ダイバーシティ&インクルージョンを担当する組織

当社は1999年にイコールパートナーシップの取り組みをスタートし、「パナソニック版ポジティブアクションプログラム」の策定や、女性社員の個別育成、均等雇用担当部長の設置など、性別や年齢・国籍などに拘らない、オープンでフェアな職場環境づくりを進めてきました。

2001年には、それまで人事部門を中心に取り組んできた女性の積極登用について、組織の中で多様性を育む原動力として位置づけを強化。女性の経営参画をさらに加速させることで企業風土を変えることを経営施策の一つとして、社長直轄の「女性かがやき本部」を設置しました。

2006年には、「多様性推進本部」として組織を発展させ、性別だけでなく、年齢、国籍の違いにも注目し活動の幅を広げグローバルに取組みを拡大。併せて、効率的な仕事の仕方としてテレワーク(社内では『e-Work』という。)を推進する専任組織『e-Work推進室』も設置しました。

そして、現在は、2018年に創業100周年を迎えた当社が、次の100年も社会やお客様にお役立ち続けるための原動力である社員一人ひとりの働きがいをさらに高めることを担うA Better Workstyle編集局を本社直轄に設置しています。

評価

当社は、成長の原動力は、“進化をし続ける個人・組織”であり、わくわくと働きがいを感じ挑戦する社員一人ひとりの力を合わせ、組織としての力を最大発揮することが重要であると考えます。また、そのために、自由闊達な風通しの良い組織作りが不可欠であると考えます。この考えの下、国内外で、社員および組織の状態や、ニーズ、課題を把握するための意識調査を実施しています。調査で明らかになった課題はアクションプランに落とし込み、各社、各組織で課題解決に取り組みます。2015年度からは、これまで日本と海外で個別に実施していた意識調査を共通プラットフォームで運用しています。これにより、グローバルに共通の視点で、組織の強みや解決すべき課題を明確にし、経営体質の強化、および、働きがいのある組織風土の実現に活かしています。

受賞履歴

ランスタッドアワード2018総合1位、業界別1位

ランスタッドアワードは、第三者機関が世界共通基準のもとで調査を行い、エンプロイヤーブランド(勤務先としての企業の魅力度)の高い企業を表彰する試みです。

人材登用

当社では、幹部候補者の選定や、幹部の人材開発について、グローバルに基準/制度/プロセス/ITを統一し、年齢・性別・国籍に関わりなく、最適任者を発掘・育成し、計画的なキャリア開発と登用ができるよう取り組んでいます。

例えば、経営理念を体したグループ共通の行動指針として、「パナソニック・グローバル・コンピテンシー (PGC)」を定め、全社員対象のコア・コンピテンシーに加え、リーダーに求められるリーダーシップ・コンピテンシーを明確化することで、世界中のリーダー一人ひとりの行動変革や実践の強化を促しています。

また、役員選任および経営幹部登用における条件として、複数事業の経営や自国以外の勤務などの経験が必要なことをグローバルに明示しています。このように、幹部に必要な要件やキャリアパスを明確にすることにより、キャリア早期からの幹部候補人材の育成、そのための戦略的な人材ローテーションの実施などのキャリア開発を加速しています。

さらに、経営幹部候補となった人材に対して多面観察評価や外部機関によるアセスメントを実施し、リーダーシップや能力などの強み・弱みを客観的に把握できるようにしています。これにより、経営幹部への登用に向けて強化・克服すべき課題や育成のポイントを、会社と本人の両者が認識でき、高い自覚と意欲を持った人材へと成長するよう促進しています。

「経営職」の選定・管理のしくみ

グループの重要ポストについては、グローバル共通の定量的な基準で明確化する仕組みを整え、一定階層以上を「経営職」として位置づけ、期待される役割・責任を明確化し、中長期的な経営貢献も加味した形での評価の仕組みも整えています。コーポレート部門では現任者や後継候補者を管理し、重要ポストの後継候補者のキャリア開発や登用に関して、客観的かつ透明性を持ってオープンに議論・検討する場として「タレントマネジメントコミッティ」を設置しています。本コミッティには、社長、カンパニー長、人事担当役員等が参加し、グローバル最適な経営幹部の発掘選抜とキャリア開発計画について議論を行います。今後も、年齢・性別・国籍に関わりなく人材を把握・育成・登用するプロセスを強化していきます。

業績連動型の報酬体系

当社では、前年度の会社業績を反映して、当年度の賞与水準を決定する、業績連動型の報酬体系を採用しています。報酬に反映する会社業績の度合いは、より上位の幹部階層になるほど高くなります。

また、個人ごとの賞与額については、担当業務における前年度の実績を反映し、決定します。

このように会社業績や個人の実績を一定の範囲内で報酬に反映することで、業績・実績向上に向けた意欲喚起につなげています。

とくに、取締役・役員の報酬は、固定報酬である「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬」、長期インセンティブとしての「株式報酬型ストックオプション」で構成されています。

「業績連動報酬」は、売上高・営業利益・フリーキャッシュフロー・CCM[※]などを指標とした全社および担当事業の業績評価と連動し決定します。

「株式報酬型ストックオプション」は、株主様と利益意識を共有し、長期的な視点で企業価値向上に取り組むために割り当てています。

※ キャピタル・コスト・マネジメントの略称。資本収益性をベースとした当社独自の経営管理指標。

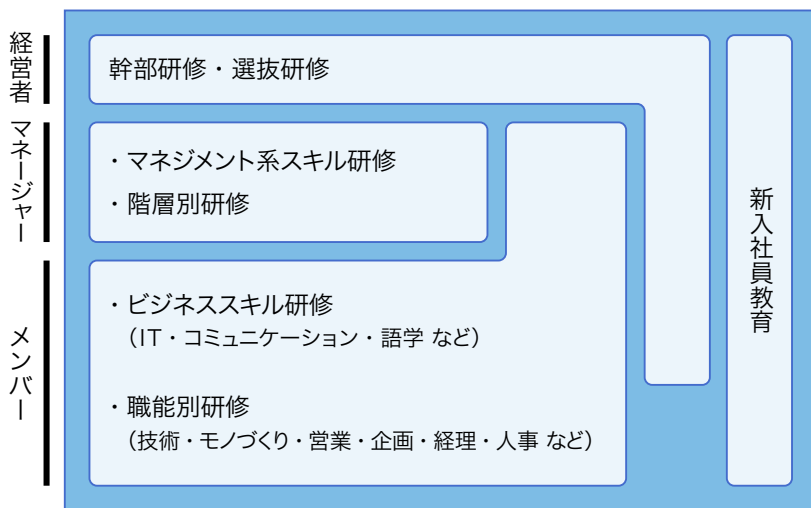
人材育成・多様性：人材育成

人材育成の取り組みと実績

教育訓練の基本体系

当社の教育訓練体系は、パナソニックグループ社員全員にグローバル共通で最低限求めるナレッジとして定めたグローバル共通コアナレッジ体系をベースに階層毎に構築しております。その体系に基づきあらゆる地域・階層に対する人材育成に取り組んでいます。

教育訓練の基本体系



人材開発カンパニー

当社は、グローバルにあらゆる階層の人材開発・研修を専門的に行う組織として人材開発カンパニー（HRDC）を設置しています。

人材開発カンパニーでは、(日本において)入社した社員が早期に活躍するための新入社員教育をはじめ、IT・コミュニケーション・語学など業務推進に必要なスキルを修得するためのビジネススキル研修、技術・モノづくり・営業など職能ごとに必要な専門知識・技能を修得するための職能別研修などを提供しています。これに加え、一定の条件を満たす社員を対象とする選抜型の幹部開発研修、マネージャー層に必要な経営理念実践力やマネジメント力向上を狙いとするマネジメント系スキル研修、階層別研修などを実施しています。

・研修参加人数

2017年度の人材開発カンパニー（日本）における延べ日数は227,799人日です。

※人日：人数×日数

グローバル人材の育成

国や地域を超えたビジネスの推進を担い、連携の核となるリーダーを育成強化するため、「Working In Japan」という日本勤務のプログラムを実施しています。また、他国での勤務を促進するため、地域間の異動規程を整備しています。

各国・地域では、世界各国の人々との相互理解を深めるための研修プログラムを推進・拡充しています。例えば、欧州では、2年間にわたる人材育成プログラム「Talent for Tomorrow (TfT)」の一環として、従業員がプロジェクトチームに分かれて参加して各チームがCSRをベースとしたプロジェクトを推進するという取り組みを行っています。このプロジェクトは数ヶ月間実施され、非営利慈善団体によって支援され、評価されます。参加した従業員は、自らの業務スキルを活かして社会の課題に取り組むとともに、活動で得た知識や経験を商品開発や事業創造に活かしています。

各地域では、日本で実施する幹部開発研修に連動して地域独自の選抜型の幹部開発研修を運営しているほか、日本を含むグローバルな施策として、中途採用者を対象とした「グローバルオンボーディングプログラム」の実施、グローバル共通コアナレッジ体系に基づき全世界の従業員が時間や場所にとらわれずに必要なナレッジを修得することが可能なeラーニングサービスなども実施しております。

エンプロイアビリティを高める取り組み

柔軟な組織変革のためのスキル開発支援

事業環境が激しく変化するなか、事業内容を柔軟に変化させ競争力を維持するためには、社員の柔軟なスキル転換も重要となります。そのためスキルチェンジ研修を実施しています。近年実施した構造改革に際しては、一部の技術者に対してスキルチェンジ研修を実施し、当社が今後注力する新事業への再配置を行いました。

従業員の新たなキャリアへの挑戦を支援するキャリアクリエイト制度

当社は、従業員一人ひとりがチャレンジ意欲・創造性を活かすこと、長所を伸ばし個性を発揮することが、何よりも大切であると考えています。この考えに基づき、人材の社内公募や従業員のチャレンジを支援する「キャリアクリエイト制度」を推進しています。この制度には、新たな人材を必要とする事業部門が、求める人材要件を明確にして社内で公募する「e-チャレンジ」、従業員が自らの強みを希望先の事業部門に直接アピールし、新たな仕事にチャレンジできる「e-アピールチャレンジ」などがあり、年齢・性別・国籍を問わずチャレンジする個人をサポートしています。

キャリア&ライフデザインセミナー

社会に通用するエンプロイアビリティを高め未来に挑戦し続ける個人の育成を強化する。

- 自身のこれまでのキャリアの棚卸し、自身の核となる価値観や保有スキルの確認、世代に即したキャリア形成上の課題に関する問いかけ等を通じ、自律的なキャリア形成の重要性の理解を促すと共に、5年・10年後のキャリアビジョンの明確化を図る。
- 経済設計力、こころとからだのセルフコントロールに関するガイダンスを通じ、キャリアビジョンの実現における経済設計と健康づくりの重要性理解を高める。

チャレンジした人と組織が報われる処遇制度の構築

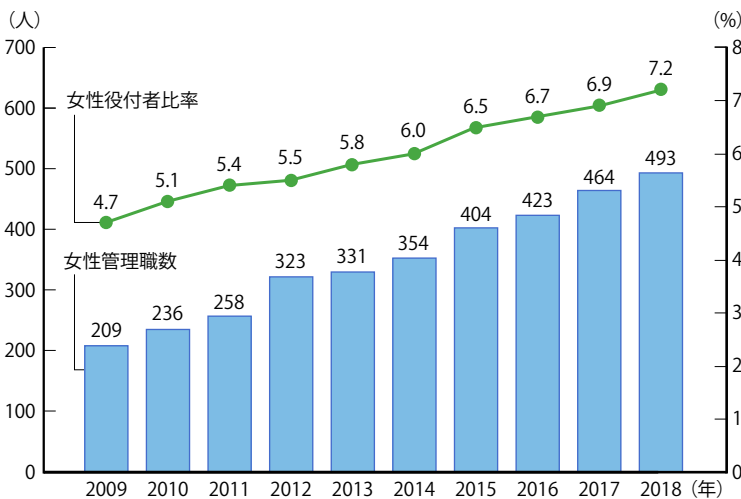
パナソニック株式会社ならびに一部の国内関係会社では、本人が現在担っている「仕事・役割の大きさ」により、本人の処遇のベースとなる「仕事・役割等級」を決定する「仕事・役割等級制度」を導入しております。そのねらいは、パナソニックに集う多様な人材を、現在担っている「仕事・役割の大きさ」により処遇することで、処遇の透明性と納得性をより高めるとともに、新しいことへのチャレンジ目標を明確にし、その目標に対して失敗を恐れず、積極果敢にチャレンジする人と組織を求めていく、ということにあります。これらを通じて、チャレンジした人や組織が報われる、活力あふれる組織風土の構築を目指してまいります。

人材育成・多様性：多様性

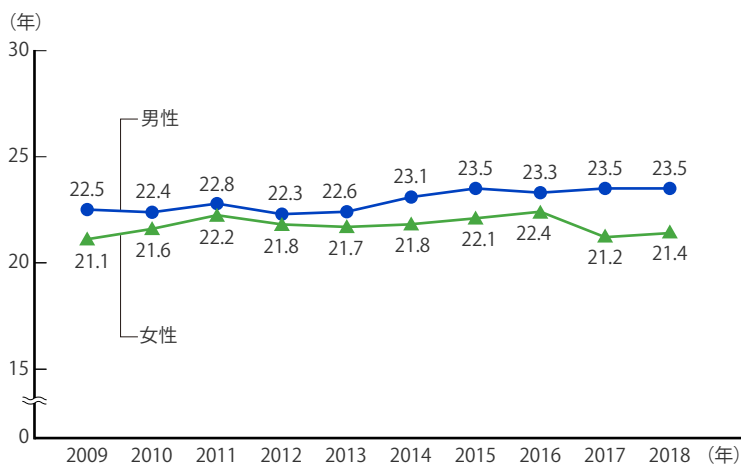
社会の知的資本を最大限に活用するためには、性別・年齢・国籍にとらわれない多様性を確保することが重要であると考えています。当社は「現在担う仕事・役割」に基づき報酬を決める「仕事・役割等級制度」を導入しており、報酬体系上、性別による格差はありません。一方で、とりわけ日本では、上級の管理職や意思決定をする職位において、より多くの女性を登用する必要があることを認識しており、性別にとらわれない多様性の確保に注力しています。

経営陣については、2013年度には女性取締役（現取締役の大田弘子）、2015年度には女性役員（現執行役員の小川理子）が就任しています。当社では、女性の経営参画を加速するために、女性社員向けの勉強会、女性リーダー向けのキャリアアップセミナーの開催、ロールモデルの価値観や仕事観にふれる機会づくりに加え、上司のマネジメント力のさらなる強化にも取り組んでいます。さらに、多様性推進に対する全従業員の意識向上を図るために、毎年7月を多様性推進月間と設定し、フォーラムの開催や職場では多様性推進をテーマに話し合う機会を設けています。また、創業100周年を迎えた当社が次の100年も社会とお客様にお役立ちし続けるためには、その原動力となる社員一人ひとりが働きがいを感じながら自己成長することが不可欠となります。2017年11月からは「外と繋がり成長の機会を創出」、「社員の自発的変革を応援」、「多様性が活きる環境」を軸としてA Better Workstyle(=働きがい改革)に取り組んでいます。

女性管理職数、女性役付者比率



平均勤続年数



ワーク・ライフ・マネジメント

多様な働き方を実現する「e-Work」※

情報・通信技術の活用による時間や場所に制約されない効率的な働き方として「e-Work」を推進しており、約4万人の社員を対象に「在宅勤務制度」を導入しています。また出張先でも業務が行えるような機器やネットワーク環境を整備した「スポットオフィス」を全社17拠点（日本16拠点）に設置しています。

「移動時間が削減できた」「お客様への対応が早くなった」といった効果が確認されており、今後さらに効率的に仕事が行える環境を整備していく予定です。多様で柔軟な働き方により、生産性の向上とワーク・ライフ・バランスの実現につなげていきます。

※ e-Workとは、在宅勤務、モバイル勤務、サテライトオフィス、フリーアドレス、遠隔会議等の総称

多様な働き方を支えるワーク・ライフ・マネジメント支援

多様な人材が活躍できる環境づくりの一環として、従業員のワーク・ライフ・バランス支援に積極的に取り組んでいます。

育児や介護と仕事を両立するためには、本人が積極的に対応することが必要ですが、それだけでは乗り越えられないこともあり、上司を含めた職場の理解と支援が必要となります。両立のための各種制度の説明や上司と部下の関わりをまとめた両立応援ガイドブックも作成し、育児や介護の状況にあっても、安心してキャリアを継続できるよう応援しています。

<ワーク・ライフ・マネジメントを支える制度の例>

育児休業

子どもが小学校就学直後の4月末に達するまでのうち通算2年間取得可能

ワーク&ライフサポート勤務

短時間勤務、半日勤務、短日勤務など、育児や介護との両立を図るための柔軟な勤務制度

ファミリーサポート休暇

家族の看護や介護、子どもの学校行事などのために幅広く利用できる休暇制度

育児応援カフェポイント

残業や子どもが病気の時に託児サービスを利用した場合、会社が費用の一部を補助

チャイルドプラン休業

不妊治療のための休業制度

介護と仕事との両立支援のための総合プログラム

- ・介護セミナーの開催、介護に関する情報を掲載したポータルサイト開設
- ・介護に直面した際の相談対応・手続き支援
- ・介護応援カフェポイントとして日常発生する介護費用の半額を会社が補助
- ・介護休業は要介護者1人につき通算365日まで取得可能、また通算183日以内の休業については賃金の70%および社会保険料の個人負担分相当額を支給
- ・その他、介護融資制度の設置など

障がいのある社員が活躍できる職場づくり

2017年6月現在の日本国内における当社の障がいのある方の雇用率は2.15%、グループ全体では2.16%と、全国平均実雇用率(1.97%)や法定雇用率(2.0%)を上回る雇用率を維持しています。

障がいのある方の雇用率の推移(日本)

	2011年 6月	2012年 6月	2013年 6月	2014年 6月	2015年 6月	2016年 6月	2017年 6月
パナソニック株式会社	2.07%	2.04%	2.15%	2.16%	2.15%	2.18%	2.15%
主要グループ会社	2.08%	2.11%	2.21%	2.24%	2.46%	2.50%	2.24%
グループ全体	2.08%	2.06%	2.17%	2.18%	2.21%	2.23%	2.16%

また地域や行政との連携により、グループとして特例子会社7社を運営し、重度の障がいがある方の雇用を進めています。これらの特例子会社では、車椅子使用者の体型に合わせて部材配置や作業机を工夫するなど職場環境を整備するとともに、実習生や会社見学の積極的な受け入れも行っていきます。

特例子会社以外においても、それぞれの事業場では、スキル開発研修時の手話通訳者の配置、手話講習会の開催等に取り組むとともに、障害のある人の理解をするための教育コンテンツを整備し、全社員で学び、障害のある社員が活躍できる職場づくりを推進しています。

特例子会社(従業員数は2017年6月時点)

会社名	設立	従業員数 (うち障がい者数)	業務概要
パナソニック吉備株式会社	1980年	82人(36人)	ビデオカメラ液晶ユニットの組立、ビデオアクセサリの組立
パナソニック交野株式会社	1981年	40人(32人)	アビオニクス製品の組立、AVアクセサリの検査・梱包
パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社	1994年	57人(33人)	電子回路の組立(マッサージ椅子・シェーバー等)
パナソニックエコシステムズ共栄株式会社	1980年	40人(24人)	換気扇部材の組立、取り扱い説明書の印刷
三洋ハートエコロジー株式会社	1998年	75人(33人)	洋蘭の育成・販売、社内メール集配
播磨三洋工業株式会社	1982年	42人(21人)	掃除機部品の組立、構内の環境整備
千代三洋工業株式会社	1992年	42人(18人)	LED応用商品の製造、光検知センサーの製造

高年齢者雇用

当社は、1982年に、定年退職後に新たな労働条件で雇用契約を結び勤務する「シニアパートナー制度」を、2001年には「ネクストステージプログラム」を導入するなど、日本国内の高年齢者関連施策について、常に時代をリードする取り組みを行なってまいりました。

ネクストステージプログラム

ネクストステージプログラムとは、60歳での定年退職後も就業を希望する社員を65歳まで継続雇用する「ネクストステージパートナー制度」を中心とした制度ですが、2008年4月からは「NEWネクストステージプログラム」としてリニューアルし、「自立した人づくり」を基本の考え方に、よりわかりやすく、より柔軟で、より活用しやすい制度構築を図りました。2015年、さらに内容を改定し、長期就労時代を踏まえ、社員一人ひとりの早期からの自律的なキャリアづくりの推進と、高年齢者の多様な就労ニーズに対応した施策を拡充しています。具体的には、節目年齢ごとのキャリアデザイン・ライフデザインに関する啓発セミナーを全社的に展開・推進しています。あわせて、高年齢者の就労希望の高まりに応えるという社会的意義や、退職から年金給付年齢までの経済的備え、高年齢者の戦力化の観点から、「ネクストステージパートナー制度」の労働条件の整備を図ると共に、60才以降の希望者全員の就業機会の確保に取り組んでいます。

また、早期に退職して社外に新たな活躍の場を見出す者に対する経済的支援を行うとともに、定年退職後に、社外での就労を希望する者に対する支援も行っています。

性的指向・性自認に関わらず働きやすい環境づくり

方針

当社は「行動基準」の中で、各国の法令を踏まえ、性的指向、性自認に関する差別的言動を行わないことを明記しています。

パナソニック行動基準(第3章 会社と従業員とのかかわり (2)人権の尊重)

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-3.html>

処遇面での人事関連制度の取り扱い

個人を尊重し、その個性を認め、活かしていくことを基本としたダイバーシティ経営推進の一環として、パナソニック株式会社では、2016年4月より、人事関連制度において、法的要件等で対象外となるものを除き、同性パートナーにも配偶者に準じた適用を行っています。国内外の関係会社においては、各国毎の法令順守を前提とし、各社毎に対応しています。

理解促進

性的指向・性自認等に関わらず、働きやすい職場を実現するために、2016年2月より、人事職能、管理職、社員への研修を順次、実施しています。人事職能への研修では、性的指向・性自認等に関する基礎知識に加え、差別的言動への対処方法、当事者のニーズへの対応方法などを伝えています。社内イントラネットでも理解促進のための情報や、関連イベントへの参加を呼びかけるための情報発信を行っています。

相談窓口の設置

社内にセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントをはじめ、いかなる内容についてもメールまたは電話で相談できる窓口を設置しています(匿名・無記名可)。

外部活動支援

当社は、2014年度から、性的指向・性自認等に関わらず働きやすい職場づくりに取り組む任意団体work with Prideへの協力を行っています。2014年のイベント開催では、東京の当社ビル内のホールを会場として提供し、企業の人事部門を中心に約200人に参加いただきました。

以降毎年、work with Prideの東京レインボーウィーク出展や、イベント開催に引き続き協力しています。2015年12月から2016年5月まで開催された、企業のLGBT評価指標の策定ワーキンググループでは、事務局メンバーとして運営に貢献しました。

労働安全衛生

マネジメントシステム

当社グループの安全衛生管理活動の目的は、先進的な取り組みを行うことで安全で快適な職場環境の実現を図り、従業員の幸福と事業の発展に貢献することにあります。併せて、構内に常駐している請負会社の社員の安全衛生についても配慮すると規程に定めています。

当社は、労働安全衛生に関する活動を継続的に維持・向上していくために、グローバルにほぼ全ての製造拠点（一部は現在構築中）で労働安全衛生マネジメントシステムを導入しています。当社拠点では、OHSAS18001の内容を包含し、さらに当社独自の視点を追加した「パナソニック労働安全衛生マネジメントシステム」(OSHMS)を中心に導入していますが、顧客企業からの要請がある各国の拠点では、OHSAS18001の外部認証の取得・更新を実施しています。なお、現在はISO45001の発行に伴い、OHSAS18001からの移行準備を進めています。

OSHMSを運用することで、全ての従業員が明確な役割と責任のもと、明確な目標を設定して安全衛生活動を推進するとともに、事業場長による定期的なレビューを行い、活動の見直しを図っています。また、職場に潜む労働災害や疾病の潜在リスクを洗い出し、優先度の高いものから確実にリスク低減を行う、リスクアセスメントを年1回以上、定期的実施するほか、社内で発生した労働災害事例を社内のイントラネットで共有化し、各事業場にて再発防止に向けた活動を実施しています。

OSHMSに基づき、日本の各事業場では、労使メンバーから構成される安全衛生委員会において、労働者の危険防止対策、労働災害の原因及び再発防止対策、労働者の健康障害防止対策、労働者の健康の保持増進対策等について調査審議しています。また、構内請負会社の労働者との混在作業による労働災害を防止するため、構内請負会社と安全衛生協議会を開催し、作業間の連絡調整等、総合的な安全衛生管理を行っています。

労災発生事業場では、発生原因の追及と再発防止対策を行うとともに、全社で災害事例の共有化を行い、各事業場で未然防止の取り組みを実施しています。

また、毎年3月に全社の重点取り組み方針を定め、毎年7月の全国安全週間、10月の全国労働衛生週間には、社長から別途当該年度の全社重点取り組みに関するメッセージを発信するなど、取り組みの周知徹底を図っています。

さらに、パナソニックグループの安全衛生関係者が外部講師による講演を聴き、各事業場（海外含む）の安全衛生・健康づくり活動の好事例を学び合い、無災害の達成や優れた取り組みを行った事業場を表彰する場として、毎年9月に健康・安全衛生フォーラムを開催し、活動の高位平準化を図っています。

方針

当社は取締役会が制定する「パナソニック行動基準」及び社長が発信する「パナソニック労働安全衛生ポリシー」をパナソニックグループ各社にグローバル展開し、従業員の安全と健康の確保に努めています。

パナソニック行動基準（一部抜粋）

従業員の健康に配慮し、安全で快適な職場環境の確保に努めることを定めています。

第3章 会社と従業員とのかかわり

(2) 人権の尊重

4. 会社は、従業員の健康に配慮した安全で快適な職場環境の確保に努めます。

▶パナソニックの行動基準「会社と従業員とのかかわり」

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-3.html>

パナソニック労働安全衛生ポリシー

当社は、「パナソニック労働安全衛生ポリシー」として、労働安全衛生宣言とともに、労働安全衛生行動指針を定め、8項目にわたる取り組み内容を示して、その徹底に努めています。

労働安全衛生宣言

わが社は、経営理念に示された「人間尊重」の精神に基づき「心身ともに健康で安全に働ける快適な職場」の実現に向けて万全の配慮と不断の努力を行う。

労働安全衛生行動指針

1. 法の順守

各事業場は、安全衛生に関係するすべての法律、規則、通達を含む法的要求事項を満たす自らの規程・基準を確立し、これを順守しなければならない。

2. 経営資源の投入

各事業場は、心身ともに健康で安全な快適職場を実現するために、人的、技術的および資金的な資源を投入しなければならない。

3. 労働安全衛生マネジメントシステムの構築と維持向上

各事業場は、安全衛生活動を向上させるために、労働安全衛生マネジメントシステムを構築し、その維持向上を図らなければならない。

4. 役割、権限、責任の明確化・組織体制の整備

労働安全衛生マネジメントシステムを円滑に運用し、自主的継続的改善の推進を図るために、各事業場は安全衛生組織、法的資格選任者および管理監督者の役割、権限、責任を明確にしなければならない。

5. 危険・有害要因の除去・低減

各事業場は、リスクアセスメントを実施し、危険・有害要因を特定して改善を図り、これを除去・低減しなければならない。

6. 安全衛生目標の設定・管理計画の作成と実行

各事業場は、安全衛生委員会等により事業者（経営者）と従業員が一致協力して、安全衛生活動の評価を行ない、災害および健康影響の危険性を特定し、適切な目標を設定し、目標の達成を確実にする安全衛生計画を作成し、これを実行しなければならない。

7. 監査の実施と事業者（経営者）による見直し

各事業場は、安全衛生活動状況を監視する定期監査を行なうと共に、その結果に基づき事業者（経営者）による適切な見直しを行ない、継続的な改善を実施しなければならない。

8. 教育・訓練

各事業場は、従業員および構内協力会社に対し安全衛生管理計画に沿った教育・訓練を実施し、安全衛生ポリシーおよび労働安全衛生マネジメントシステムを周知徹底しなければならない。

2013年4月1日

パナソニック株式会社 社長 津賀 一宏

教育

当社は「安全衛生教育指針」及び「メンタルヘルス教育指針」を定め、従業員、経営者、安全衛生スタッフに対する教育を実施しています。

本社主催・参画の研修と受講者数(2017年度)

研修名	期間・時間	受講者数
安全衛生担当者研修(初級)	3日	30人
人事職能基礎コース	2時間30分	13人
OSHMS内部監査員養成研修	2日	19人
機械設備安全基準講習会	2日	43人
販売実習事前教育	55分	481人
キャリア採用導入教育	60分	597人
経営者・人事担当責任者安全衛生セミナー	2日	35人
生産技術担当責任者安全衛生セミナー	2日	17人

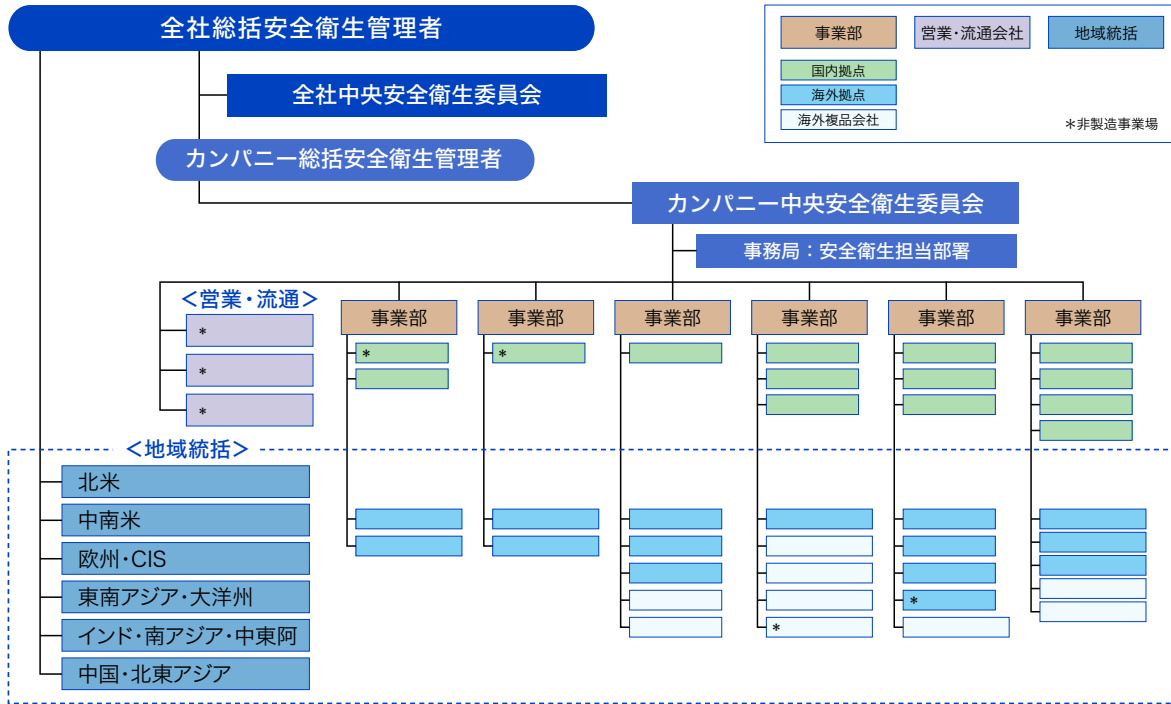
また、各事業場の安全衛生・健康づくり活動の好事例を互いに学び合い、無災害の達成や優れた取り組みを行った事業場を表彰する場として、毎年9月に健康・安全衛生フォーラムを開催し、活動の高位平準化を図っています。

責任者・体制

担当執行役員は、専務執行役員の佐藤 基嗣です。(2018年8月現在)

当社は、グループにおける安全衛生管理について定めた「安全衛生管理規程」に基づき、以下のような体制を構築しています。

全社安全衛生推進体制



また、安全衛生活動を継続的に維持・向上させるため、海外会社も含めた各事業場において、労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS) の構築や安全衛生にかかる各種規程を整備しています。

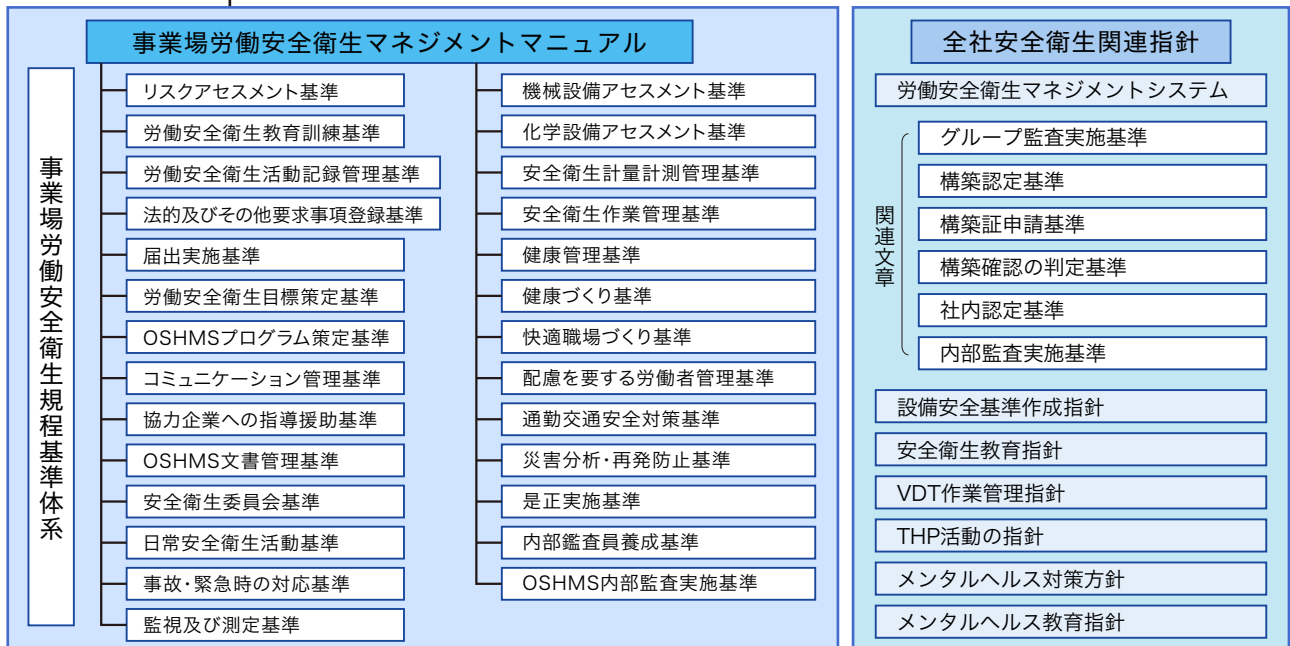
パナソニック労働安全衛生ポリシー

労働安全衛生宣言

労働安全衛生管理 行動指針

労働衛生管理規定

OSHMS グループ監査実施基準



労働安全衛生に関する相談窓口

当社では、従業員の精神的・身体的ストレスに対する予防や対応の窓口として、以下の相談窓口を設置しています。

従業員相談員(または所属事業場の人事部門)

当社では、業務経験の豊富な従業員を「相談員」として任命し、他の従業員からの相談に対応する「相談員制度」を1957年から導入しています。相談員は、従業員からの福祉制度に関する相談に乗ったり、仕事や私生活の悩みやトラブルを主体的に解決するための支援を行っています。

EAP[※]相談室

従業員の個人的な悩みや心配ごとを、会社や健康保険組合に知られることなく相談できる、専門のカウンセラーを設置しています。

※ EAP(Employee Assistance Program) : 従業員援助プログラム

健康管理室

産業医・産業保健スタッフが常駐して、業務中の疾病の処置、心身の健康相談、生活習慣病予防や禁煙などの健康支援プログラムを提供しています。

主な取り組み

安全

「労働災害防止3か年取組計画」の推進

災害の内訳として多い、設備への「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」や、通路・階段での「転倒」、「墜落・転落」等の労働災害防止に向け、全社共通の取組項目を定めており、各事業場ではその実施計画(2018～2020年度)を策定し取り組んでいます。

衛生

重量物や化学物質を扱うなどの特殊作業については、安全データシート(SDS)による作業確認や適切な保護具の提供を行い、できるだけ作業を減らすよう努めるとともに、化学物質のリスクアセスメントの義務化(2016年6月)に伴い改めて対象物質の確認を行い、法令に基づく追加の健康診断を実施し、健康に影響を及ぼすことがないよう継続的にモニタリングしています。

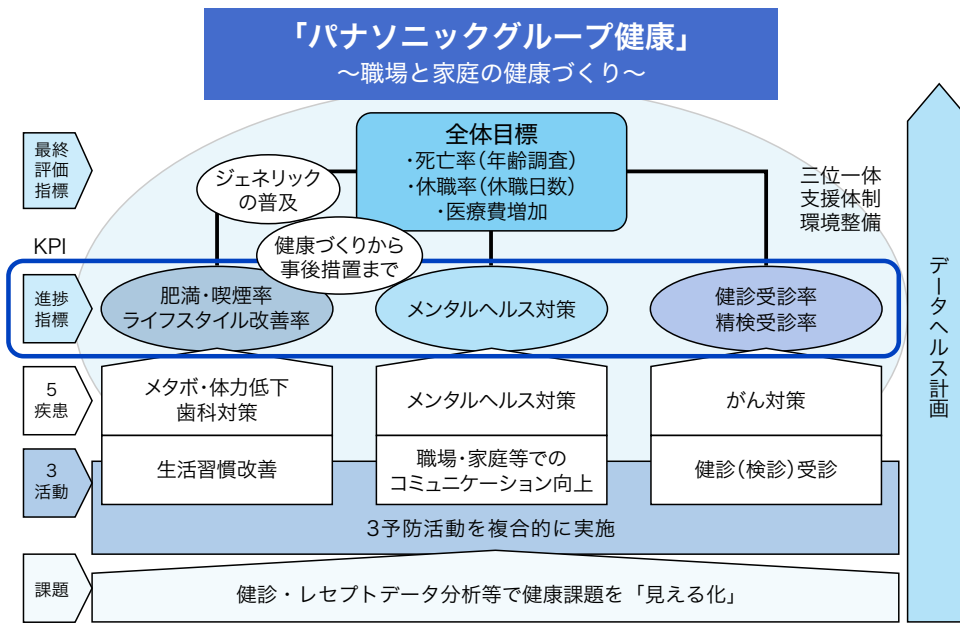
ストレスチェック制度については、定期健康診断とあわせて実施するなど、パナソニックグループ社員全員が受検するよう事業場毎に工夫をしています。ストレスチェックの結果については本人のストレス状態の気づきに加えて、職場診断分析をフィードバックし、職場の活性化を通じたメンタル不調者発生の未然防止対策に活用しています。

長時間労働対象者および定期健康診断の結果において安全配慮が必要な社員については独自基準に基づき産業医面談を実施し、就業措置を行うなど健康障害防止対策を講じています。なお、2016年6月に死亡した富山工場の社員に対し、2017年2月に長時間労働が原因として労災認定されたことを厳粛に受け止め、業務プロセスの見直しや働き方・休み方の改善等、全社を挙げて再発防止に努めています。

健康

パナソニックグループは、職場と家庭の健康づくり運動「健康パナソニック2018」を会社・労働組合・健康保険組合が一体となって推進しています。具体的には、「メタボ(脳心臓疾患)」「体力低下(筋骨格疾患)」「歯科(歯周病)」「メンタルヘルス不調」「がん」の5つの重点疾患に対して「生活習慣改善」「コミュニケーション向上」「健診(検診)受診」の3つの予防活動を複合的に実施し、進捗指標を定め、全体目標として死亡率、休職率、医療費増加の抑制を目指しています。

職場と家庭の健康づくり運動「健康パナソニック2018」



「健康パナソニック2018」活動の一環として、「体力の自覚」と「コミュニケーションの機会づくり」を目的とした競技玉入れ「アジャタ」を2011年に導入しています。2017年はグループの過半数の事業場が実施し、計約35,000人が参加しています。また全社決勝戦には海外からも1社参戦するなど、健康づくりの輪がグローバルに広がりつつあります。

喫煙対策としては、煙が漏れる喫煙室の撲滅、2020年4月に向けた屋内禁煙化の検討、世界禁煙デーに合わせたパナソニックグループ禁煙デーなどの受動喫煙防止対策や、Webを用いた禁煙チャレンジ、産業医・看護職による禁煙指導などの禁煙支援を実施しています。

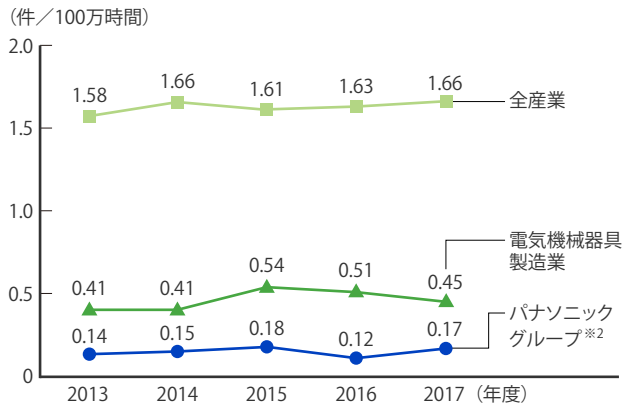
また、HIV・AIDSの予防、感染者と家族の支援として、当社では、「エイズについて正しい知識を持って対応すれば予防でき、無用な不安や職場での混乱を避けることができる」との考えのもと、従業員への啓発活動を最優先に取り組むことを基本としています。また、人事管理面では感染者の人権保護を第一義として対応するものとし、個人情報守秘、人事上の差別の禁止、同意なしのHIV抗体検査の禁止、啓発活動の実施の4点を対応の原則としています。

労働安全衛生：評価

労働災害の発生状況※1

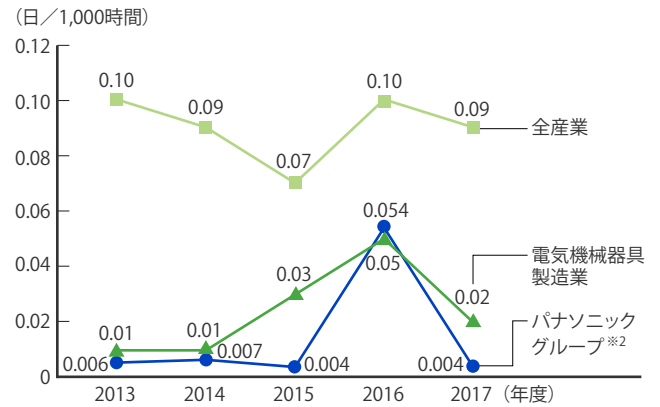
休業度数率の推移

(100万延労働時間あたりの休業災害件数)



強度率の推移

(1,000延労働時間あたりの労働損失日数)



【出典】労働災害動向調査(厚生労働省)

死亡災害件数(グローバル)の推移※3

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
0	0	0	1 (日本：社員)	0

※1 休業度数率と強度率は、日本国内についてのみのデータ

※2 パナホーム除く

※3 業務上の疾病、通勤災害を除き、構内請負業者を含む

当社の休業度数率は、ベンチマークである機械器具製造業を毎年下回り、強度率も2016年を除き死亡災害は発生しておらず、毎年下回っています。(2016年は日本において設備にはさまれて従業員が死亡する災害が1件発生。)

責任ある調達活動

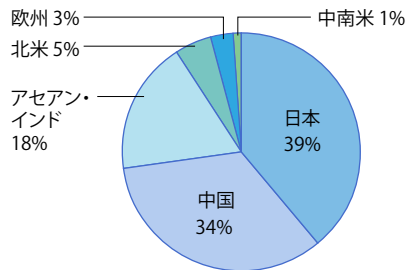
サプライチェーンの概要

当社はグローバルに約10,000社の購入先様と取引を行っております。

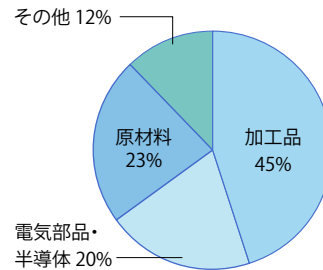
取引を行っている購入先様の約7割は日本と中国です。また業種別では加工品の購入先が45%です。

サプライチェーン全体でCSRを果たすため、世界各地の購入先様とともに活動を推進しています。

取引の状況 (地域別(%))



取引の状況 (業種別(%))



マネジメントシステム

人権や環境への配慮、良好な労働環境、公正な取引など、調達活動における社会的責任が求められる中、当社は、優れた技術と品質を提供するだけでなく、人権・労働、安全衛生、グリーン調達、クリーン調達、コンプライアンス情報セキュリティなど社会的責任を果たされている購入先様と取引を行うよう努めています。

当社では、調達部門におけるCSRの推進を重要と位置づけ、定期的にマネジメントレビューを行っています。

調達業務に従事する従業員に対しては、CSR調達に関する社内規程やマニュアル類、必要な情報を、配布物、イントラネット、研修会等を通じて共有し、CSR調達への理解とCSR意識の向上を図っています。

購入先様に対しては、当社の経営理念やCSR調達方針や購入先様に順守いただきたい内容をまとめた「サプライチェーンCSR推進ガイドライン」に賛同いただき、取引を開始する前に「CSR自主アセスメント」の実施をお願いしています。さらに人権、安全な職場環境、環境への配慮など、CSRに関する項目を含む取引基本契約を締結しています。

また、品質・コスト・納期・サービス(QCDS)の評価基準、経営実績に加え、CSRに関する取り組みについても、定期的に購入先様の評価を実施しています。

紛争地域で人権侵害や環境破壊、汚職など不正に関わる組織の資金源となっている紛争鉱物については、経済協力開発機構(OECD)の「紛争鉱物デュー・ディリジェンス・ガイダンス」に沿った取り組みを行っています。

このような取り組みを通じて、購入先様とともに、持続可能なサプライチェーンに取り組んでおります。

方針

調達方針

当社は、調達についての基本的な考え方を「調達方針」として3項目にまとめています。その根底にあるのは、「購入先様は当社との相互の信頼関係に基づき研鑽や協力を重ねながら、お客様が求める価値を創造するための不可欠なパートナーである」との考え方です。

●グローバル調達活動の実践

グローバルでの生産活動に対応するために、グローバルに購入先様とのパートナーシップを築き、相互の信頼、研鑽、協力のもと、求められる機能・価値を創造してまいります。

●CSR調達の実践

法令や社会規範、企業倫理を順守し、人権・労働、安全衛生、地球環境保全、情報セキュリティなど社会的責任を果たす調達活動を購入先様と共に推進してまいります。

●購入先様と一体となった調達活動

お客様に受け入れられる商品価値を実現するために、部材・商品の市場動向や新技術・新材料・新工法等、購入先様との情報窓口としての役割を果たし、購入品の品質確保と維持・向上、競争力ある価格の実現、市場変化への対応を推進してまいります。

詳細は、調達活動「調達方針」をご覧ください。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/policy.html>

購入先選定と評価

当社では、新規の購入先選定時に、CSRを実践していることを取引条件とし、人権・労働、安全衛生、地球環境保全、情報セキュリティなどの観点から確認を行っています。全ての購入先様にCSR自主アセスメントを要請、実施いただき、当社の基準を満たしていることが確認できた購入先とのみ、CSRの要求事項を盛り込んだ取引基本契約書を締結し、取引を開始します。

また、既存の購入先に対しても、CSR自主アセスメントを実施し、評価結果に応じて改善に向けた指導や啓発活動を行っています。

フェア調達の徹底

当社は、「企業は社会の公器である」という考えのもと、グローバルな購入先様と公平公正な取引を行います。購入先様との関係において、「より厳しい節度・倫理観」が求められており、健全な関係を構築するため、2004年に「クリーン調達宣言」を行い、行動規範に従い、調達活動を進めています。しかし、残念ながら2016年度、中国で当社調達社員の違反事例が発生しました。当社はこの問題を真摯に受け止め、再発防止のため、調達全社員へ再徹底を行いました。

●購入先からの金品等の受領の禁止、供応接待・会食の禁止

当社は「購入先などからの接待等の規律に関する規程」を定め、物品の購入や役務の提供を受ける取引相手先および取引の可能性のある相手先から、供応接待・会食、金銭・物品・不動産の受領、便宜の提供、その他の利益供与を受ける行為の禁止など、取引における厳格なルールを示しています。また、違反行為などの発見時には、職場上司、人事・法務などの関係部門または社内通報規程に定めるホットラインへの通報・相談を促すと同時に、違反者に対する懲戒についても定めています。

●購買オンブズマン「フェア・ビジネス・ホットライン」の設置

当社ではクリーン調達宣言に基づき、公平かつ公正な調達活動を推進しています。

万一、当社の調達社員が、法令・規則、購入先様との契約、パナソニックの「行動基準」や調達の行動規範に違反した、または、違反しようとしている疑いのある場合の通報制度として、客観的で公正な組織として「フェア・ビジネス・ホットライン」を設置しています。

▶クリーン調達宣言

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/declaration.html>

教育

当社ではプロバイヤーの育成を目指し、調達に関する契約・購買・企画の研修を開催しています。

CSR調達に関する研修は、専門的な知識を学び現場で起こった課題を解決できることを目指すCSR1級と、CSRの基本を学び順守しながら普段の調達業務を遂行できることを目指すCSR2級の二段階に分けています。

プロバイヤーの認定を受けるためには、CSR2級の受講とテストに合格することを必須要件としています。

	2015年度	2016年度	2017年度
CSR1級開催回数	1回	2回	2回
受講者数	10名	12名	11名
CSR2級開催回数	2回	4回	5回
受講者数	99名	174名	248名

研修を通じてCSRに関する考え方や調達コンプライアンスの基礎的な知識を習得し、調達業務における社会的責任を果たせる人材の育成を図っています。

責任者・体制

チーフ・プロキュアメント・オフィサー（CPO）は、専務執行役員の宮部 義幸です。（2018年8月現在）

担当部門はグローバル調達社です。また各カンパニーおよび傘下の事業部、関係会社には調達部門が設置されています。

当社では、グローバル調達社がCSR調達活動の全社的な推進を行い、各カンパニーおよび傘下の事業部、関係会社と連携しながら、強化に取り組んでおります。

各カンパニー・事業部は調達業務に関する全社規程、マニュアルなどに沿って取り組みを計画、推進する形でPDCAサイクルを回しています。推進上の課題は、カンパニー・事業部の調達職能責任者で構成する会議などで討議し、適切な対応を行っています。

責任ある調達活動：購入先様へのCSRの徹底

「パナソニック サプライチェーンCSR推進ガイドライン」の徹底

2016年3月、パナソニックグループでは国際基準や業界での標準的な考え方を参照し、パナソニックグループのCSR調達の考え方を伝えるとともに、購入先様に順守いただきたいCSRの要請項目を「パナソニック サプライチェーンCSR推進ガイドライン」(以下、調達ガイドライン)として発行しました。

調達ガイドラインでは法規制を満たしつつ、国際条約や基準を加味し、下記のような内容を定めています。

- 1) 労働：強制労働・児童労働の禁止、適正な労働時間と賃金の支払い、人道的な処遇と差別の撤廃、結社の自由
- 2) 安全衛生：職場の安全・緊急時対応のためのトレーニング、機械設備の安全対策、施設の安全衛生
- 3) 環境：当社が発行する「グリーン調達基準書(最新版)」に準ずる
- 4) 倫理：汚職・賄賂の禁止、公正な取引、責任ある鉱物調達
- 5) 情報セキュリティ：情報漏洩の防止、コンピューター・ネットワークの脅威に対する防御
- 6) 品質・安全性：品質マネジメントシステムの構築、正確な製品・サービス情報の提供、製品安全の確保
- 7) 社会貢献：社会・地域への貢献
- 8) マネジメントシステム

調達ガイドラインは日本語、英語、中国語で作成し、ホームページへ掲載するとともに、すべての購入先様にメールで配布し周知徹底を図っています。今後は「パナソニックサプライチェーンCSR推進ガイドライン」やCSR自主アセスメントシートの改定内容について、必要に応じてサプライヤーミーティングを開催し、サプライチェーン全体でのCSRの徹底を図ってまいります。

詳細は、調達活動「購入先様へのお願い」をご覧ください。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/for-suppliers.html>

関連情報

▶結社の自由・団体交渉権の尊重に関する考え方

http://panasonic.net/sustainability/jp/human_rights/approach.html#freedom

▶奴隷労働・人身取引防止の取り組み

http://panasonic.net/sustainability/jp/human_rights/global_standards#anti-slavery

購入先様へのCSR自主アセスメント実施のお願い

2015年度より、人権・安全衛生・環境・倫理に関する取り組み状況について、購入先様に自主アセスメントのお願いを開始し、以降毎年1回実施しています。

2016年度は、中国と東南アジア諸国、インドの購入先様を中心に約5,000社に、2017年度は日本の購入先様を中心に約2,000社にCSR自主アセスメントをお願いしました。

自主アセスメントの結果に基づき、必要に応じて、購入先様を訪問し、現場確認やヒアリングを実施しています。2017年度はタイで4社、中国で3社を訪問し、現場確認を行いました。タイでは安全衛生に関して、中国では安全衛生・環境に関して問題を特定し是正をお願いしました。引き続き、自主アセスメントをお願いしCSRに関するコミュニケーションを図り、課題が見られた場合は早急に是正処置を講じ、健全なサプライチェーンを構築していきます。

環境負荷低減に関する購入先様との連携

当社は購入先様・物流パートナー様との連携を通じて、環境負荷の低減を図っています。

▶サプライチェーン連携

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/supplychain.html>

▶2018年度【ECO・VC活動】の趣旨と応募要領

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/partner/contest.html>

責任ある調達活動：責任ある鉱物調達

責任ある鉱物調達における基本的な考え方

当社は2012年に紛争鉱物に対する基本的な考え方を設定しましたが、昨今の責任ある鉱物調達に対する社会動向を踏まえ、2018年4月に見直しを行いました。

当社は、紛争地域諸国および高リスク国（以下、対象諸国）で、児童労働などの人権侵害、劣悪な労働環境、環境破壊、汚職などのあらゆるリスクや不正に関わる組織の資金源となる恐れのある錫、タンタル、タングステン、金、コバルトなどの鉱物問題を重大な社会課題として懸念しています。

そして、調達活動における社会的責任を果たすため、サプライチェーン全体で責任ある鉱物調達を推進します。

対象諸国には、合法的に事業活動を行っている企業や人々もいます。問題のある鉱物不使用の取り組みにより、そのような人々の事業活動や暮らしを阻害することのないよう、十分な注意を払いながら取り組んでいかなければなりません。

そのためには対象諸国で健全な鉱物サプライチェーンの構築に取り組んでいる国々や企業、NPOを含めさまざまなステークホルダーと連携して取り組む必要があります。

当社は、経済協力開発機構（OECD）の「デュー・ディリジェンス・ガイダンス」に沿った取り組みを行い、グローバルスタンダードに即したマネジメントプロセスを構築し、継続した取り組みを実施します。

責任ある鉱物調達を推進するためには、鉱山等の川上企業、製錬／精錬企業のクリーン認証、川下企業間での製錬／精錬所情報の伝達など、サプライチェーン全体にわたるデュー・ディリジェンスの取り組みが必要となります。

関連する全ての購入先様に、サプライチェーンを通じて製錬所に関する情報提供をお願いするとともに、問題のない製錬所からの調達を目指します。

今後とも当社の果たすべき役割について検討しながら、責任ある鉱物調達に向けた国際的な取り組みへの貢献を目指していきます。

責任ある鉱物調達体制

チーフ・プロキュアメント・オフィサー（CPO）を最高責任者とし、全社体制を構築して取り組んでいます。各カンパニーと連携しながら、それぞれの事業特性に応じた体制構築と調査実施に取り組んでいます。

デュー・ディリジェンスの取り組み

購入先様に当社方針をお伝えし購入先様にご協力をいただきながら、社会的責任を果たすため、サプライチェーン全体で責任ある鉱物調達を推進します。

従来より取り組んでおります紛争鉱物調査は、製錬／精錬所に至る全ての購入先様のご協力が必要なことから、購入先様の対応負荷低減と調査効率向上のため、共通の調査ツールや説明資料を使用することが効果的です。このことから当社では、調査ツールとして「責任ある鉱物イニシアティブ（RMI）」の発行する「コンフリクト・ミネラル・レポート・テンプレート（CMRT）」を使用しています。また、JEITA「責任ある鉱物調達検討会」で実施する調査説明会に説明員として参加し、自動車メーカー・自動車部品工業会と共通の調査実施マニュアル・手引きを積極的に活用しています。

調査の状況

2017年度は、パナソニックグループ全体で約1,700の購入先様に対し紛争鉱物調査を実施し、99%を回収しました（2018年2月末時点）。回収した調査票（CMRT）に基づき、リスク分析と評価を実施しリスクに応じて購入先様へ更なる調査をお願いしました。

パナソニックグループで特定した製錬所は、全鉱物で322社でした。そのうちCFSと認定されている製錬所は全体の80%でした。

「対象諸国を原産地としている」との回答をいただいた金属について、現時点、直接・間接に武装勢力の資金源となっている鉱物は確認されていませんが、引き続き製錬所情報の精査、特定を続けてまいります。

また、業界活動などを通じて、精錬所にCFS認定の取得を働きかけるとともに、購入先様に、引き続きデュー・ディリジェンスに取り組んでいただき、万一、紛争に加担する鉱物が見つかった場合には、調達先の変更など不利用化に向けた取り組みを行っていただくことをお願いしています。

コバルトの調査

責任ある鉱物調達の推進の一環として、経済協力開発機構(OECD)の「デュー・ディリジェンス・ガイダンス」に沿った取り組みを行い、グローバルスタンダードに即したマネジメントプロセスを構築しています。具体的にはコバルトのサプライチェーン調査を実施し、精錬所の特定・精査を行うなど、継続した取り組みを実施しています。

引き続き、業界動向を確認しながら、適切なコバルトの調査・調達を実践してまいります。

「責任ある鉱物調達のためのデュー・ディリジェンス実施」フォーラム参加

当社では2011年より、「OECD紛争鉱物デュー・ディリジェンス・ガイダンス」実施プロジェクト(現、「責任ある鉱物サプライチェーン・フォーラム」)に参加しています。2013年11月のフォーラムでは、ルワンダで責任ある鉱物調達に取り組む鉱山、取引所、鉱石のトレーサビリティシステム、鉱物の組成および年代分析により鉱山を特定する取り組みなどを確認し、コンフリクトフリーの鉱物調達に向けた努力が行われていることを理解しました。2016年、2017年とパリで開催されたフォーラムに出席し、紛争鉱物問題への効果的なアプローチについて、関係者との意見交換を重ねています。

業界連携の取り組み

紛争鉱物調査ではサプライチェーン上のすべての購入先様のご協力が不可欠です。このことから当社では、電子情報技術産業協会(JEITA)「責任ある鉱物調達検討会」の共同主催、および、共同リーダーとして、業界連携によるサプライチェーンへの啓発活動や調査効率の向上に取り組んでいます。

具体的には、国内外の業界団体と連携し、紛争鉱物に対する正しい取り組みを促進するためのセミナー開催や調査説明会の実施、製錬/精錬所情報の精査、米国の紛争鉱物に関するデータ転送規格IPC-1755策定への参画などに取り組んできました。「責任ある鉱物調達検討会」は2013年11月に、日本の自動車メーカーと「コンフリクト・フリー・ソーシング・ワーキンググループ」を発足させ、製錬業界との対話や製錬/精錬所情報精査の取り組みを加速させました。当社はこの活動にも参画しています。

2016年1月よりCFS認証をまだ取得されていない製錬所に対しJEITA「責任ある鉱物調達検討会」加盟企業とともに、CFS認証を取得いただくよう働きかけを行っています。

また業界の最新動向を入手し、適切な活動を推進することを目的として、2017年7月より「責任ある鉱物イニシアティブ(RMI)」へ加盟しました。引き続き、業界動向を確認しながら、責任ある鉱物調査を実践してまいります。

対象諸国の持続可能な発展への支援

当該地域に関する当社の企業市民活動としては、2010年から、アフリカ諸国の課題解決に取り組むNPO/NGOの広報基盤強化を支援するプログラム「Panasonic NPOサポート ファンド for アフリカ」を立ち上げ、アフリカ諸国で社会課題の解決に取り組む団体を支援してきました。当社がこれまで助成してきた団体の中には、ウガンダ・コンゴ民主共和国などで地雷、小型武器、子ども兵の問題に取り組む認定NPO法人「テラ・ルネッサンス」(2011～2013年)や、ルワンダで女性に職業訓練の機会を提供し、経済的自立を支援するNPO法人「リボン・京都」(2014～2016年)が含まれています。2016年3月には、コンゴ民主共和国で人道支援活動を行う国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)に対し、当社のソーラーランタン約500台を寄付しました。2017年3月には、紛争地域の旧児童兵や国内避難民、帰還民の支援のため、職業訓練施設で活用すべく、ソーラーランタン900台を、国連開発計画(UNDP)を通じてコンゴ民主共和国に寄贈しました。さらに、2017年9月には、国内避難民のための保健医療活動に活用すべく、ソーラーランタン342台を国際移住機関(IOM)を通じてルワンダの保健センターに寄贈しました。

公正な事業活動

マネジメントシステム

国境を越えたグローバルな企業活動が活発になるなか、意図的な不正行為や犯罪だけでなく、関係者の意識不足や認識不足によるさまざまな不祥事が頻発しています。また、法制度が未整備な国や地域で事業活動を行なう従業員は、常に高い規範意識を持ち続ける必要があります。

パナソニックでは、世界のどの国・地域においても公正な事業を推進し、持続可能な社会を実現していくために、経済協力開発機構(OECD)の多国籍企業行動指針などの要素を組み入れた「パナソニック行動基準」の中に、「法令と企業倫理の順守」を明記して、グローバルに徹底しています。

行動基準の運用にあたっては、カンパニー・事業部や海外の地域統括会社などに設置した法務部門、行動基準順守担当取締役・役員、輸出管理責任者や各職能責任者がグローバルに連携して取り組んでいます。

従業員に対しては、毎年9月を「コンプライアンス月間」と位置づけて、倫理・法令順守意識の強化に努めるとともに、「コンプライアンス意識実態調査」を実施して世界の従業員への浸透度を確認しています。また、年一回、世界の全拠点における「パナソニック行動基準」の順守・実践状況について確認し、監査法人による内部統制監査を実施しています。

さらに、不祥事の防止や早期解決を目的に、国内外の拠点やお取引先から公益通報ができるホットラインを設けています。

これらの取り組みで把握された課題は、事業場単位で是正に取り組むとともに、本社にも一元的・網羅的に集約され、社会情勢等も踏まえた上で、全社施策に反映し、これらを繰り返すことにより継続的な改善を図っています。現在は「カルテル防止」「公務員贈賄防止」を重点テーマとして活動を推進しています。

また、当社は1997年の一般社団法人 経営倫理実践研究センター(BERC)発足時からの会員企業として、BERCや他の会員企業との部会、研究会、情報交換活動などを通じ経営倫理の研究と実践、啓発、普及活動に取り組んでいます。

方針

当社は、創業者松下幸之助が制定した綱領「産業人たるの本分に徹し社会生活の改善と向上を図り世界文化の進展に寄与せんことを期す」を経営理念として、事業を通じて世界中の人々のくらしの向上と社会の発展に貢献することを目指し事業活動を行っています。この経営理念を実践するために、当社は経済協力開発機構(OECD)の多国籍企業行動指針などの要素を組み入れた「パナソニック行動基準」を制定し、22言語に翻訳し、Panasonicブランドの目指す姿と企業の社会的責任(CSR)に関する社会の要請に対する当社の基本姿勢を全取締役・社員でグローバルに共有しています。

パナソニック行動基準(一部抜粋)

パナソニック行動基準では、「社会の公器」として公正な事業慣行に取り組むことを定めています。

第1章 私たちの基本理念

企業は社会の公器

私たちの会社は私企業であっても、事業には社会的責任があります。

私たちは、「企業は社会の公器」との理念のもと、その責任を自覚し全うしなければなりません。さらに、さまざまなステークホルダーとの対話を通じて、透明性の高い事業活動を心がけ、そして説明責任を果たします。そのために、私たちは、常に公正かつ正直な行動をスピーディーに行うよう努めます。

▶パナソニック行動基準 第1章 私たちの基本理念

<https://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-1.html>

第2章 事業活動の推進

II-3. 法令と企業倫理の順守

(1) 法令と企業倫理の順守は経営の根幹

私たちは、常に法令はもちろん、企業倫理を順守して、誠実に業務を遂行します。業務のあらゆる場面で、法令と企業倫理を順守することは、会社存立の大前提であるとともに、経営の根幹です。

(2) 公正な行動

私たちは、公正かつ自由な競争を尊重し、独占禁止法その他関係法令を順守します。

また、接待や贈答その他形態の如何を問わず、法令または社会倫理に反して、利益の提供を行わないとともに、個人的な利益供与を受けません。

反社会的勢力、団体に対しても、毅然とした態度で対応します。

(3) 関係法令の社内徹底

私たちは、法令やその精神の順守をより確実なものにするため、社内規程の整備に努めるほか、事業活動にかかわる法令に関する情報を積極的に収集し、教育研修など、あらゆる機会を活用して、社内への徹底を図ります。

(4) 法令違反の早期是正と厳正な対処

私たちは、業務に関して法令や企業倫理に違反する疑いがある場合には、上司あるいは法務部門など適切な関係部門や社内通報窓口に報告します。不正な目的でなく、法令違反またはそのおそれがあることを報告した者が、これを理由に解雇、降格等の不利益な取り扱いを受けることは、一切ありません。このような報告を取り扱うにあたっては情報管理を徹底します。

また、法令違反の行為が生じた場合には、速やかにその違反状態を是正し、再発防止を図るとともに、違反行為に対して厳正に対処します。

▶パナソニック行動基準第2章 事業活動の推進：II-3.法令と企業倫理の順守

<https://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-2.html#section2-3>

コミュニケーション

当社では、事業の最高責任者のコンプライアンス意識が最も重要であるとの考え方のもと、カンパニー・事業部や海外の地域統括会社などに設置した法務部門、行動基準順守担当取締役・役員、輸出管理責任者や各職能責任者を通じて、グローバルに事業現場でのコンプライアンス、フェアビジネスの浸透を図っています。具体的には年度初めのグローバル法務会議で当年度のコンプライアンス方針をカンパニーや地域統括会社と共有し、毎年9月をコンプライアンス月間と定めています（詳細は「コンプライアンス教育」をご参照ください）。また、当社事業に関係のある法改正、政省令、官庁通達等が発信された場合は、都度、カンパニー法務責任者や関連組織等に通達、連絡を行っています。

コンプライアンス教育

「パナソニック行動基準」やコンプライアンスに関する教育としては、入社時、昇格時などに定期的に研修を実施しています。

また、行動基準のコンプライアンスに関わる事項の実践ツールとして、「コンプライアンスガイドブック」を整備しています。腐敗防止やカルテル防止など、当社従業員が日常の業務活動において法令を順守し、社会からの期待に応えるうえで必要な事項を事例形式でわかりやすく解説した内容で、コンプライアンスの観点からとくに重要と思われる54項目を挙げています。

また、カルテルを含む独禁法、輸出管理、著作権法等、各種法令の順守に関するeラーニングを提供し、各カンパニーで営業、調達、技術職能などに実施しています。

当社グループでは、毎年9月を「コンプライアンス月間」と位置づけ、倫理・法令順守意識のグローバルな定着とリスクへの対応力向上をめざした取り組みを実施しています。近年では、事業環境や当社事業の変化に伴い、特定の事業分野・部門、国・地域におけるリスクの変化や法令違反・不祥事の兆しを的確にとらえる機会として取り組みを強化しています。

期間中には、社長・カンパニー長・事業部長・地域総代表などの経営幹部が倫理・法令順守の方針・姿勢を明示し、コンプライアンスの重要性を現場レベルまで浸透させています。

また、従業員に対する「コンプライアンス意識実態調査」もこの期間に実施しています。

2017年度に実施したコンプライアンスeラーニングは9言語で実施され、20地域の拠点から、4万8,000人の従業員が受講しました。

加えて、「カルテル防止」及び「公務員贈賄防止」を目的とした教育を重点的に実施しています（詳細は「公正な事業活動：公正取引」の章をご参照ください）

責任者・体制

ゼネラル・カウンシル(GC)は、取締役 ベイツ ローレンスです。(2018年8月現在)

カンパニー・事業部や海外の地域統括会社などに設置した法務部門、行動基準順守担当取締役・役員、輸出管理責任者や各職能責任者を通じて、グローバルに事業現場でのコンプライアンス、フェアビジネスの浸透を図っています。

2015年度からは、複数の職能にまたがるコンプライアンス、リスク、ガバナンス関連課題への対応機能を一元化した組織を新設し、事業部門での公正な事業活動への支援のスピードアップを図っています。

内部通報制度

当社はコンプライアンスに関する様々な内部通報を受け付ける窓口として、以下のような通報窓口を整備しています。

- 国内外のコンプライアンス全般に関する「公益通報・グローバルホットライン」
- 職場における均等取り扱い、セクシュアルハラスメントなどの相談に関する「イコールパートナーシップ相談室」
- カルテルや贈賄、下請法違反などに関する「公正取引ホットライン」
- 不適正な会計処理に関する「内部統制推進室ホットライン」
- 取引先様からの通報を受け付ける「フェア・ビジネス・ホットライン」
- 当社の会計・監査に関する「監査役通報システム」

「パナソニック行動基準」においては、「不正な目的でなく、法令違反またはそのおそれがあることを報告した者が、これを理由に解雇、降格等の不利益な取り扱いを受けることは、一切ありません。このような報告を取り扱うにあたっては情報管理を徹底します」と定めており、いずれのホットラインでも、通報者に対する不利益な取扱いは固く禁止され、秘密が守られます。また、通報者の方への連絡が不要な情報については、匿名でも通報することができます(一部のホットラインは除く)。

2017年度は、上記の通報窓口で約200件の通報、相談を受けました。受け付けた全ての通報、相談については、各通報窓口が関係部門と連携しつつ、調査、事実確認のうえ対応しています。

海外では「グローバルホットライン」に加え、北米、欧州、アジア、中南米の各地域内に通報システムを開設しています。

なお、2018年8月、「イコールパートナーシップ相談室」と「監査役通報システム」を除く上記ホットラインを統合、整理し、新たなグローバルホットラインへの一元化を実現しました。

公正な事業活動：評価

コンプライアンスに関する方針の理解度、施策の有効性や定着度合いについてモニタリングするため、年1回、グローバルな全拠点において「パナソニック行動基準」の順守・実践状況についての確認を行っています。

具体的には、グループ各社での「行動基準順守担当取締役・役員」の任命、行動基準に関する教育・研修の実施、行動基準の順守に関する誓約書の取得などの状況について確認を行うとともに、監査法人による内部統制監査を実施しています。

従業員に対しては、年1回「コンプライアンス意識実態調査」を実施しています。この調査は、コンプライアンス、情報セキュリティ、リスクマネジメントなどに関するグローバル共通設問と、各カンパニー・事業場や地域の状況に応じて設定する独自設問とで構成されています。2017年度は、グローバルに約130,000人が回答しました。調査結果は、地域や会社、また従業員の役職別など、さまざまな観点から分析し、コンプライアンスに関する方針・施策の立案や課題対応策の策定に広く活用しています。

例えば、当社の海外戦略地域に位置づけられているアジアは地域内でも国により法整備の段階にばらつきがあり、腐敗防止の面でもリスクが高い地域です。そういった事業環境のなかでBtoB、BtoGを含むソリューションビジネスを強力かつ公正に展開するにあたり、本調査を通じて、(1)コンプライアンス意識の継続的な醸成の必要性、(2)コンプライアンス教育の再徹底の必要性、(3)コンプライアンス意識の各国間格差、などの課題認識が確認できました。この結果を受け、(1)地域本社による活動ガイドラインの制定や啓発キャンペーンの実施、(2)各国言語でのeラーニングや研修プログラムの強化、(3)地域内の法務部門連携の強化やコンプライアンス監査による底上げ、などを中期活動計画に織り込み、日々の事業活動のなかで実践しています。

重大な違反と是正の取り組み

当社子会社のMT映像ディスプレイ(株)(以下、「MTPD」)および子会社3社は、公正取引委員会から受けた課徴金納付命令等の取消しを求めて東京高等裁判所で争っていましたが、2016年4月に請求棄却の判決を受け、最高裁判所に上告していました。2017年12月に最高裁判所が当該上告不受理の決定を下し、MTPD及び子会社に対する東京高等裁判所の判決が確定しました。このことを真摯に受け止め、引き続き再発防止に向けた管理を徹底してまいります。カルテル防止策については「公正な事業活動：公正取引」の章をご参照ください。

重大な倫理、法令違反が発覚した場合は、直ちに違反行為を停止し、経営幹部に報告するとともに、関係部門で事実確認や原因分析のうえ対応策を検討します。また、必要に応じ取締役会への報告を行い、取締役会で決議を経て、迅速かつグループ横断的に是正します。

公正な事業活動：公正取引

当社は、「カルテル」及び「公務員贈賄」を全社の経営に重大な影響をもたらすものとして、全社をあげてその防止に取り組んでいます。具体的には、以下に示す「統制環境・予防・発見・対処」の枠組みで、カンパニー及び地域統括会社がそれぞれの事業及び地域のリスク認識に基づき以下のような年間のコンプライアンスプログラムを策定し、年度末にカンパニー社長・地域総代表がその実施を確認し、社長に対して宣誓する仕組みを設けています。本社部門にはこれらの活動に関する統括組織を設け、カンパニー・地域統括会社における取り組みの監督と支援を行っています。

- 「統制環境」：コンプライアンス月間を中心に、社長、カンパニー社長、地域総代表から従業員に対してコンプライアンスメッセージを発信しています。また、カンパニーごとに事業部長の勉強会を実施し、各事業部のコンプライアンス風土の醸成につなげています。
- 「予防」：グループ各社の関連部門の組織責任者に対して8言語でeラーニングを実施し、2017年度は約40,800人が受講しました。また、2015年度から2017年度にかけて海外会社の幹部に集合研修を実施し、合計約8,600人が受講しました。さらに、カルテル・公務員贈賄の防止体制の実効性向上を図るため、社内ルールの運用や教育実施の状況について、BtoBビジネスやBtoGビジネスを行っている拠点やトランスペアレンシー・インターナショナルが公表している腐敗認識指数によりリスクが高い国・地域でビジネスを行っている拠点を中心に、拠点ごとに自己点検を実施し、カンパニー又は地域統括会社がこれをチェックまたは監査しています。自己点検により社内ルールの運用が不十分であることが判明した際には、即時改善を実施しています。
- 「発見」：本社、カンパニー、地域統括会社にホットラインを設置し、教育活動を通じて周知しています。
- 監査又はホットラインへの通報において違反を疑われる行為を発見した場合は、速やかに社内調査を行います。
- 「対処」：社内調査により違反行為の事実を確認した場合は、直ちに違反状態を解消するとともに、真因を追究し、それに対する再発防止策の実施、関係者の処分を行います

カルテル防止

当社は、複数の国際カルテル事件に関与していた事実を厳粛に受け止め、「カルテル防止」を全社重要課題と位置づけています。ひとたびカルテルを起こすと、お客様からの信頼を失うだけでなく、高額の制裁金や損害賠償金の支払い、公共調達における指名停止処分など、事業活動への様々な悪影響が発生することから、徹底して防止に取り組んでいます。

基本方針

カルテルや談合を防止するために以下のような基本方針を掲げて取り組んでいます。

- 競合他社との接触は必要最低限に限るものとし、やむを得ず競合他社と接触する場合、事前に必要な承認を取得するものとします。
- 競合他社との間で、価格や数量など競争に関わる事項について情報交換や取り決めを行うことは厳に禁止します。
- カルテルの疑いを招く行為に遭遇した場合には、異議を述べ退席する等の行動をとるとともに、社内に必要な報告を行うものとします。
- 社内通報制度や社内リニエンシー制度を設け、会社としての自浄能力向上に取り組むとともに、リスク評価に基づいた適切なモニタリングを実施し、効果的なカルテル防止体制を構築します。

競合他社との活動に関する規程

当社では、競合他社との活動全般に関し、2008年に、カルテル・談合およびそれらの疑いを招く行為を防止することを目的とした「競合他社との活動に関する規程」を制定し、グループ全社員に適用しています。この規程には以下のような項目が含まれています。

- 製品等の価格、数量、性能・仕様に関する情報交換や取り決めなど、カルテル・談合およびその疑いを受ける行為の禁止
- 競合他社と接触する場合に、事業場長および法務責任者の事前承認を得ることを義務付ける事前承認制度
- 不適切な行為があった場合の対応
- 違反のおそれがある場合の報告義務
- 違反した場合の措置
- 社内リニエンシー制度

特にカルテルリスクの高いデバイス事業においては、カンパニー経営責任者会議や傘下の海外会社責任者会議における幹部への再徹底、カルテル防止教育の全員受講、疑わしい行為の洗い出し、誓約書の提出、カルテル監査の実施、人材ローテーションの加速など、カルテル防止の取り組みをグローバルに推進しています。

腐敗防止

公務員への贈賄防止

各国当局が腐敗行為に対する取締りを強化するなか、当社においても新興国でのビジネスやソリューション事業の拡大に伴い、公務員への贈賄リスクが高まっています。腐敗度の高い国・地域でビジネスを行う事業場を中心に、経営幹部からの贈賄防止方針の発信、公務員との会食等に関する出費の基準や承認プロセスの策定、ビジネスパートナー管理、役員・従業員への教育啓発活動の徹底など、公務員贈賄防止の取り組みを継続的に行っています。

公務員への対応に関する規程

公務員への贈賄およびその疑いを招く行為を防止することを目的として、2010年に「公務員への対応に関する規程」を制定しています。この規程では、商取引の獲得または維持に関連して、公務員に対して利益供与またはその約束、申出、承認を行ってはならない、と定めています。

公務員との会食などについての具体的な基準や承認プロセスを定め、公務員に対する直接的な利益供与を防ぐとともに、コンサルタント、代理店やロビイストなどのビジネスパートナーを通じた間接的な利益供与を防止するため、ビジネスパートナーを慎重に審査・選定し、贈賄禁止条項を契約書に織り込むことを求めています。

この規程に違反する行為があった場合、速やかに是正措置を講じるとともに、違反行為に対して厳正に対処します。

また、接待や贈呈などの交際費の支出時に、事前許可申請、並びに、実績報告を義務付け、公務員が対象となっていないかを確認するプロセスを組み込み、腐敗行為の未然防止を図っています。

政治献金における透明性の確保

日本経団連は政治寄附に関して「民主政治を適切に維持していくためには相応のコストが不可欠であり、企業の政治寄附は、企業の社会貢献の一環として重要性を有する」との見解を示しています。当社もこの方針に従い、企業の社会的責任の一環として政治寄附を行っています。

寄附にあたっては、政治資金規正法などの関連法令を順守するとともに、厳格なルールを定めて実施しています。

なお国内では、政治資金の収支状況を公開することが政治団体に義務づけられており、官報または都道府県の公報により公表されます。

Webサイトでも閲覧が可能です。☞ http://www.soumu.go.jp/main_content/000523847.pdf#page=1

その他腐敗行為の防止

公務員贈賄はもとより、当社行動基準に定めるとおり、接待や贈答その他形態の如何を問わず、法令または社会倫理に反して、利益の提供を行うこと、また、個人的な利益供与を受けるとを禁止しています。具体的には、各国・地域の法律や取引慣行に応じた贈収賄ポリシーを地域単位で制定しています。

例えば、欧州地域においては、公務員を含む取引先に対する食事・観劇等のもてなしや贈答に関し、各国別に金額上限を含む規程を制定のうえ、取締役・社員が贈賄や腐敗行為が疑われる行為を発見した場合、会社への通報を義務付けています。

また、中国・アジア等の新興地域においては、商取引の獲得または維持に関連して、公務員を含む取引先に利益供与を行うことを禁止したうえ、取締役・社員の意識の高揚を図るため、すべての取締役・社員から、贈収賄を行わないこと等について誓約書を取得しています。

公正な事業活動：模倣品対策の取り組み

模倣品は、約8割が中国で製造されていると言われており、インターネットの進展とともに全世界に拡散しています。また、昨今においては、消費者向け商品からBtoB向け商品まで裾野が広がっており、一般のお客様に対して品質問題(事故・ケガ)を引き起こすだけでなく、社会全体に対して経済的損失(税収減、企業の開発意欲の減退)や安全問題(国家安全保障の脅威・犯罪/テロ組織の資金源)に発展しています。

当社は、模倣品の撲滅に向け、製造、大規模商談会、輸出入、卸、販売といった模倣品の様々な流通段階において、お客様や社会に被害が及ぶことを阻止すべく、幅広い対策をグローバルで実施しています。

今後とも、弊社のお客様と社会に対する信頼と満足の証であり、かけがえのない資産であるブランドを違法に表示する模倣品に対し、毅然とした態度で対応します。

<具体的対策>

- ・ 製造工場を摘発し模倣品を押収
- ・ 中国における大規模商談会で模倣品の商談成立を阻止
- ・ 各国税関で模倣品の差止め
- ・ 各国の販売先(ECサイト含む)で模倣品販売を阻止
- ・ 各国当局と連携した市場への啓発活動
- ・ 法制度や法運用が不十分な国の政府に対して改善を求める働きかけ



ベトナムで当局により行われた模倣品の破壊式

消費者向け商品の模倣品

<電池>



<家電>



BtoB向け商品の模倣品

<自動ドア>



<電子部品>



<配線器具>



<モーター>



お客様対応

マネジメントシステム

当社は、お客様からのご相談やご不満に対して、全社として適切なご対応が行えるよう、基本規程として「お客様対応基本規程」を定めています（ISO10002 / JIS Q 10002に準拠）。本規程は、本社CS企画室統括のもと、国内の当社および当社の商標を表示している製品を取り扱う関係会社のお客様対応に関する業務に適用しています。国内の対象事業場においては、お客様からの情報を経営に活かす仕組み「お客様マネジメントシステム」を構築し、定期的な自己監査の実施等でお客様対応の品質向上に努めています。また海外でも、「お客様対応基本規程」をベースに、各国／地域ごとの法制度に則り、ISOに準拠したマネジメントシステムを構築しています。

方針

お客様満足（CS）の基本的な考え方

当社は創業以来、「お客様第一を基本に製品やサービスを通じて社会に貢献する」という経営理念のもと、CS向上に向け、世界中のお客様の暮らしを豊かにする商品やソリューション、サービスを提供しています。またカスタマーサービスは、創業者の言葉より伝わる「真のサービス」の理念に基づいて、誠実、正確、迅速を心がけ、謙虚な姿勢と感謝の念を持って対応し、お客様に信頼と安心、喜びを提供することを基本としています。

CS基本コンセプト（お客様満足の追求）

われわれ生産人として真の信用を勝ち得るには、製作部門たると販売部門たるとを問わず、すべての点で需要者の求めるところに完全に合致し、十分に役立ち得る優良品以外は一品たりとも製作せず販売せぬ建て前とし、これを厳守することより他にない。単に製作の上のみにとどまらず、わが社製品に関しては、その流れ先まで慎重に留意、果たして需要者をして満足せしめ得たりしや、サービスに不親切なきや等の点まで進むところに、はじめて完璧を期し得られる。

松下 幸之助
昭和15年8月 優良品製作総動員運動を提唱
（松下電器五十年の略史より）

サービス理念（真のサービス）

お客様の喜びは私たちの喜び

喜び、喜ばれる姿の中にこそ、真のサービスがある

商売にはサービスがつきものである。サービスをともなわぬ商売は、もはや商売ではない。その意味においては、サービスは商売人にとっての一つの義務とも言える。しかし、これを単なる義務としてのみ受けとり、仕方なしにやむを得ずやっているとしたら、これほど疲れることはない。こちらが疲れるだけでなく、お客様にもその“仕方なさ”が自然に通ってしまう。

サービスは相手を喜ばせるものであり、そしてまたこちらにも喜びが生まれてこなければならないものである。

喜び喜ばれる姿のなかにこそ真のサービスがあると言えよう。

松下 幸之助
昭和42年 PHP誌8月号

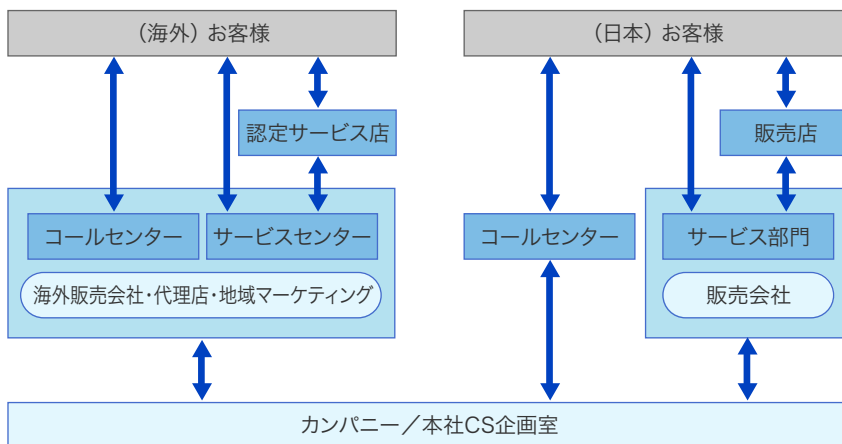
責任者・体制

当社のCS担当執行役員は、常務執行役員の中島 幸男です。(2018年8月末現在)

当社のCS活動は、本社CS企画室と4カンパニー(アプライアンス社、エコソリューションズ社、コネクティッドソリューションズ社、オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社)CS部門が連携し取り組んでいます。また海外においても世界各地の販売会社CS部門から現地のサービス・品質情報、お客様のご要望などの情報を収集し、製品品質や安全性の確保に努めるとともに、各市場のお客様のニーズに合わせた商品開発に取り組んでいます。

国内外のCSスタッフは、それぞれに蓄積した知識やノウハウを共有することで、世界各地で、より良いカスタマーサービスを提供できるよう努めています。

お客様対応の仕組み



問い合わせ対応体制

日本のお客様の商品購入前のご相談や、購入後の使い方に関するご相談は、「お客様ご相談センター」にて対応しています。お客様ご相談センターでは、365日9時から18時まで受けるとともに、商品別の電話番号を用意し、電話がつながりやすく、的確・迅速なサービスを行なえる体制を整えています。

当社Webサイトからのお問い合わせでは、お客様が質問を入力すると、関連する複数のFAQ(よくあるご質問)を表示し、ご質問に迅速に対応できるよう努めています。

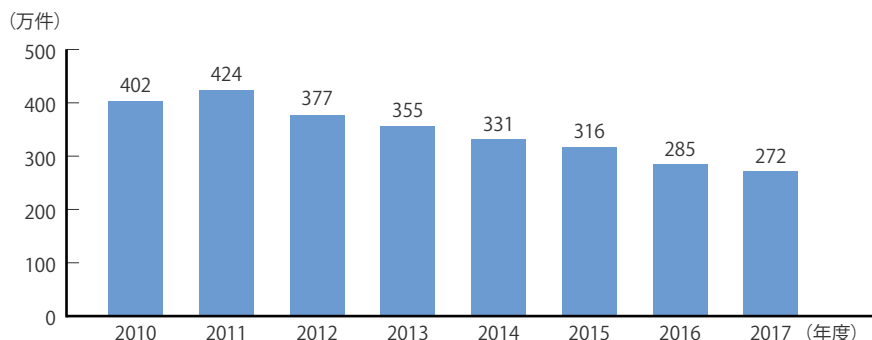
FAQの内容については、お客様の検索キーワードや閲覧回数分析により、必要とされる情報を迅速・的確に表示できるよう精度向上を図っています。

また、最近では、FacebookなどのSNSを通じて、季節の変わり目などに各種お役立ち情報を発信したり、LINEの自動応答サービスから関連のFAQへ誘導したりするなどの取組みを行っています。

このように、お客様が「お客様ご相談センター」に問い合わせされる前に問題解決できるしきみを整えることで、「お客様ご相談センター」での相談件数は減少傾向にあります。

また、海外においては、国あるいは地域ごとに「コールセンター」を運営し、お客様の各種ご相談への対応や、修理受付を行っています。さらに、各国のWebサイトでもFAQを提供し、日本と同様に、お客様ご自身で問題を解決できる仕組みづくりに努めています。

お客様ご相談センター(個人のお客様向け)相談件数推移



修理サービス体制

日本の家電商品の修理サービスは、パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社 内のCS社(修理・部品サービス部門)が担当しています。また住宅設備系商品は、パナソニック エコソリューションズ テクノサービス株式会社が担当しています。

これらサービス会社は全国にネットワークを設け、地域密着のもと高度な技術とノウハウを備えたカスタマーエンジニアが常駐し、お客様からの修理のご依頼に対して、「迅速・確実」な出張修理サービスを行っています。修理受付は24時間365日の体制を整備し、とくに生活必需品のトラブルについては一刻も早い修理サービスの提供に努めています。

[パナソニック コンシューマーマーケティング(株) CS社及び関連会社 サービス拠点数]

全国105カ所(2018年4月現在)

[パナソニック エコソリューションズ テクノサービス(株)サービス拠点数]

46拠点(2018年4月現在)

修理サービス窓口強化の取り組み

お客様が修理を依頼される際の利便性向上を目的に、宅配便による修理品の受け渡しやWebサイトでの受付体制を整えています。また、デジタルカメラ(LUMIX)とノートパソコン(Let's note)については、東京(秋葉原)の修理工房に即日修理対応の窓口を設けています。さらに、修理工房とパナソニックセンター大阪ではデジタルカメラの商品相談・修理相談・クリーニングサービスを実施する「LUMIXコンシェルジュサービス」を提供しています。



LUMIX & Let's note修理工房(秋葉原)



LUMIXコンシェルジュサービス(大阪)

ワンストップサービスを提供するなど、お客様のライフスタイルや生活シーンに合わせたサービスメニューの提供に積極的に取り組んでいます。

グローバルな修理サービス拠点

海外における修理サービスは、当社の販売会社或いは、販売代理店が運営するサービスセンターや、サービス認定店が担当しています。当社が商品を販売する全ての国や地域のお客様に満足いただけるよう、現地のお客様のニーズに合わせたサービスの提供を目指しています。また、お客様の利便性を考慮し、出張修理のみならずDoor-to-Doorで商品のお預かりと返却を行っている国もあります。

修理サービス拠点数(2017年度)

地域	修理サービス拠点数
日本	151
北米	1,450
中南米	1,150
欧州・CIS	490
東南アジア・大洋州	1,650
インド・南アジア・中東阿	990
中国・東北アジア	700

※日本：パナソニック コンシューマーマーケティング(株)CS社及び関連会社、
パナソニック エコソリューションズ テクノサービス(株)

法人向け事業のCS体制

住宅設備関連商品

照明、情報機器、電設資材、住宅設備・建材、そして太陽光発電・蓄電設備などのエネルギー関連商品に関する法人向けお問い合わせ窓口では、お得意先様(パートナー)からの施工や設置・設定でのお困り事を365日迅速に対応できる体制を整えています。

業務用機器

映像、セキュリティ、情報通信、自動車、産業空調など業務用機器分野では、各分野の販売会社がお客様のニーズに合った機器・システムのご提案から設計・施工、お問い合わせ、修理サービスに至るまで一貫してサポートし、CS向上に取り組んでいます。

業務用ソリューション

業務用ソリューションを担当する当社グループの販売会社や、当社商品の販売パートナー様によって、お客様ごとに異なるニーズを把握し、商品の事業戦略の実行や業務改善をサポートするソリューションをシステム構築、販売、施工、保守、修理、運用サービス、クラウドサービスまでトータルでご提供しています。

CS活動においてはご相談窓口、修理サービス、保守メンテナンスなどお客様との接点から信頼関係を構築し、お客様のお困り事に継続的なサポートを迅速に提供し、対応できる体制を整えています。

自動車用機器

自動車用機器については、当社グループ販売会社(パナソニック カーエレクトロニクス株式会社)が販売店様と連携を取りながら、当社製のカーナビゲーションやカーオーディオなどへのアフターサービスを担い、CS向上に取り組んでいます。

また、純正車載機器の供給にあたっては、カーメーカー様のご要望にお応えすべく、不具合品の早期発見・早期解決を実現する仕組みと体制を整え、スピーディーできめ細かなサービスを提供しています。

管理指標

サービス品質の高位平準化を目的にグローバル共通の管理項目を設け目標を設定し、定期的に達成度を測定し、その結果に基づき改善に取り組んでいます。また、サービスコストの適正化を目的に、新たな基準や指標づくりにも取り組んでいます。

B2B向けシステム・ソリューション事業における お客様満足度向上活動

営業提案から保守・修理まで、ソリューション事業におけるお客様との一連の接点業務について、お客様の当社に対する「期待と評価のギャップ」を年1回、満足度調査を実施することで確認し、お客様へのお役立ち改善につなげています。調査は、当社の国内BtoB向けシステム商材の再販のお取引先様および直販のお客様の中から約400社を対象として、2008年より継続的に実施しています。調査内容は、営業提案、商品・SE、修理保守、施工、CSRの5つの項目に関し、46の設問についてお客様に評価いただくとともに、自由記述によるご意見・ご要望を頂戴しています。その分析結果に基づき、「改善取り組み計画策定→実行計画と改善活動→改善取り組み確認→満足度調査」の改善サイクルを回しています。商品企画、設計、技術、品質などの商品開発・製造部門、およびマーケティング、販売、施工、保守サービスなどのお客様サポート部門が連携し、調査の結果をBtoB向け商品やシステム・ソリューションの総合的な改善に活用することで、お客様満足度の向上に取り組んでいます。

下記のWebサイトには、その他のお客様対応の取り組みを掲載しています。

<https://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/customer.html>

品質向上と製品安全の確保

マネジメントシステム

当社では、創業者が掲げた「お客様第一を基本に製品やサービスを通じて社会に貢献する」という経営理念のもと、社会の将来動向も踏まえて、公的基準・規格より厳しい条件を独自に設定しながら、「品質向上」と「製品安全の確保」に関わる各種の制度や仕組みを常に改善して、モノづくりを行っています。

品質向上については、チーフ・クオリティ・オフィサーをオールパナソニックの品質責任者として、品質に関わる基本方針である「品質基本規程」を独自に定め、パナソニックの品質マネジメントシステムを構築・運用して、お客様第一の視点に立った継続的な品質改善に取り組んでいます。また、2016年10月には、医療機器の製造販売に関わる業務をより適切かつ円滑に推進するため、医療機器製造販売業務基準をパナソニック独自で制定いたしました。

製品安全の確保については、FF式石油暖房機事故を痛恨の教訓とし、製品安全を経営の最優先事項として取り組んでおります。具体的にはパナソニック独自の製品安全規格をそれぞれの製品において企画・設計からサービス・廃棄までの全段階に適用して、製品安全を常に確保しています。さらに、製品安全レベルをより向上させるために、全社横断の総合製品安全委員会を適宜開催して、事業や製品の変化に応じた製品安全の確保をより高い次元で追求できるように努めています。また、パナソニック全製品の製品安全に関する情報をできるだけタイムリーに皆様に報告するようにパナソニックのホームページを通じてお知らせしております。

参考URL

商品に関する大切なお知らせ <https://www.panasonic.com/jp/corporate/info.html>

方針

当社では、全社品質方針を「常にお客様および社会の要望に合致し、満足していただける製品およびサービスの提供を通じ、真にお客様に奉仕する」と独自に定めています。

加えて、製品安全については、自主行動計画に係る基本方針(2007年6月27日開催の松下電器産業株式会社(当時)取締役会において決議)を定め、「お客様第一」と「スーパー正直」に徹して、製品安全の確保に積極的に取り組んでおります。

▶製品安全に関する自主行動計画に係る基本方針

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/quality-policy.html>

さらにパナソニック行動基準の「商品の安全」セクションでも、安全の確保に努めることを定めています。

パナソニック行動基準 第2章 事業活動の推進：II-2. 商品の安全

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-2.html#section2-2>

規程

品質マネジメントシステム

当社では、カンパニー／事業場自己完結型の品質保証プロセスを確立するために、ISO9001の要求事項にパナソニック独自の品質保証の手法やノウハウを加えた、パナソニックが求める品質レベルの実現をめざした品質マネジメントシステムを「品質マネジメントシステム(P-QMS)構築ガイドライン」として2004年に制定し、ISO9001-2015の改定に合わせて本ガイドラインも改定しています。

さらに、カンパニー／事業場は本ガイドラインを基にした品質マネジメントシステムをそれぞれの事業特性に合わせて独自に構築して、その推進状況を確認するため品質アセスメントや内部監査をコーポレート、カンパニーや事業場の様々な階層で実施し、継続的な品質改善に取り組んでいます。

また、事業の多様化に対応するため本ガイドラインを全社共通事項に集約した全社共通部分と、事業分野特有の事項である、家電・車載・住宅・デバイス・BtoBソリューション・薬事などにわけて策定したセクター規格を加えた部分からなる品質マネジメントシステムとするなど、パナソニックの各事業分野に合致した進化を図っています。

教育

パナソニックの品質の考え方を徹底するために、「パナソニックの品質を学ぶ」をコンセプトにカンパニー／事業場の品質責任者に対して研修を上期1回下期1回の計年2回開催しています。また、現場の課題解決手法を学びあうQC活動を横展開することでモノづくり現場の品質力強化を図るQCサークル世界大会を毎年11月に開催しており、2017年度の第55回大会には、パナソニックグループの総数4,813のQCサークルから予選を勝ち抜いた28サークルが出場し、グランプリを決定しました。



QCサークル世界大会の様子

製品安全を最優先とするモノづくりを現場に定着させるために、モノづくり現場に製品安全エキスパートを育成する製品安全技術者育成講座を実施しています。また、製品安全最優先の企業風土を全従業員に広げるために、eラーニング「製品安全の基礎」などの自主学習や、社内外の事例を通じて製品安全について考える「製品安全フォーラム」の開催など、製品安全教育にも取り組んでいます。さらに現場・現物に即した教訓の伝承と製品安全技術の学習を目的に、大阪府枚方市の人材開発カンパニー内に「製品安全学習室」を設置し、FF式石油暖房機事故をはじめとする過去のリコール社告製品の現物、原因・対策や、重要な不安全事故(トラッキング、強度劣化など)の防止策を学ぶことができるようにしています。



製品安全学習室

2017年度の「製品安全学習室」利用者数は、約7,000名で、新入社員から幹部社員まで、お客様の立場にたつて事故を学ぶことで二度と事故を起こさない決意を新たにします。

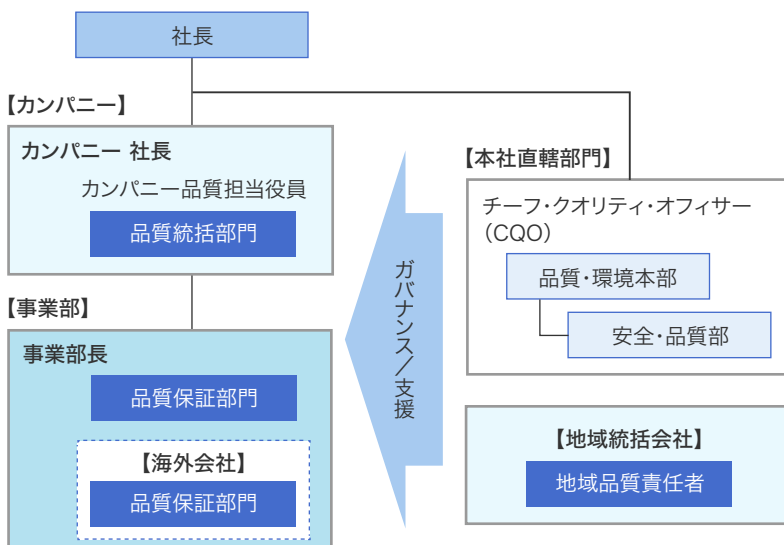
加えて、社内の品質関連社員にP-QMSを浸透・定着させるために、P-QMSのeラーニングを実施し、カンパニー傘下の国内全部門の課長職約4千名のうち約9割が受講しました。

責任者・体制

当社のチーフ・クオリティ・オフィサー(CQO)は、専務執行役員の 宮部 義幸です。(2018年8月末現在)

そして、本社直轄部門のガバナンス／支援のもとに、各カンパニー／事業場が自主責任・自己完結型で事業推進していく体制を築いています。

品質管理体制



また2014年9月より、北米、中南米、欧州・CIS、東南アジア・大洋州、インド・南アジア・中東亜、中国・北東アジアの6地域に、それぞれ地域品質責任者を設置しました。

地域の品質状況を監視し、製品安全に関わる不具合情報や、各地域の公的安全規格や公的安全認証等に係わる情報を、速やかに事業部門と共有することで、事業部門の体制を補強しています。

委員会・組織

品質責任者会議の活動

全社の品質改善取り組みや品質状況は、各カンパニーCQOならびに職能関係者が参加する「CQO会議」で検討・総括しています。会議では中長期視点での当社における品質のあるべき姿の議論などを通して、全社の品質基盤をより強固なものにするための方針や方策を決定しています。

また、より具体的な品質施策協議の場として、各カンパニーの品質統括部門の責任者が参加する「品質委員会」を定期的に開催し、社内での連携を強化しながら品質改善活動を推進しています。2015年度からは世界各地の品質責任者も参加する「グローバル品質責任者会議」を開催し、各カンパニーと地域の年度方針や課題を共有し、品質改善活動を促進する場を設けています

総合製品安全委員会の活動

製品安全を最優先とするモノづくりのために、2012年に各カンパニーの製品安全確保のキーパーソンが参加した全社の総合製品安全委員会を構築し、傘下に「安全技術部会」と「安全規格部会」を設けました。これら部会を通じて、2005年のFF式石油暖房機事故の反省から取り組んできた安全技術の開発と製品安全規格の整備活動をより一層恒常的なものにしていきます。

当委員会では、多種多様なロボティクス製品の拡大、高齢者の製品安全事故、リチウムイオン電池搭載商品やネットワーク接続可能な製品の増加を受け、これらの安全対策、事故の未然防止など、パナソニックが新たに取り組むべき施策についても検討を行っています。

安全技術部会の活動

安全技術部会では、設計時の想定を超えてお客様が長期にご使用になる場合を考慮して、製品に使用される材料などの耐久性を把握するための加速劣化試験など科学的な評価手法を開発してデータを蓄積し、データベース化しています。2017年度は、事後対応から予防活動へとシフトし、製品設計段階で高齢者や子どもへの配慮を反映させるなど、将来のパナソニックの事業を見据えたテーマを検討しました。

安全規格部会の活動

公的安全規格順守は当然のこととして、より安全性を高めるため、製品開発において守るべき設計規則を「パナソニック安全規格(PCSS)」(以下、PCSSという)として公的安全規格よりも、より厳しい社内基準を設けて制定しています。

安全規格部会では、安全技術部会の活動から得られた知見をPCSSに反映し、長期使用や難燃化対策、落下防止といった重要安全事項の規格を適宜強化しています。その中でも、2017年度はリチウムイオン電池の発火事故防止を最優先課題とし、リチウムイオン電池を使用する応用商品で守るべきパナソニック独自規格の充実・強化を行いました。また、事業領域の拡大で発生が見込まれるリスクを未然に防ぐため、例えば、エネルギーマネジメントシステムなどを対象とした「パナソニックシステム安全規格(Panasonic System Safety Standards、略称PSSS)」や、人共存ロボットの安全性を確保するための、「パナソニック人共存ロボット安全規格(Panasonic personal-care Robot Safety Standards、略称PRSS)」を制改定するなど、事業分野ごとの製品安全に関する社内規格の拡充にも取り組んでいます。

国際安全規格の認証取得事例

《生活支援ロボット「リショーンPLUS」がISO13482^{※1}認証を取得》 2017年1月

2014年2月に国際安全規格ISO13482を世界で初めて取得したリショーン(ベッドと車椅子を合わせた機能を持つロボット介護機器)に続き、リショーンの利便性、安全性、デザイン性をさらに向上させた「リショーンPLUS」も、2017年1月にISO13482に基づく認証を取得しました。

参考URL：<http://sumai.panasonic.jp/agefree/products/resyoneplus/>

《自動車機能安全規格ISO26262^{※2}認証を取得》 2012年2月

当社は、自動車向け機能安全^{※3}規格ISO26262のプロセス認証を、第三者機関であるドイツTÜV SUD(テュフ・ズード)より取得し、車載機器、デバイスのソフトウェア開発プロセスにおいて、本規格の最高安全水準であるASIL-Dまで対応可能と認められました。

参考URL：https://www.jeita.or.jp/japanese/exhibit/2015/1111/pdf/02_Functional.pdf

※1 国際標準化機構(ISO)から発行されたパーソナルケアロボット(生活支援ロボット)の安全性に関する国際規格。physical assistant robot、mobile servant robot、person carrier robotの3タイプのロボットを対象としたもの。

※2 2011年11月15日に発行された自動車向け機能安全の国際規格。この規格では安全度水準(ASIL; Automotive Safety Integrity Level)が4段階(ASIL A～ASIL D)に定められています。

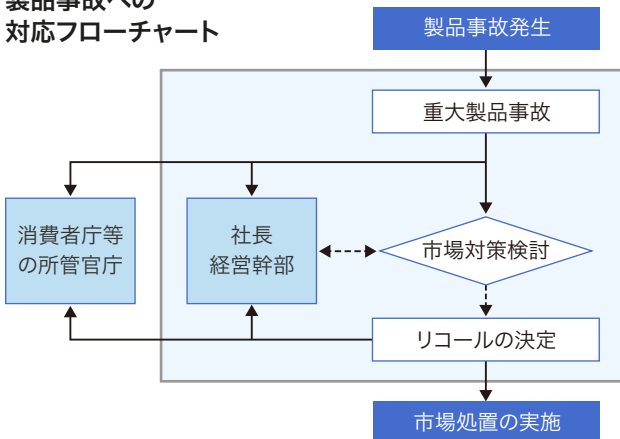
※3 マイコンなどの電気・電子的な装置の働き(機能)により実現されている安全性のこと。例えば、故障の検出や、安全な停止制御、ユーザーへの警告などが機能になります。

品質：重大事故と対策

製品事故への対応

市場において製品事故が発生した場合、直ちに事実確認を行い、原因解析と検証を行います。重大製品事故と判断した場合には、お客様の安全を確保するため、当社の本社直轄部門、カンパニー／事業場が一丸となり、適切な対策をとることに努めています。具体的な初動対応として消費者庁などの所管官庁、社長や経営幹部への報告を行い、市場対策方針を検討いたします。

製品事故への対応フローチャート



重大製品事故情報

日本国内では、消費生活用製品安全法ならびに製品安全に関する自主行動計画に係る基本方針に基づき、重大製品事故^{※1}について、製品起因が疑われる事故^{※2}、ならびに製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した事故^{※3}を公表しています。

※1 「重大製品事故」とは、消費生活用製品安全法に規定された下記の事故です。

1. 死亡事故
2. 重傷病事故（治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病）または後遺障害事故
3. 一酸化炭素中毒
4. 火災（消防が火災として確認したもの）

※2 「製品起因が疑われる事故」としては、以下のようなものがあります。

- ・ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否か特定できていない事故を含む）
- ・ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故を速報段階で公表しています。

※3 「製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した事故」

重大製品事故のうち日本の経済産業省の消費経済審議会製品安全部会において、製品に起因して生じた事故かどうか依然として不明であると判断された事故を公表しています。

重大製品事故情報一覧 <https://www.panasonic.com/jp/corporate/info/psc.html>

下記のWebサイトには、その他の品質向上と製品安全確保の取り組みを掲載しています。

<https://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/safety/report.html>

品質：受賞履歴

《第11回 製品安全対策優良企業表彰 経済産業大臣賞を受賞》※

(詳細URL http://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/)

パナソニック株式会社 アプライアンス社 ランドリー・クリーナー事業部が、経済産業省の「製品安全対策優良企業表彰」※大企業 製造・輸入事業者部門において「優良賞(審査委員会賞)」を受賞いたしました。本受賞は、

- 1)「製品安全の確実な実践とそれを支える人材の充実。」
- 2)「測るモノづくりの実践。」
- 3)「分かりやすい取扱説明書作成に向けた不断の取り組み。」

などの点を高く評価いただいたものです。

2015年のパナホーム株式会社の商務流通保安審議官賞、2016年度のエコソリューションズ社の経済産業大臣賞と、3年連続受賞となりました。

※ 民間企業の製品安全に対する積極的な取り組みを促進し、社会全体として製品安全の価値を定着させることを目的とし、経済産業省が2007年に開始した表彰制度。

《IAUDアワード2017 大賞、金賞および銀賞受賞》

国際ユニヴァーサルデザイン協議会(IAUD)が主催する「IAUDアワード2017」にて、「パナソニックのUDコミュニケーション(詳細URL: <https://www.panasonic.com/jp/corporate/technology-design/ud.html>)」で大賞を、「Panasonic レッツ・リモコンAD/ST PN-L90102、PN-L90101」、「充電式耳かけ型補聴器 R4シリーズ」の2件で金賞を受賞しました。パナソニックの金賞受賞は6年連続となります。

また、「作業現場向け骨伝導ヘッドセット」、「家庭用紙パック式掃除機 / Panasonic MC-JP800G/SJP800G シリーズ」と「ロボット掃除機「RULO(ルーロ)」/ Panasonic MC-RS800 シリーズ」の3件でも銀賞を受賞し、これらの受賞で、パナソニックは全受賞企業の中で最多入賞となります。(詳細URL: <https://www.iaud.net/award/9631/>)

製品セキュリティ

製品セキュリティ

ソフトウェアを搭載した様々な製品をネットワークにつなげて便利にご利用いただく中で、情報の漏洩や改ざん、誤作動の誘発をねらった悪意ある第三者の攻撃による被害を防ぐことを目的として、製品のセキュリティ確保が必要とされています。

当社では、お客様に安心してパナソニック製品をご利用いただくために、社内の体制・ルールを整備し、それらを定期的に見直すことにより、全社一丸となって製品のセキュリティの確保に取り組んでいます。

継続的な情報収集とそれに基づく社員教育の実施

製品のセキュリティにおける問題や解決策は日々新たに更新されています。当社では、セキュリティ専門団体への加盟や各種国際会議での調査を通して、製品のセキュリティにおける最新情報を常に収集しています。これによって得られた情報は、関連部門と共有するとともに、製品のセキュリティに関する社内教育に活かすことで、当社全体のセキュリティ知識・意識を高めています。

製品セキュリティを意識した開発の推進

製品の開発段階においては、守るべき資産・機能やそれらに対する攻撃の可能性を検討し、適切なセキュリティ対策が施されるように製品開発を行います。出荷前には専門家によるセキュリティ診断を行うことで、ハードウェアとソフトウェアの両面に、脆弱性と呼ばれる「製品のセキュリティ上の弱点」が、パナソニック製品に含まれることのないように努めます。

出荷後の対応

パナソニック製品の製品セキュリティに関する情報(脆弱性情報など)を入手したときは、関連部門と協力し、直ちに事実確認を行います。製品のセキュリティ上の問題があることが判明したときには、アップデート等によって製品セキュリティの確保を行うとともに、チェック体制の整備などの再発防止に向けた取り組みを行います。

情報セキュリティ・個人情報保護

方針

▶パナソニック行動基準 第2章 事業活動の推進：II-4. 情報の活用と管理

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-2.html#section2-4>

個人情報保護方針

<http://www.panasonic.com/jp/privacy-policy.html>

情報セキュリティマネジメントシステム

当社は、お客様からお預かりした情報や個人情報の保護が重要であることを認識し、情報セキュリティの管理体制を設けて、グローバル規程の策定と実施により、全社で適切な管理に取り組んでいます。

また、全従業員向け、階層別、お預かり情報・個人情報の取扱者向け教育など、従業員一人ひとりへの教育の実施を通じて、意識や知識を高めるとともに、的確な対応が実施できるように努めています。

また、昨今のIoT事業拡大等に伴い、お客様のライフログなどパーソナルデータの取扱い機会がグローバルに増加するため、より一層プライバシー保護に配慮したデータ管理に努め、コンプライアンスと社会への説明責任を果たす取組みを強化しています。

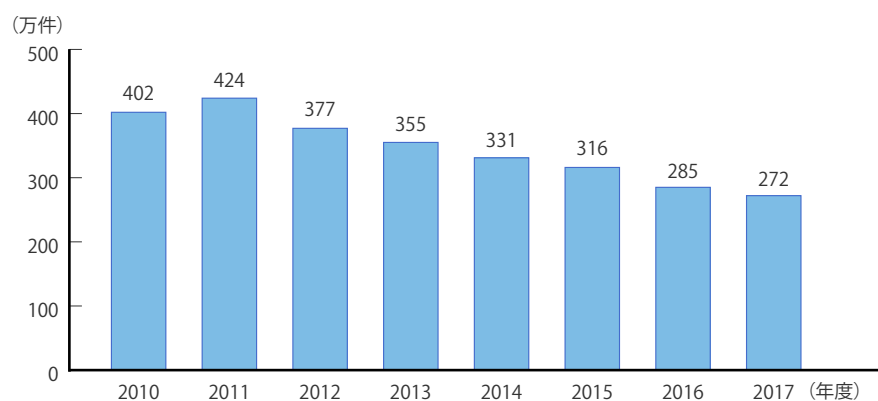
▶当社のISO27001認証取得事業場リスト

<http://www.panasonic.com/jp/privacy-policy/iso27001.html>

CSR実績データ一覧

お客様対応

お客様ご相談センター(個人のお客様向け)相談件数推移



修理・サービス体制

[パナソニック コンシューマーマーケティング(株)CS社 サービス拠点数]
 全国101カ所(2018年4月現在)

[パナソニック エコソリューションズ テクノサービス(株)サービス拠点数]
 46拠点(2018年4月現在)

修理サービス拠点数 (2017年度)

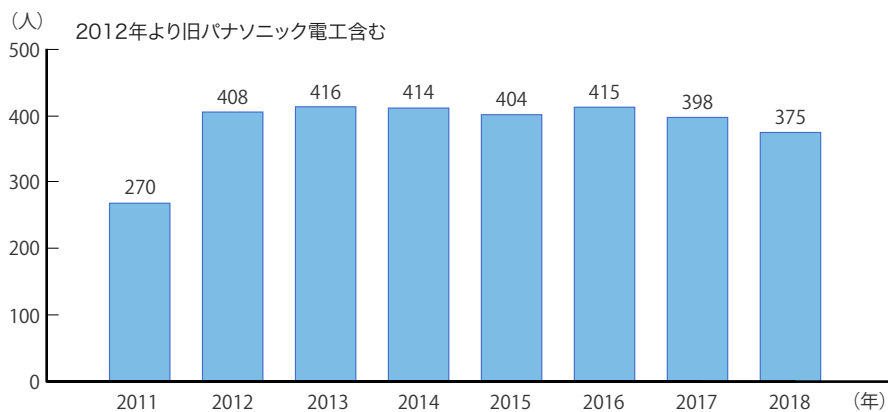
地域	修理サービス拠点数
日本	151
北米	1,450
中南米	1,150
欧州・CIS	490
東南アジア・大洋州	1,650
インド・南アジア・中東阿	990
中国・東北アジア	700

※日本：パナソニック コンシューマーマーケティング(株)CS社及び関連会社、パナソニックエコソリューションズテクノサービス(株)

お客様満足度向上にむけて

消費生活アドバイザー資格取得の推進

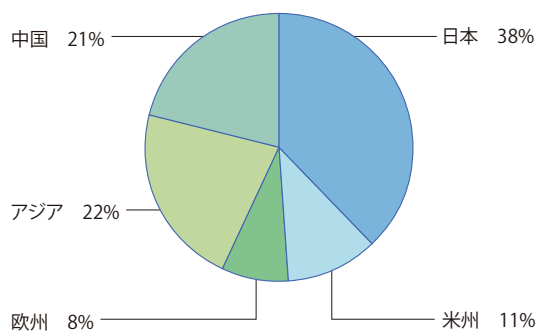
資格者 在籍者数の推移(2018年4月現在)



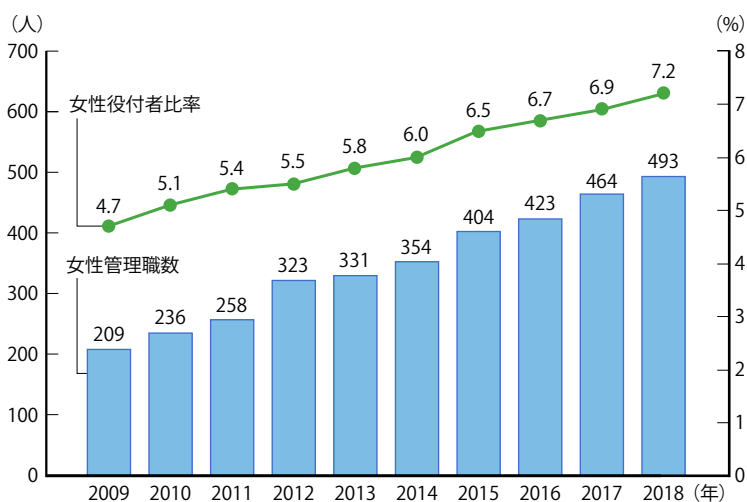
従業員関連データ

地域別従業員比率

グローバル連結従業員数 274,143人 (2018年3月末現在)



女性管理職数、女性役付者比率

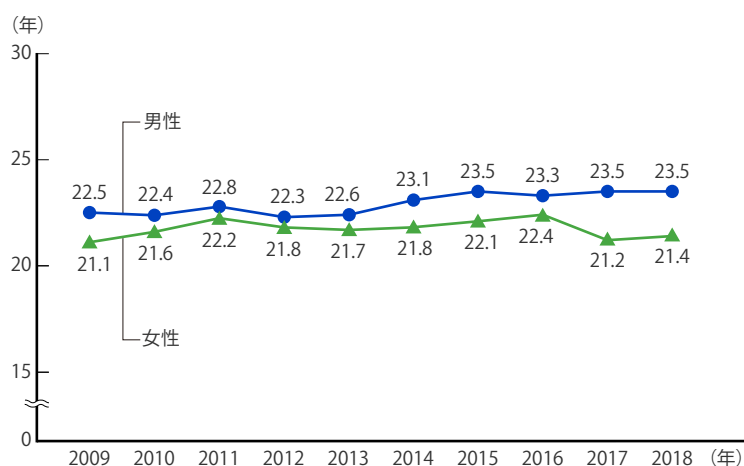


※各年度の4月時点の数字

※女性管理職数：課長クラス以上。当社および国内主要関係会社（ただし三洋電機は除く。2012年から旧パナソニック電工含む）の合計

※女性役付者比率：役付者には主幹と主務を含む。当社および国内主要関係会社（ただし三洋電機は除く。2012年から旧パナソニック電工含む）の合計

男女別平均勤続年数



※各年の3月時点の数字

※当社および国内主要関係会社（ただし三洋電機は除く。2012年から旧パナソニック電工含む）の合計

障がいのある方の雇用率の推移(日本)

	2011年 6月	2012年 6月	2013年 6月	2014年 6月	2015年 6月	2016年 6月	2017年 6月
パナソニック株式会社	2.07%	2.04%	2.15%	2.16%	2.15%	2.18%	2.15%
主要グループ会社	2.08%	2.11%	2.21%	2.24%	2.46%	2.50%	2.24%
グループ全体	2.08%	2.06%	2.17%	2.18%	2.21%	2.23%	2.16%

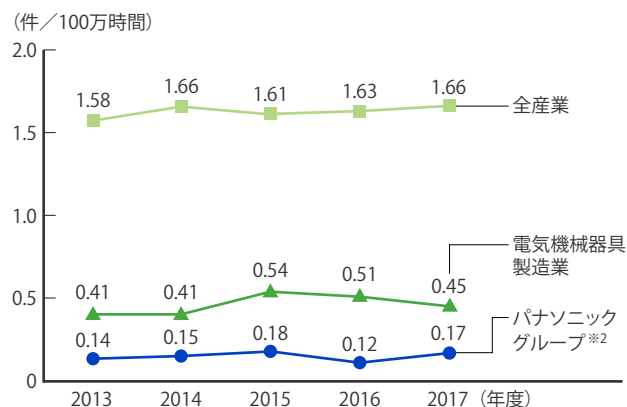
特例子会社(従業員数は2017年6月時点)

会社名	設立	従業員数 (うち障がい者数)	業務概要
パナソニック吉備株式会社	1980年	82人(36人)	ビデオカメラ液晶ユニットの組立、ビデオアクセサリの組立
パナソニック交野株式会社	1981年	40人(32人)	アビオニクス製品の組立、AVアクセサリの検査・梱包
パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社	1994年	57人(33人)	電子回路の組立(マッサージ椅子・シェーバー等)
パナソニックエコシステムズ共栄株式会社	1980年	40人(24人)	換気扇部材の組立、取り扱い説明書の印刷
三洋ハートエコロジー株式会社	1998年	75人(33人)	洋蘭の育成・販売、社内メール集配
播磨三洋工業株式会社	1982年	42人(21人)	掃除機部品の組立、構内の環境整備
千代三洋工業株式会社	1992年	42人(18人)	LED応用商品の製造、光検知センサーの製造

労働災害の発生状況^{※1}

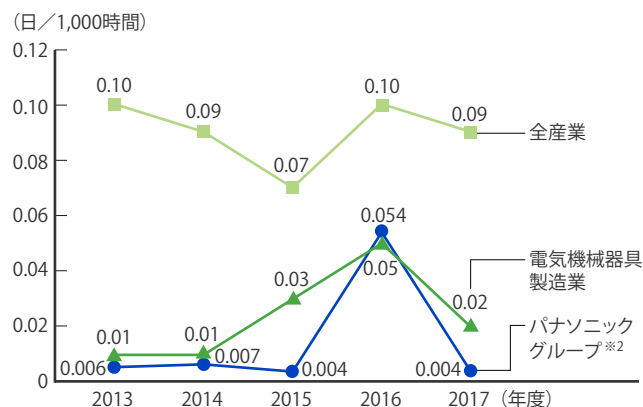
休業度数率の推移

(100万延労働時間あたりの休業災害件数)



強度率の推移

(1,000延労働時間あたりの労働損失日数)



【出典】労働災害動向調査(厚生労働省)

死亡災害件数(グローバル)の推移^{※3}

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
0	0	0	1 (日本:社員)	0

※1 休業度数率と強度率は、日本国内についてのみのデータ

※2 パナホーム除く

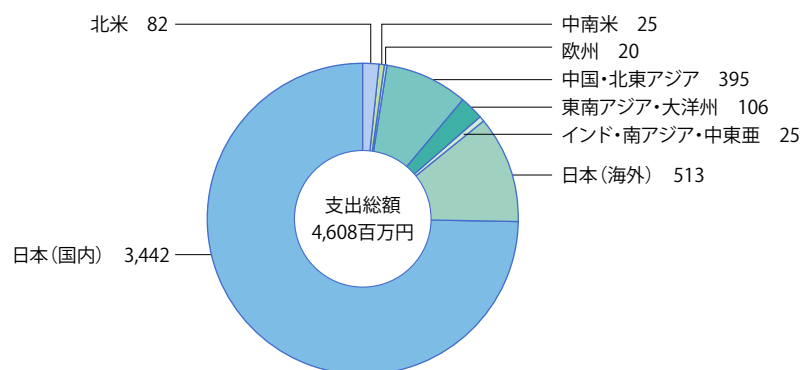
※3 業務上の疾病、通勤災害を除き、構内請負業者を含む

当社の休業度数率は、ベンチマークである機械器具製造業を毎年下回り、強度率も2016年を除き死亡災害は発生しておらず、毎年下回っています。(2016年は日本において設備にはさまれて従業員が死亡する災害が1件発生。)

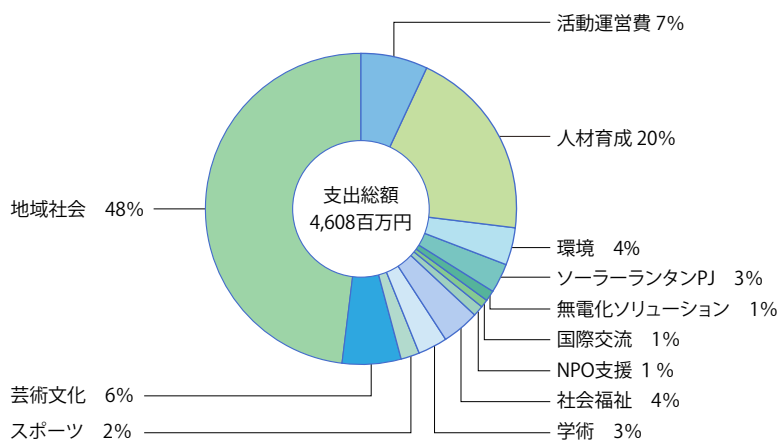
企業市民活動の費用支出

企業市民活動の地域別活動費(2017年度)

(単位:百万円)



企業市民活動への支出の活動分野別内訳(2017年度)



企業市民活動への支出の種類

(百万円)

寄付の種類	金額	企業市民活動総額における割合
寄付金	639	14%
地域貢献他	3,690	80%
各種協賛支援	279	6%
合計	4,608	100%

企業市民活動費の支出の内訳

(百万円)

貢献の方法	金額
キャッシュでの寄付	509
社員ボランティア関連費用	32
商品・サービス提供とプログラム協賛金	3,730
企業市民活動に関する運営費	336
合計	4,608

社外からの評価

CSR・環境の主な評価

FTSE4Good Index Series

世界の代表的な社会的責任投資(SRI)指標のひとつである「FTSE4Good Index」の対象銘柄に選定されています。この指標は、2001年にロンドンに本拠をおくFTSE社が始めたもので、当社の選定は開始以来、18年連続となります。

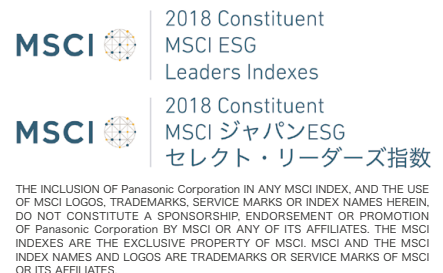
また、2017年7月に「FTSE Blossom Japan Index」が新設された当初より、当社はその構成銘柄に組み込まれています。

☐ FTSE 関連ホームページ <http://ftserussell.jp/index.html>



MSCI ESG Indexes

環境・社会・ガバナンス(ESG)の取り組みを重視して行う投資(ESG投資)に関する世界の代表的な指標である「MSCI ESG Leaders Indexes」(旧「MSCI Global Sustainability Indexes」)に構成銘柄として当社は組み入れられています。この指標は、米国のMSCI社によるもので、当社は8年連続で構成銘柄に選定されています。加えて、2017年7月に「MSCI ジャパンESGセレクト・リーダーズ指数」が新設され、当社はその構成銘柄に組み込まれています。



ECOVadis

サプライヤー企業のサステナビリティ・パフォーマンスを評価するEcoVadisから、最高位の「ゴールド」評価を3年連続で取得しています。EcoVadisは、グローバル・サプライチェーンが及ぼす影響を利用して企業の環境的・社会的慣行を改善することを目指しており、企業がその取引先のサステナビリティ・パフォーマンスをモニタリングすることを可能にする世界110か国・150業種に及ぶコラボレーション・プラットフォームを運営しています。「ゴールド」評価は、世界中の対象企業のうちトップ5%に授与されます。



「CDP 2017」

英国の非営利団体CDP(旧名称:カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)による、世界の企業を対象にした、気候変動への戦略や具体的な温室効果ガスの排出量に関する調査の第15回目の結果が、2017年秋に公表されました。

当社は気候変動に対する取り組み、およびその情報開示が評価され、8段階中2番目の「A- (リーダーシップ)」の評価を獲得しました。



日経環境経営度調査

日本経済新聞社が2018年1月に発表した第21回「環境経営度調査」の企業ランキングで、製造業15位の評価を受けました。製品対策の項目で高得点を獲得しています。

日経BP環境経営フォーラム「環境ブランド調査」

日経BP環境経営フォーラムが2017年に実施した第18回「環境ブランド調査」では、3年連続で3位を獲得しました。省・創・蓄エネルギーの推進、地球温暖化防止のほか、環境コミュニケーションなどにおいて高評価を受けました。

環境関連社外表彰

2017年度も当社の環境活動が評価され、グローバルで様々な表彰をいただきました。

主な環境関連社外表彰(2017年度)

分野	授賞機関名・表彰名	受賞タイトル	受賞社名・内容 (リンク先URL)
製品・サービス	日本・文部科学省 平成29年度科学技術分野 文部科学大臣表彰	科学技術賞(開発部門)	パナソニック(株) オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社 電子材料事業部 高耐熱かつ高多層化が可能な高速伝送対応回路基板材料の開発 https://news.panasonic.com/jp/press/data/2017/04/jn170411-4/jn170411-4.html
	日本・モノづくり日本会議/日刊工業新聞社 2017年“超”モノづくり部品大賞	生活関連部品賞	パナソニック(株) アプライアンス社 OHラジカルの生成量を従来比10倍にした『ナノイーX』生成デバイス http://iweb.mei.co.jp/gp/company/ap/ja/report/140506.html
	日本・(一財)省エネルギーセンター 平成29年度 省エネ大賞	省エネルギーセンター会長賞	パナソニック(株) アプライアンス社 省エネ性、快適性、サービス性を追求した「店舗・オフィス用エアコン XEPHY6シリーズ」 https://news.panasonic.com/jp/topics/158850.html
		省エネルギーセンター会長賞	パナソニック(株) アプライアンス社 吸収式冷凍機「節電型ナチュラルチラーPR型」 (東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)様との共同受賞) https://news.panasonic.com/jp/topics/158850.html
		省エネルギーセンター会長賞	パナソニック(株) エコソリューションズ社 クラウド型分析ツール提供サービスによる省エネの支援 (高砂熱学工業(株)様との共同受賞) https://news.panasonic.com/jp/topics/158850.html
	日本・(一財)コージェネレーション・エネルギー高度利用センター コージェネ大賞2017	技術開発部門 特別賞	パナソニック(株) 付加価値を向上したエネファームの開発～IoT対応とレジリエンス機能の強化～ (東京ガス(株)様 ほかとの共同受賞) http://iweb.mei.co.jp/tec-lib/award/other/list/2018.html http://www.ace.or.jp/web/gp/gp_0010.html
	日本・トヨタ自動車(株) 2018年トヨタグローバル仕入先総会	技術開発賞	パナソニック(株) オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社 HV用高出力リチウムイオン電池 http://iweb.mei.co.jp/gp/company/ais/ja/report/141928.html
	日本・日刊自動車新聞 用品大賞2017	バッテリー部門賞	パナソニック(株) オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社 市販カーバッテリー-caosシリーズ http://iweb.mei.co.jp/gp/company/ais/ja/report/138088.html
	米国・米国環境保護庁 エネルギースター・アワード	サステインド・エクセレンス賞	パナソニック エコソリューションズ ノースアメリカ 優れたエネルギー効率による環境保護分野でのリーダーシップ https://bdmag.com/epa-recognizes-panasonic-eco-solutions-north-america-2017-energy-star-partner-year-sustained-excellence-award/
	日本・(公益)日本デザイン振興会 2016年度グッドデザイン賞	グッドデザイン賞 ほか	パナソニック(株) ハイブリッド型パワーコンディショナ、宅配ボックス実証実験 ほか http://www.g-mark.org/award/describe/45229?token=TnQIQoJD9S http://www.g-mark.org/award/describe/46043?token=TnQIQoJD9S
日本・(特非)キッズデザイン協議会 第11回キッズデザイン賞	子どもたちの創造性と未来を 拓くデザイン部門 キッズデザイン賞 ほか	パナソニック(株) スマートHEMS ほか http://www.kidsdesignaward.jp/search/detail_170951	
生産活動	日本・(一社)日本能率協会 2017年度GOOD FACTORY賞	ファクトリーマネジメント賞	パナソニック(株)エコソリューションズ社 ライティング事業部 新潟工場 https://news.panasonic.com/jp/topics/155382.html
環境教育	ベトナム・環境省 ナショナル・エンバイロメント・アワード 2017		パナソニック ベトナム 環境保護への顕著な貢献 http://iweb.mei.co.jp/gp/region/apmea/news/en/report/137633.html
環境コミュニケーション	日本・日刊工業新聞社 第52回日本産業広告賞	日刊工業新聞広告大賞	パナソニック(株) 太陽光発電ソリューションシリーズ
	日本・日本雑誌広告協会 第60回 日本雑誌広告賞	金賞	パナソニック(株) パナソニック ソーラーランタン ほか http://www.zakko.or.jp/prize/work/index.html
	日本・広告電通賞審議会 第70回 広告電通賞	新聞企画部門 優秀賞	パナソニック(株) せかいをぬりかえる技術 (せかいを、ぬりかえよう。) https://adawards.dentsu.jp/prize/list70/ https://adawards.dentsu.jp/prize/detail/6625
	日本・(株)ジェイアール東日本企画 交通広告グランプリ2017	企画部門 優秀作品賞	パナソニック(株) パナソニックLEDシーリングライト 「AIR PANEL LED照明中。」 http://awards.jeki.co.jp/archive/
	日本・(一社)日本BtoB広告協会 第38回 2017日本BtoB広告賞	雑誌広告の部 銀賞	パナソニック(株)エコソリューションズ社 ほか LED事例シリーズ http://www.bbba.or.jp/jigyo/sogo/2017sogof.html

※会社名は受賞当時の名称

RBA行動規範対照表

「レスポンシブル・ビジネス・アライアンス (RBA) 行動規範バージョン6.0」への当社の対応状況は以下の通りです。

項目	「CSR・環境」サイトでの該当先、関係サイトおよび注記 (リンク先URL)	管理体制	「CSR・環境」サイトでの該当先、関係サイトおよび注記 (リンク先URL)
A 労働	1) 雇用の自由選択 2) 若年労働者	1) 会社の取り組み	人権の尊重・方針 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#policy
	3) 労働時間	2) 経営者の説明責任と責任	人権の尊重・責任者・体制 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#structure
	4) 賃金および福利厚生	3) 法的要件および顧客の要件	人権の尊重・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#management 人権の尊重：グローバルな基準・法令等への取り組み状況 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/global_standards
	5) 人道的待遇	4) リスク評価とリスク管理	人権の尊重：マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#management 人権の尊重：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/performance.html
	6) 差別の排除	5) 改善目標	人権の尊重：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/performance.html
	7) 結社の自由	6) トレーニング	人権の尊重・教育 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#education
		7) コミュニケーション	人権の尊重・マネジメントシステム (従業員向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#management 人権の尊重・方針 (従業員向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#policy
		8) 労働者のフィードバックと参加	人権の尊重・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#management 人権の尊重：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/performance.html
		9) 監査と評価	人権の尊重・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#management 人権の尊重：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/performance.html
		10) 是正措置プロセス	人権の尊重・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#management 人権の尊重：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/performance.html
		11) 文書化と記録	人権の尊重・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#management
		12) サプライヤーの責任	責任ある調達活動：購入先様へのCSRの徹底 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/supply_chain/suppliers
B 安全衛生	1) 職務上の安全	1) 会社の取り組み	労働安全衛生・方針 ・パナソニック行動基準 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy
	2) 緊急時への備え	2) 経営者の説明責任と責任	労働安全衛生・方針 ・パナソニック労働安全衛生ポリシー http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy
	3) 労働災害および疾病	3) 法的要件および顧客の要件	労働安全衛生・責任者・体制 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#structure 労働安全衛生・方針 ・労働安全衛生行動指針 1. 法の順守 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy
	4) 産業衛生	4) リスク評価とリスク管理	労働安全衛生 また、下記のサイトでも関連情報を一部報告しています。 労働安全衛生 労働安全衛生：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#management
	5) 身体的に負荷のかかる作業	5) 改善目標	労働安全衛生・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#management 労働安全衛生・方針 ・労働安全衛生行動指針 5. 危険・有害要因の除去・低減 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy 労働安全衛生・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#management
	6) 機械の安全対策	6) トレーニング	労働安全衛生・方針 ・労働安全衛生行動指針 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy 労働安全衛生・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#management

7) 衛生設備、食事、および住居		7) コミュニケーション	労働安全衛生・マネジメントシステム (従業員向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#management	
			労働安全衛生・方針 ・パナソニック行動基準 (従業員向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy	
			労働安全衛生・方針 ・パナソニック労働安全衛生ポリシー (従業員向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy	
8) 安全衛生のコミュニケーション		8) 労働者のフィードバックと参加	労働安全衛生・方針 ・労働安全衛生行動指針 4. 役割、権限、責任の明確化・組織体制の整備 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy	
			労働安全衛生・責任者・体制 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#structure	
			労働安全衛生：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety/performance	
		9) 監査と評価	労働安全衛生・方針 ・労働安全衛生行動指針 7. 監査の実施と事業者(経営者)による見直し http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy	
			労働安全衛生・方針 ・労働安全衛生行動指針 7. 監査の実施と事業者(経営者)による見直し http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy	
		10) 是正措置プロセス	労働安全衛生・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#management	
		11) 文書化と記録	責任ある調達活動：購入先様へのCSRの徹底 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/supply_chain/suppliers	
12) サプライヤーの責任				
C 環境	1) 環境許可と報告	パナソニック環境ビジョン2050 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco.html 環境マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/ems.html	1) 会社の取り組み 環境基本方針 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/policy.html	
			2) 汚染防止と資源削減	環境配慮商品・工場 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/gp_gf.html
	工場の地球温暖化防止 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/site.html			
	工場省エネ支援サービス事業 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/service.html			
	グリーンロジスティクス http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/logistics.html			
	資源循環 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource.html			
	投入資源の削減と再生資源の活用 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/reduce.html			
	製品のリサイクル http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/recovery.html			
	工場廃棄物管理 ゼロエミッション化 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/zero.html			
	水資源保全 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/water.html			
	3) 有害物質	化学物質管理 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/chemical.html		
		4) 固形廃棄物	環境配慮商品・工場 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/gp_gf.html	
	資源循環 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource.html			
	投入資源の削減と再生資源の活用 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/reduce.html			
	製品のリサイクル http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/recovery.html			
	工場廃棄物管理 ゼロエミッション化 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/zero.html			
			5) 改善目標	環境基本方針 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/policy.html
				6) トレーニング
			7) コミュニケーション	
				環境情報システム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/it.html
環境基本方針(従業員、購入先様、お客様向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco.html				
サプライチェーン連携(購入先様向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/supplychain.html				
環境コミュニケーション(購入先様、お客様向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/communication.html				

	5) 大気への排出	環境配慮商品・工場 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/gp_gf.html		環境ガバナンス http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance.html		
	6) 材料の制限	化学物質管理 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/chemical.html		8) 労働者のフィードバックと参加	環境マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/ems.html	
		化学物質管理 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/chemical.html		サプライチェーン連携 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/supplychain.html	環境リスクマネジメント http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/risk.html	
		生物多様性保全 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/biodiversity.html			環境情報システム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/it.html	
	7) 水の管理	水資源保全 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/water.html		9) 監査と評価	環境ガバナンス http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance.html	
	8) エネルギー消費および温室効果ガスの排出	パナソニック環境ビジョン2050 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco.html			10) 是正措置プロセス	環境マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/ems.html
		環境配慮商品・工場 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/gp_gf.html				環境リスクマネジメント http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/risk.html
		省・創・蓄エネルギー商品 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/product.html		環境情報システム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/it.html		
		工場の地球温暖化防止 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/site.html		11) 文書化と記録		環境ガバナンス http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance.html
		地球温暖化の緩和・適応 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/solution.html				環境マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/ems.html
		工場省エネ支援サービス事業 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/service.html				環境リスクマネジメント http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/risk.html
	グリーンロジスティクス http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/logistics.html	環境情報システム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/it.html				
	サプライチェーン連携 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/supplychain.html	12) サプライヤーの責任	環境マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/ems.html			
			環境情報システム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/it.html			
D 倫理	1) ビジネスインテグリティ	腐敗防止 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/fairtrade#decrease	1) 会社の取り組み	公正な事業活動・方針 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#policy		
	2) 不適切な利益の排除	方針 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#policy	2) 経営者の説明責任と責任	公正な事業活動・責任者・体制 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#structure		
		腐敗防止 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/fairtrade#decrease				
	3) 情報の開示	行動基準 第2章 II-5. ティスクロージャー（情報開示） http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-2.html#section2-5	3) 法的要件および顧客の要件	行動基準 第2章 II-3. 法令と企業倫理の順守（3）関係法令の社内徹底 http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-2.html#section2-3		
	4) 知的財産	行動基準 第2章 I-1. 研究開発（3）成果の活用と知的財産権の尊重 http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-2.html#section1-1	4) リスク評価とリスク管理	公正な事業活動・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#management		
	5) 公正なビジネス、広告、および競争	責任ある広告・宣伝活動 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/communication.html	5) 改善目標	公正な事業活動：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/performance.html		
	6) 身元の保護と報復の排除	内部通報制度 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/whistleblowing.html	6) トレーニング	公正な事業活動・コンプライアンス教育 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#education		
	7) 責任ある鉱物調達	責任ある調達活動：紛争鉱物対応 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/supply_chain/minerals.html	7) コミュニケーション	公正な事業活動・マネジメントシステム（従業員向け） http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#management		
				公正な事業活動・方針（従業員向け） http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#policy		
	8) プライバシー	情報セキュリティ・個人情報保護 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/security	8) 労働者のフィードバックと参加	公正な事業活動：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/performance.html		
				公正な事業活動：内部通報制度 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/whistleblowing.html		
			9) 監査と評価	公正な事業活動：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/performance.html		
公正な事業活動：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/performance.html						
11) 文書化と記録			マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#management			
12) サプライヤーの責任			責任ある調達活動：購入先様へのCSRの徹底 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/supply_chain/suppliers			

E マネジ メント システ ム	1) 企業のコミットメント	経営理念とサステナビリティ http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/management/philosophy.html 行動基準 http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/list.html		
	2) 経営者の説明責任と責任	CSR活動の推進体制 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/management/structure.html		
	3) 法的要件および要求事項	CSR活動の推進体制 ・グローバルな規格・規範・ガイドライン・イニシアティブを尊重 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/management/structure.html		
	4) リスク評価とリスク管理	リスクマネジメント http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/management/riskmanagement.html		
	5) 改善目標	※右欄の各「5) 改善目標」を参照ください		
	6) トレーニング	コンプライアンス教育 (行動基準の教育) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#education		
	7) コミュニケーション	経営理念とサステナビリティ (従業員向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/management/philosophy.html		
		行動基準 (従業員向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/list.html		
		「CSR・環境」サイト (お客様向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability.html		
		責任ある調達活動 ・方針 (購入先様向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/supply_chain.html#policy		
		責任ある調達活動：購入先様へのCSRの徹底 (購入先様向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/supply_chain/suppliers		
	8) 労働者のフィードバック、参加、苦情	リスクマネジメント ・推進体制 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/management/riskmanagement.html#structure		
		リスクマネジメント ・リスク感性の向上 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/management/riskmanagement.html#education		
	9) 監査と評価	公正な事業活動 ・マネジメントシステム (行動基準の順守・実践状況の確認) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#management		
		公正な事業活動 ・評価 (行動基準の順守・実践状況の確認) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/performance.html		
	10) 是正措置プロセス	公正な事業活動 ・マネジメントシステム (行動基準の順守・実践状況の確認) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#management		
		公正な事業活動 ・評価 (行動基準の順守・実践状況の確認) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/performance.html		
	11) 文書化と記録	※右欄の各「11) 文書化と記録」を参照ください		
12) サプライヤーの責任	責任ある調達活動 ・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/supply_chain.html#management			

KPMGあずさサステナビリティ株式会社による独立保証報告書

eco ideas



独立した第三者保証報告書

2018年7月18日

パナソニック株式会社
取締役会 御中

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
大阪市中央区瓦町三丁目6番5号

代表取締役

取締役

当社は、パナソニック株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成したサステナビリティ データブック 2018(以下、「データブック」という。)に記載されている2017年4月1日から2018年3月31日までを対象とした下表に示す環境パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)に対して限定的保証業務を実施した。

表:独立保証の対象となる指標とデータブックにおける該当頁

指標名	頁	指標名	頁
間接的なCO ₂ 削減貢献量	32	生産活動におけるエネルギー起源のCO ₂ 以外の温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算)	38
直接的なCO ₂ 削減貢献量	32	生産活動における温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算)(スコープ1排出量)	39
主要商品使用時のCO ₂ 排出量	33	生産活動における温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算)(スコープ2排出量)	39
省エネ商品によるCO ₂ 削減貢献量	33	日本国内の輸送におけるCO ₂ 排出量	40
創エネ商品によるCO ₂ 削減貢献量	34	廃棄物・有価物の発生量	46
生産活動におけるCO ₂ 排出量と原単位	36	生産活動における水使用量	52
生産活動におけるエネルギー消費量	36	管理対象の化学物質 排出・移動量(総量)	59
再生可能エネルギー自社導入量	38		

会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。会社のウェブサイトに記載。)に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及びISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてデータブック上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- データブックの作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した3事業場における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、データブックに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以上

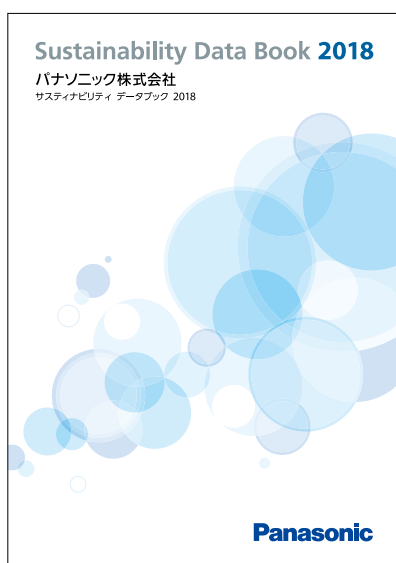
当社の事業活動に関するご報告

CSR・環境活動に関する詳細情報については「CSR・環境サイト」を、株主・投資家向けの事業戦略や財務状況などの情報については「投資家向け情報サイト」をご覧ください。

CSR・環境サイト

▶<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability.html>

サステナビリティデータブック(PDF)も掲載しています



投資家向け情報サイト

▶<http://www.panasonic.com/jp/corporate/ir.html>

事業戦略や財務状況、ESG(環境・社会・ガバナンス)などの情報を開示する「アニュアルレポート」(PDF)も掲載しています



Panasonic

お問い合わせ

パナソニック株式会社 CSR・社会文化部／品質・環境本部

〒105-8301 東京都港区東新橋1-5-1

Tel:03-3437-1121

2018年8月